

社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会
(第1回)

平成25年5月29日(水)
19:00~21:00
厚生労働省省議室(9階)

議事次第

○議事

1. 開会

2. 議題

(1) 委員長の選任について

(2) 今後の進め方等について

(3) ひとり親家庭への支援施策の在り方について

(4) その他

3. 閉会

[配布資料]

- 資料1 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会の設置について
- 資料2 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会検討スケジュール(案)
- 資料3 ひとり親家庭への支援施策の在り方の見直しについて
- 資料4 ひとり親家庭への支援施策に関する法体系について
- 資料5 ひとり親家庭の現状と支援施策の課題について
- 資料6 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する論点(案)

社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

改正児童扶養手当法（平成22年8月施行）の施行3年後検討規定に基づき、ひとり親家庭への支援施策の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には、委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) ひとり親家庭への支援施策の実施体制について
- (2) ひとり親家庭への就業支援の在り方について
- (3) ひとり親家庭への子育て・生活支援の在り方について
- (4) ひとり親家庭への養育費確保支援の在り方について
- (5) ひとり親家庭への経済的支援の在り方について
- (6) その他

4. その他

- (1) 委員会は、原則公開とする。

別紙

社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 委員名簿

氏名	所属
海野恵美子	全国母子寡婦福祉団体協議会理事
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長
兼子いづみ	浜松市こども家庭部長
小杉 礼子	労働政策研究・研修機構特任フェロー
島崎 謙治	政策研究大学院大学教授
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学教授
杉澤 栄一	山形県子育て推進部子ども家庭課長
中田 斉子	全国母子自立支援員連絡協議会会長
三木由美子	戸田市こども青少年部長

(敬称略、五十音順)

ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会
検討スケジュール（案）

第1回（5月29日19時～）

- ・委員長の選任
- ・今後の進め方等について
- ・ひとり親家庭への支援施策の在り方について①
（現状と課題の説明）

第2回（6月上旬）

- ・ひとり親家庭への支援施策の在り方について②
（委員からのプレゼンテーション）

第3回（6月下旬）

- ・ひとり親家庭への支援施策の在り方について③
（委員からのプレゼンテーション）

第4回（7月上旬）

- ・ひとり親家庭への支援施策の在り方について④
（関係団体等からのヒアリング）

第5回（7月下旬）

- ・中間まとめ案の提示

第6回（8月上旬）

- ・中間まとめ

中間まとめ以降の検討スケジュールについては、状況を踏まえて検討。

○ 改正児童扶養手当法(平成22年8月施行)の施行3年後検討規定に基づき、社会保障審議会児童部会に専門委員会を設置して検討を行う。

H22.
8

改正児童扶養手当法施行 →父子家庭に支給対象を拡大

・検討規定(附則第5条)

施行後3年を目途として、ひとり親家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

附帯決議

(主な事項)

- ・DV被害者等に対する児童扶養手当支給の制度運営のあり方
 - ・公的年金と児童扶養手当の併給調整のあり方
 - ・児童扶養手当の5年経過後の一部支給停止規定の運用改善
 - ・ひとり親家庭の父又は母の就労支援策の推進
 - ・保育サービスの量的整備など子育て支援策の推進
 - ・児童扶養手当制度全般の検討
- 等

ひとり親世帯の現状

平成23年度母子世帯等調査(24年9月公表)

- ・推計世帯数:母子約124万、父子約22万。
- ・生別が多数(母子約9割、父子約8割)
- ・就業率は高いものの、パート・アルバイト等の比率が高い(母子5割、父子1割)
- ・低い就労年収(母子181万円、父子360万円)
- ・養育費の取決め率4割・受給率2割(母子)等

~ H25.3

政省令の改正・予算措置等による制度改善の実施

- 【就業支援】 高等技能訓練促進費の当初予算化 等
- 【子育て・生活支援】 学習支援ボランティア事業の創設 等
- 【養育費確保】 民法等の改正・面会交流支援事業の創設 等
- 【経済的支援】 DV被害者・5年経過後一部支給停止に関する児童扶養手当に関する運用改善 等

関係者からの意見・提言

(主な関係者)

- ・自治体(都道府県・市)
- ・母子自立支援員・母子生活支援施設 等
- ・当事者(母子寡婦団体)

H25.3

母子父子家庭就業支援特別措置法(議員立法)施行

- ・雇用機会の拡大、母子福祉団体等の受注機会の増大等

政府内の指摘

- ・行政評価
- ・地方分権改革 等

H25.5

ひとり親家庭の支援施策の在り方に関する検討 →**社会保障審議会児童部会に専門委員会を設置**

~

検討結果

H25.8

~

検討結果を踏まえた必要な措置の実施

専門委員会での検討内容等

【検討の方向性】

改正児童扶養手当法附則第5条を踏まえ、「ひとり親家庭の生活の安定・自立促進」、「ひとり親家庭の児童の福祉の増進」を検討の観点とする。

【検討内容】

1. ひとり親家庭への支援全体(実施体制)に関する事項
2. 各支援策のあり方に関する事項
 - ① 就業支援
 - ② 子育て・生活支援
 - ③ 養育費確保支援
 - ④ 経済的支援

ひとり親家庭への支援に関する 法体系について

1 母子及び寡婦福祉法の概要

1. 目的

母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにし、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

2. 基本理念

すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

3. 自立への努力、扶養義務の履行

- ・母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んで自立を図り、家庭生活・職業生活の安定・向上に努めなければならない。
- ・母子家庭等の児童の親は、当該児童についての扶養義務の履行に努めなければならない。また、当該児童を監護しない親の扶養義務の履行確保に努めなければならない。

4. 母子自立支援員

母子自立支援員は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導等や職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

5. 基本方針等

- ・厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に対する基本的な方針を定める。
- ・都道府県、市区及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）は、基本方針に即し、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定するときは、母子福祉団体の意見を反映させる。

6. 母子福祉資金の貸付け

- ・都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、資金を貸し付けることができる。
- ・母子福祉団体に対しても一部の資金を貸し付けることができる。

7. 日常生活支援事業

都道府県又は市町村は、母子家庭の母等に対し、その居宅等において日常生活等を営むのに必要な便宜を供与することができる。

8. 雇用の促進

国及び地方公共団体は、母子家庭の母及びその児童の雇用の促進を図るため、国民一般の理解の向上や職業訓練の実施などの必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

9. 自立支援給付金

都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、給付金を支給することができる。

10. その他の福祉の措置

- ・公共施設における売店等の設置の優先許可
- ・たばこ小売販売業の優先許可
- ・公営住宅の入居に関する特別の配慮
- ・保育所への入所に関する特別の配慮

11. 母子福祉施設

母子家庭の母及び児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子福祉施設（母子福祉センター又は母子休養ホーム）を設置することができる。

12. 寡婦に対する福祉の措置

寡婦に対しても、母子家庭の母に対する措置のうち、一部の福祉の措置が規定されている。

2 児童扶養手当法の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、父又は母の配偶者に養育されるとき、公的年金等の給付を受けることができるとき等は支給されない。

4. 平成24年度手当額（月額）

- ・児童1人の場合 全部支給：41,430円 一部支給：41,420円から9,780円まで
- ・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

※ 手当額については、全国消費者物価指数に基づき、政令で定める。

5. 支給制限

- ・所得が政令で定める額以上であるときは、支給しない。
- ・支給開始から5年又は支給要件に該当してから7年を経過したときは、政令で定めるところにより手当額を2分の1まで減額する。
- ・受給資格者が職員の質問に応じなかったときや児童の監護などを著しく怠っているときなどに手当を支給しないことができる。

6. 不正利得

- ・不正の手段により手当の支給を受けた者から、受給額に相当する金額を徴収することができる。

7. 相談及び情報提供

- ・都道府県知事等は、受給資格者等に必要な情報提供や就業支援等を行うことができる。

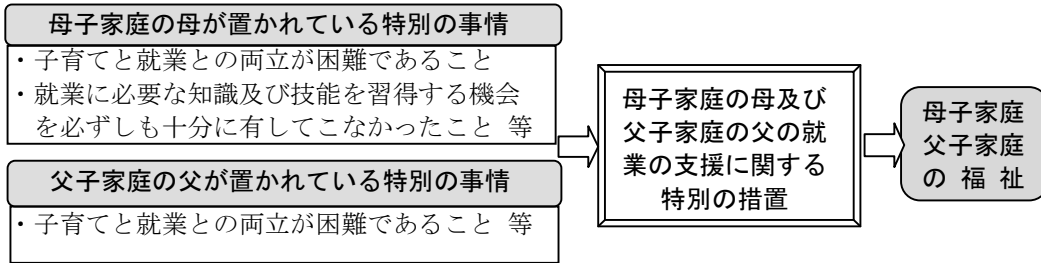
8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

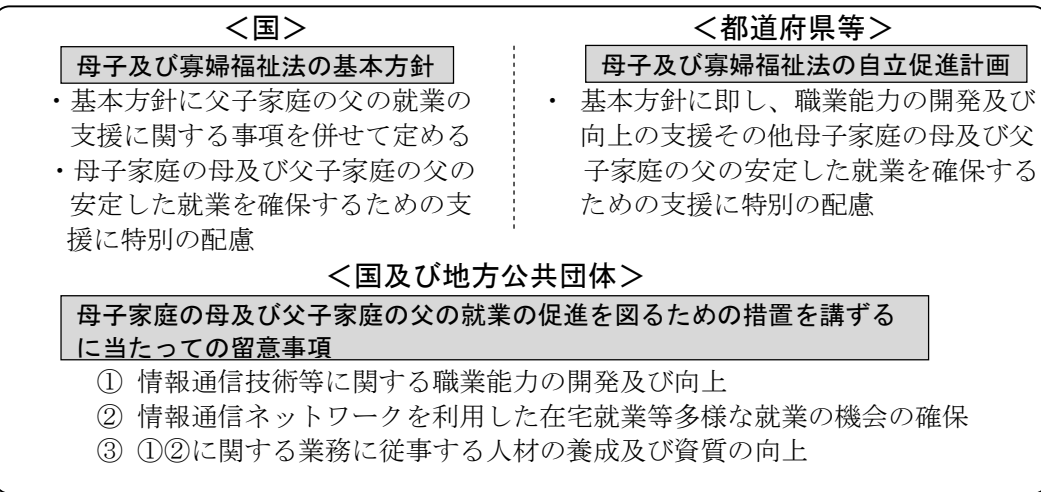
3 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の概要

成立日 平成24年9月7日
公布日 平成24年9月14日
施行日 平成25年3月1日

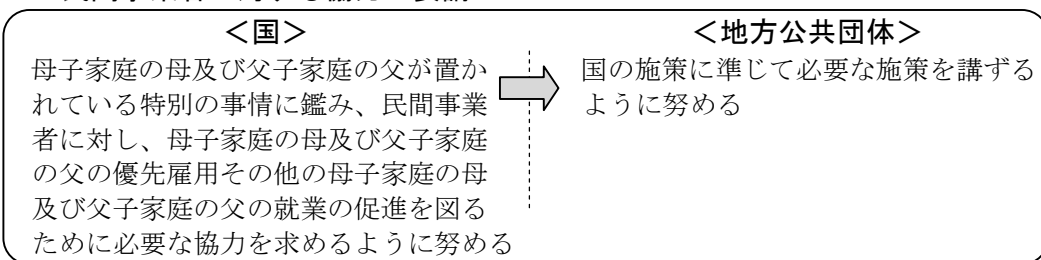
1. 目的



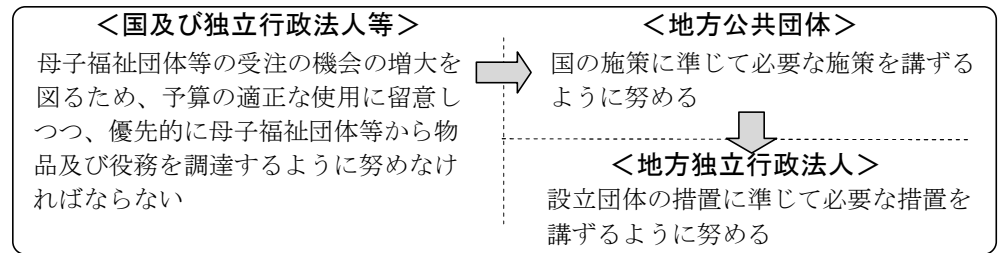
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



3. 民間事業者に対する協力の要請



4. 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力



5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- ・ この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- ・ その他所要の規定の整備を行う

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、以下の取組を実施。

項目	国で実施する事項	地方公共団体へ実施を要請する事項
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実(第2条・第3条関係)	○ 母子及び寡婦福祉法の基本方針を特別措置法の施行日(3月1日)に改正・適用すること。	○ 都道府県等で策定している母子及び寡婦福祉法の自立促進計画について、今後、適時、改正後の基本方針を踏まえて改正すること。
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表(第4条関係)	○ 施策の実施状況について、毎年フォローアップを実施するとともに、年に一度厚生労働省ホームページにおいて公表すること。	○ 施策の実施状況に関するフォローアップのために必要な実績の把握等に協力すること。
民間事業者に対する協力の要請(第5条関係)	○ 団体・事業者に対して母子家庭の母等の就業促進に向けた協力を要請すること。 ○ 国が非常勤職員等を公募する場合に、求人情報を都道府県等の母子家庭等就業・自立センターへ提供すること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係)
母子福祉団体等の受注機会の増大への努力(第6条関係)	○ 予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品・役務を調達するよう努めること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係) ※ 地方独立行政法人においても同様の措置を講ずる。(第7条第2項)
財政上の措置(第8条関係)	○ 必要な財政上の措置を講じるよう努めること。	—

「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の改正について

1. 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針について

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。)は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第11条に基き定めるもの。

母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 主な改正の内容

①母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号。)が昨年9月に成立、本年3月1日から施行されることに伴い、基本方針について所要の改正を行った。

(具体的内容)

○はじめに

- ・ 1. 方針のねらいにおいて、同特別措置法が成立した旨等を加える。

○第1母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- ・ 10. まとめの(2)父子世帯の状況において、就業支援の重要性を加える。

○第2母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- ・ 新たに父子家庭が対象となった施策については、父子家庭が対象となるように規定を改める。
- ・ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮を増大への努力に改め、対象に独立行政法人、特殊法人等を加える。
- ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意を加える。
- ・ 母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表を加える。

○その他所要の改正を行う。

②平成22年8月に施行された児童扶養手当法改正法附則第5条の検討規定に基づき、ひとり親施策の検討を行うことを踏まえ、基本方針の対象期間を平成24年度までの5年間で平成26年度までの7年間に改める。

3. 適用日 平成25年3月1日

4 ひとり親家庭への支援施策に係る法制度の主な沿革

昭和27年「母子福祉資金の貸付等に関する法律」(昭和27年法律第350号)の制定

- ・昭和21年に生活保護法が制定されたが、一般家庭と一律の保護では母子福祉の徹底を期することは難しいため、昭和27年に母子福祉資金の貸付け等を内容とする「母子福祉資金の貸付等に関する法律」を制定。

昭和36年「児童扶養手当法」(昭和36年法律第238号)の創設

- ・昭和34年に、無拠出の福祉年金の一つとして、死別母子世帯を対象とした母子福祉年金の制度が設けられたことを受けて、母子福祉年金の補完的制度として、生別母子世帯を対象に児童扶養手当を創設(昭和37年1月施行)。

昭和39年「母子福祉法」(昭和39年法律第129号)の制定

- ・母子福祉対策を総合的に推進するため、昭和39年に「母子福祉法」を制定。これに伴い、「母子福祉資金の貸付等に関する法律」は廃止。

昭和56年「母子及び寡婦福祉法」への改正

- ・寡婦を法的保護の対象となるように「母子福祉法」を改正し、題名については「母子及び寡婦福祉法」に改正。

昭和60年 児童扶養手当制度の抜本改正

- ・母子福祉年金の補完的制度から、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に改める
- ・所得による一部支給制限(手当の2段階制)の実施
- ・支給主体を国から都道府県知事に移し、地方負担を導入(国 8/10、県2/10)
- ・父の所得による所得制限(別途政令で定める日から施行:未施行)

平成2年 児童扶養手当額改定に自動物価スライド制導入

平成10年 児童扶養手当の所得制限の見直し(8月から)

- ・本人(2人世帯:収入ベース) [全部支給]204.8万円→据置
[一部支給]407.8万円→300.0万円
- ・扶養義務者(6人世帯:収入ベース) 946.3万円→600.0万円

平成12 児童扶養手当物価スライドの特例措置

～14年 ・物価下落率▲1.7%(11年▲0.3% + 12年▲0.7% + 13年▲0.7%)を据置

平成14年 児童扶養手当の所得制限ルールの見直し等(政令改正)(8月から)

- ・就労等による収入の増加が手当を含めた総収入の増加につながるよう、所得制限ルールを見直し
 - ・所得制限限度額の見直し
本人(2人世帯:収入ベース) [全部支給]204.8万円→130.0万円
[一部支給]300.0万円→365.0万円
 - ・手当額の見直し [全部支給]42,370円→42,370円
[一部支給]28,350円→42,360円～10,000円
- ・所得の範囲の見直し(養育費の80%を所得に加算)
- ・支給主体を都道府県知事から都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長へ移行

平成14年「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第29号)の成立

・母子家庭等に対する子育て支援の充実、就労支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の措置を講ずることにより、総合的な母子家庭等対策を推進。

(子育て・生活支援)

- ・保育所の入所に関し、母子家庭等に対する特別の配慮。
- ・子育て短期支援事業を法律に位置づけ。

(就労支援)

- ・母子家庭の母等に対し、就職に関する総合的に支援。
- ・自立支援給付金の給付。

(養育費の確保)

- ・養育費に関する規定の創設

(経済的支援)

- ・母子寡婦福祉資金の児童本人に対する貸付けを創設。
- ・離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという観点で見直し、就労支援策の強化を図ることと合わせて、政令で定めるところにより、平成20年4月から支給額の2分の1を超えない範囲で支給停止を行う。
- ・手当の請求期限(5年間)の撤廃

(国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備)

- ・厚生労働大臣が、母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針を定める。
- ・都道府県等が、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定。

平成15年「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」(平成15年法律第126号)の成立(平成20年度までの時限立法)

- ・母子家庭の母の就業支援策の充実を図るため、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」を制定。
- ・母子福祉資金の貸付けに関する特別の配慮。
- ・民間事業者に対する母子家庭の母の就業の促進のための協力要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮。

平成17年「児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」(平成17年法律第9号)の成立

- ・物価が上昇した場合には手当額を据え置くこととし、段階的に1.7%の特例措置分(H12～14の据え置き分)を解消していく。
- ・ただし、物価が下落した場合には、物価スライドによる引き下げを行う。

平成18年 児童扶養手当の国庫負担率の変更

- ・三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担率を3/4から1/3に変更。

平成22年 父子家庭への児童扶養手当の支給(8月から)

- ・父子家庭に対しても児童扶養手当を支給。
- ・改正法の附則に施行3年後の見直し検討規定が設けられる。

平成24年 児童扶養手当に係る運用改善

- ・一部支給停止の適用除外手続を現況届と同時に行うことで一体化させる運用改善を実施(8月から)
- ・手当の支給対象に、父又は母がDV保護命令を受けた児童を追加(8月から)

平成24年「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第72号)の成立

- ・児童扶養手当の特例水準(1.7%)をH25～H27の3年間で解消。
(解消のスケジュールは、平成25年10月▲0.7%、平成26年4月▲0.7%、平成27年4月▲0.3%)

平成24年「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)の成立

- ・母子家庭の母と父子家庭の父の置かれている特別の事情を鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援策の充実を図るため、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」を制定。
- ・情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上等に留意。
- ・民間事業者に対する母子家庭の母の就業の促進のための協力要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への努力。

ひとり親家庭の現状と支援施策の課題について

I . ひとり親家庭の全体の状況と 支援の体系について

1 ひとり親家庭の主要統計データ(平成23年全国母子世帯等調査の概要)

- 「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯(推計値)。
- 主要なデータは次のとおり。

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

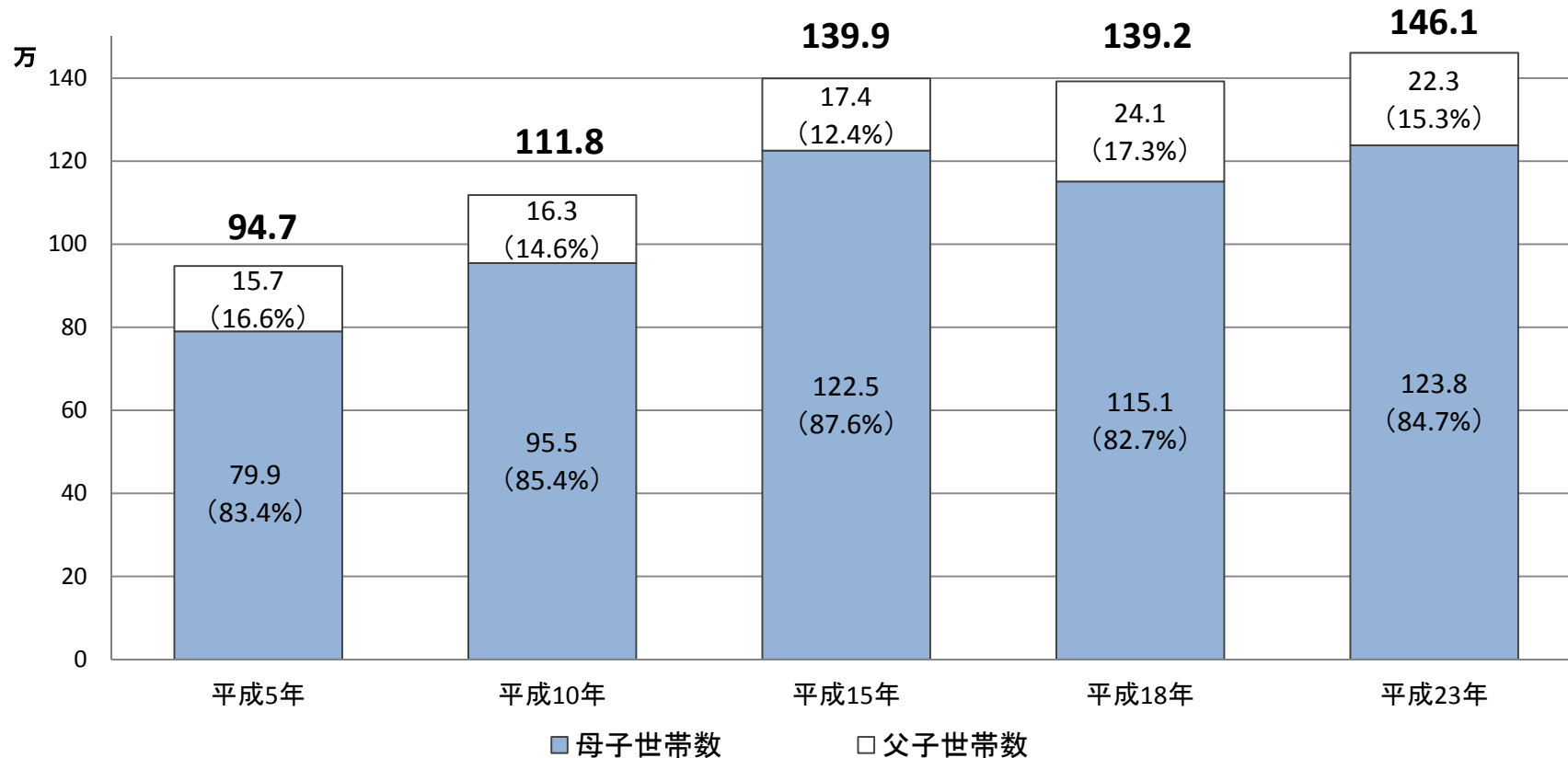
※ 世帯数(推計値)は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

2 母子世帯・父子世帯の数(推計値) (全国母子世帯等調査より)

- 平成23年の母子世帯は約124万世帯、父子世帯は約22万世帯となっている。
- 平成18年度と比べると、平成23年度は母子世帯が約9万世帯増加し、父子世帯は約2万世帯減少している。

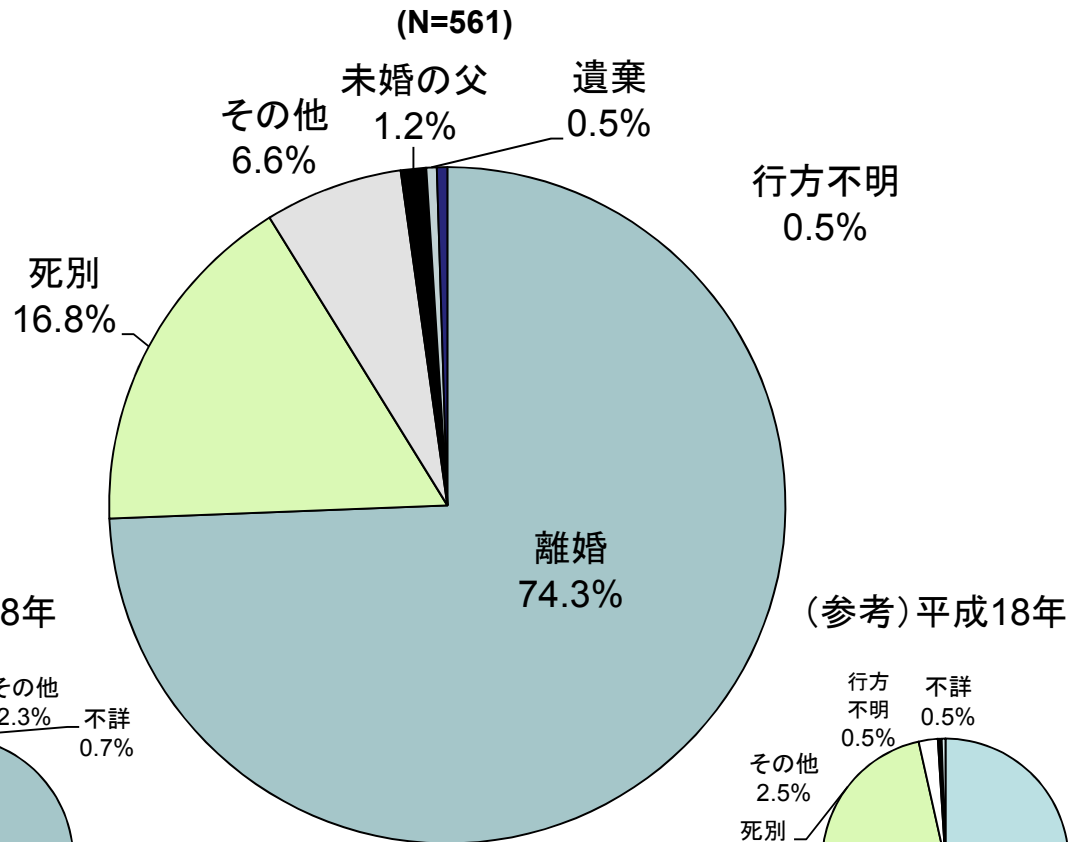
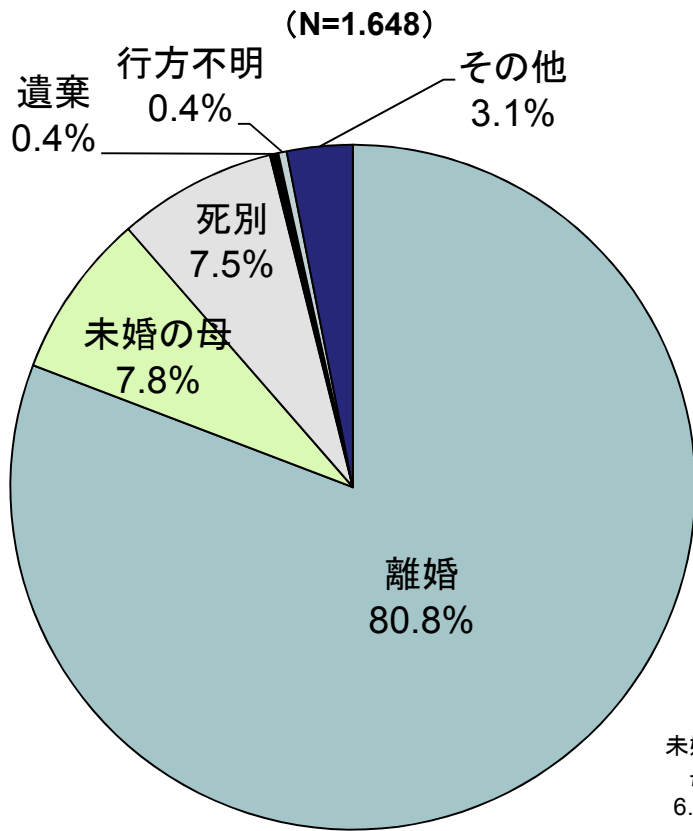


3 ひとり親世帯になった理由

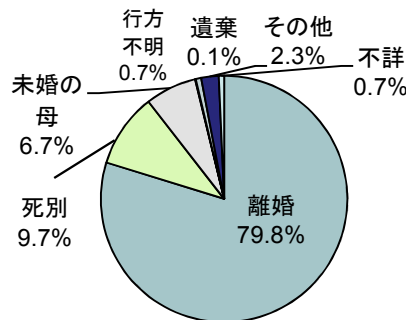
- 母子世帯になった理由別の構成割合は、「離婚」が80.8%ともっとも多く、次いで「未婚の母」が7.8%と死別の7.5%より多くなっている。
- 父子世帯になった理由別の構成割合は、「離婚」が74.3%ともっとも多く、次いで「死別」が16.8%となっている。

母子世帯になった理由別の構成割合

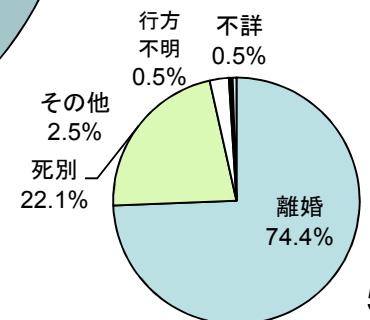
父子世帯になった理由別の構成割合



(参考)平成18年



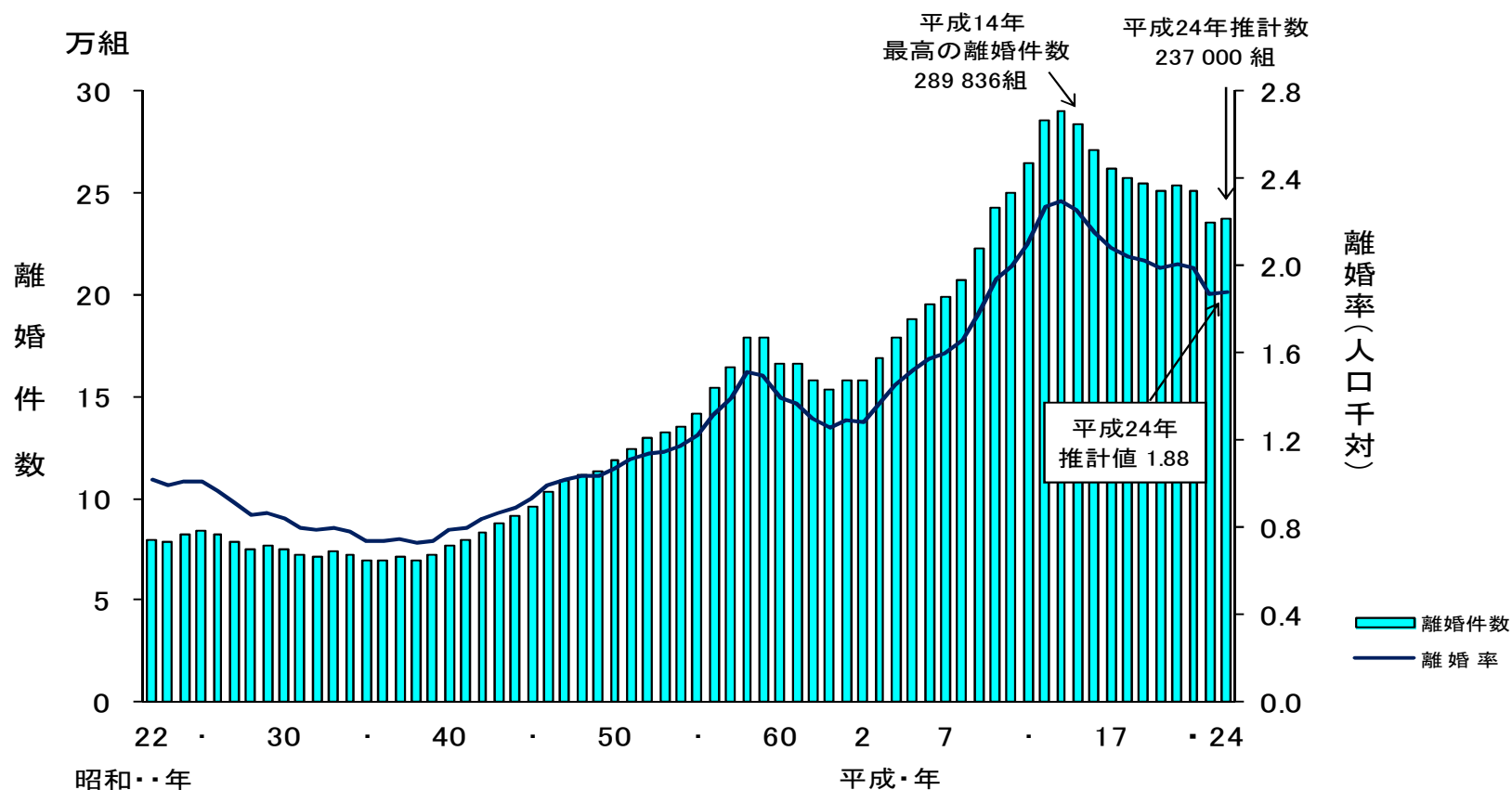
(参考)平成18年



4 離婚件数の年次推移

- 平成24年の離婚件数(推計数)は23万7000組で、前年の23万5719組(確定値)より増加。
離婚件数は昭和39年以降毎年増加し、昭和46年には10万組を超え、その後も増加を続けたが、昭和58年をピークに減少に転じ、平成3年から再び増加した。平成15年以降、平成21年を除き、減少している。
離婚率(人口千対)(推計値)は1.88で、前年(確定値)の1.87とほぼ横ばい。

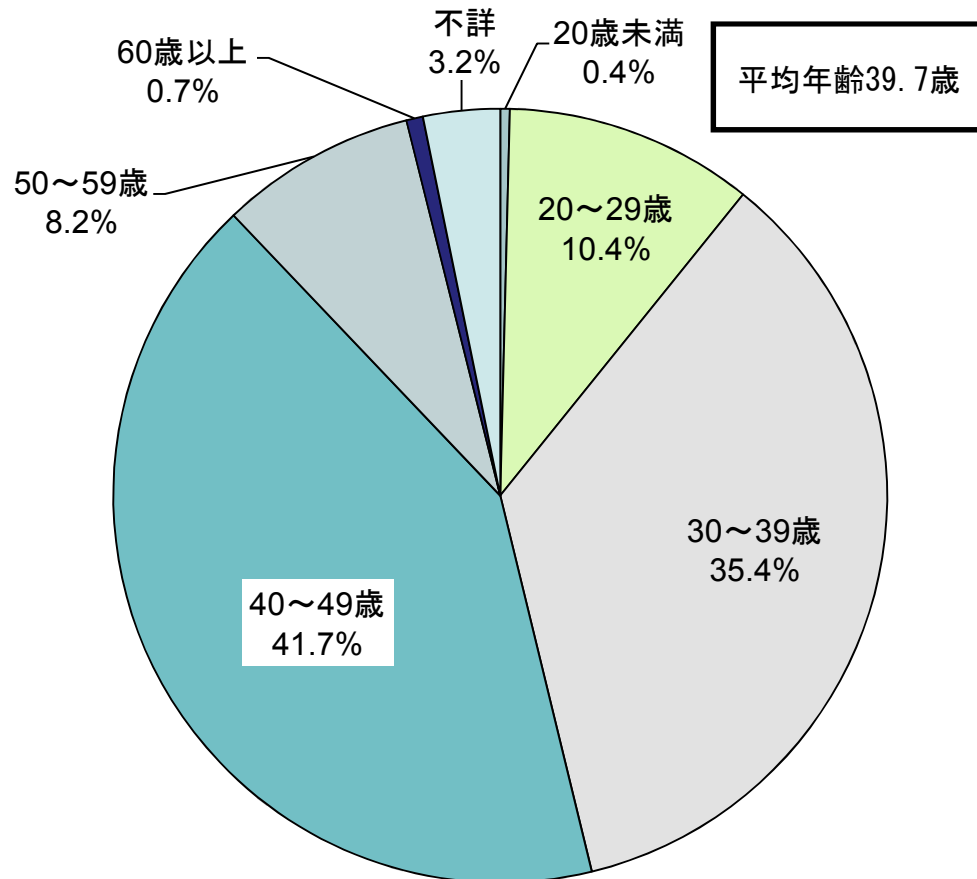
離婚件数及び離婚率の年次推移



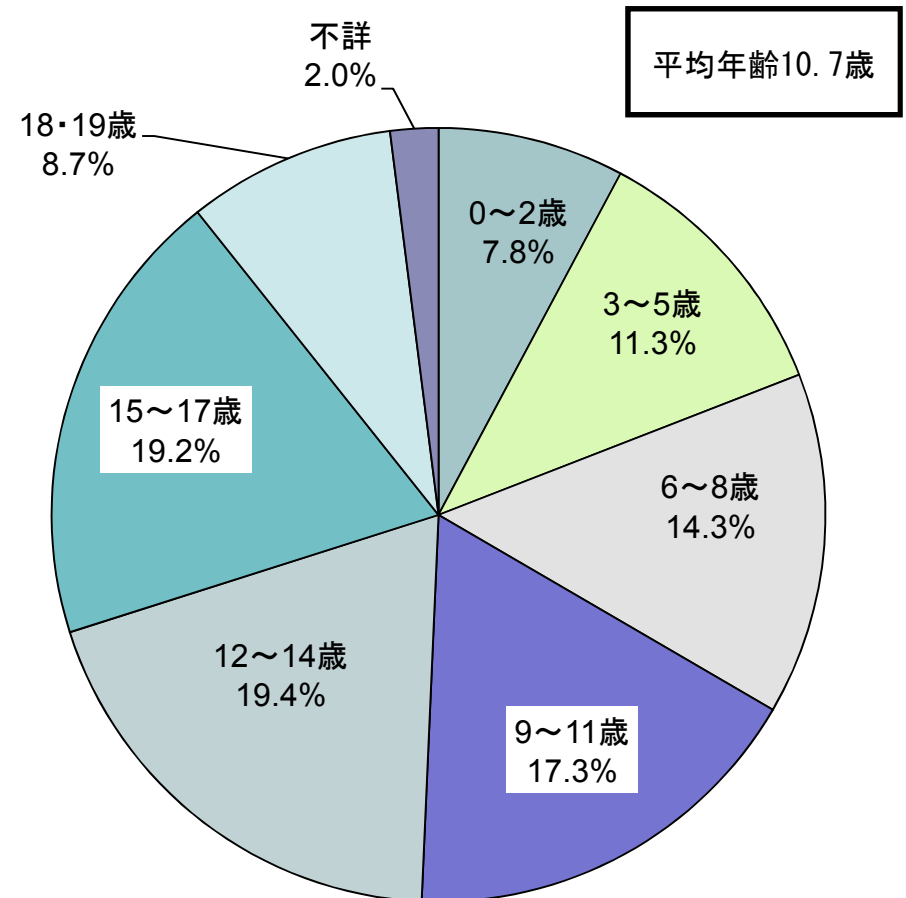
5(1) 母子世帯の母及び末子の年齢

- 母子世帯の母の平均年齢は39.7歳であり、年齢階級別で見ると「40～49歳」が41.7%と最も多く、「30～39歳」が35.4%とこれに次いでいる。
- 末子の平均年齢は10.7歳であり、年齢階級別で見ると「12～14歳」が19.4%と最も多く、「15～17歳」が19.2%とこれに次いでいる。

母の年齢階級別 (N=1,648)



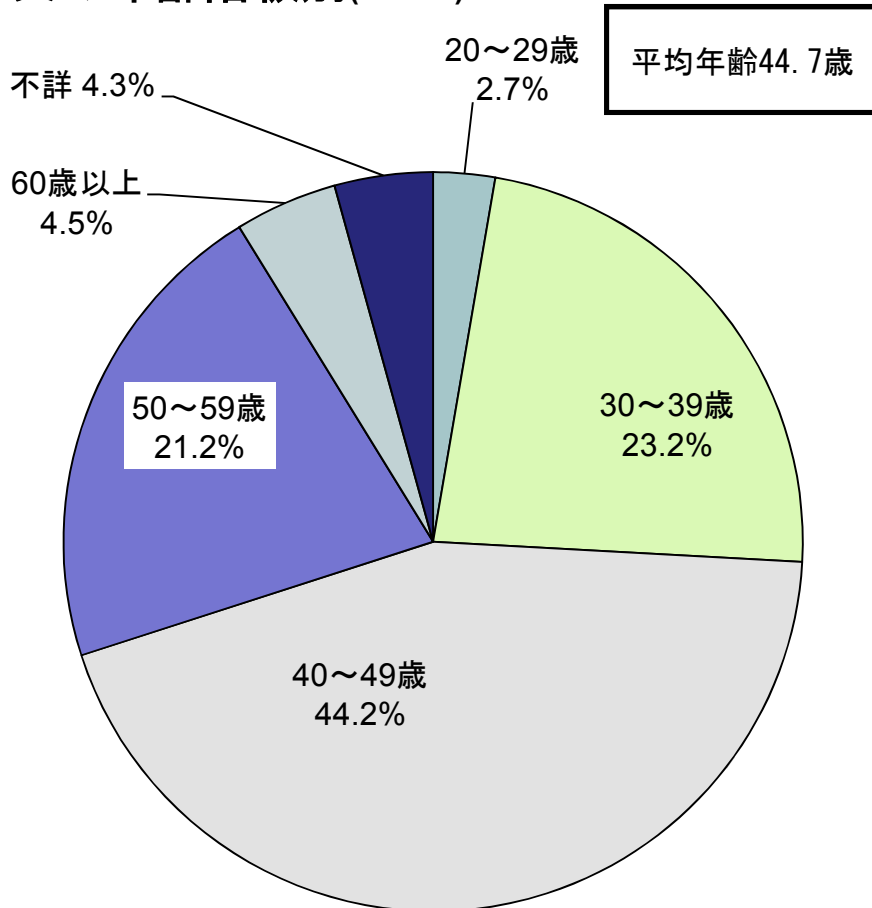
末子の年齢階級別状況 (N=1,648)



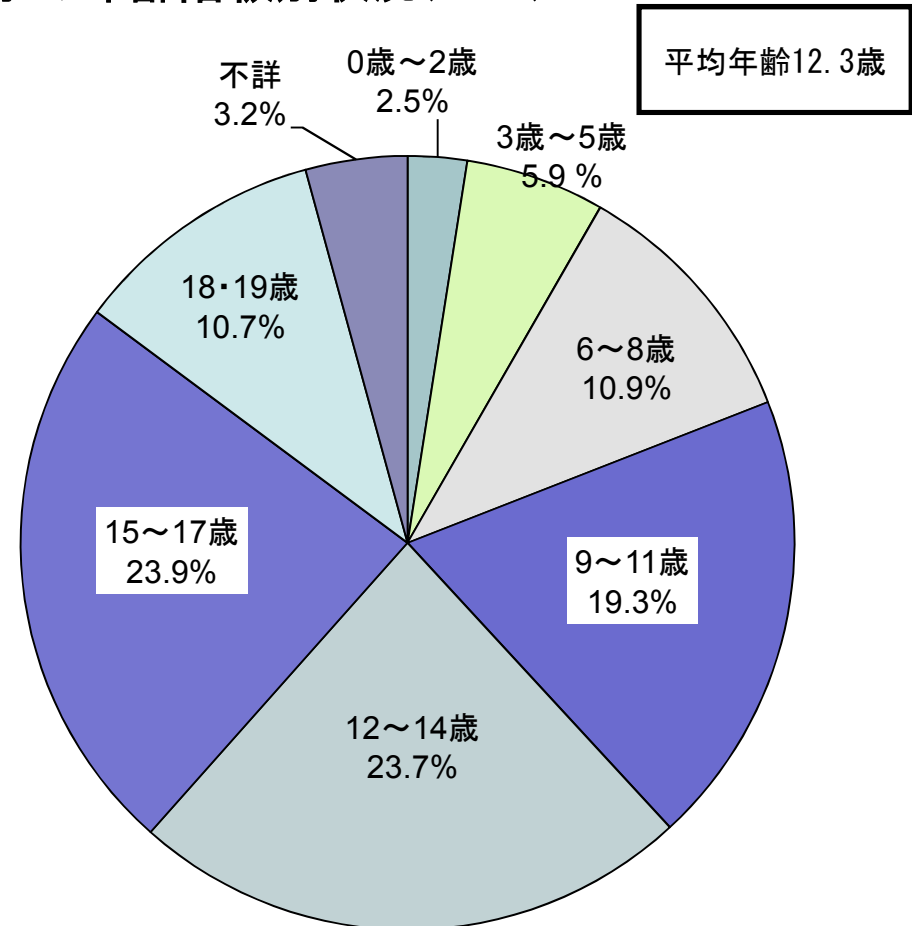
5(2) 父子世帯の父及び末子の年齢

- 父の平均年齢は44.7歳であり、年齢階級別で見ると「40～49歳」が44.2%と最も多く、「30～39歳」が23.2%とこれに次いでいる。
- 末子の平均年齢は12.3歳であり、年齢階級別で見ると「15～17歳」が23.9%と最も多く、「12～14歳」が23.7%とこれに次いでいる。

父の年齢階級別(N=561)



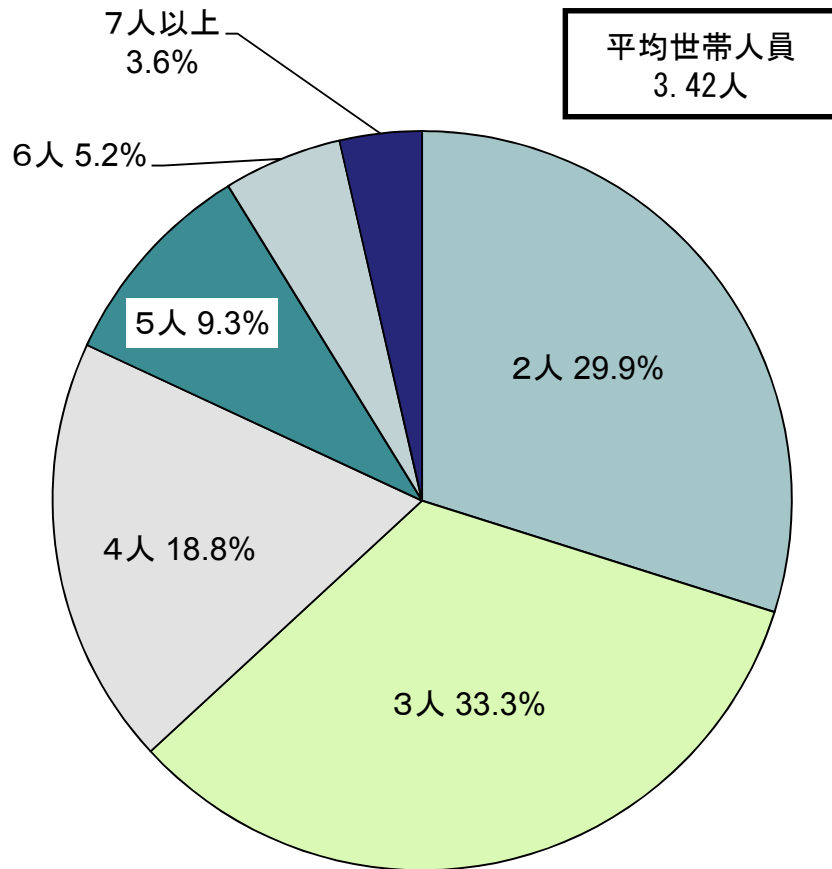
末子の年齢階級別状況(N=561)



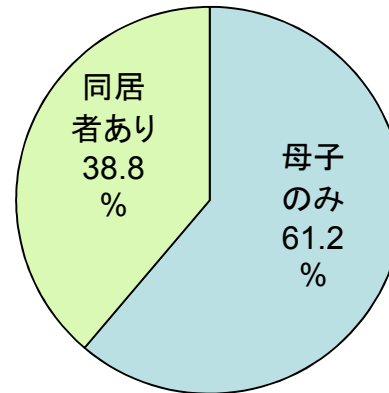
6(1) 母子世帯の世帯の状況

- 母子世帯の平均世帯人員は3.42人となっている。
- 子ども以外の同居者がいる母子世帯は38.8%となっており、「親と同居」が51.8%と最も多い。

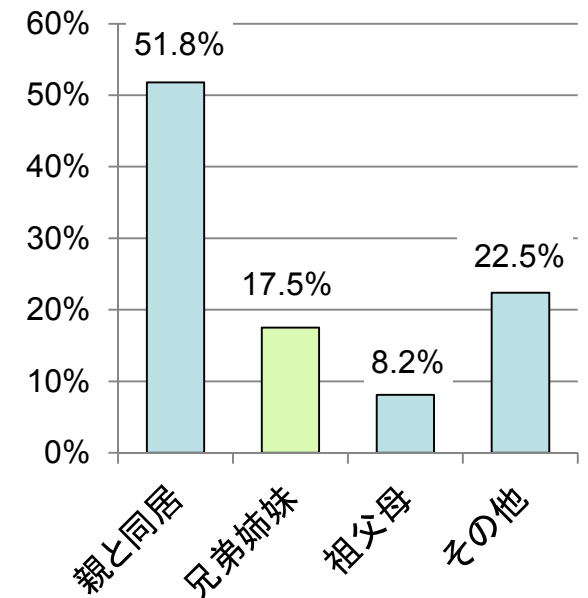
母子世帯の世帯人員(N=1,648)



世帯構成(N=1,648)



同居者の種別

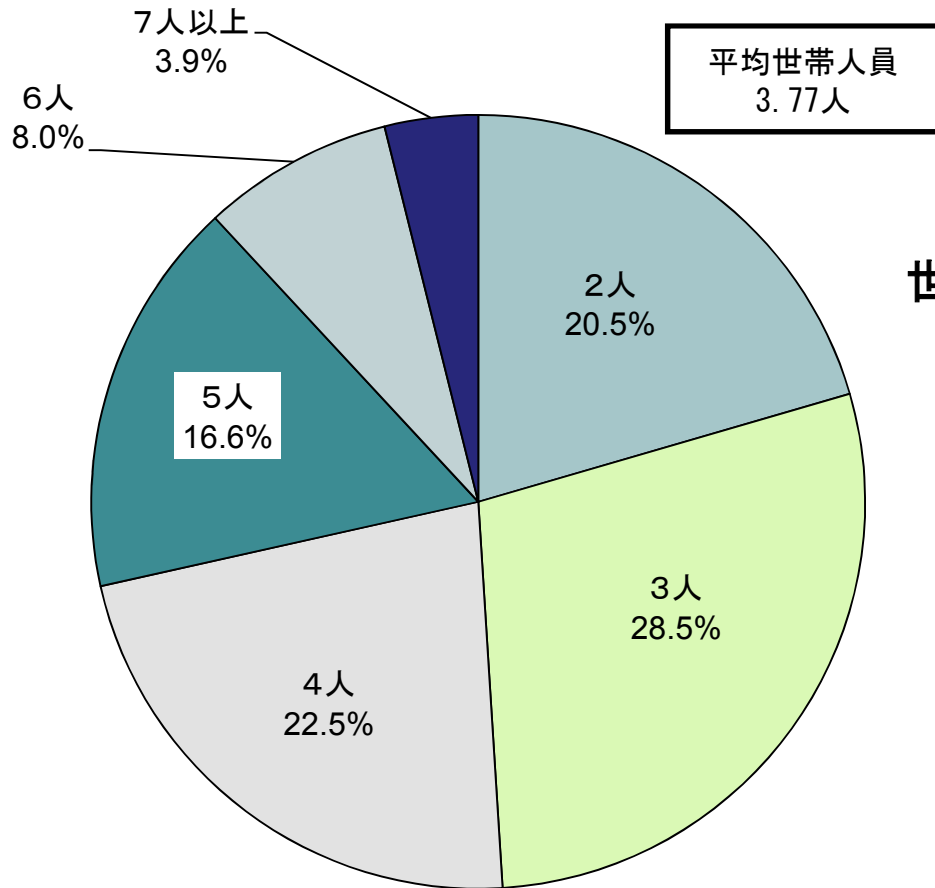


※同居者の種別については複数回答

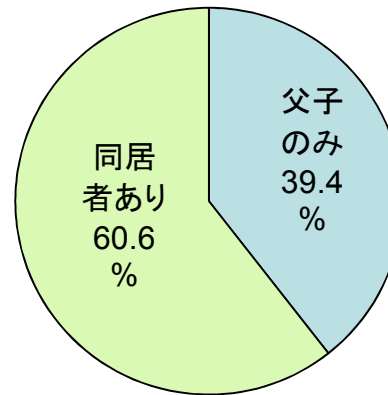
6(2) 父子世帯の世帯の状況

- 父子世帯の平均世帯人員は3.77人となっている。
- 子ども以外の同居者がいる父子世帯は60.6%となっており、「親と同居」が60.5%と最も多い。

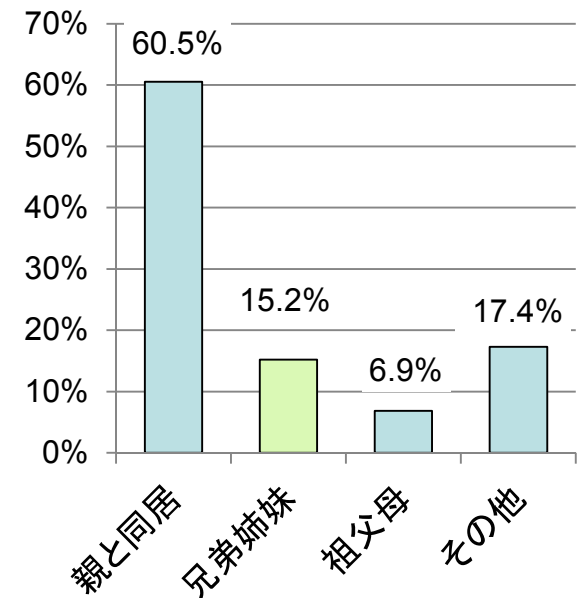
父子世帯の世帯人員(N=561)



世帯構成(N=561)



同居者の種別

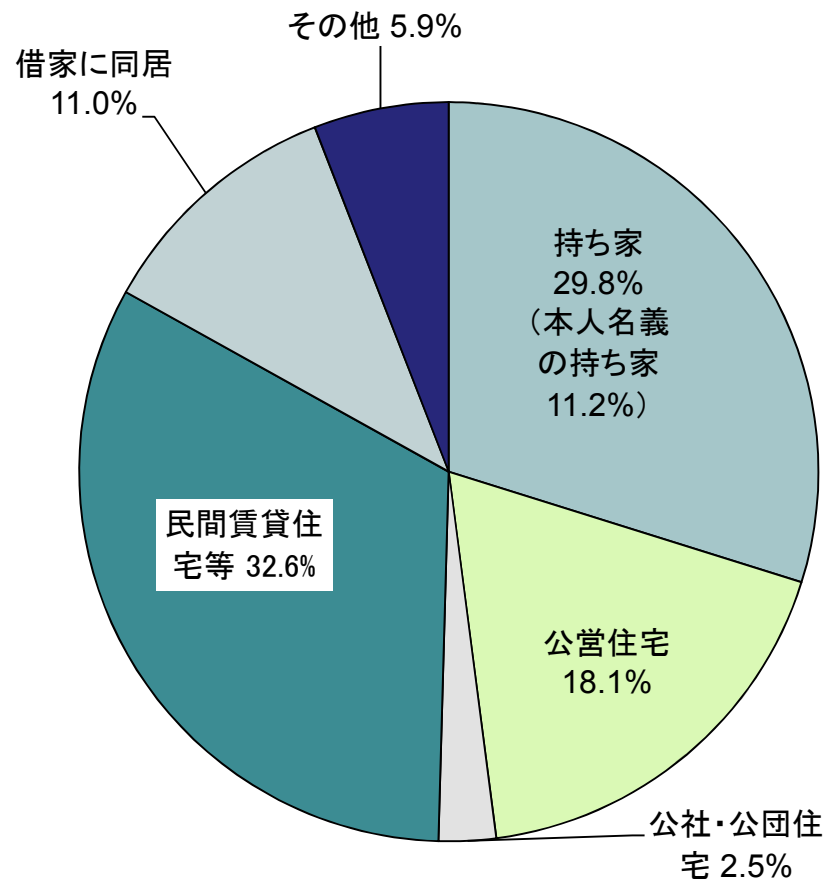


※同居者の種別については複数回答

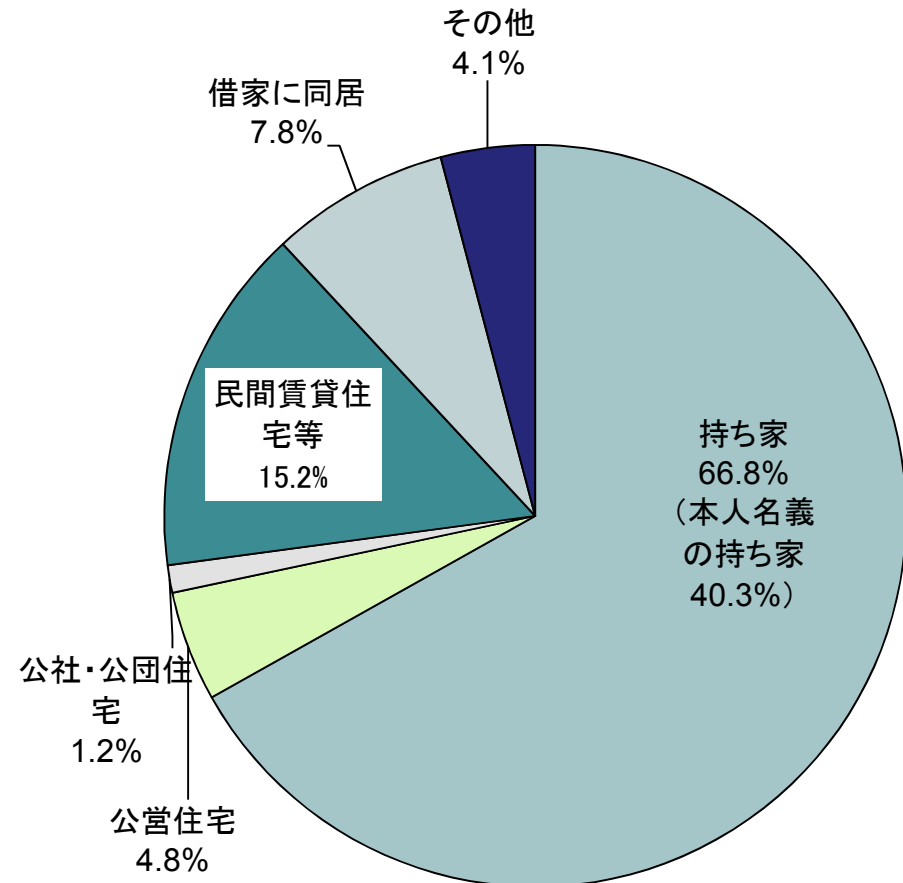
7 住居の状況

- 母子世帯では、「民間賃貸住宅等」が32.6%と最も多く、次いで「持ち家」が29.8%、「公営住宅」が18.1%となっている。
- 父子世帯では、「持ち家」が66.8%と最も多く、次いで「民間賃貸住宅等」が15.2%となっている。

母子世帯(N=1,648)

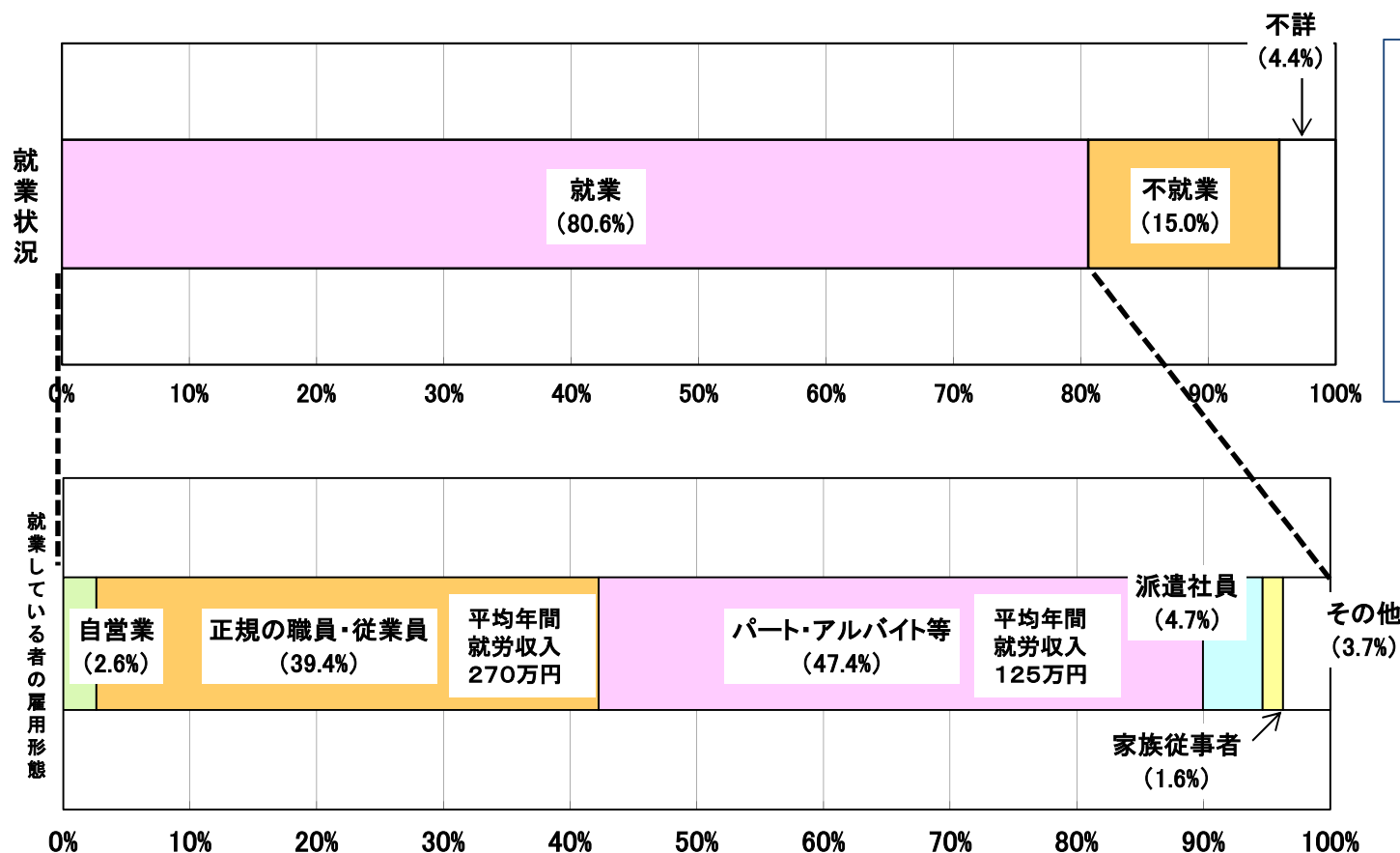


父子世帯(N=561)



8(1) 母子家庭の就業状況

- 母子家庭の80.6%が就業。「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%（「派遣社員」を含むと52.1%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(参考)
非正規の職員・従業員の割合
男女計 35.2%
男 19.7%
女 54.5%
※非正規は、パート・アルバイト、
派遣社員、契約社員・嘱託など

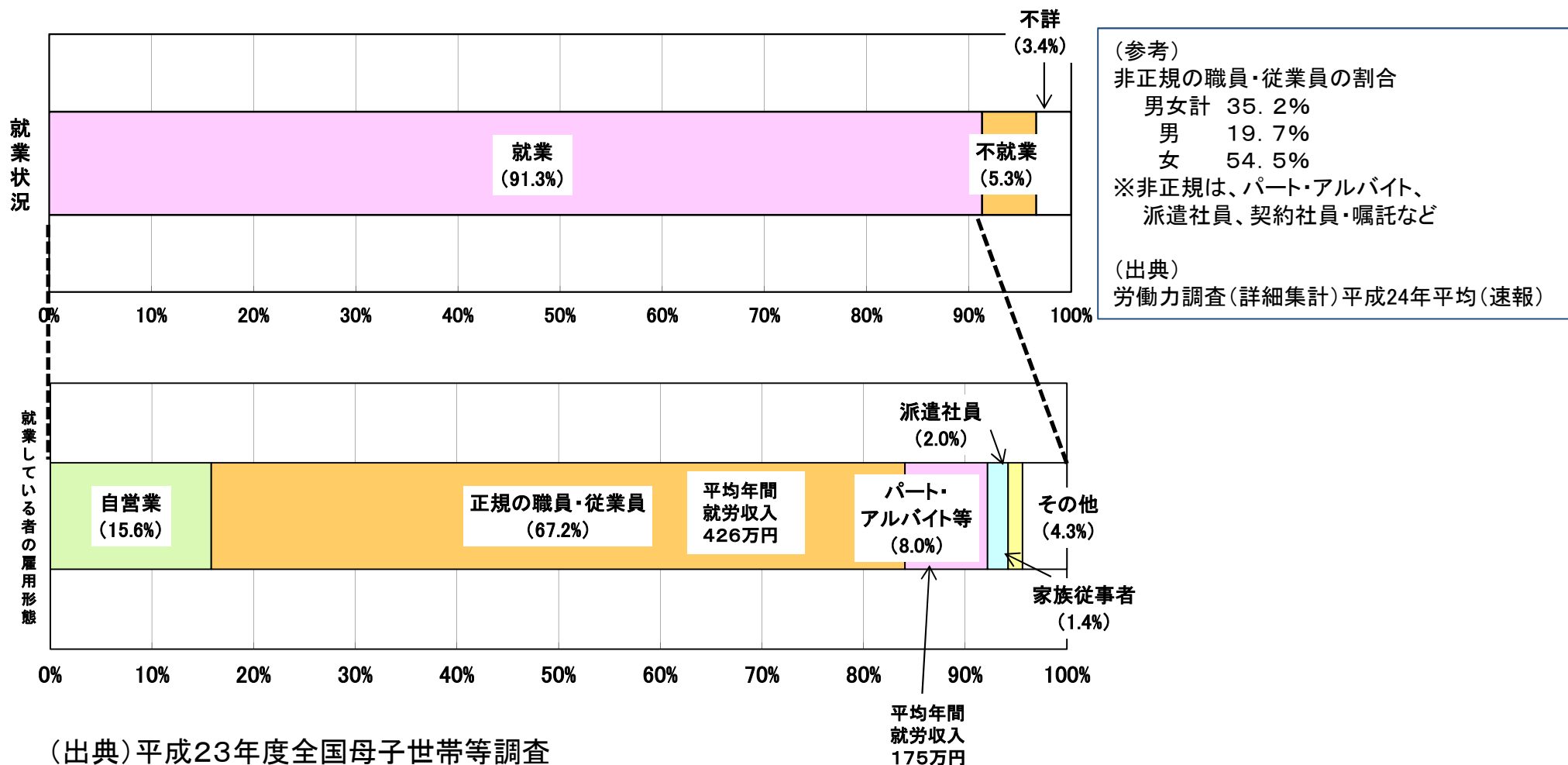
(出典)
労働力調査(詳細集計)平成24年平均(速報)

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※参考《海外のひとり親家庭の就業率》
アメリカ 73.8%、イギリス 56.2%、フランス70.1%、
イタリア 78.0%、オランダ 56.9%、OECD平均 70.6%
OECD「Babies and Bosses」より(2005年)

8(2) 父子家庭の就業状況

- 父子家庭の91.3%が就業。「正規の職員・従業員」が67.2%、「自営業」が15.6%、「パート・アルバイト等」が8.0%。
- 父子家庭の父の中にも就業が不安定な者がおり、そのような者への就業の支援が必要。

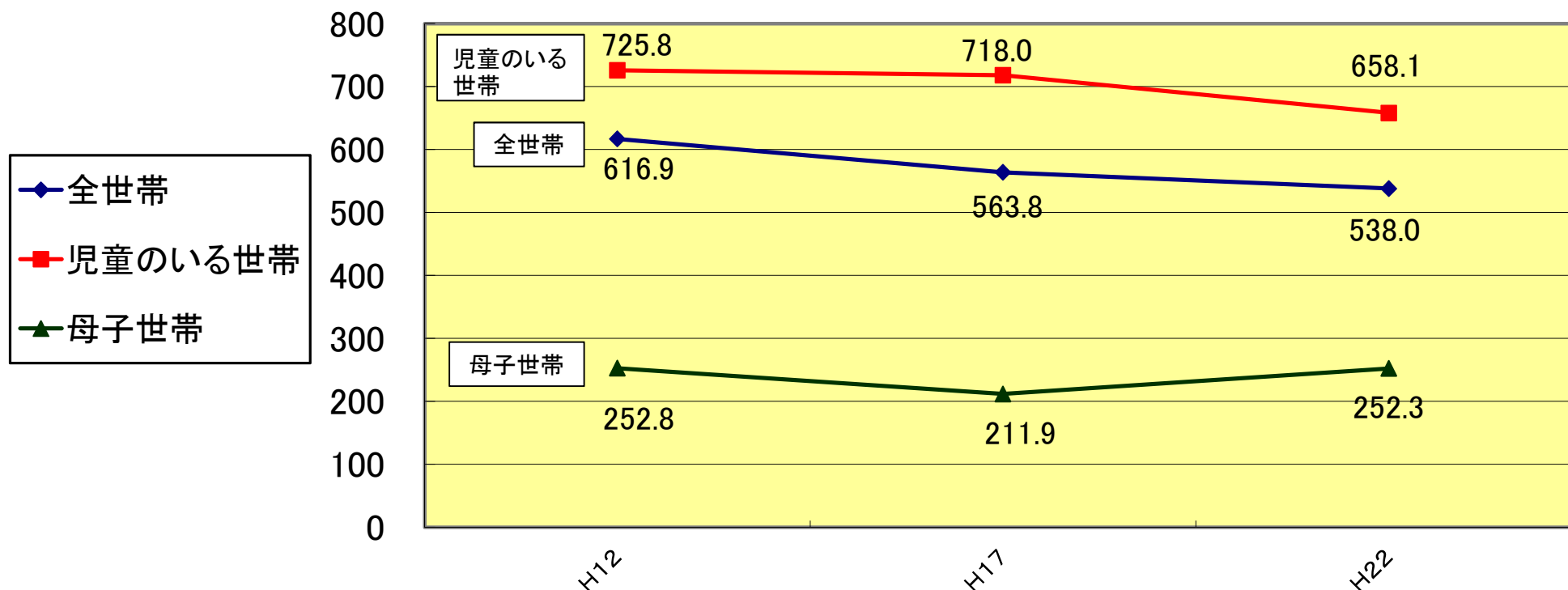


9 世帯類型別の平均所得額の年次推移

- 全世帯及び児童のいる世帯は、平成12年度から平成22年度にかけて下降。
- 母子世帯は、平成12年度から17年度にかけて下降、平成17年度から22年度にかけて上昇。

世帯類型別の平均所得額の年次推移(平成12年度～平成22年度)

単位:万円



注) 所得は、稼働所得、財産所得、社会保障給付金等の総額。

母子世帯は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子のみで構成している世帯。

(国民生活基礎調査を出典とするデータについて、以降の資料において同じ。)

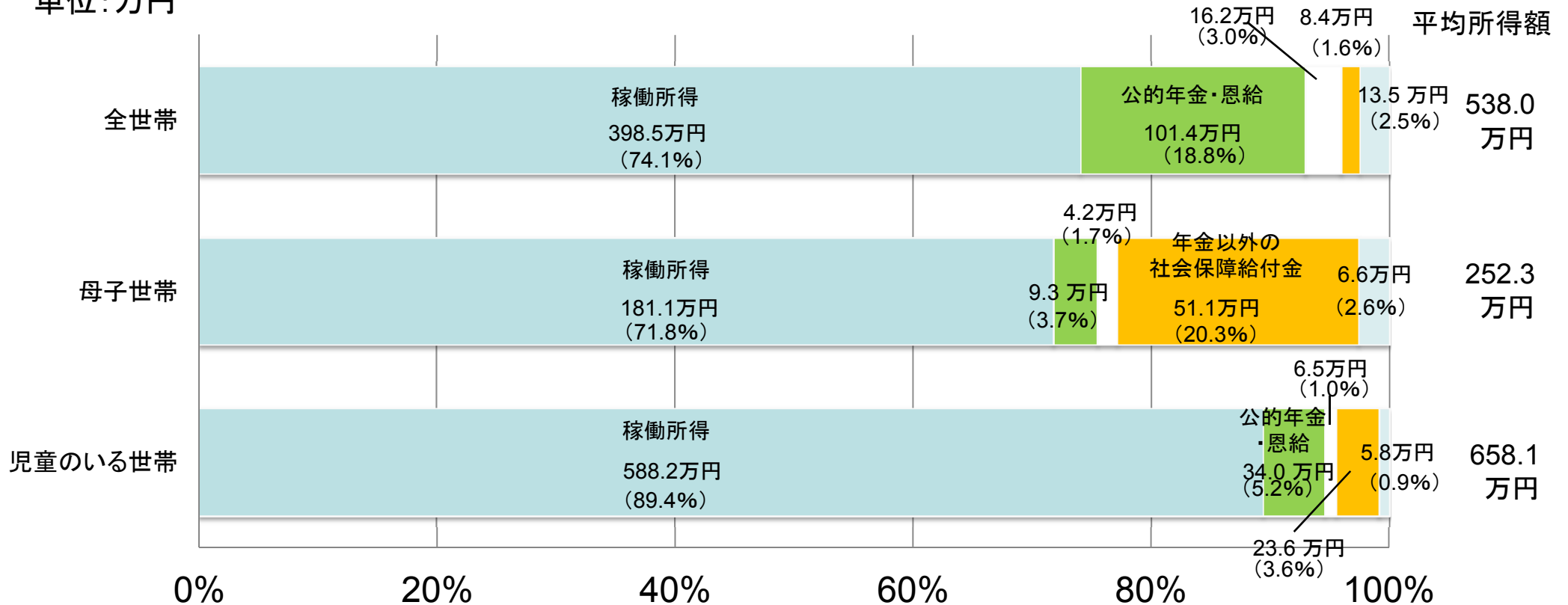
(出典) 国民生活基礎調査(平成13年度、平成18年度、平成23年度)

10 世帯類型別の所得の種類別平均所得額の状況

- 母子世帯の総所得は年間252.3万円。「全世帯」の47%、「児童のいる世帯」の38%に過ぎない（平成23年国民生活基礎調査）
- その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。「児童のいる世帯」の31%に過ぎない。
- ※ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%と、高い水準になっている。

■ 稼働所得 ■ 公的年金・恩給 □ 財産所得 ■ 年金以外の社会保障給付金 ■ 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得

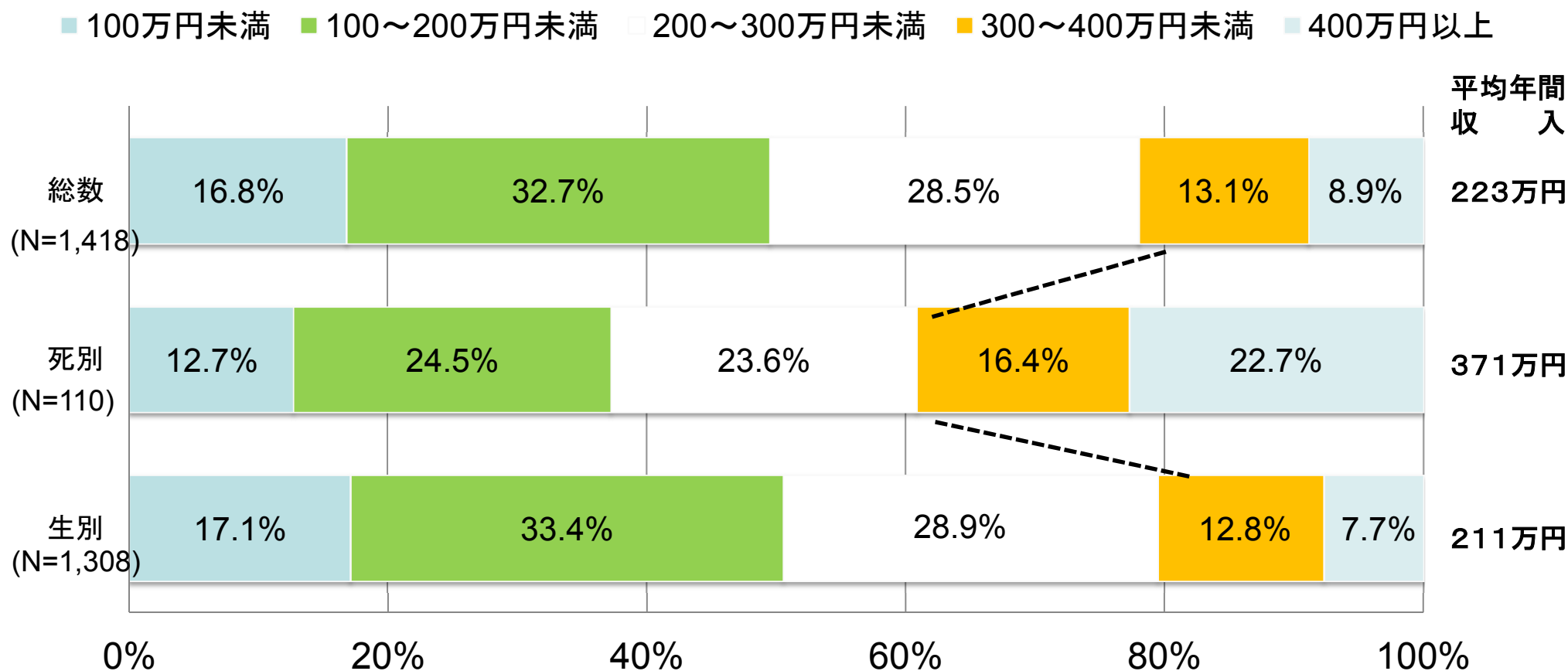
単位：万円



(出典)平成23年度国民生活基礎調査

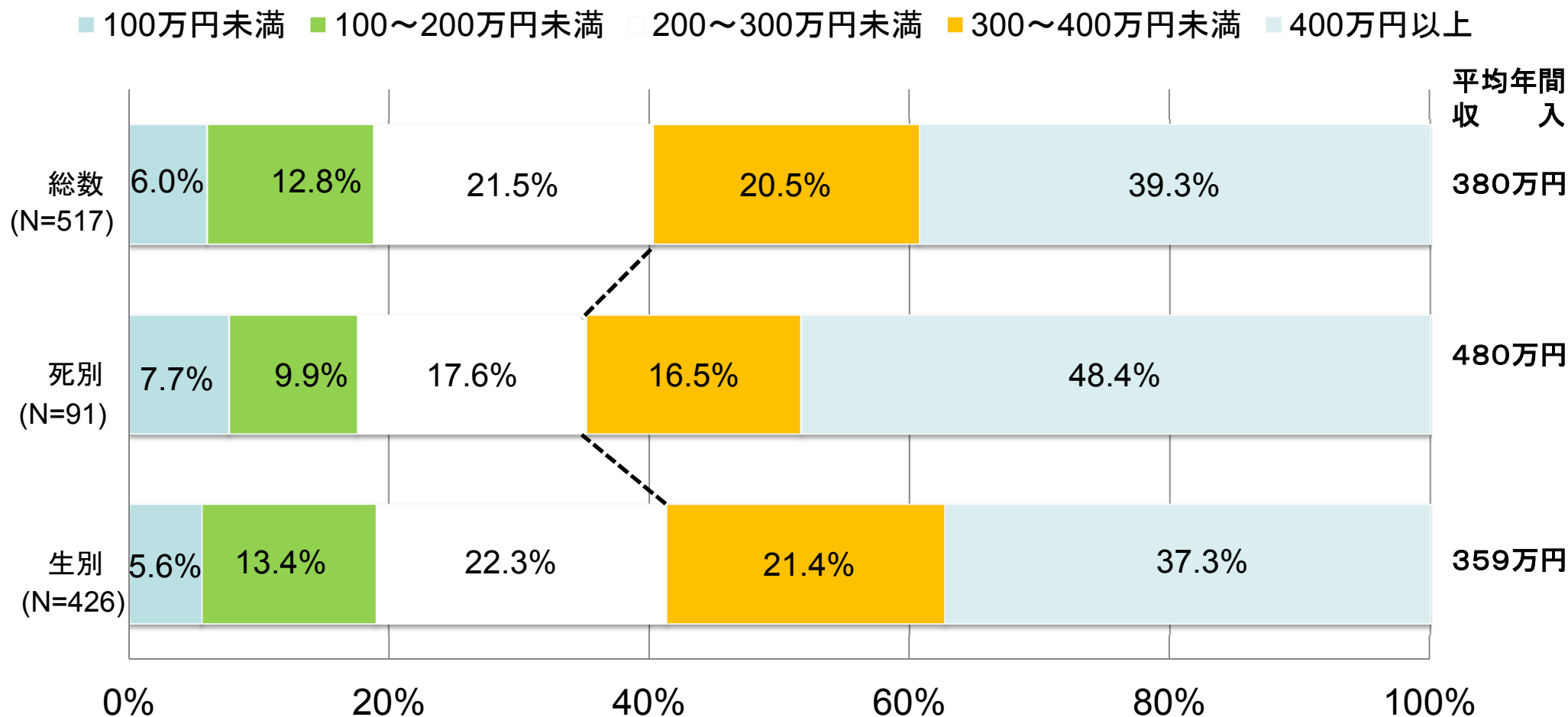
11(1) 年間収入の状況(母子家庭)

- 母子世帯の母自身の平均年間収入は223万円。母子世帯の世帯全員(同居親族の収入を含む)の平均年間収入は291万円。
- 生別母子世帯と死別母子世帯とでは、死別母子世帯では、300万円未満が60.8%である一方、生別母子世帯では、300万円未満が79.4%を占める。



11(2) 年間収入の状況(父子家庭)

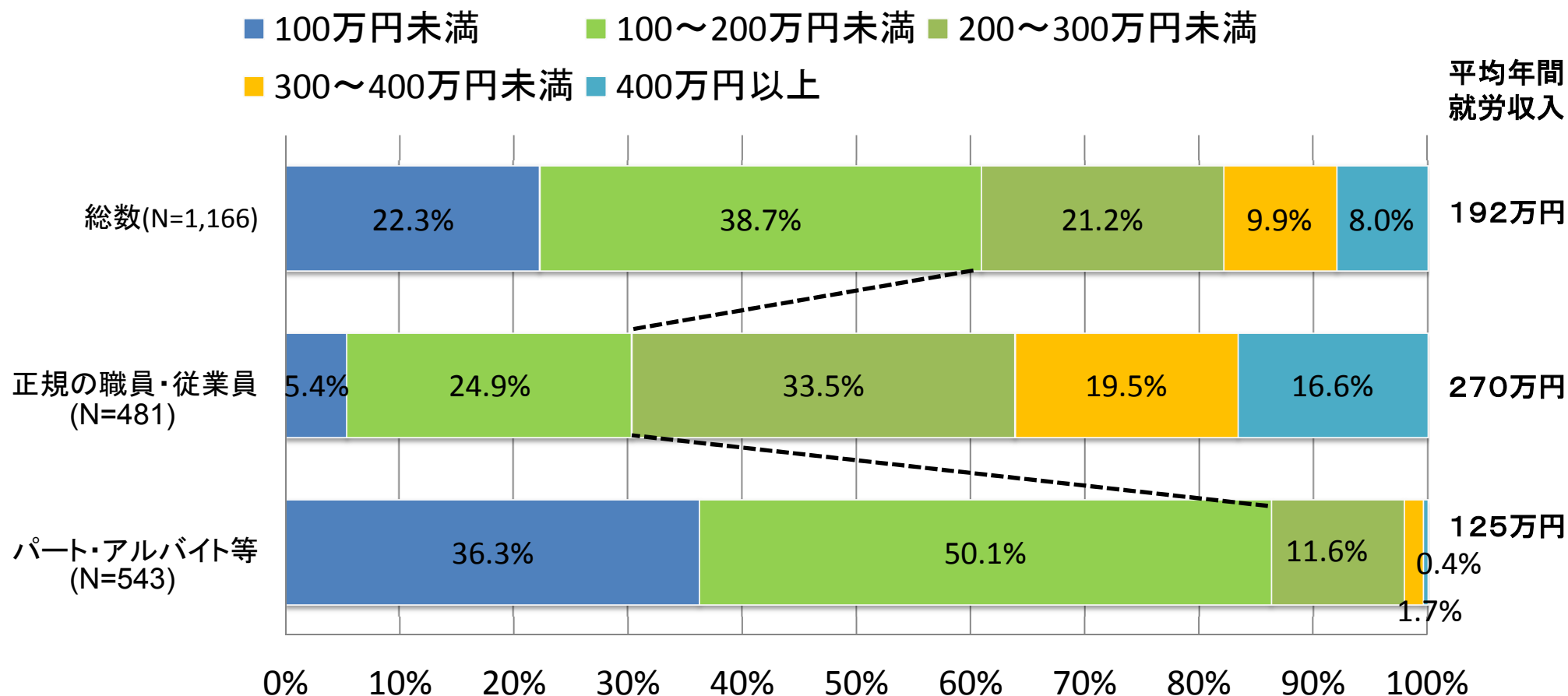
- 父子世帯の父自身の平均年間収入は380万円。父子世帯の世帯全員(同居親族の収入を含む)の平均年間収入は455万円。
- 生別父子世帯と死別父子世帯とでは、死別父子世帯では、300万円未満が35.2%である一方、生別父子世帯では、300万円未満が41.3%となっている。



(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査 特別集計

12(1) 就労収入の状況(母子家庭)

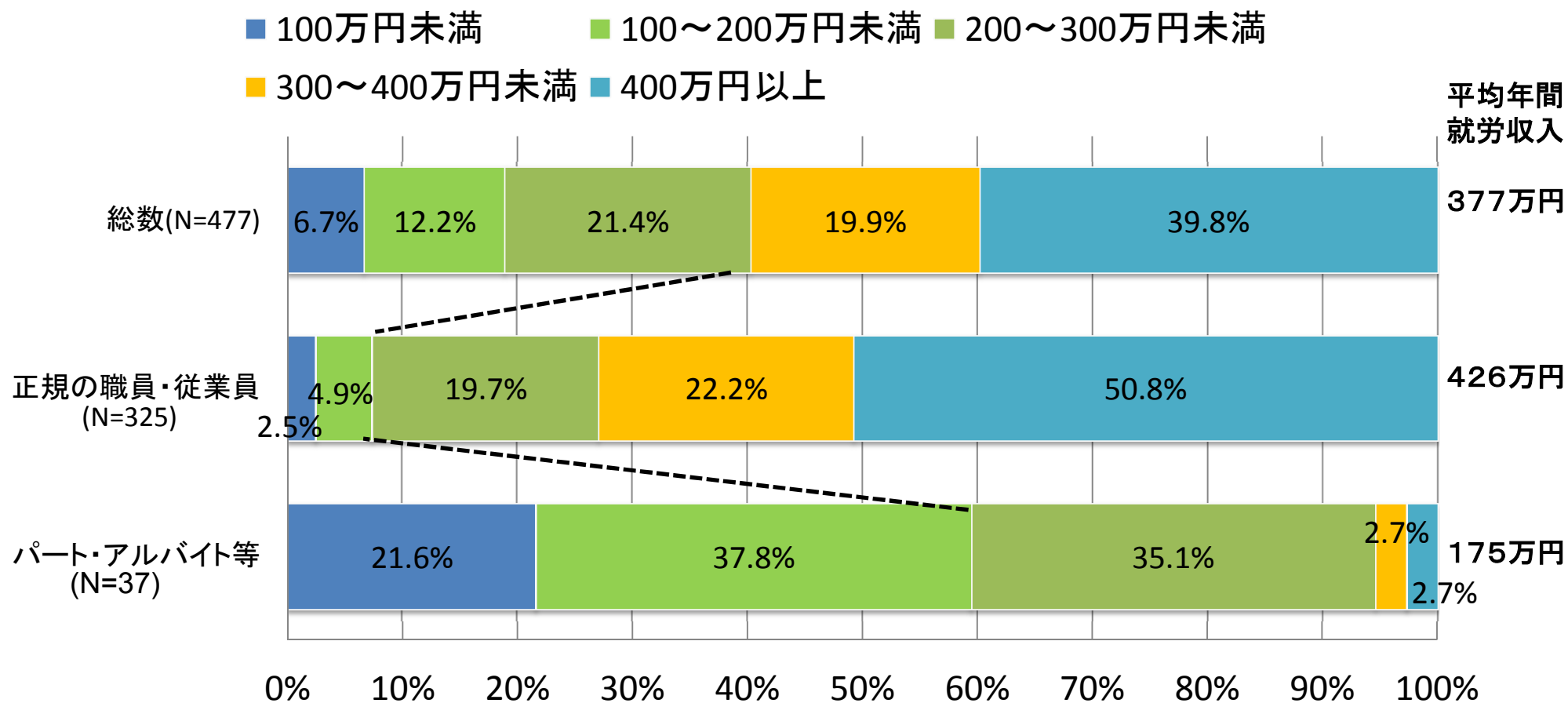
- 現在、就業している母子世帯の母の平均年間就労収入は「正規の職員・従業員」では270万円、「パート・アルバイト等」では125万円。
- 地位別の収入分布では、正規の職員・従業員では、200万円未満が30.3%である一方、パート・アルバイト等では、200万円未満が86.4%を占める。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

12(2) 就労収入の状況(父子家庭)

- 現在、就業している父子世帯の父の平均年間就労収入は「正規の職員・従業員」では426万円、「パート・アルバイト等」では175万円。
- 地位別の収入分布では、正規の職員・従業員では、「400万円以上」が50.8%である一方、パート・アルバイト等では、200万円未満が59.4%を占める。



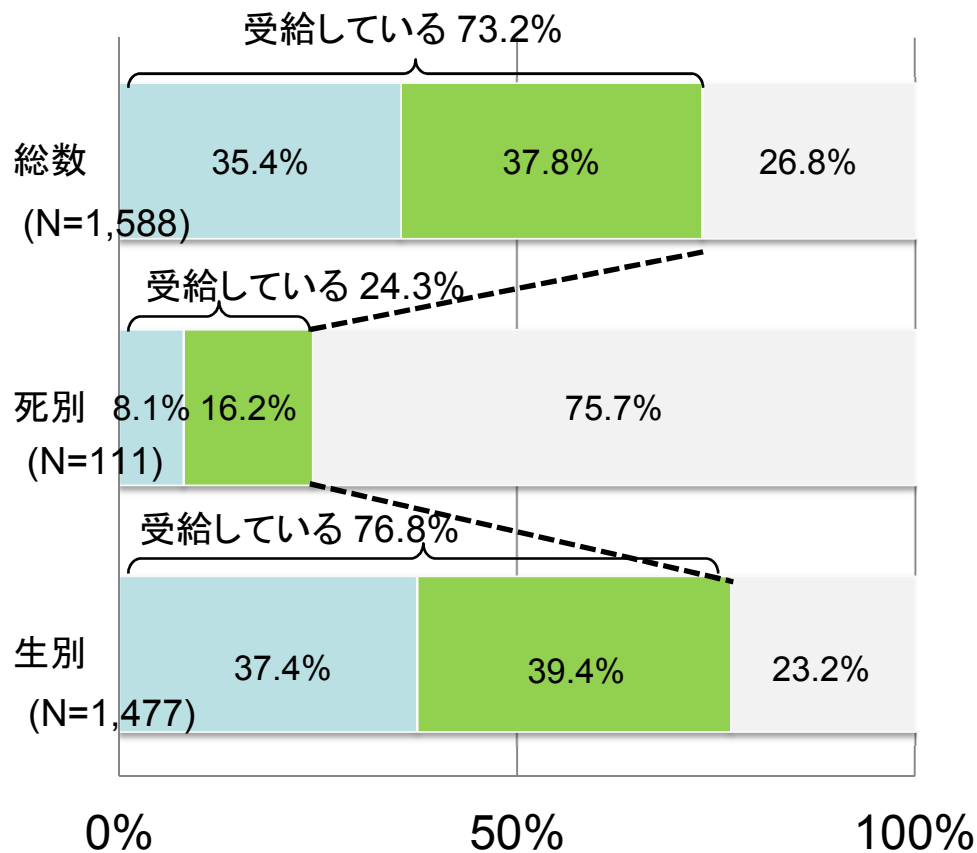
(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

13 児童扶養手当の受給状況

○母子世帯では、母が児童扶養手当を受給している割合が73.2%であるのに対して、父子世帯では、父が児童扶養手当を受給している割合は45.9%である。

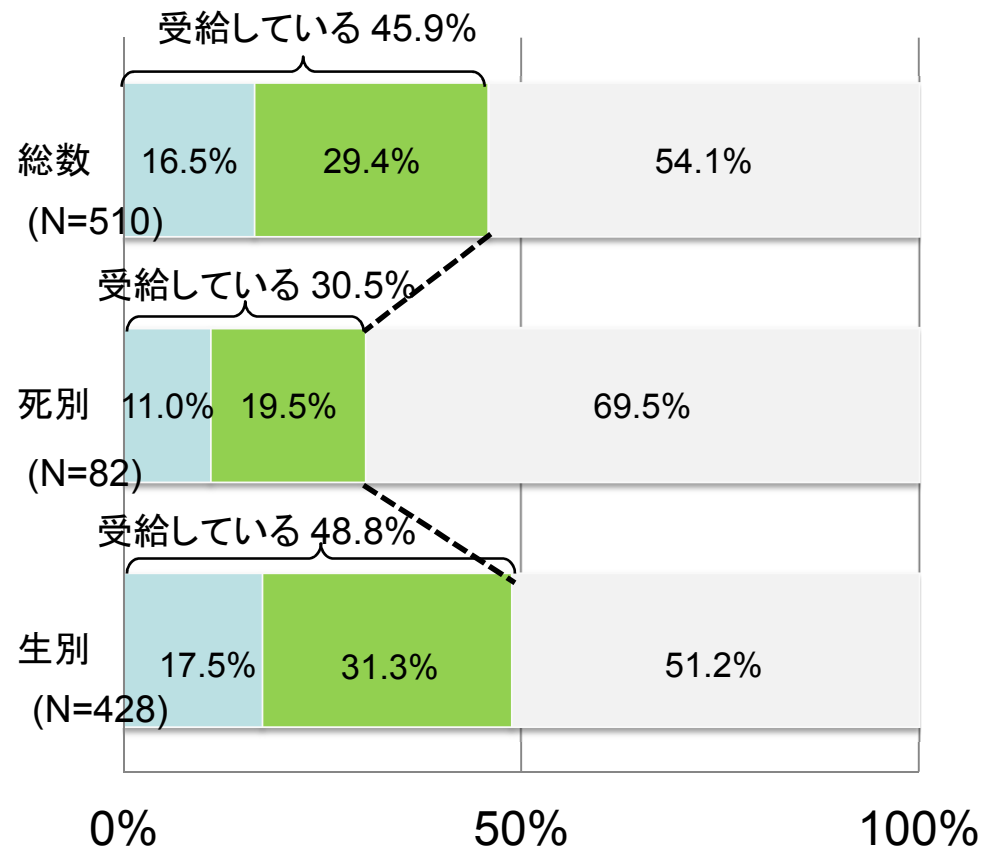
母子世帯

■ 全部支給 ■ 一部支給 □ 受給していない



父子世帯

■ 全部支給 ■ 一部支給 □ 受給していない



(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

14 児童扶養手当受給者数の推移

○平成23年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯
		離婚	その他				
母子世帯	977,578 (100.0%)	871,781 (89.2%)	1,423 (0.2%)	8,135 (0.8%)	88,625 (9.1%)	4,281 (0.4%)	3,333 (0.3%)
父子世帯	61,594 (100.0%)	53,829 (87.4%)	40 (0.0%)	5,788 (9.4%)	570 (1.0%)	1,128 (1.8%)	239 (0.4%)
その他の世帯※	31,039						
計	1,070,211						

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

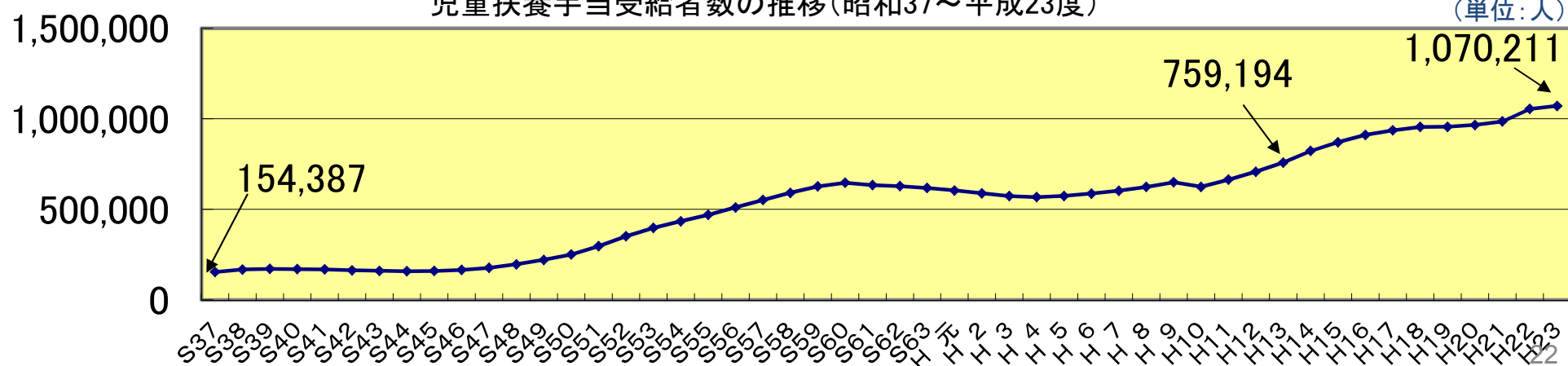
○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成13年度末は759,194人、平成23年度末は1,070,211人となっている。

(平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大)

(東日本大震災の影響により、郡山市及びいわき市以外の福島県を除いて集計)

○平成23年度末において、全部支給者は613,237人(57.3%)、一部支給者は456,974人(42.7%)である。

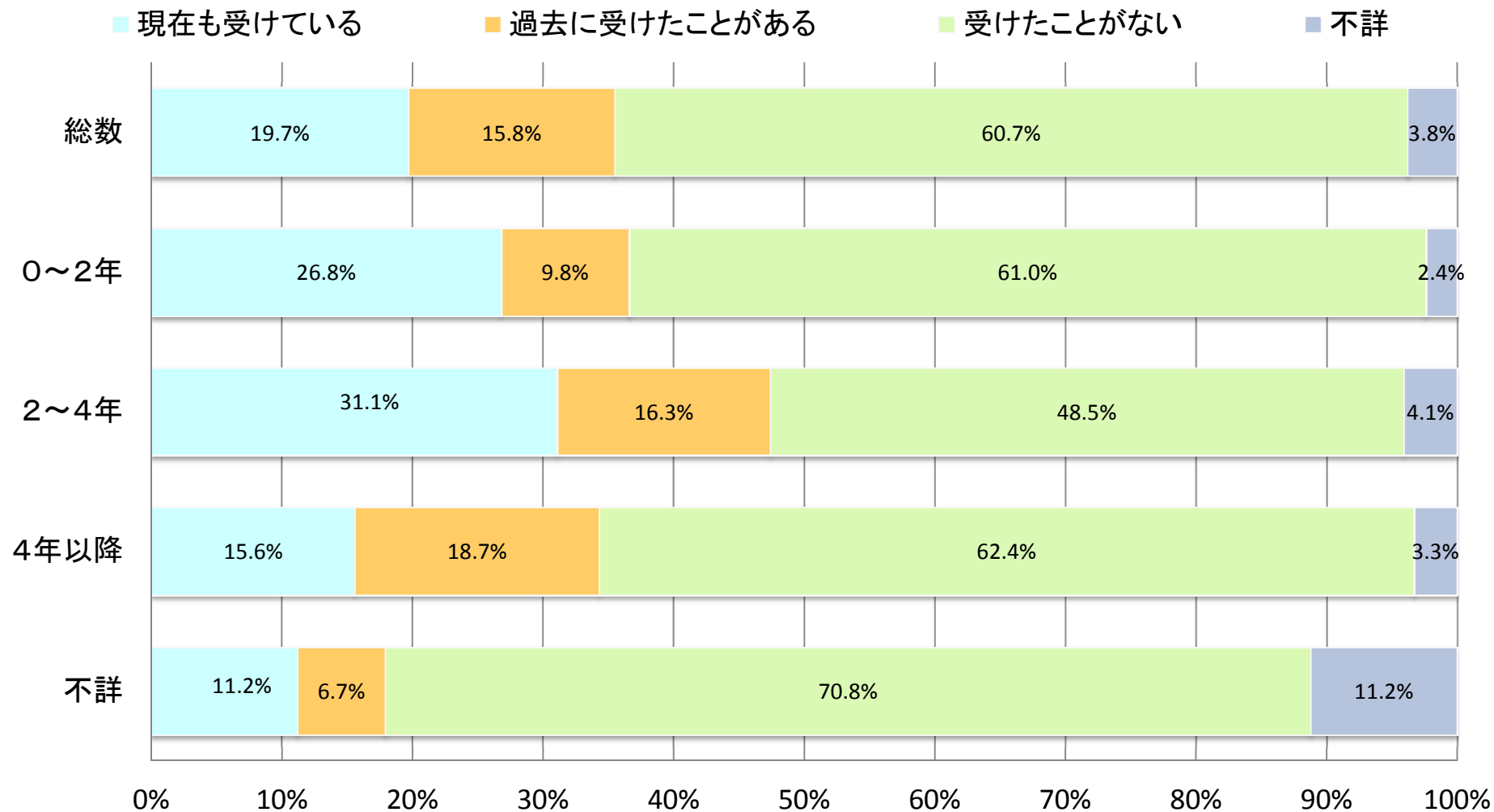
児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成23度)



(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例(確定値)」)

15(1) 母子家庭の母の養育費の受給状況

○ 母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が19.7%、「過去に受けたことがある」が15.8%、「受けたことがない」が60.7%となっている。

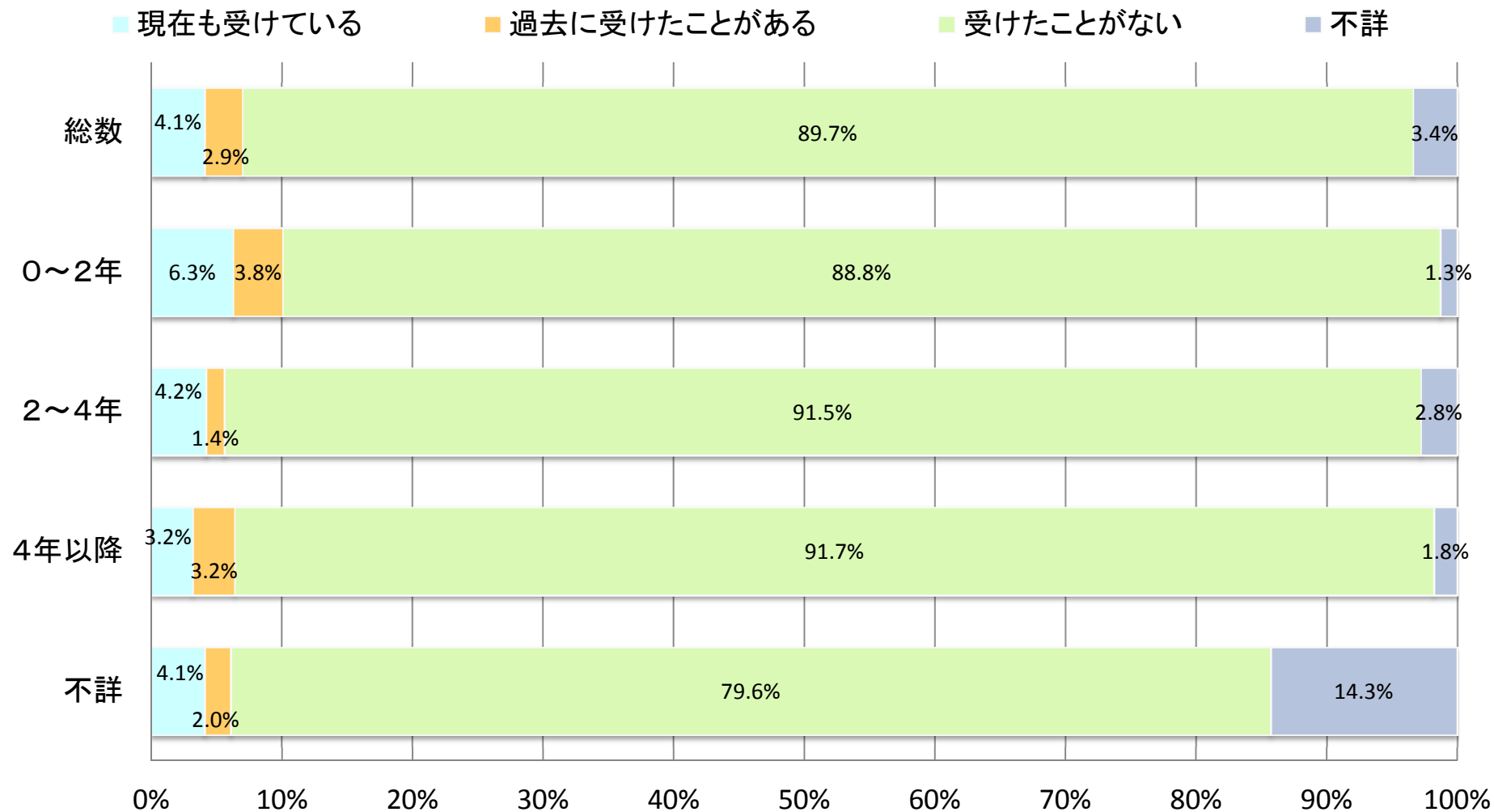


(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

※取り決めの有る場合、ない場合ともに含む。

15(2) 父子家庭の父の養育費の受給状況

○ 父子世帯の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が4.1%、「過去に受けたことがある」が2.9%、「受けたことがない」が89.7%となっている。

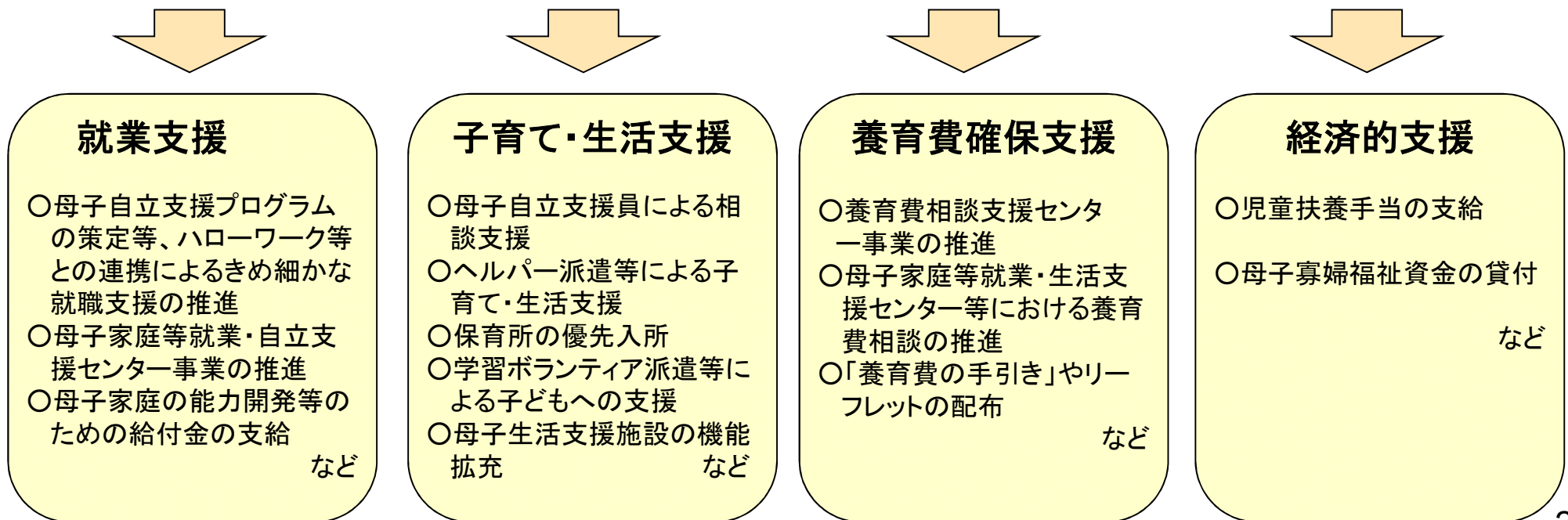


※取り決めの有る場合、ない場合とも含む。

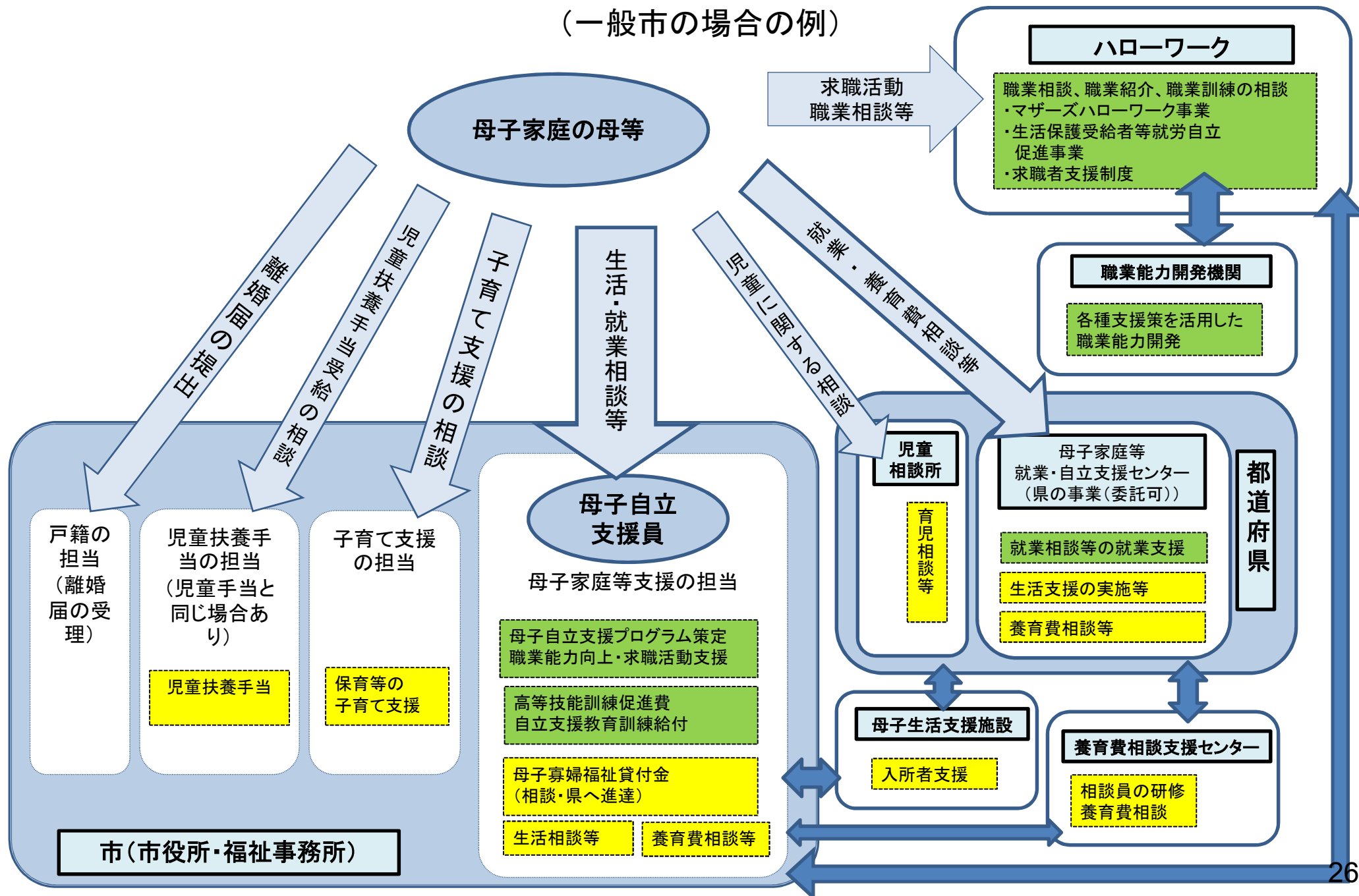
16 ひとり親家庭への支援施策の体系

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。
- 具体的には、「就業支援」、「子育て・生活支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」の4本柱により施策を推進。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



17 ひとり親家庭への支援に係る主な機関 (一般市の場合の例)

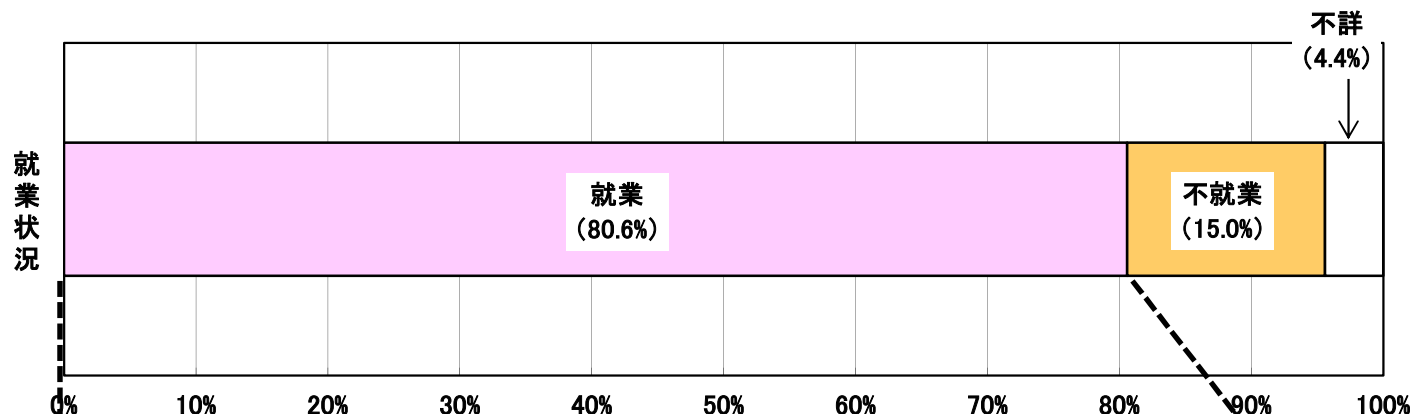


Ⅱ．就業支援

①データ編

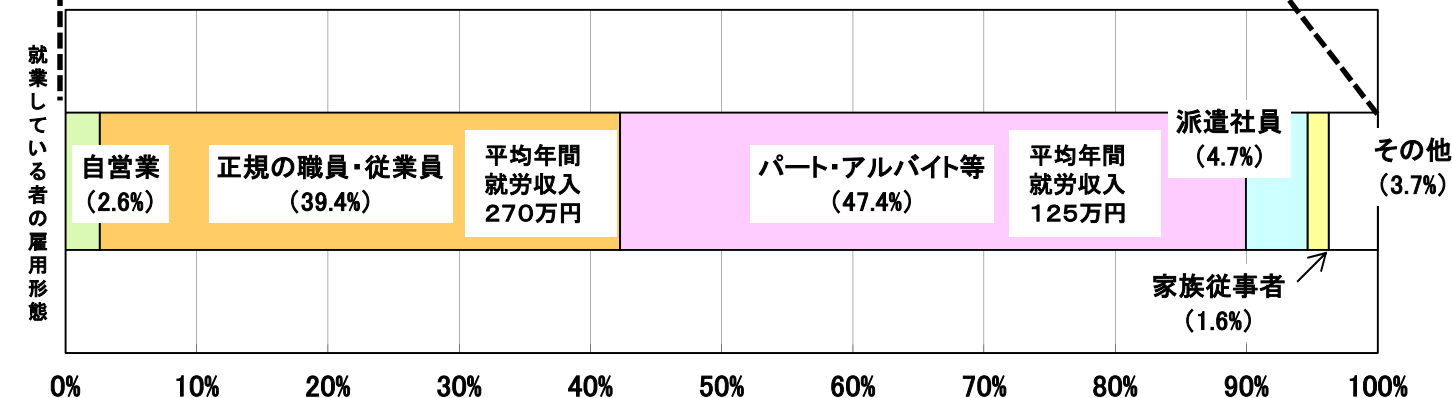
1(1) 母子家庭の就業状況(再掲)

- 母子家庭の80.6%が就業。「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%（「派遣社員」を含むと52.1%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(参考)
 非正規の職員・従業員の割合
 男女計 35.2%
 男 19.7%
 女 54.5%
 ※非正規は、パート・アルバイト、
 派遣社員、契約社員・嘱託など

(出典)
 労働力調査(詳細集計)平成24年平均(速報)

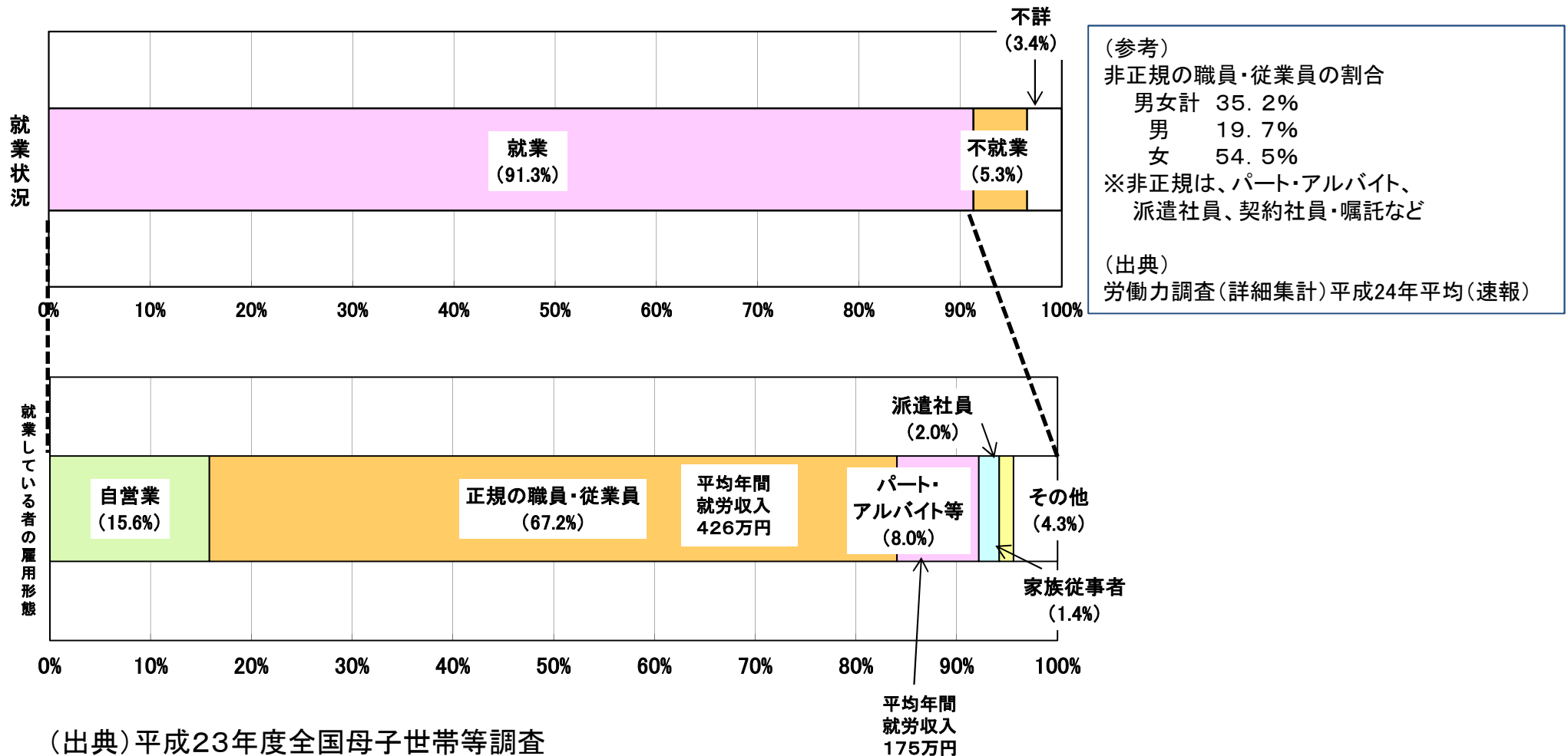


(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

※参考 《海外のひとり親家庭の就業率》
 アメリカ 73.8%、イギリス 56.2%、フランス70.1%、
 イタリア 78.0%、オランダ 56.9%、OECD平均 70.6%
 OECD「Babie and Bosses」より(2005年)

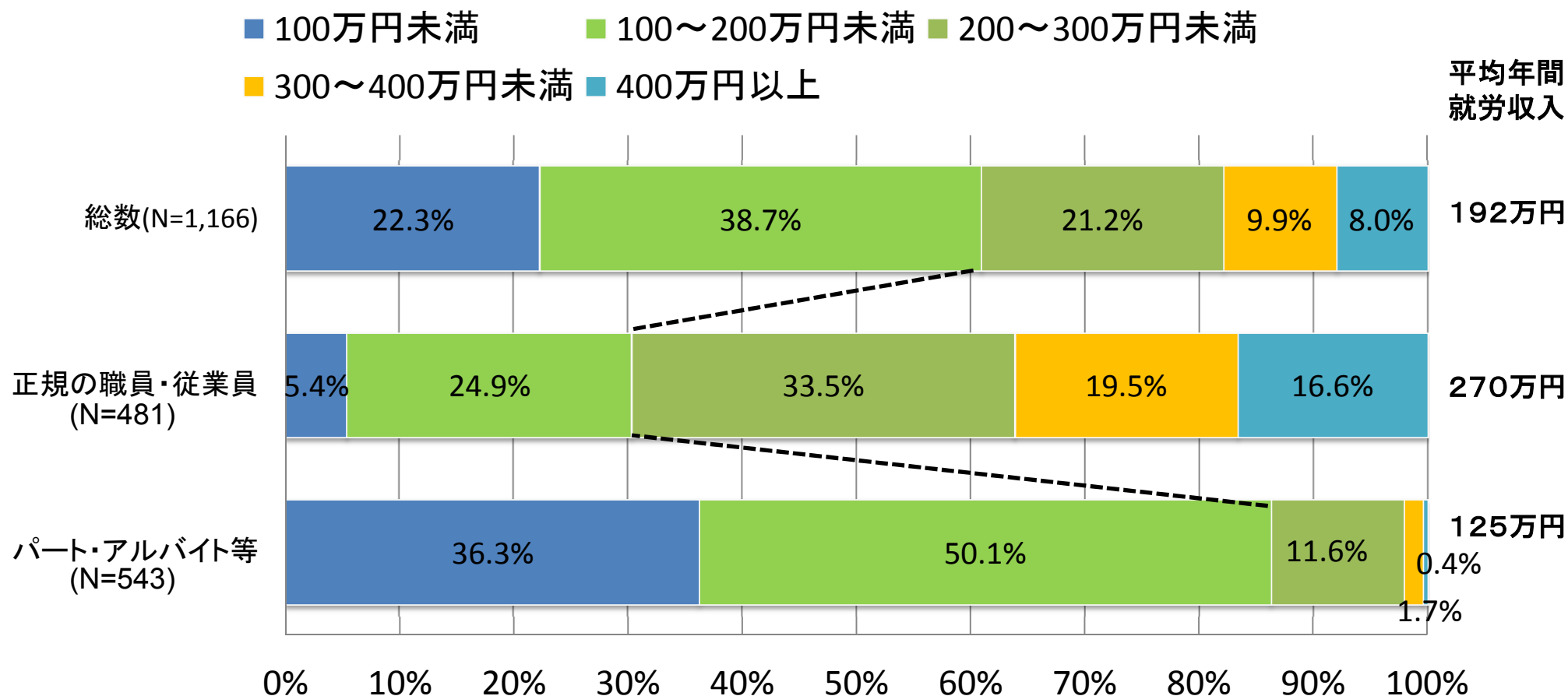
1(2) 父子家庭の就業状況(再掲)

- 父子家庭の91.3%が就業。「正規の職員・従業員」が67.2%、「自営業」が15.6%、「パート・アルバイト等」が8.0%。
- 父子家庭の父の中にも就業が不安定な者がおり、そのような者への就業の支援が必要。



2(1) 就労収入の状況(母子家庭)(再掲)

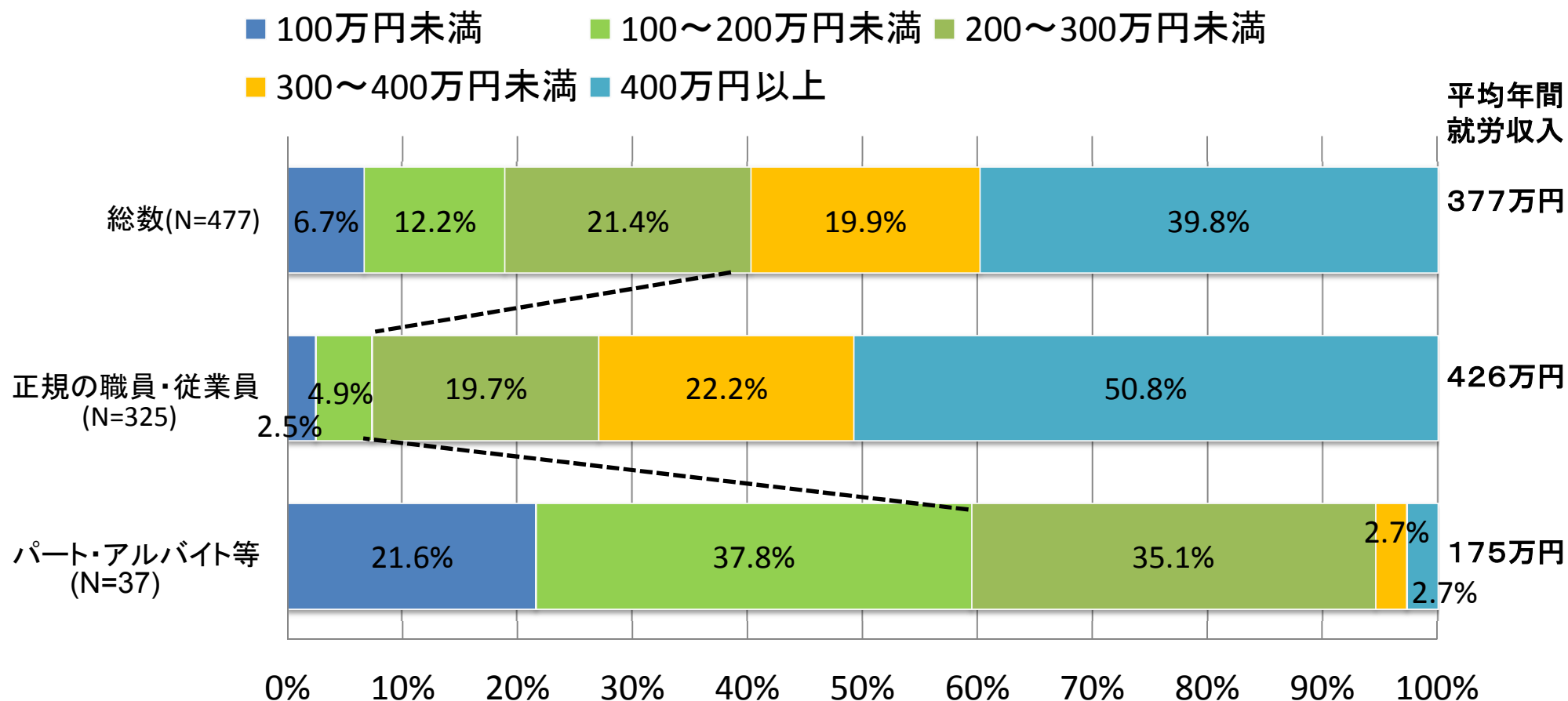
- 現在、就業している母子世帯の母の平均年間就労収入は「正規の職員・従業員」では270万円、「パート・アルバイト等」では125万円。
- 地位別の収入分布では、正規の職員・従業員では、200万円未満が30.3%である一方、パート・アルバイト等では、200万円未満が86.4%を占める。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

2(2) 就労収入の状況(父子家庭)(再掲)

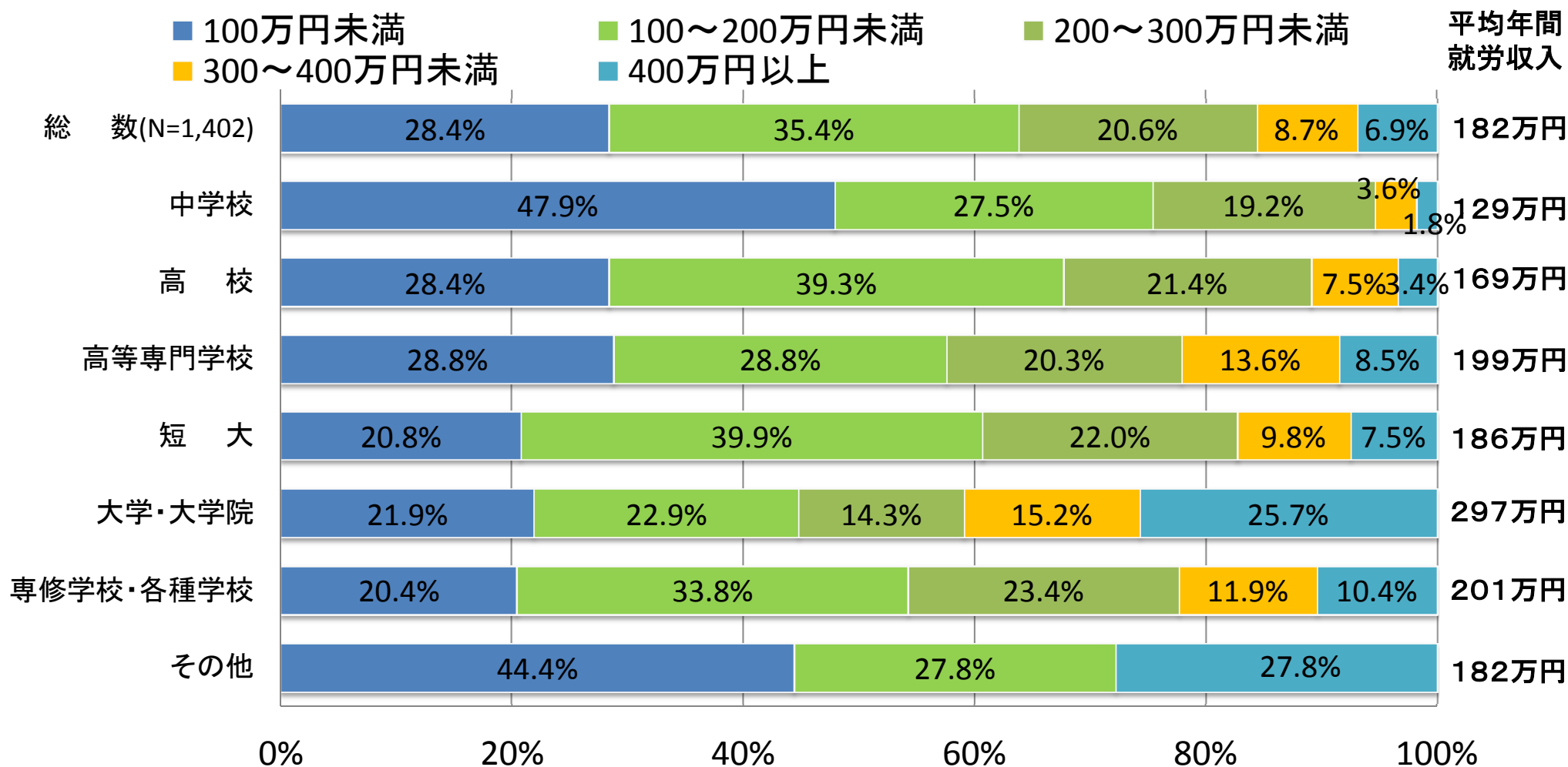
- 現在、就業している父子世帯の父の平均年間就労収入は「正規の職員・従業員」では426万円、「パート・アルバイト等」では175万円。
- 地位別の収入分布では、正規の職員・従業員では、「400万円以上」が50.8%である一方、パート・アルバイト等では、200万円未満が59.4%を占める。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

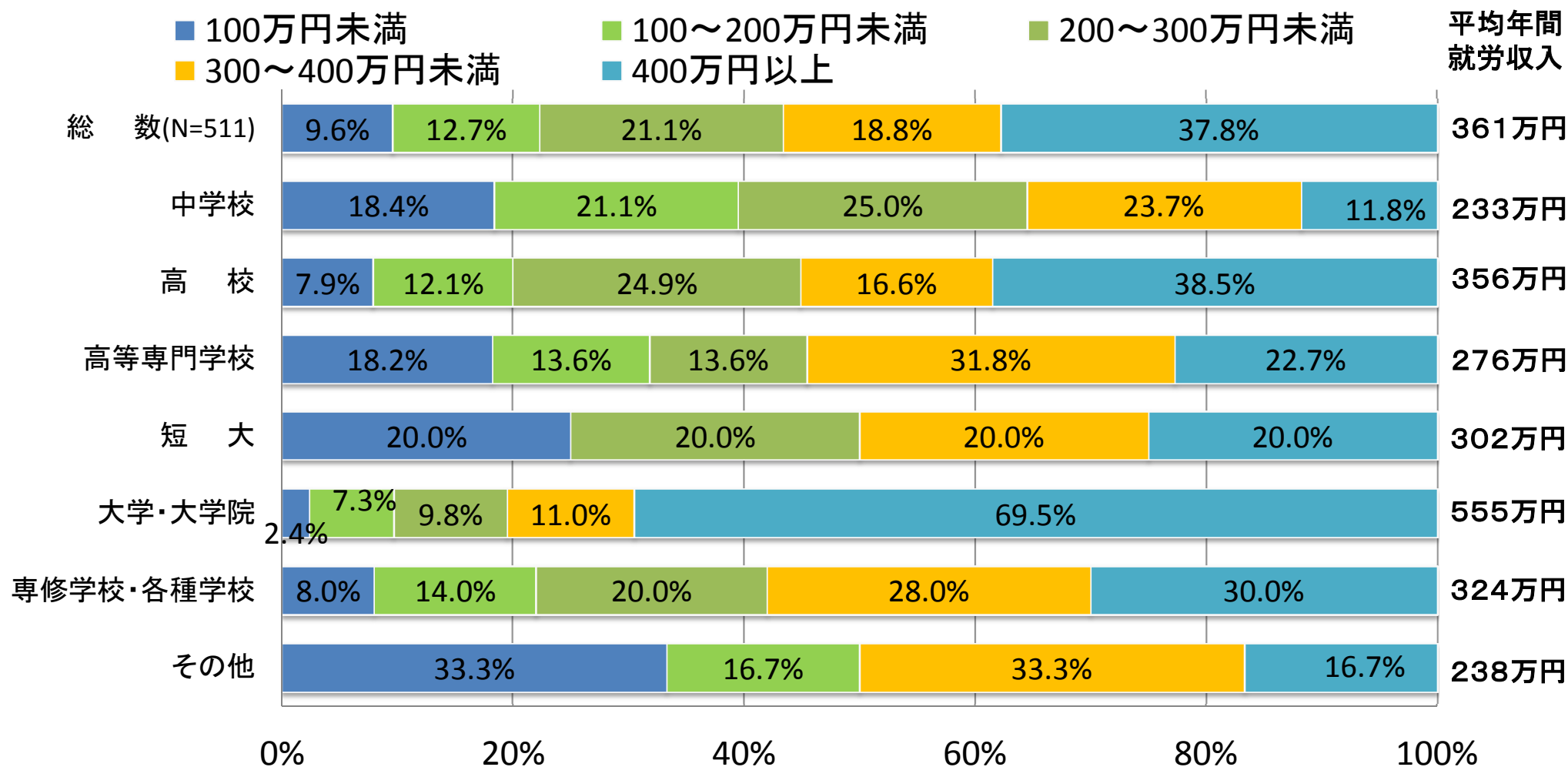
3(1) 母子世帯の母の最終学歴別の年間就労収入

- 母子世帯の母の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校で129万円、高校で169万円である一方、専修学校・各種学校で201万円となっている。
- 専修学校・各種学校で技能を身につけてから就職することも考え得る。



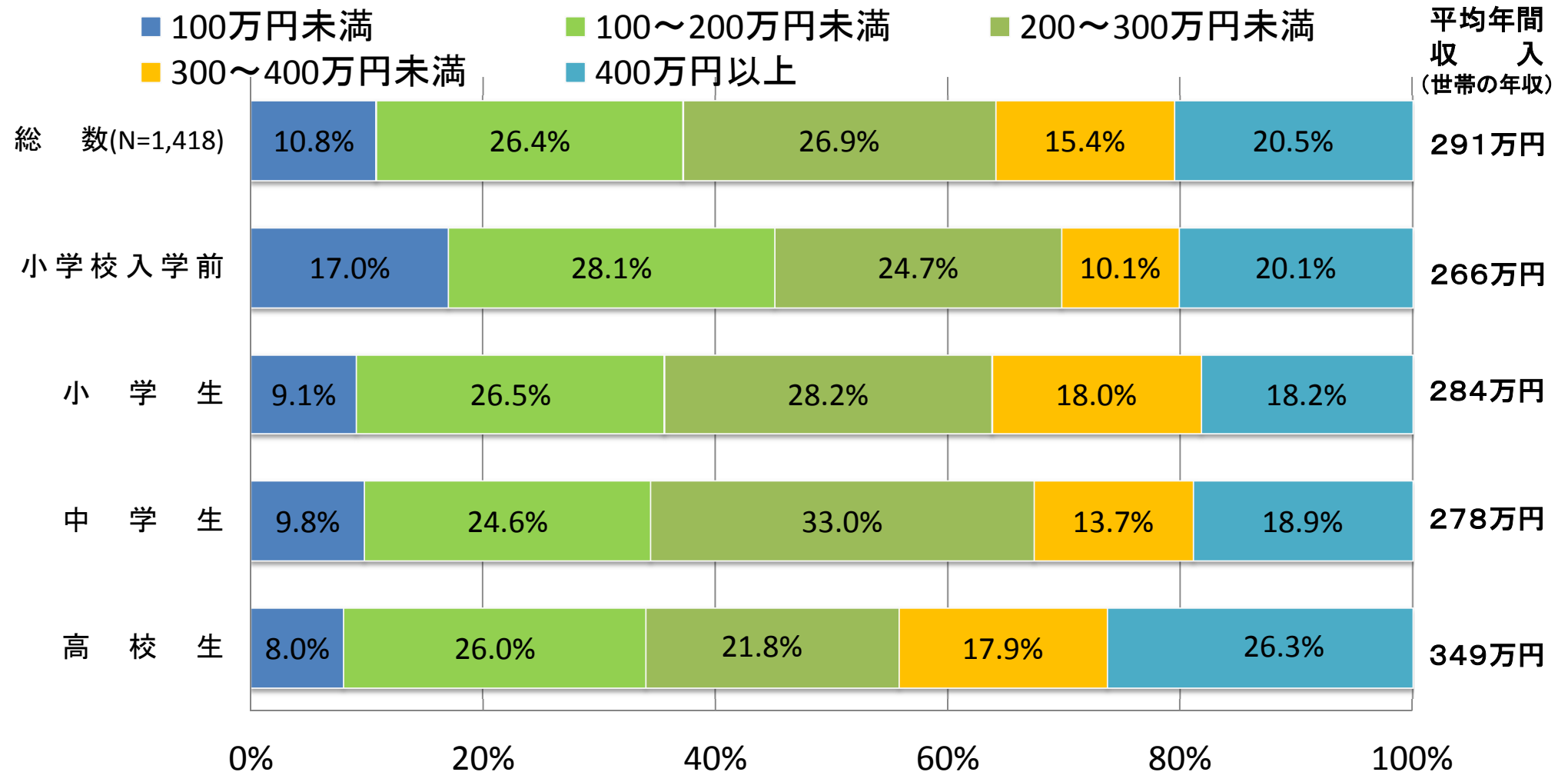
3(2) 父子世帯の父の最終学歴別の年間就労収入

○ 父子世帯の父の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校で233万円、高校で356万円、大学・大学院で555万円。



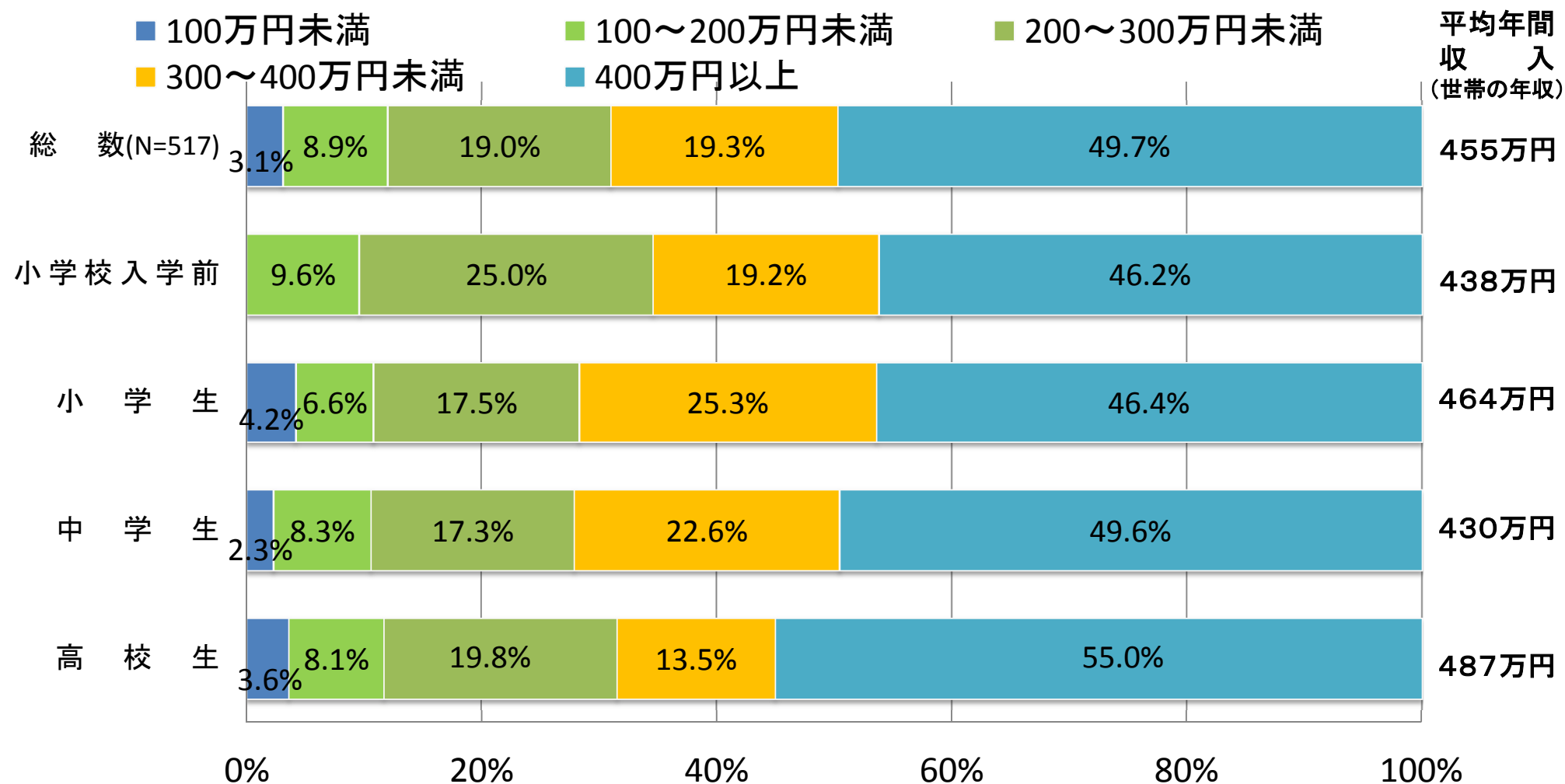
4(1) 母子世帯の末子の状況別世帯の年間収入

- 母子世帯の末子の状況別の世帯の年間収入は、末子が小学校入学前の世帯で266万円、小学生の世帯で284万円、中学生の世帯で278万円、高校生の世帯で349万円。
- 末子の年齢が上がるにつれて世帯の平均年間収入が増加する傾向にあり、収入拡大の機会が得られる可能性がある。



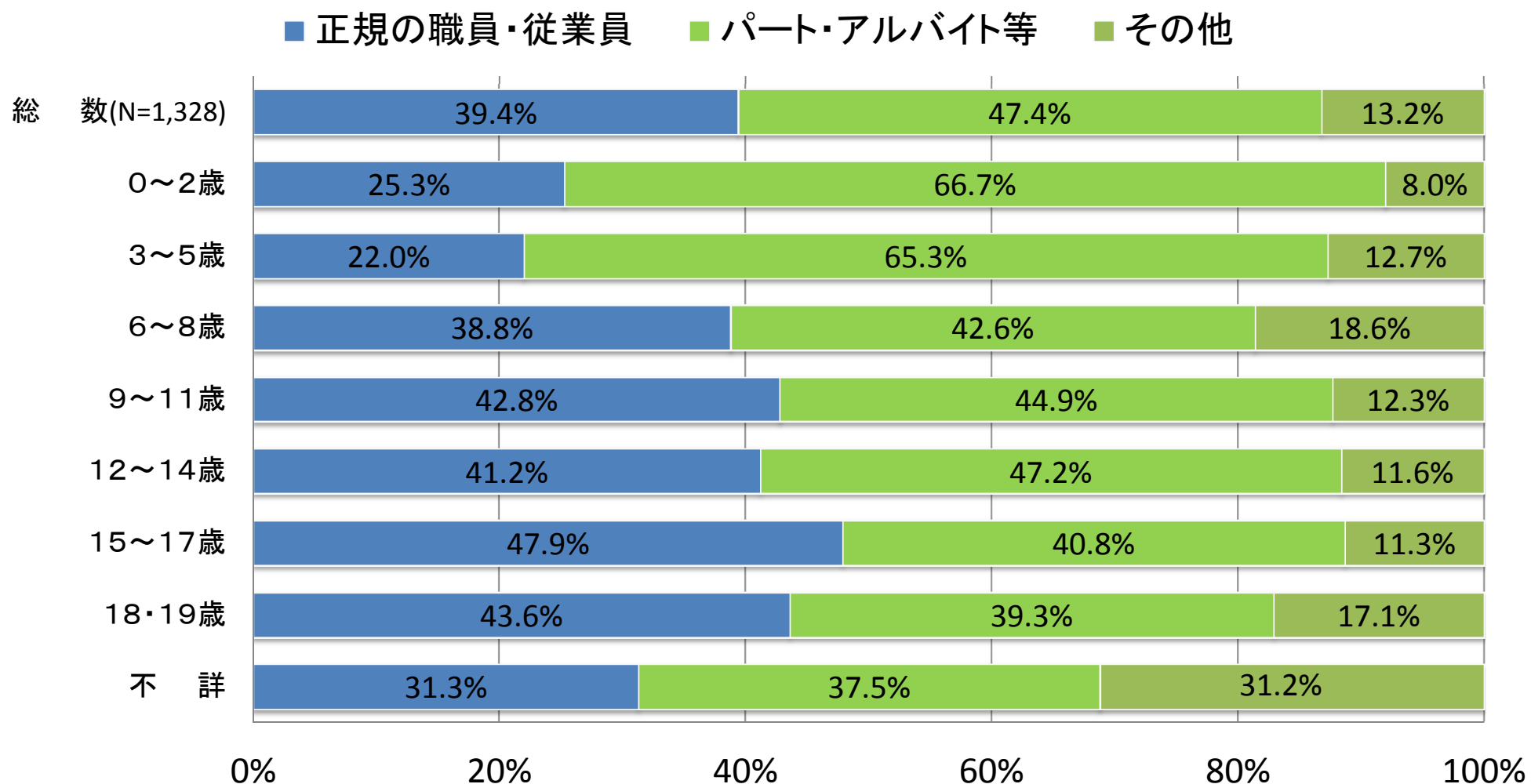
4(2) 父子世帯の末子の状況別世帯の年間収入

○ 父子世帯の末子の状況別の世帯の年間収入は、小学校入学前の世帯で438万円、小学生の世帯で464万円、中学生の世帯で430万円、高校生の世帯で487万円。



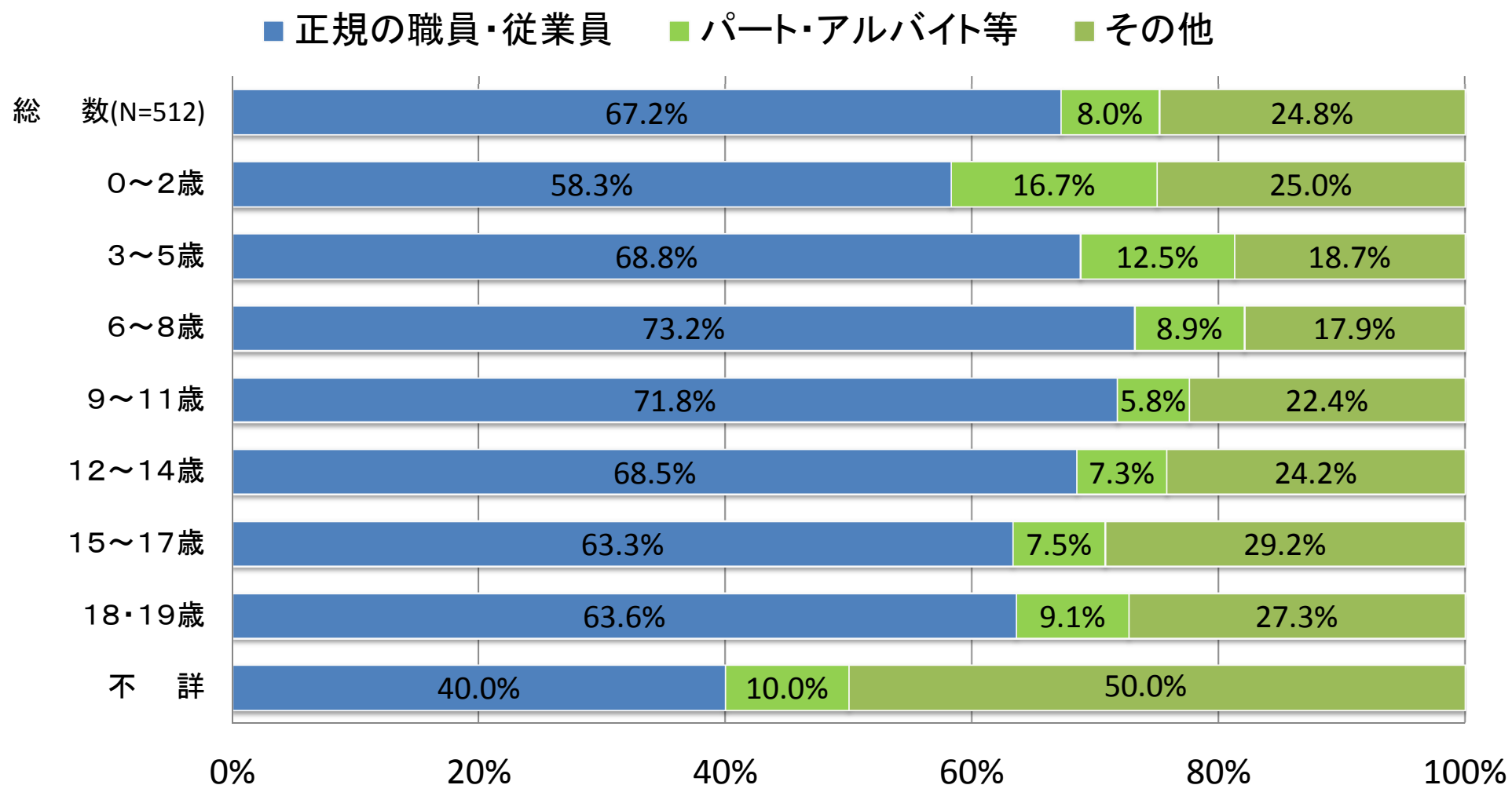
5(1) 就業している母の地位別末子の年齢階級の構成割合

- 母子世帯では、末子の年齢が高くなるにつれて、「正規の職員・従業員」の割合が増加しており、特に、就学前後、高校進学前後で、「正規の職員・従業員」の割合が上昇。
- 末子の就学・進学など子どもの成長に従って正規化しやすくなることも考えられる。



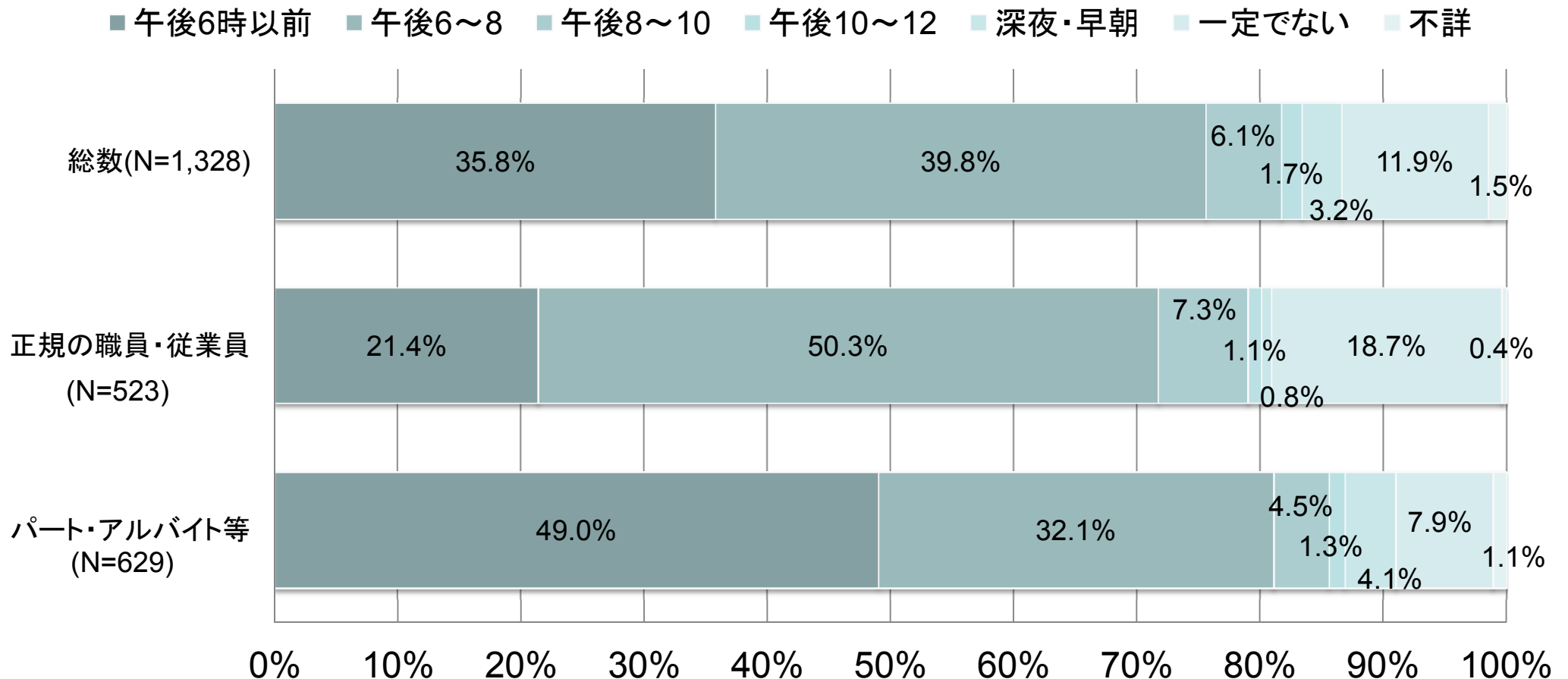
5(2) 就業している父の地位別末子の年齢階級の構成割合

○ 父子世帯では、末子が就学年齢になると、「正規の職員・従業員」の割合が増加し、「パート・アルバイト等」の割合が減少する傾向が見られる。



6(1) 就業している母の地位別帰宅時間

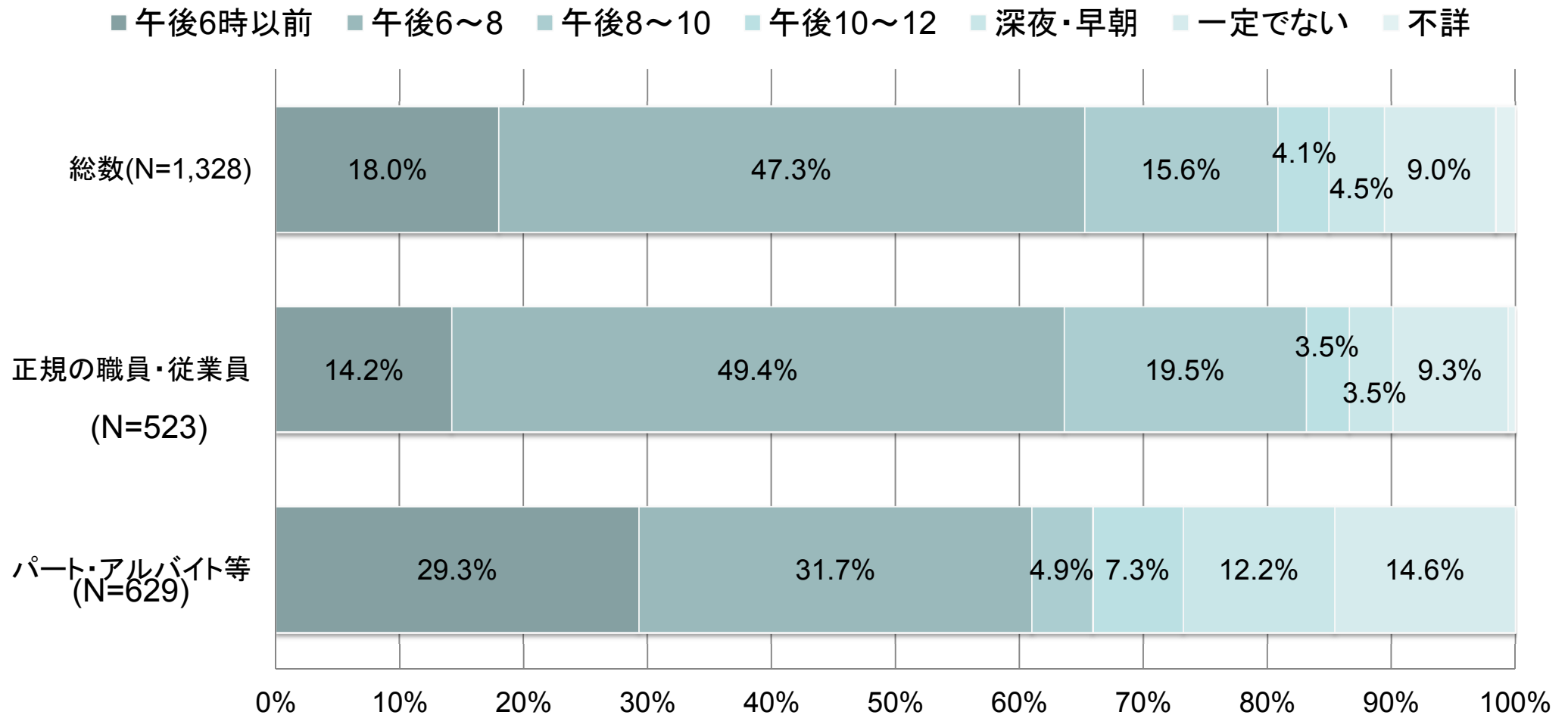
- 現在、就業している母子世帯の母の帰宅時間は、「パート・アルバイト等」では「午後6時以前」が49.0%と多い一方、「正規の職員・従業員」では「午後6～8時」が50.3%、「一定でない」が18.7%と多くなっている。
- 「正規の職員・従業員」は、帰宅時間が遅い又は不定であり、正規でも帰宅時間が早い職場を開拓する必要がある。また、子どもの成長につれ、正規化に対応しやすくなることも考えられる。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

6(2) 就業している父の地位別帰宅時間

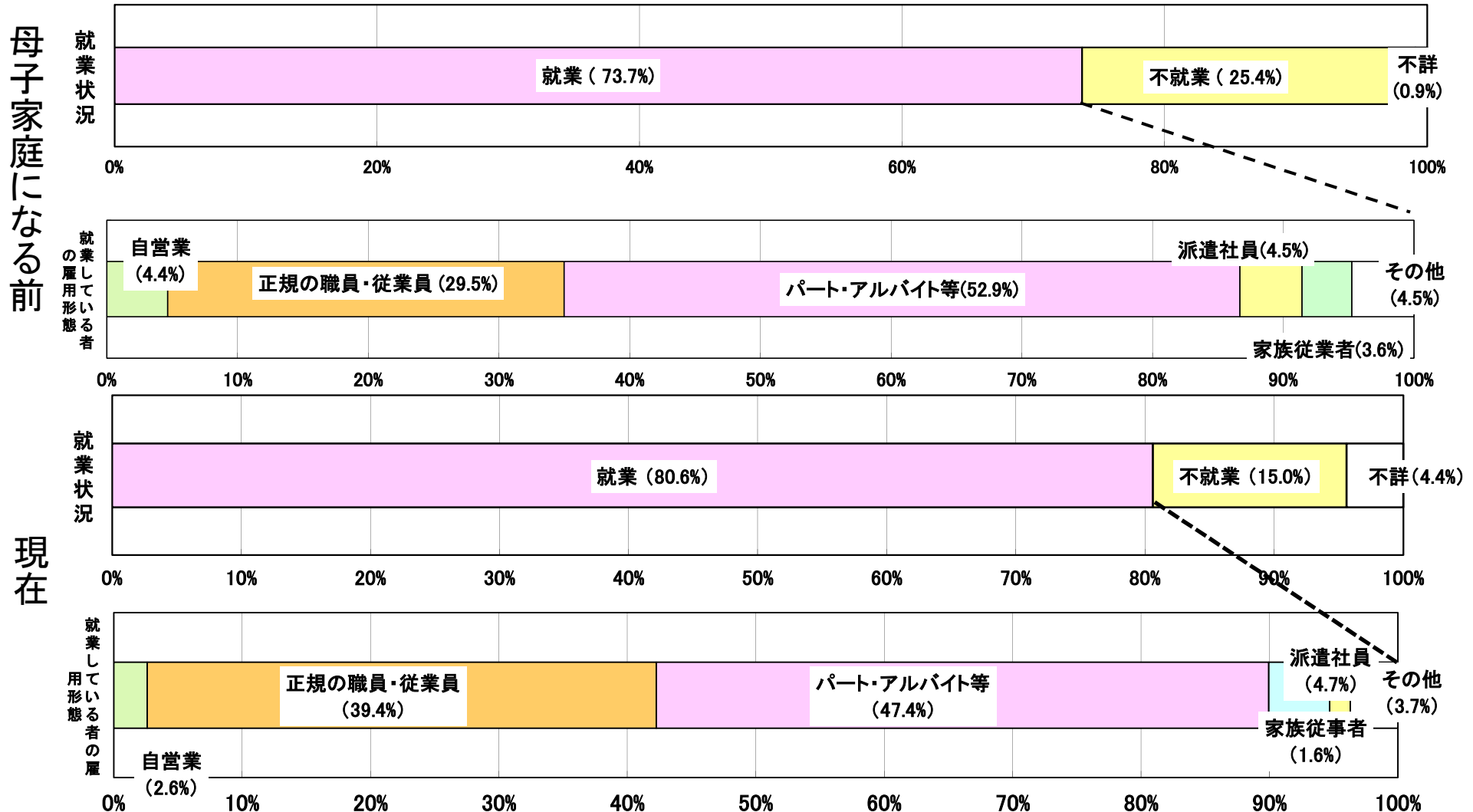
○ 現在、就業している父子世帯の父の帰宅時間は、「午後6～8時」が47.3%と多く、「パート・アルバイト等」で31.7%、「正規の職員・従業員」で49.4%。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

7(1) 母子家庭になる前後の就業状況・雇用形態

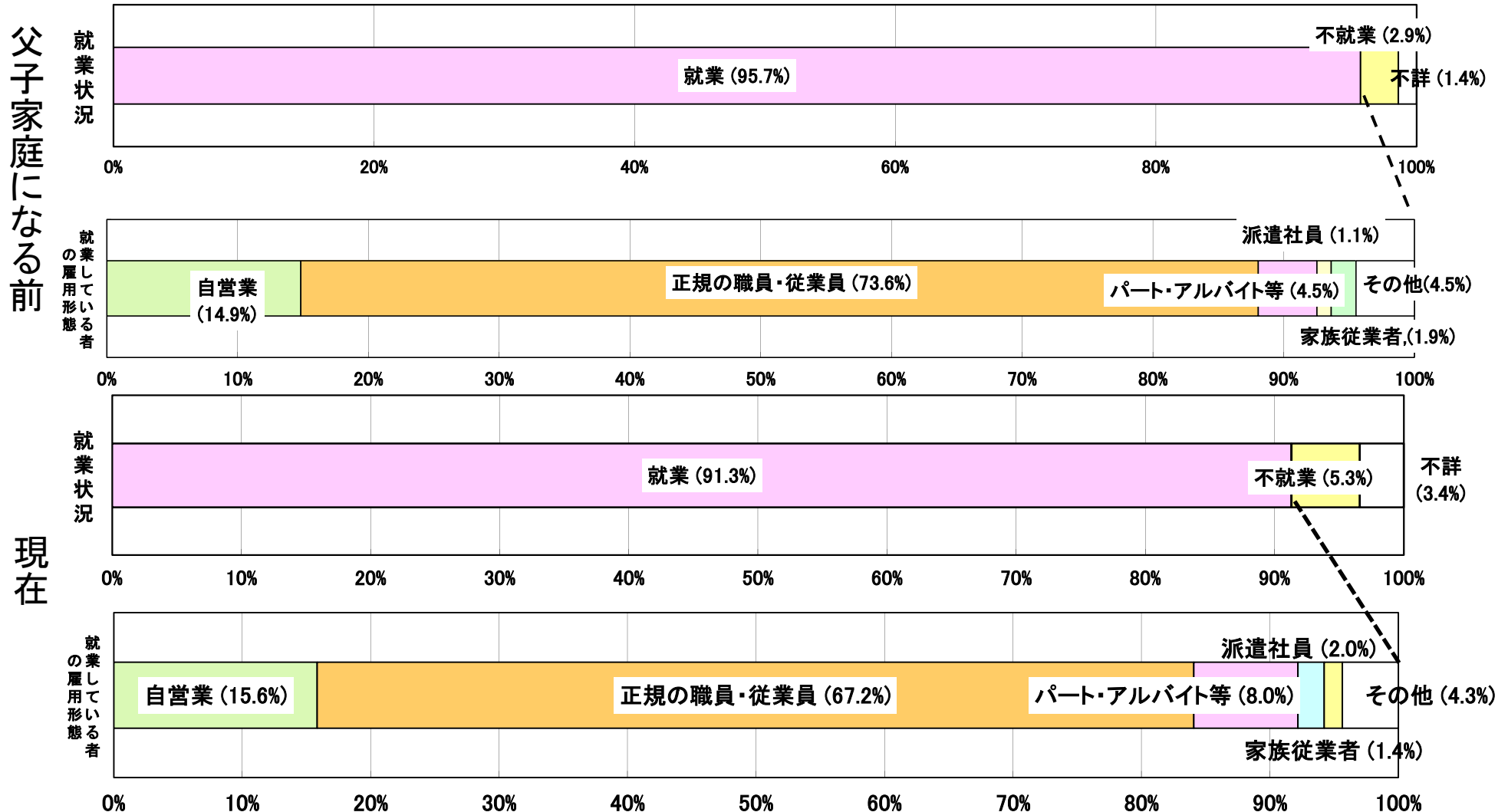
- 母子家庭になる前の不就業は25.4%、現在では15.0%であり、10.4ポイント減。
- 母子家庭になる前の正規は29.5%、現在では39.4%であり、9.9ポイント増。
- 母子家庭になる前の非正規は57.4%、現在では52.1%であり、5.3ポイント減。



(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

7(2) 父子家庭になる前後の就業状況・雇用形態

- 父子家庭になる前の不就業は2.9%、現在では5.3%であり、2.4ポイント増。
- 父子家庭になる前の正規は73.6%、現在では67.2%であり、6.4ポイント減。
- 父子家庭になる前の非正規は5.6%、現在では10.0%であり、4.4ポイント増。

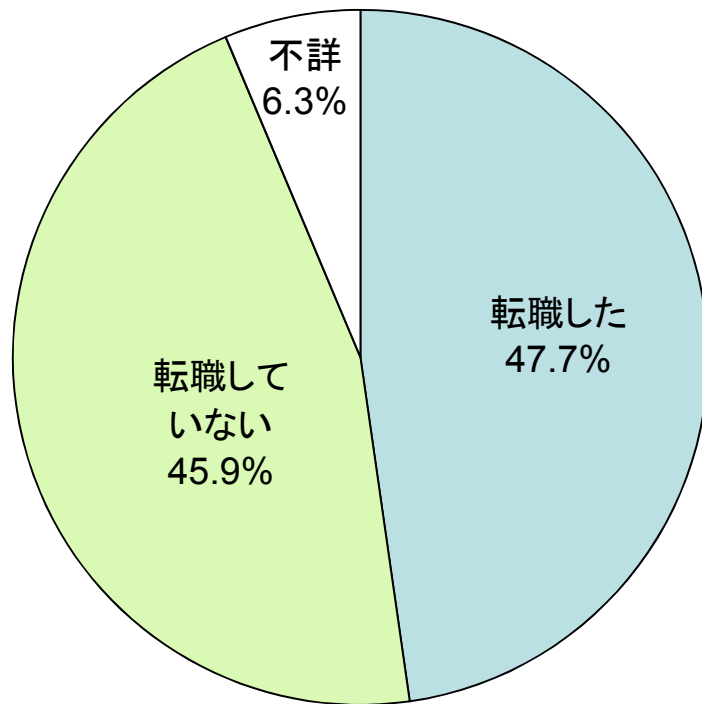


(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

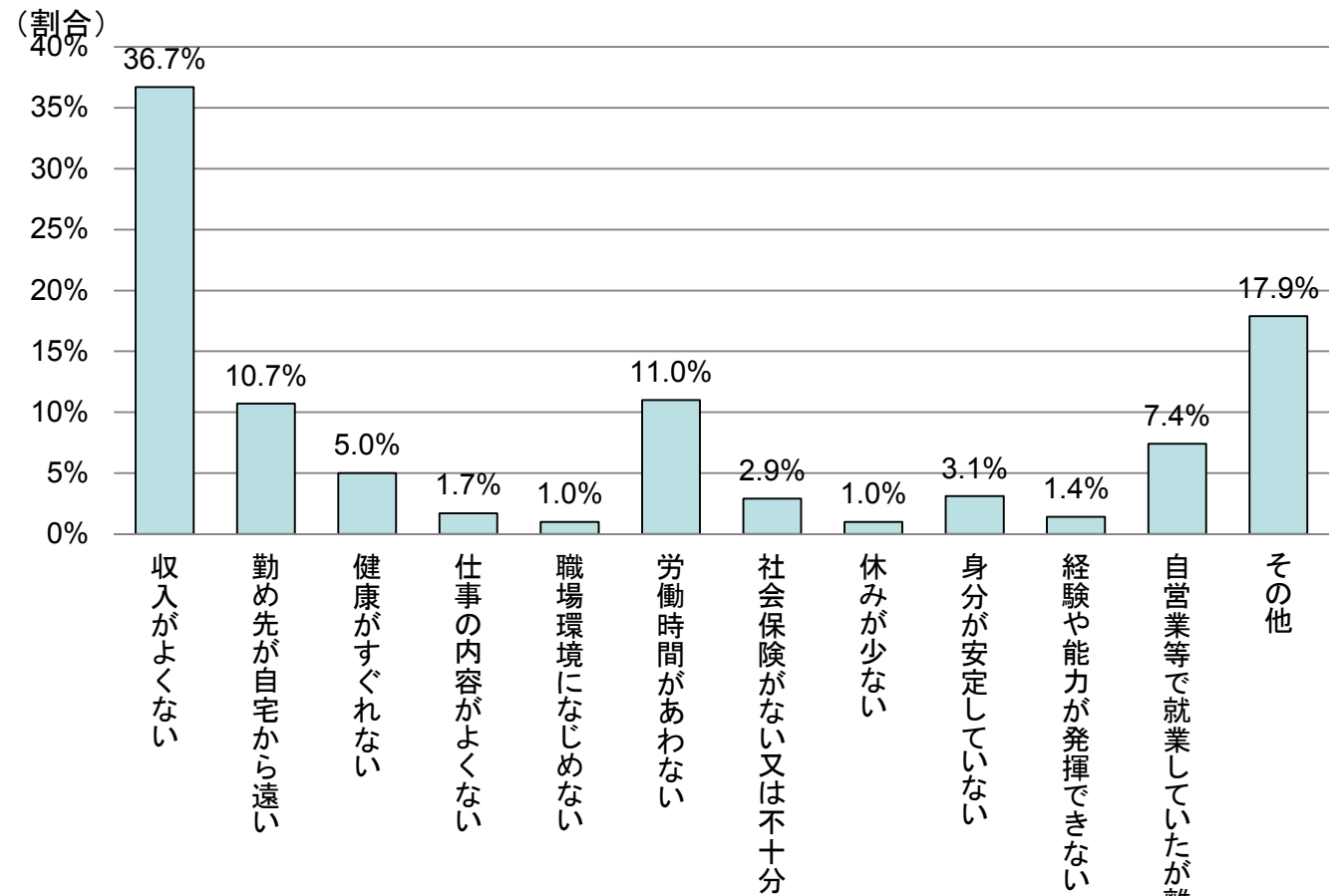
8(1) 母子世帯になったことを契機とした転職

- 母子世帯になる前に就業していた者のうち、母子世帯になったことを契機に転職をした者が47.7%。
- 仕事を変えた理由は、「収入がよくない」が36.7%、「労働時間があわない」が11.0%。
- 母子世帯となったタイミングで、ニーズに応じた転職支援が必要。

母子世帯になったことを契機とした転職
(N=1,215)



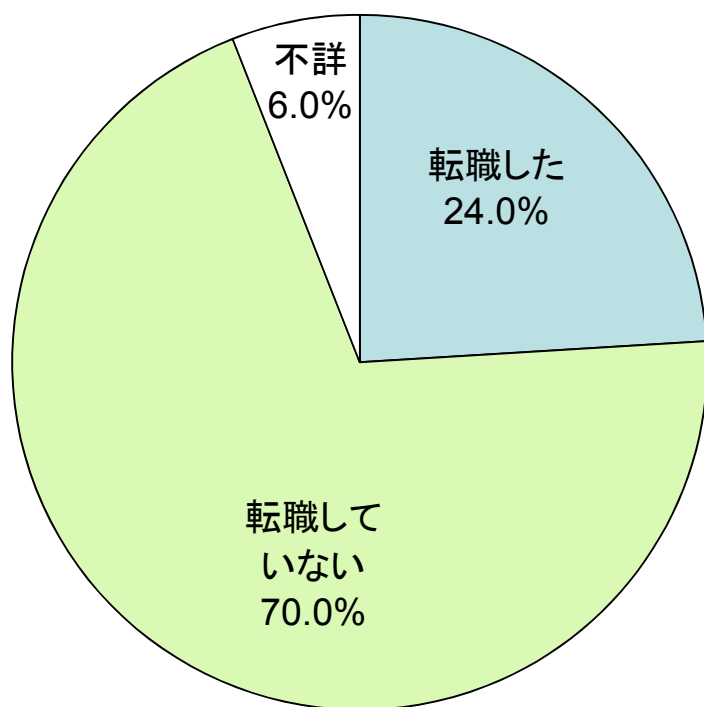
仕事を変えた理由(N=580)



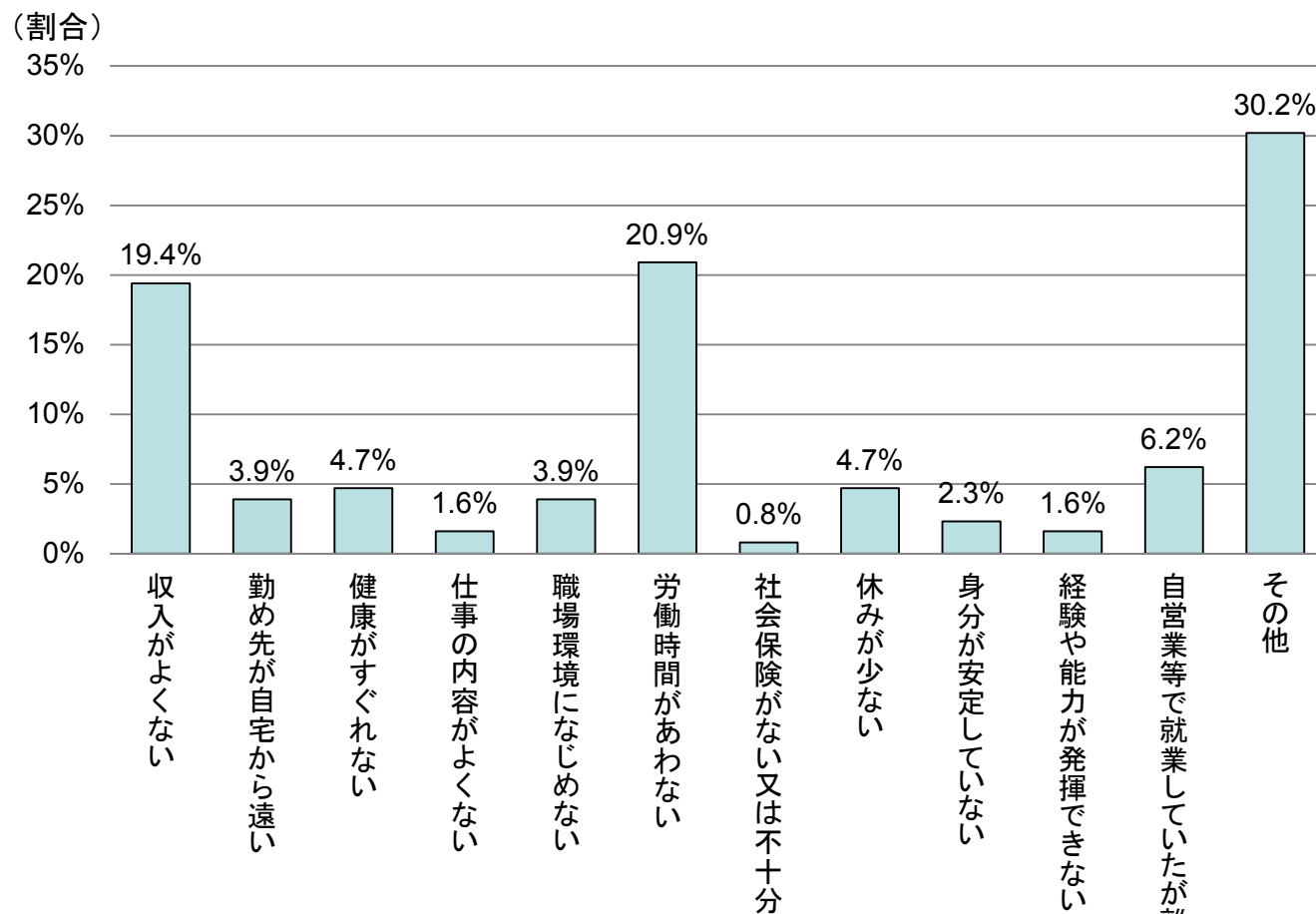
8(2) 父子世帯になったことを契機とした転職

- 父子世帯になる前に就業していた者のうち、父子世帯になったことを契機に転職をした者が24.0%。
- 仕事を変えた理由は、「労働時間があわない」が20.9%、「収入がよくない」が19.4%。

父子世帯になったことを契機とした転職
(N=537)



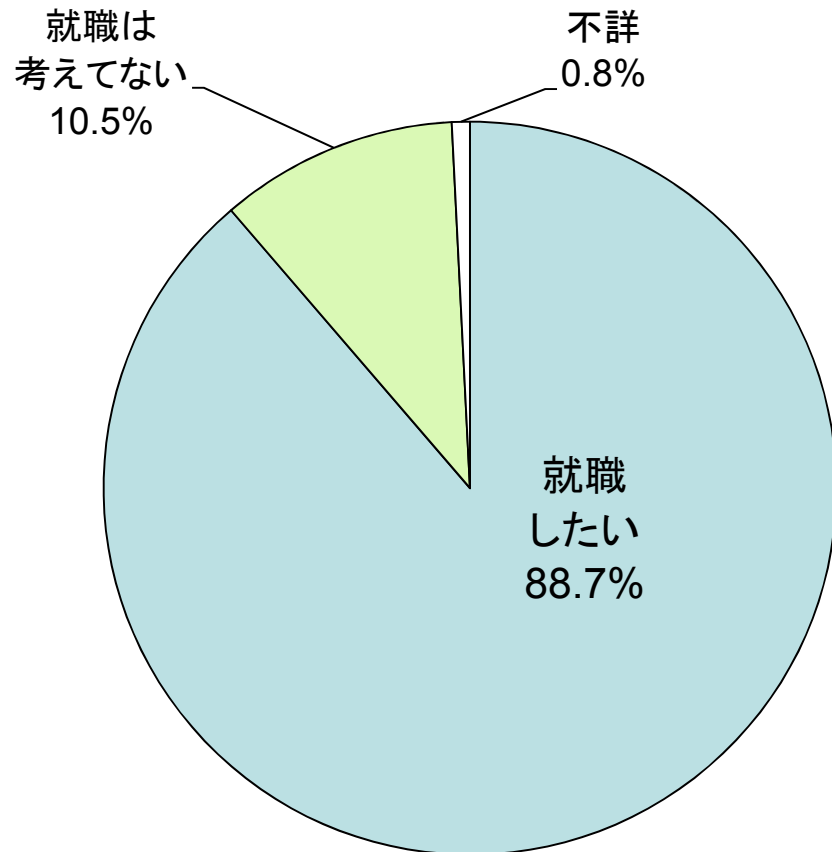
仕事を変えた理由(N=129)



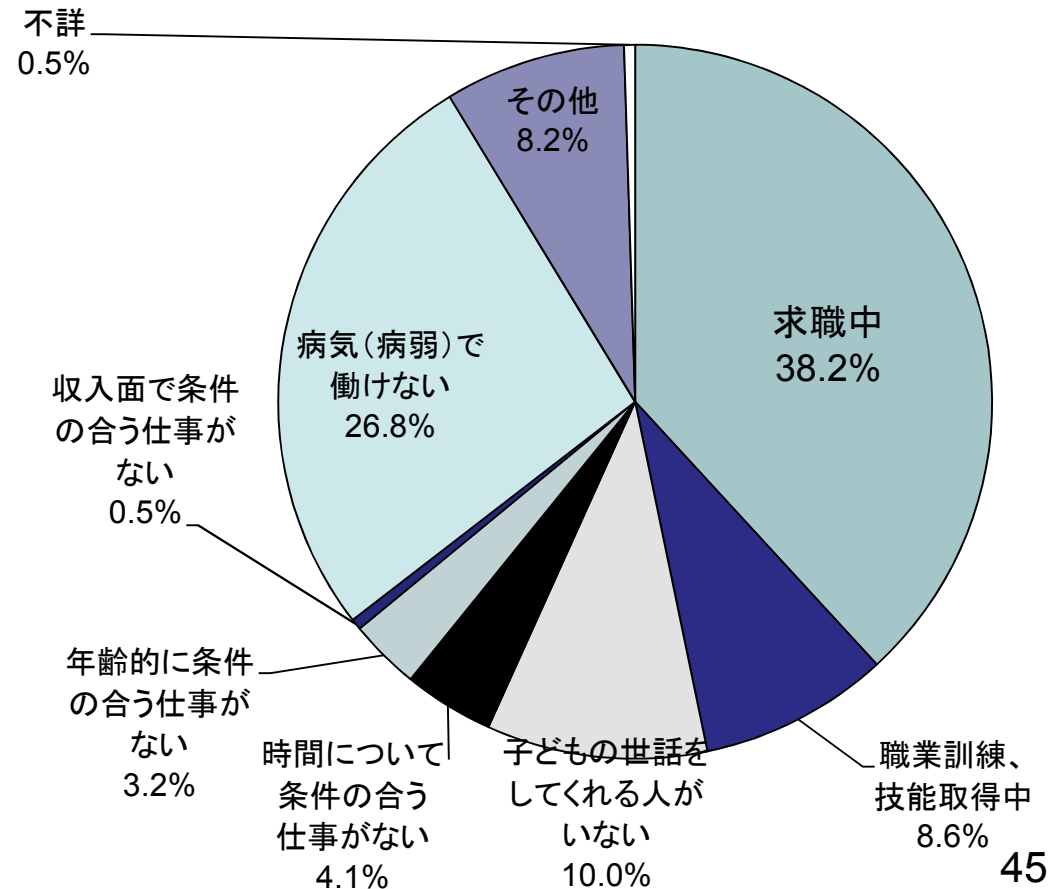
9(1) 母子世帯の母で就業していない者の就業希望等

- 母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」が88.7%、「就職は考えていない」が10.5%。
- 就業希望者のうち、就職していない(できない)理由については、「求職中」が38.2%、「職業訓練・技能修得中」が8.6%である一方、「子どもの世話をしてくれる人がいない」が10.0%、「時間について条件の合う仕事がない」が4.1%、「年齢的に条件に合う仕事がない」が3.2%と就業を断念している層が存在。また、「病気(病弱)で働けない」が26.8%。

不就業中の就職希望の有無 (N=248)



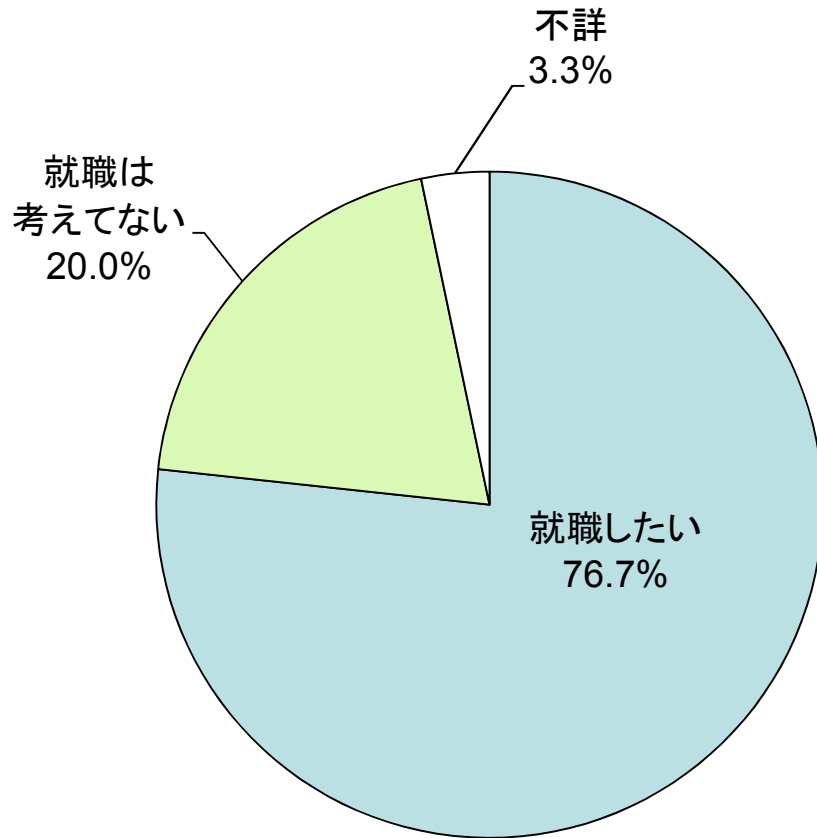
就業希望を持っている者のうち、
就職していない(できない)理由 (N=220)



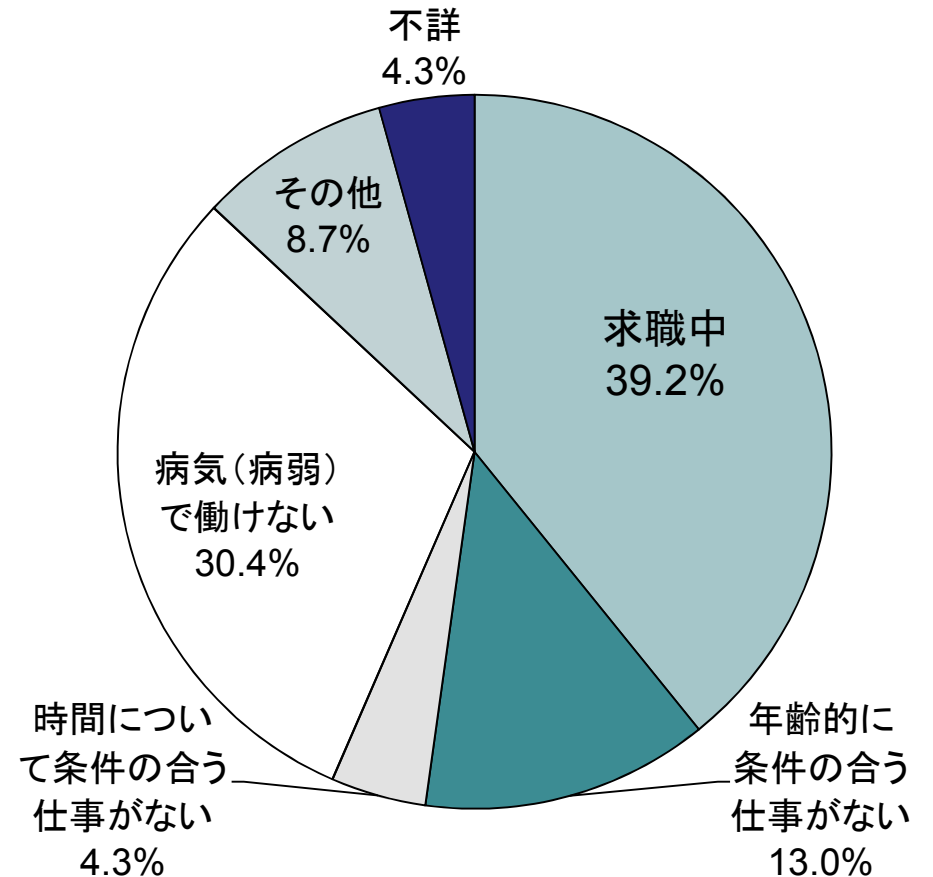
9(2) 父子世帯の父で就業していない者の就業希望等

- 父子世帯の父で不就業の者のうち、「就職したい」が76.7%、「就職は考えていない」が20.0%。
- 就業希望者のうち、就職していない(できない)理由については、「求職中」が39.1%である一方、「年齢的に条件に合う仕事がない」が13.0%「時間について条件の合う仕事がない」が4.3%、「病気(病弱)で働けない」が30.4%となっている。

不就業中の就職希望の有無(N=30)



就業希望を持っている者のうち、就職していない(できない)理由(N=23)

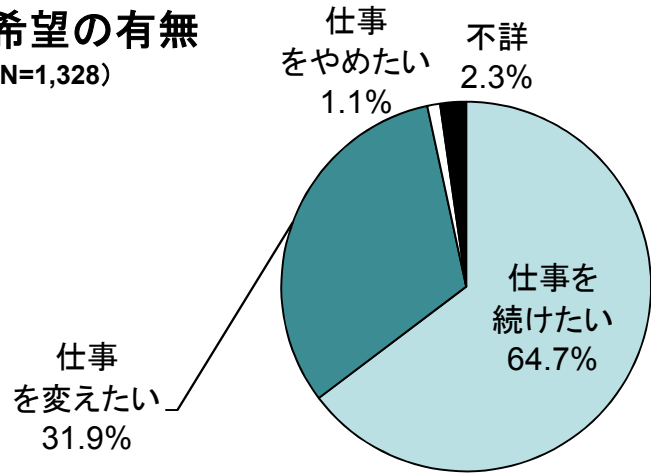


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

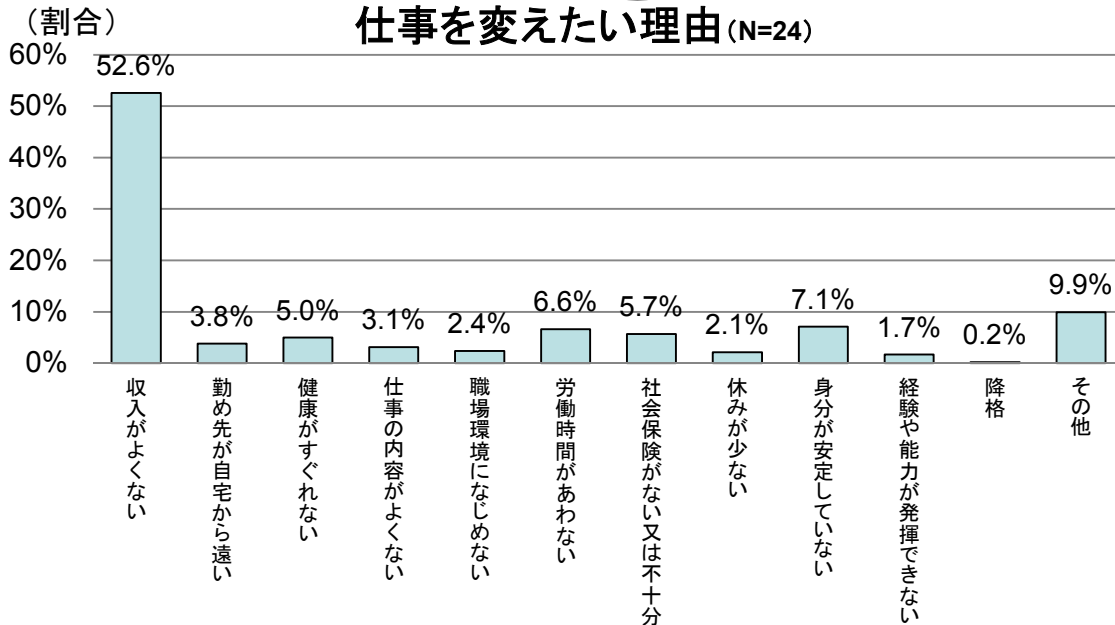
10(1) 母子世帯の母で現在就業している者の転職希望

- 母子世帯の母で現在就業している者のうち、「仕事を続けたい」が64.7%、「仕事を变えたい」が31.9%。
- 特に「派遣社員」では44.4%が、「パート・アルバイト等」では39.7%が「仕事を变えたい」と回答。
- 仕事を变えたい理由については、「収入がよくない」が52.6%、「身分が安定していない」が7.1%、「労働時間があわない」が6.6%。
- 潜在的な転職希望者のニーズに応じた就業支援が必要。

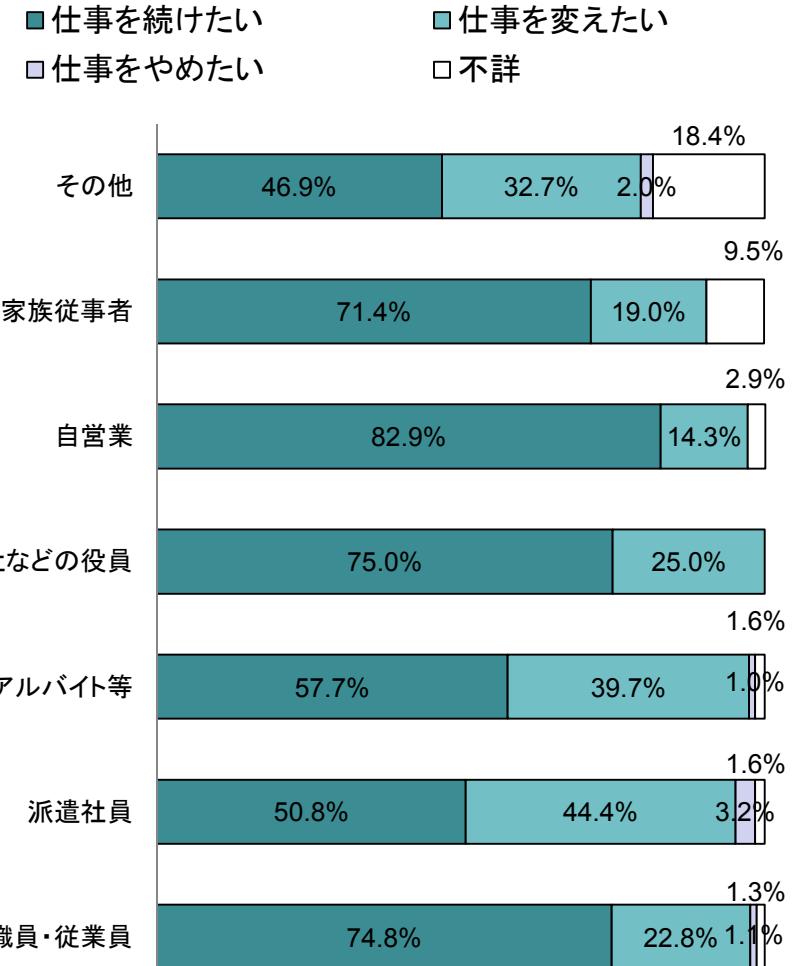
転職希望の有無
(N=1,328)



仕事を变えたい理由 (N=24)



転職希望の有無(従業上の地位別)

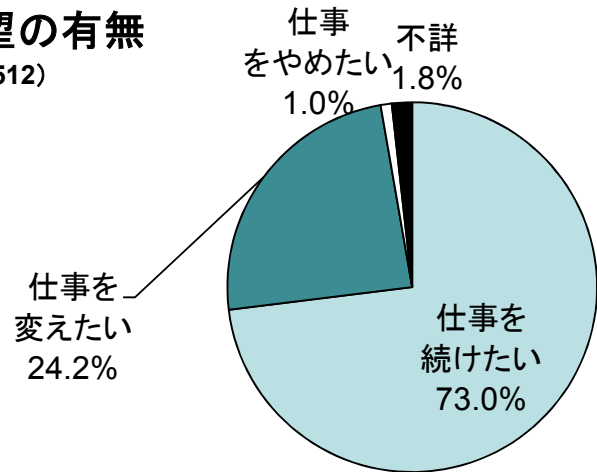


(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

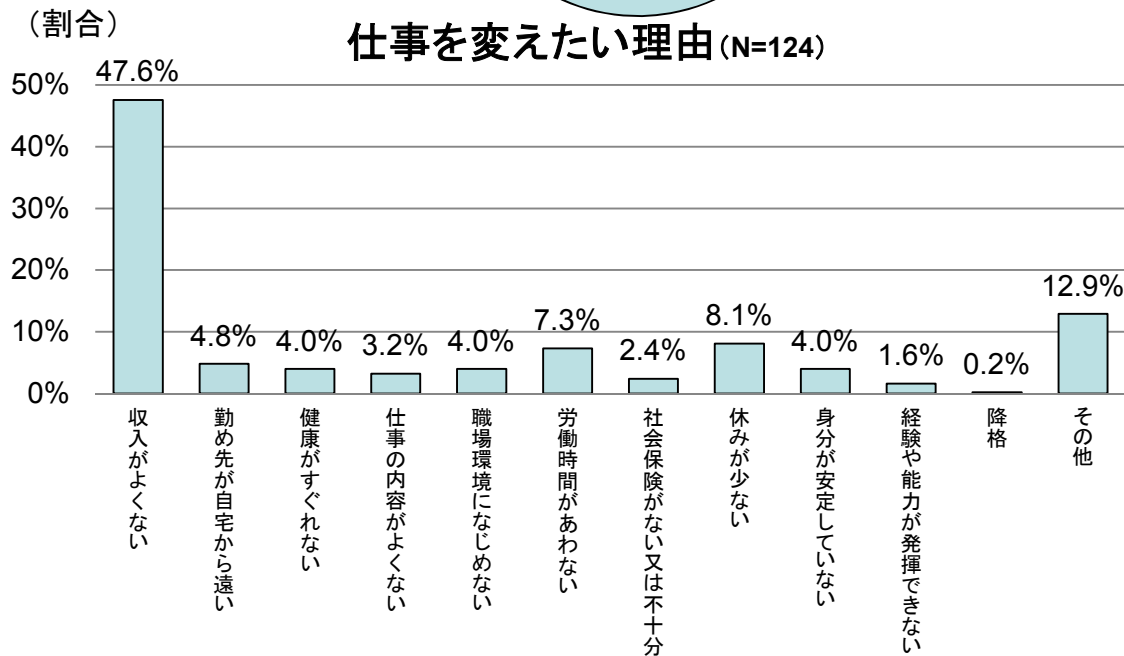
10(2) 父子世帯の父で現在就業している者の転職希望

- 父子世帯の父で現在就業している者のうち、「仕事を続けたい」が73.0%、「仕事を变えたい」が24.2%。
- 特に「パート・アルバイト等」では43.9%が、「派遣社員」では40.0%が「仕事を变えたい」と回答。
- 仕事を变えたい理由については、「収入がよくない」が47.6%、「休みが少ない」が8.1%、「労働時間があわない」が7.3%。
- 潜在的な転職希望者のニーズに応じた就業支援が必要。

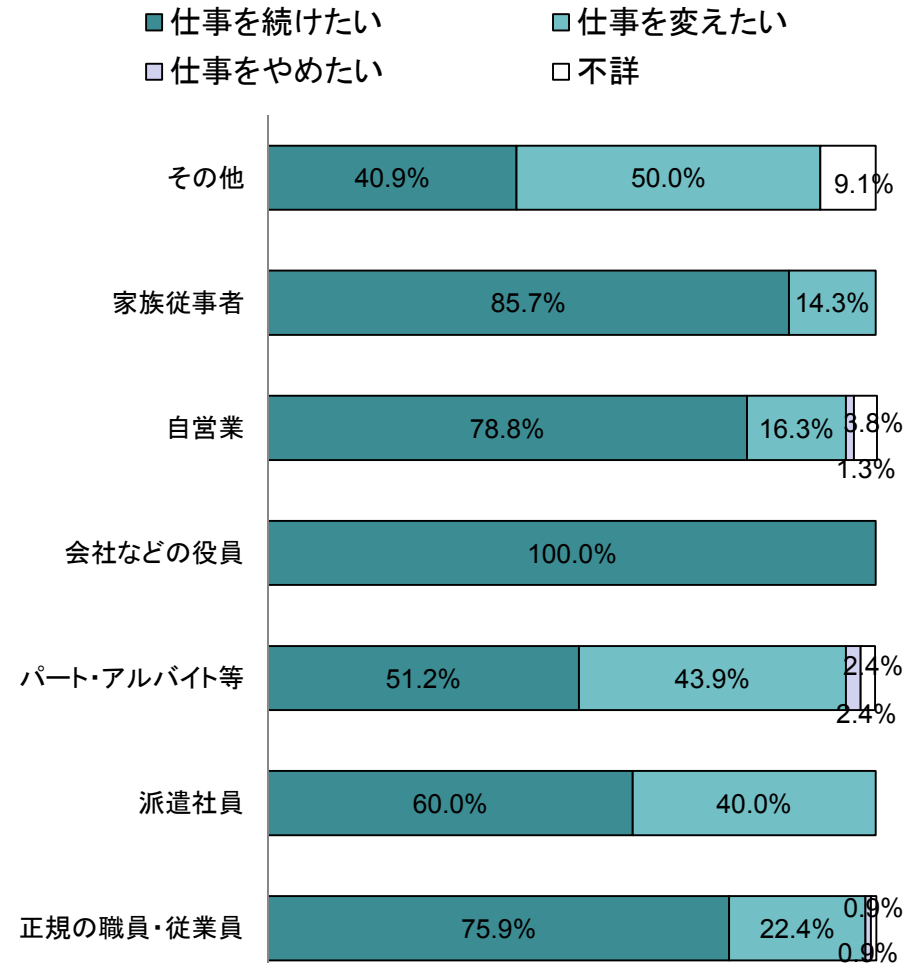
転職希望の有無
(N=512)



仕事を变えたい理由 (N=124)



転職希望の有無(従業上の地位別)

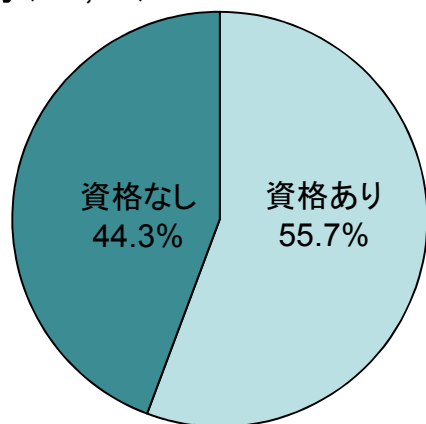


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

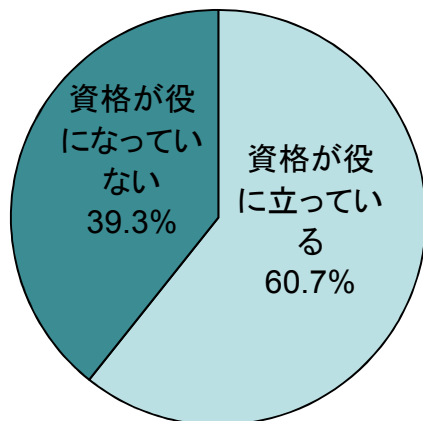
11 母子世帯の母が現在保有している主な資格の状況

- 現在就業している母子世帯の母で、現在資格を有していると回答があった割合は55.7%となっており、「役に立っている」と回答があった資格は、「准看護師」が96.4%、「介護福祉士」が95.8%、「看護師」が87.8%となっている。
- 就業に役立つ資格の取得支援が有効。

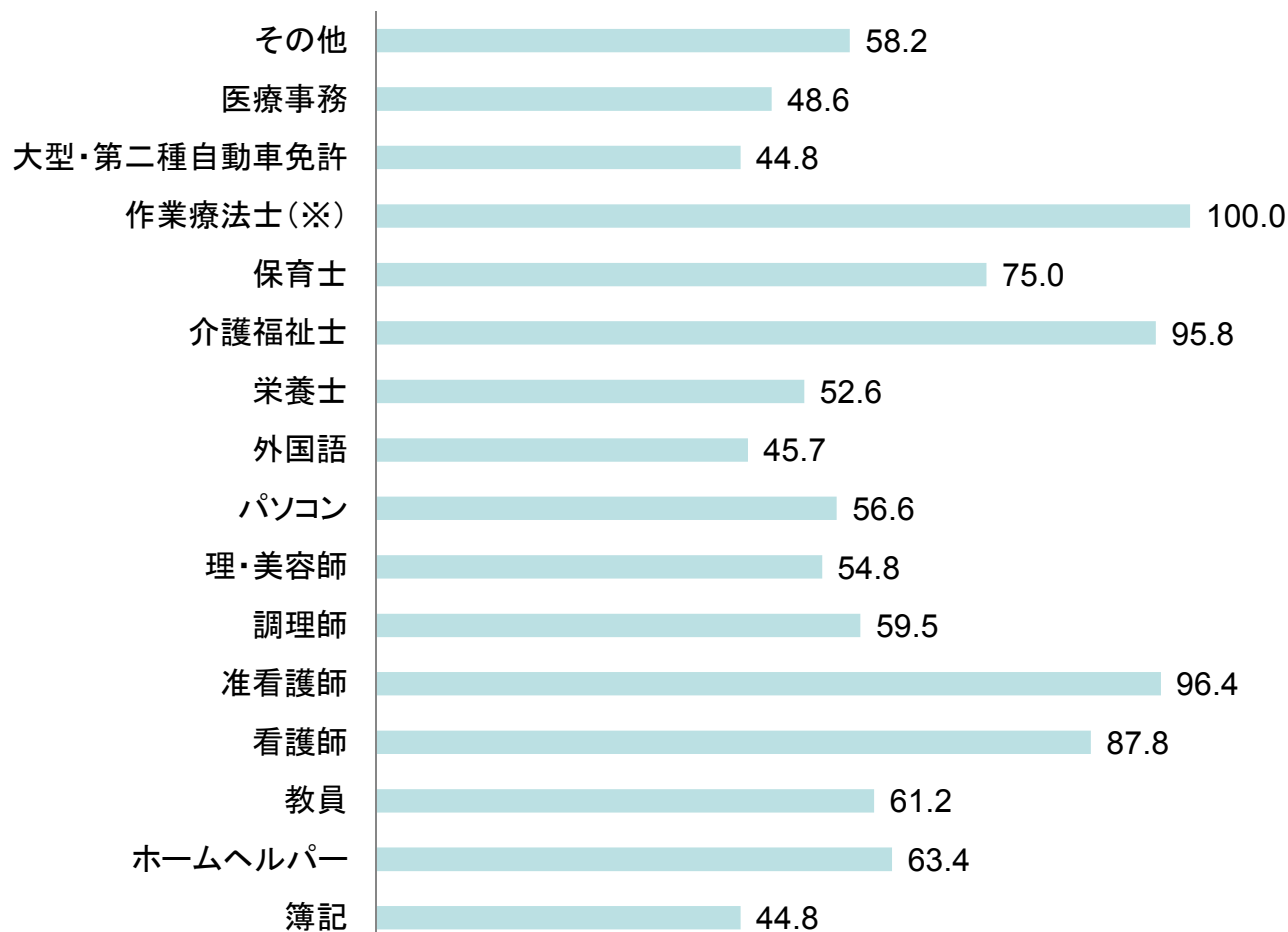
資格の有無等 (N=1,328)



資格が役立っているか否か



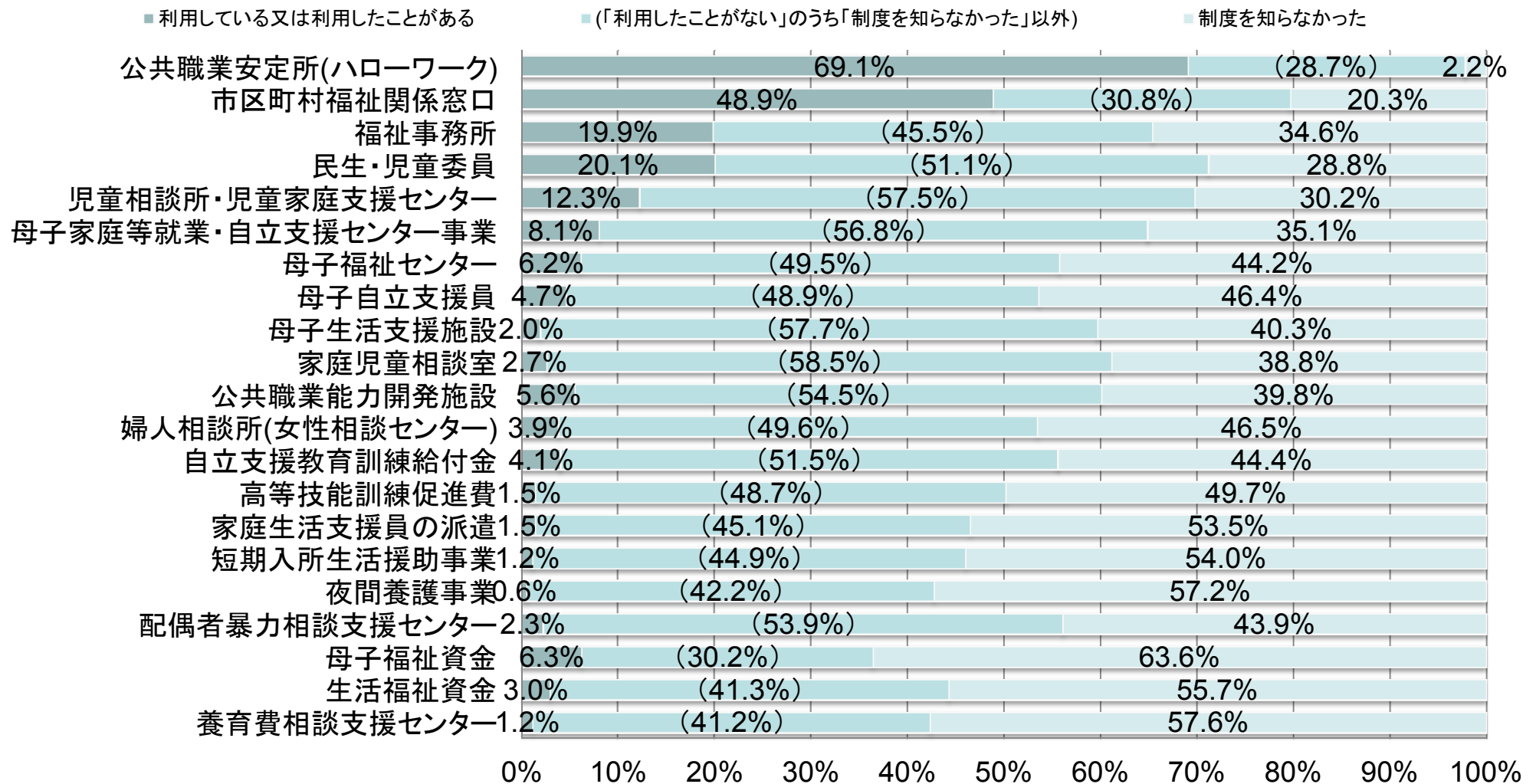
資格別の役に立っていると回答があった割合 (%)



※作業療法士は資格有と回答した2名の状況である。

12(1) 母子世帯における公的制度等の利用・周知状況

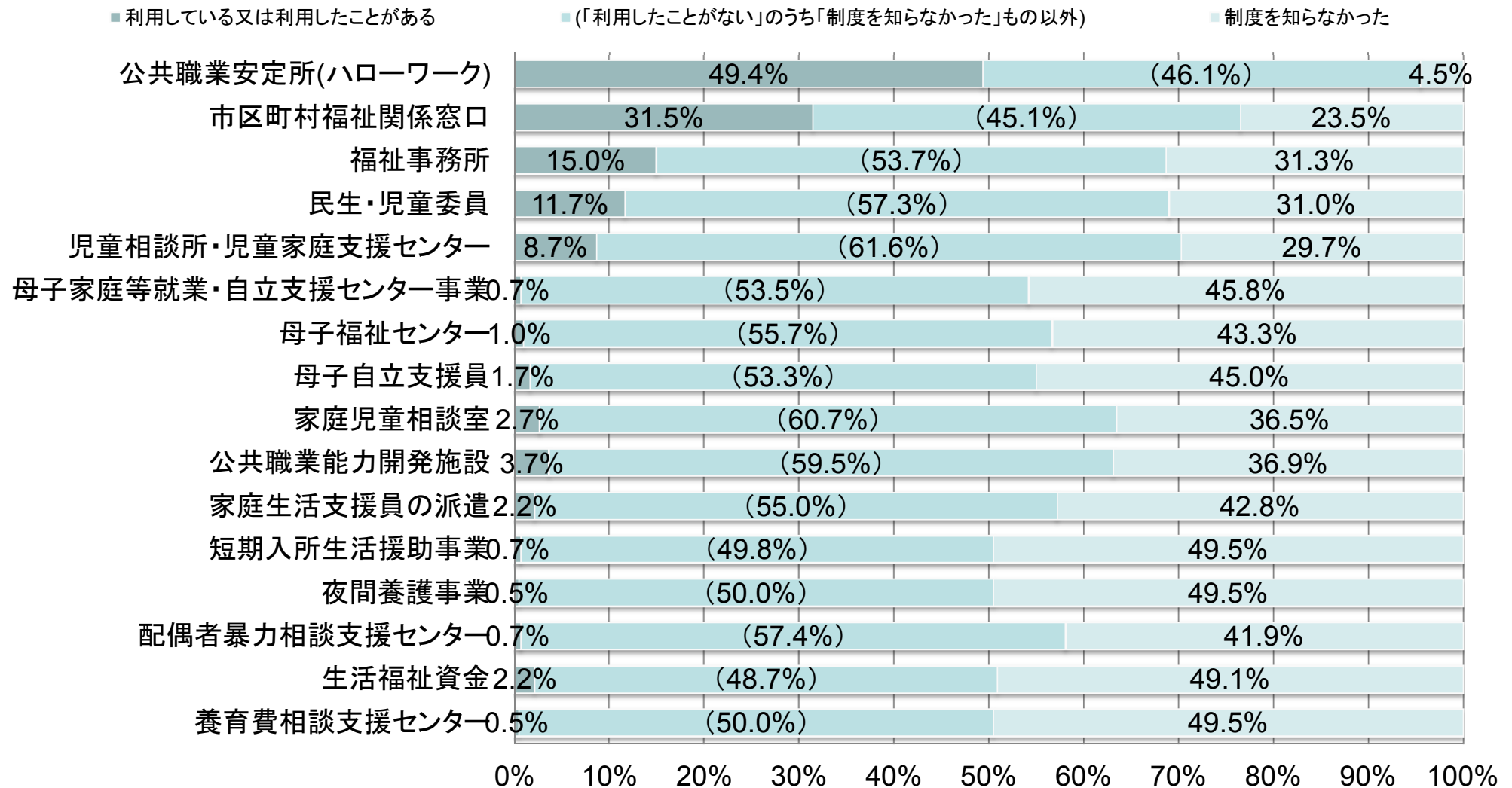
○ 母子世帯の公的制度等の周知状況については、全体に占める「制度を知らなかった」の割合が「公共職業安定所(ハローワーク)」などは比較的低い一方、他のひとり親家庭支援施策については3割～6割程度であり、認知度は高くないことから、更なる周知と利用促進が必要。



(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査

12(2) 父子世帯における公的制度等の利用・周知状況

○ 父子世帯の公的制度等の周知状況については、全体に占める「制度を知らなかった」の割合が「公共職業安定所(ハローワーク)」などは比較的低い一方、他のひとり親家庭支援施策については4割から5割程度であり、認知度は高くないことから、更なる周知と利用促進が必要。

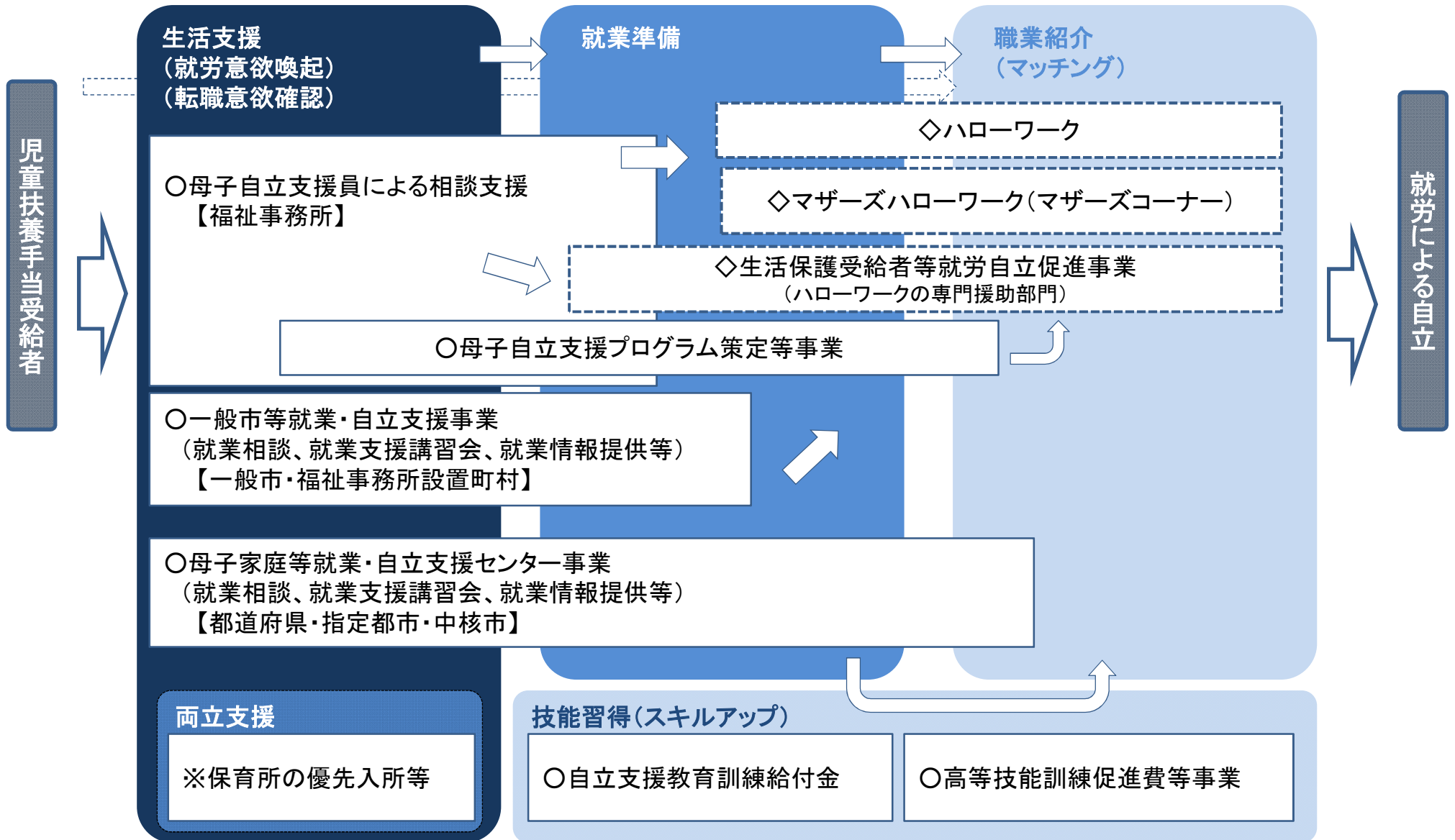


(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査

Ⅱ．就業支援

②施策編

現在の主な就業支援の取組（見取り図）



【その他の事業】

- ひとり親家庭等の在宅就業支援事業
- 職業訓練受講時の託児サービスの充実
- 職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援
- 就業・社会活動困難者への戸別訪問

1 母子自立支援員

施策概要

- 母子自立支援員は、母子家庭又は父子家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関することを職務として設置。
- 都道府県知事、市長又は及び福祉事務所設置町村長の委嘱を受け、主に福祉事務所に配置。

実施状況

※複数の相談種別に該当する場合は、複数計上している。

平成23年度 相談件数		生活 一般	再掲			児童	経済的支援・ 生活援護	再掲		その他	合計
			うち 就労	うち配偶者等 の暴力	うち 養育費			うち母子寡婦 福祉資金	うち児童 扶養手当		
母子・ 寡婦	件数	219,536	82,043	14,449	7,663	70,298	465,233	310,019	96,722	25,193	780,260
	割合	28.1%	10.5%	1.9%	1.0%	9.0%	59.6%	39.7%	12.4%	3.2%	100.0%
父子	件数	3,410	503	73	133	2,321	6,922	—	4,977	227	12,880
	割合	26.5%	3.9%	0.6%	1.0%	18.0%	53.7%	—	38.6%	1.8%	100.0%
合計	件数	222,946	82,546	14,522	7,796	72,619	472,155	310,019	101,699	25,420	793,140
	割合	28.1%	10.4%	1.8%	1.0%	9.2%	59.5%	39.1%	12.8%	3.2%	100.0%

母子自立支援員の配置状況

	常勤	非常勤	計
平成19年度	432名	1,026名	1,458名
平成20年度	444名	1,109名	1,553名
平成21年度	435名	1,122名	1,557名
平成22年度	437名	1,137名	1,574名
平成23年度	419名	1,182名	1,601名

現状

- 母子自立支援員は、ひとり親支援の実施に関して重要な役割を果たしているが、未設置の一般市等も見られることから、配置の促進が必要ではないか。
- 相談件数等からも、母子寡婦福祉資金に関する業務が多く、一般の生活相談や就労や養育費相談等に十分に対応できていない可能性があるのではないか。
- 非常勤の比率が高く、勤続年数が平均5年（自治体によりバラツキあり）であり、業務を遂行するための専門性が十分に確保されていない可能性があるのではないか。
- 今後の就業支援の一層の促進のためにも十分な配置を図ることが必要ではないか。

(注)各年度末現在。

2 マザーズハローワーク事業

施策概要

- 求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対して、就職支援サービスの提供を行う。
 - ①担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等、②仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等
 - ③地方公共団体等との連携による保育関連サービス情報の提供、④子ども連れで来所しやすい環境の整備
- 実施主体 都道府県労働局・ハローワーク

実施状況

- マザーズハローワーク 13箇所（札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州）
- マザーズコーナー 155箇所（事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに設置している）[平成23年度]

マザーズハローワーク、 マザーズコーナーの職業紹介状況	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新規求職者数	87,123件	130,694件	180,665件	198,481件	208,103件
うち母子家庭の母（割合：％）	13,288件（15.3％）	23,210件（17.8％）	33,382件（18.5％）	39,056件（19.7％）	41,661件（20.0％）
担当者制による就職支援対象者数	14,744件	25,261件	39,483件	48,341件	53,645件
就職件数	23,374件	35,263件	54,532件	63,510件	69,137件
うち母子家庭の母（割合：％）	4,364件（18.7％）	7,641件（21.7％）	12,093件（22.3％）	14,072件（22.2％）	15,850件（22.9％）

現状

- 新規求職者数、担当者制による就職支援対象者数、就職件数ともに増加傾向。

（参考）ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新規求職者数	186,569件	217,237件	235,020件	264,742件	272,111件
紹介件数	318,594件	391,551件	475,903件	475,566件	491,240件
就職件数	73,716件	75,823件	80,247件	85,480件	93,613件

3 母子家庭等就業・自立支援センター事業

施策概要

- 母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや、養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。（平成25年度から全てのメニューで父子家庭も支援対象）

母子家庭等就業・自立支援センター事業 (実施主体 都道府県・指定都市・中核市)

支援メニュー

1 就業支援事業

- ・就業相談・助言の実施
- ・企業の意識啓発
- ・求人開拓の実施 等

2 就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーの開催
- ・資格等を取得するための就業支援講習会の開催

3 就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談 等

4 地域生活支援事業

- ・巡回相談等の生活支援の実施
- ・養育費相談の実施 等

5 在宅就業推進事業

- ・在宅就業のためのスキルアップに係るセミナーの開催等

6 面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施 等

<委託先等>	都道府県	指定都市・中核市
直接実施	3か所	12か所
県と共同実施	—	22か所
母子寡婦福祉団体	41か所	20か所
その他の団体	3か所	5か所

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成19年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	35か所 (100.0%)	99か所 (100.0%)
平成20年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	39か所 (100%)	103か所 (100.0%)
平成21年度	47か所 (100.0%)	18か所 (100.0%)	41か所 (100%)	106か所 (100.0%)
平成22年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	40か所 (100%)	106か所 (100.0%)
平成23年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	41か所 (100%)	107か所 (100.0%)

現状

- 実施率は100%（都道府県、指定都市及び中核市）。
- ほとんどの都道府県等は、母子福祉団体等へ委託している。他方で自治体が直接実施している例もあり、直接実施方式により、機動的に対応できる可能性もあるのではないかと。
- 実施するメニューは、選択可能であることから、自治体により異なるため、各メニューの実施の促進が必要ではないかと。
- 無料職業紹介事業を併せて実施しているセンターも78か所ある。（指定都市、中核市が府県と共同実施している所も含む）

3-1 就業支援事業（母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー）

施策概要

- 母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供する。
 また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行う。
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成23年度	44か所 (93.6%)	18か所 (94.7%)	32か所 (78.0%)	94か所 (87.9%)

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・ パート	自営業 ・その他
平成19年度	69,587件	5,487件	2,560件	2,862件	65件
平成20年度	78,405件	5,718件	2,437件	3,117件	164件
平成21年度	90,614件	6,794件	2,938件	3,755件	101件
平成22年度	89,729件	5,748件	2,356件	3,233件	159件
平成23年度	101,536件	6,273件	2,747件	3,391件	135件

現状

- 都道府県・指定都市での実施率は90%以上と高い。一方、中核市では60%台となっており、実施の促進が必要ではないか。
- 相談件数は、年々増加。就業実績（常勤・非常勤）は年度によって変動。一定の効果を上げている。
- 相談員の研修の充実、キャリアカウンセラーの採用などにより、就業相談の質の向上を図り、一層の就業実績を上げることが必要ではないか。

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、各個表においてそれぞれの項で1件として数えている。

3-2 就業支援講習会等事業（母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー）

施策概要

- 母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々な支援ニーズがあることから、これらに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催。
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成23年度	44か所 (93.6%)	18か所 (94.7%)	39か所 (95.1%)	101か所 (94.4%)

	延べ受講数 (実受講数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤 ・パート	自営業 ・その他
平成19年度	13,542件	1,598件	590件	938件	70件
平成20年度	13,414件	1,679件	585件	1,047件	47件
平成21年度	13,798件	1,610件	605件	909件	96件
平成22年度	18,865件	1,481件	498件	938件	45件
平成23年度	16,205件 (9,822人)	1,599件	549件	924件	126件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、各個表においてそれぞれの項で1件として数えている。

講習会の具体例

- パソコン講習、ホームヘルパー講習、医療事務、経理事務、簿記等の講習、調理師試験対策の講習、就職支援セミナー（面接指導、ビジネスマナー）など

現状

- 都道府県・指定都市での実施率は80%以上と高い。一方、中核市では70%程度となっており、実施の促進が必要ではないか。
- 受講者数、就業実績ともに年度により変動しているが、概ね横ばい。一定の効果を上げている。
- 受講者数に比べると、就業実績の水準が高いとは言えない。様々な課題を抱えた方が受講しているため、就職率が低いのもやむを得ない側面があるが、就業に結びついたセミナーの分析を行い、講習会の質を一層向上させることが必要ではないか。

3-3 就業情報提供事業（母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー）

施策概要

- 就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設。母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを実施。
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成22年度	36か所 (76.6%)	14か所 (73.7%)	25か所 (61.0%)	75か所 (70.1%)

	情報提供 延べ件数 (情報提供事業 登録者数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・ パート	自営業 ・その他
平成19年度	56,739件	3,874件	1,897件	1,926件	51件
平成20年度	66,888件	4,132件	1,863件	2,189件	80件
平成21年度	76,571件	4,703件	2,055件	2,569件	79件
平成22年度	87,606件	4,187件	1,811件	2,312件	64件
平成23年度	102,515件 (11,216人)	4,542件	2,028件	2,443件	71件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、各個表においてそれぞれの項で1件として数えている。

現状

- 実施率は都道府県・指定都市で70%以上であり、中核市で60%弱。
- 情報提供件数は、増加傾向であるが、就業実績は概ね横ばい。
- 情報提供件数に比べて、就業実績の水準が高いとは言えないことから、質の向上が必要ではないか。

4 一般市等就業・自立支援事業

施策概要

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニュー（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業推進事業）の中から地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択し実施。
- 実施主体 一般市・福祉事務所設置町村（23年度で785市町村であり、うち21市町村で実施）

実施状況

	一般市・福祉事務所設置町村
平成20年度	11/769 (1.4%)
平成21年度	24/777 (3.1%)
平成22年度	20/781 (2.6%)
平成23年度	21/785 (2.7%)

現状

- 実施率が低いことの背景には、母子福祉団体等の適当な委託先団体がないこと等も影響していると考えられる。
- 自治体による直接実施も可能であるほか、一つのメニューからの実施も可能であり、市におけるひとり親支援の実施に際して、有効に活用できる可能性があるのではないか。

5 母子自立支援プログラム策定等事業

施策概要

- 福祉事務所等に配置した母子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、これに沿った自立支援を実施。
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市・一般市・福祉事務所設置町村

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成23年度	43か所 (91.5%)	19か所 (100.0%)	39か所 (95.1%)	432か所 (55.0%)	533か所 (59.8%)

※一般市等は、市(指定都市及び中核市を除く)、福祉事務所設置町村を指す

	自立支援 計画書 策定件数	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・ パート	自営業・ その他
平成19年度	5,630件	3,815件	1,602件	2,044件	169件
平成20年度	7,162件	4,851件	1,915件	2,656件	280件
平成21年度	7,677件	4,740件	1,841件	2,642件	257件
平成22年度	6,952件	4,315件	1,601件	2,178件	536件
平成23年度	7,179件	4,441件	1,714件	2,151件	576件

現状

- 計画書策定件数のうちの就業実績は約6割であるが、計画策定件数全体が多いとは言えない。
- 就業していない児童扶養手当受給者等をプログラム策定に積極的につなげ、就業に結びつけることが必要ではないか。
- 一般市等での実施率が低いため、実施の促進が必要ではないか。また、件数をベースとした補助のあり方の見直し等を含めた検討が必要ではないか。
- プログラムの作成に期間を要する等の課題があることから、プログラム策定の効率化に向けたポイントを整理することが必要ではないか。

6 「福祉から就労」支援事業

施策概要

- 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等の就労促進を図るため、ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、両者のチーム支援によるきめ細かな支援を実施。
- 実施主体 都道府県労働局・ハローワーク

※平成25年度よりハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を抜本強化するため、本事業を発展させ、さらに、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」の成果を最大限活用しながら、新たに「生活保護受給者等就労自立促進事業」を創設。

実施状況

○児童扶養手当受給者に対する実施状況

	支援対象者	就職件数	就職率
平成19年度	2,503	1,462	57.0%
平成20年度	3,128	1,944	62.1%
平成21年度	4,171	2,365	56.7%
平成22年度	3,909	2,676	68.5%
平成23年度	9,717	6,168	63.5%

※平成22年度までは、生活保護受給者等就労支援事業として実施。

現状

- ハローワークと地方自治体のチーム支援による本事業は、平成23年度から両者の協定に基づき連携基盤を強化したことにより、支援対象者及び就職件数ともに大幅に増加し、就職率も6割を超えている。
- 「生活保護受給者等就労自立促進事業」においても、引き続きハローワークと地方自治体が連携して支援を行うことが必要ではないか。

7 自立支援教育訓練給付金事業

施策概要

- 母子家庭又は父子家庭の自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部（受講料の2割相当額（上限10万円））を支給する。
対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができる。
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市・一般市・福祉事務所設置町村

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成23年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	41か所 (100.0%)	696か所 (88.7%)	803か所 (90.0%)

※一般市等は、一般市、福祉事務所設置町村を指す。

	支給件数	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成19年度	2,869件	1,862件	674件	1,012件	176件
平成20年度	1,806件	1,096件	347件	615件	134件
平成21年度	2,145件	1,282件	358件	750件	174件
平成22年度	1,537件	880件	315件	538件	27件
平成23年度	1,159件	682件	242件	416件	24件

対象講座の具体例

- ホームヘルパー、医療事務など（社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士などの例も僅かにあり）

現状

- 支給件数、就業実績ともに減少傾向。
背景としては、雇用保険の教育訓練給付制度が平成19年10月に給付金額の見直しを行い、受講のために本人が支払った費用に対する給付を4割から2割に縮減したこと、また同制度において、受給要件を緩和したことにより、当該事業を活用する者が増加したことや、平成21年7月から開始された緊急人材育成支援事業や平成23年10月に創設された求職者支援制度の求職者支援訓練を利用する者が増えたことが影響していると考えられる。
- 対象講座には、受講期間が6ヶ月程度の講座が多く、資格や技能を取得すれば、より早く就業に結びつけることが可能である。また、通信課程も多く、働きながらの資格や技能の取得が可能であることから、引き続き実施することが必要ではないか。
（高等技能訓練促進費等事業の対象とならない2年未満のカリキュラムや通信課程も利用可能）
- 就業実績は非常勤・パートが多いが、本事業により取得した資格や技能により、非常勤・パートで就業経験を積み、常勤へのステップアップの一助としている自治体もある。

8 高等技能訓練促進費等事業

施策概要

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間ついて高等技能訓練促進費等を支給する。
- 支給期間及び支給額 修業する期間の全期間（上限2年）、月額10万円（市町村民税非課税世帯）
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市・一般市・福祉事務所設置町村

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成23年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	700か所 (89.2%)	806か所 (90.4%)

※一般市等は、市（指定都市及び中核市を除く）、福祉事務所設置町村を指す

○ 総支給件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
総支給件数	1,357件	2,099件	5,230件	7,969件	10,287件

○ 資格取得者数及び就職件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
資格取得者数	1,264件	1,544件	1,590件	2,114件	3,016件
就職件数	1,071件	1,291件	1,332件	1,714件	2,442件

○ 資格取得の状況（平成23年度）

	資格取得者数 (カッコ内は割合)	資格取得者のうち就業に結びついた人数			
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
看護師	1,105人(36.6)	1,019人	986人	25人	8人
准看護師	1,377人(45.7)	975人	795人	170人	10人
介護福祉士	247人(8.2)	211人	174人	35人	2人
保育士	143人(4.7)	119人	82人	33人	4人
理学療法士	20人(0.7)	19人	19人	0人	0人
作業療法士	20人(0.7)	17人	16人	1人	0人
美容師	20人(0.7)	15人	9人	3人	3人
歯科衛生士	17人(0.6)	12人	11人	1人	0人
鍼灸師	13人(0.4)	10人	6人	1人	3人
その他	54人(1.8)	45人	31人	11人	3人
合計	3,016人(100.0)	2,442人	2,129人	280人	33人

現状

- 支給件数、就業実績ともに増加傾向。
 - 正規就業につながっており、効果が高い施策。
 - 平成25年度に事業の安定化を図ったところ。
- 今後、一層の事業の促進を図るため、非課税化を検討することが必要ではないか。

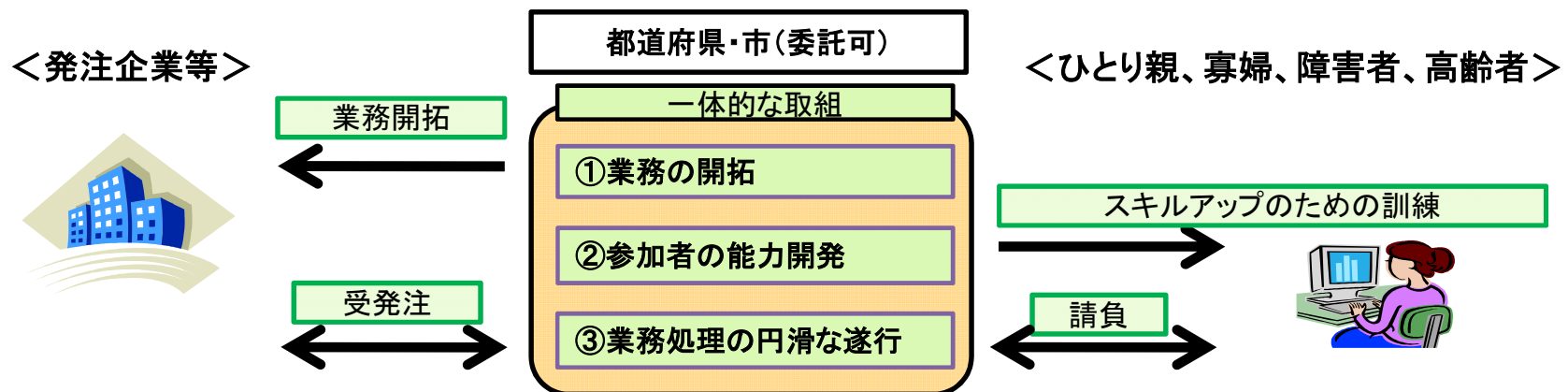
9 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（安心こども基金）

施策概要

- 在宅で子育て等をしてしながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態であるため、ひとり親家庭等の在宅就業について、「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む地方自治体（都道府県及び市）の事業に対して助成を行い、普及促進を図っている。（安心こども基金による事業（平成25年度まで））
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市・一般市

実施状況

- 実施力所数
45都道府県市区（平成25年1月現在）
（都道府県市区数は実施予定含む）
- 受講人数（累計）
6,651人



○ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金や奨励金

特定求職者雇用開発助成金

施策概要

○ 母子家庭の母等の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

支給額（平成23年度）

対象労働者（一般被保険者）	助成金		助成期間
	大企業	中小企業	
①母子家庭の母等（短時間労働者除く）	50万円	90万円	1年
②母子家庭の母等（短時間労働者）	30万円	60万円	1年

試行雇用奨励金

施策概要

○ 母子家庭の母等は就職に際し、子の養育との両立という時間的制約が伴うこと、また、しばらく家庭にあり職業経験が乏しいこと等、就職が困難な場合が多い。このため、これらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進することを通じて、早期就職を実現することを目的とし、試行雇用を行った事業主に対して奨励金を支給。

※ 従来、若年者等トライアル雇用などの対象者ごとの制度としてきたが、平成25年度から、対象者要件を見直し、フリーター等の若年者や母子家庭の母等を始めとした職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、より広く適格者に有効活用されるよう、「トライアル雇用奨励金」として制度を一本化（障害者トライアルを除く。）した。

支給額

○ 一人当たり月額4万円、最長3ヶ月

均衡待遇・正社員化推進奨励金

施策概要

○パートタイム労働者、有期契約労働者を雇用する事業主が、正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換の推進のため、労働協約又は就業規則により、正社員と共通の処遇制度や正社員への転換制度等を導入した場合に奨励金を支給する。

○短時間労働者均衡待遇推進等助成金と中小企業雇用安定化奨励金を統合し平成23年4月創設

○ひとり親については、正社員転換制度の転換促進分及び短時間正社員制度の定着促進分において、対象労働者が母子家庭の母等及び父子家庭の父の場合に10万円の加算を実施している。

※平成25年度より有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内のキャリアアップを促進するための包括的な助成制度として、他の助成金、奨励金と統廃合し、「キャリアアップ助成金」を創設した。

支給額

※平成25年3月1日より父子家庭の父も加算の対象に追加

●正社員転換制度

(制度導入分；対象労働者1人目) 1事業主につき 40万円(大企業 30万円)

(転換促進分；対象労働者2～10人目) 労働者1人につき 20万円(大企業 15万円)(母子家庭の母等 30万円(25万円))

●短時間正社員制度

(制度導入分；対象労働者1人目) 1事業主につき 40万円(大規模事業主 30万円)

(定着促進分；対象労働者2～10人目) 労働者1人につき 20万円(大規模事業主 15万円)(母子家庭の母等 30万円(25万円))

○共通処遇制度：1事業主につき 60万円(大企業 50万円)、共通教育訓練制度：1事業主につき 40万円(大企業 30万円)、

健康診断制度：1事業主につき 40万円(大企業 30万円)

ひとり親家庭への就業支援施策 総括表

事業名	事業の概要	実施主体	平成23年度実施状況	平成23年度実績
1 母子自立支援員	母子自立支援員は、母子家庭又は父子家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関することを職務として設置。	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村	常勤 419人 非常勤 1,182人 合計 1,601人	
2 マザーズハローワーク事業	マザーズハローワーク・マザーズコーナーでは、求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する者に対して、予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等、地方公共団体等との連携による保育関連サービス情報の提供、子ども連れで来所しやすい環境の整備等を実施。	都道府県労働局、ハローワーク	マザーズハローワーク 13カ所 マザーズコーナー 155カ所	マザーズハローワーク、マザーズコーナー 新規求職申込件数 208,103件 (うち母子家庭の母 41,661件) 就職件数 69,137件 (うち母子家庭の母 15,850件) (参考) ハローワーク全体(母子家庭の母等) 新規求職申込件数 272,111件 紹介件数 491,240件 就職件数 93,613件
3 母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。	都道府県、指定都市、中核市	都道府県 100% 指定都市 100% 中核市 100%	

事業名	事業の概要	実施主体	平成23年度実施状況	平成23年度実績
3-1 就業支援事業(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)	母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供。また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行う。	都道府県、指定都市、中核市	都道府県 95.7% 指定都市 94.7% 中核市 78.0%	相談件数 101,536件 就業実績 6,273件 うち常勤 2,747件 うち非常勤・パート 3,391件 うち自営業その他 135件 ※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれの項で1件として数えている。
3-2 就業支援講習会等事業(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)	母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあり、これらに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催。	都道府県、指定都市、中核市	都道府県 93.6% 指定都市 94.7% 中核市 95.1%	受講者数 16,205件 就業実績 1,599件 うち常勤 549件 うち非常勤・パート 924件 うち自営業その他 126件 ※同上
3-3 就業情報提供事業(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)	就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを実施。	都道府県、指定都市、中核市	都道府県 76.6% 指定都市 73.7% 中核市 61.0%	情報提供件数 102,515件 就業実績 4,542件 うち常勤 2,028件 うち非常勤・パート 2,443件 うち自営業その他 71件 ※同上

事業名	事業の概要	実施主体	平成23年度実施状況	平成23年度実績
4 一般市等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニュー(就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業推進事業)の中から地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択し実施。	一般市・福祉事務所設置町村	一般市・福祉事務所設置町村785か所のうち21か所(2.7%)	
5 母子自立支援プログラム策定等事業	福祉事務所等に配置した母子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、これに沿った自立支援を実施。	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村	都道府県 91.5% 指定都市 100% 中核市 95.1% 一般市等 55.0% 合計 59.8%	自立支援計画書策定件数 7,179件 就業実績 総数 4,441件 うち常勤 1,714件 うち非常勤 2,151件 うち自営業その他 576件
6 「福祉から就労」支援事業	生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等の就労促進を図るため、ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、両者のチーム支援によるきめ細かな支援を実施。	都道府県労働局、ハローワーク	全ハローワークで実施	支援対象者数 9,717人 就職件数 6,168人 就職率 63.5%
7 自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭又は父子家庭の自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部(受講料の2割相当額(上限10万円))を支給する。	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村	都道府県 100% 指定都市 100% 中核市 100% 一般市等 88.7% 合計 90.0%	支給件数 1159件 就業実績 682件 うち常勤 243件 うち非常勤 416件 うち自営業その他 24件
8 高等技能訓練促進費等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等技能訓練促進費等を支給する。	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村	都道府県 100% 指定都市 100% 中核市 97.4% 一般市等 89.2% 合計 90.4%	支給件数 10,287件 資格取得者件数 3,016件 就業実績 2,442件 うち常勤 2,129件 うち非常勤 280件 うち自営業その他 33件

事業名	事業の概要	実施主体	平成23年度実施状況	平成23年度実績
9 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	<p>在宅で子育て等をしながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態であるため、ひとり親家庭等の在宅就業について、「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む地方自治体(都道府県及び市)の事業に対して助成を行い、普及促進を図っている。(安心こども基金による事業(平成25年度まで))</p>	都道府県、市(委託可)	45都道府県市区で実施(平成25年1月現在)	受講人数 6,651人

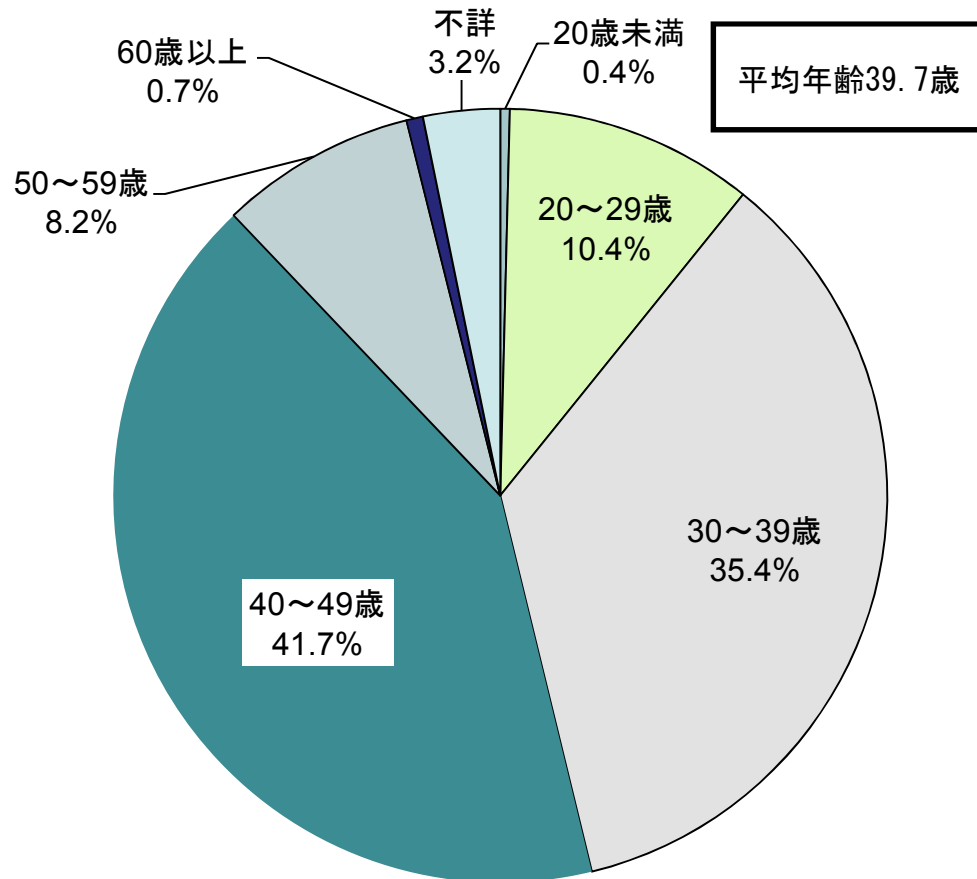
Ⅲ. 子育て・生活支援

① データ編

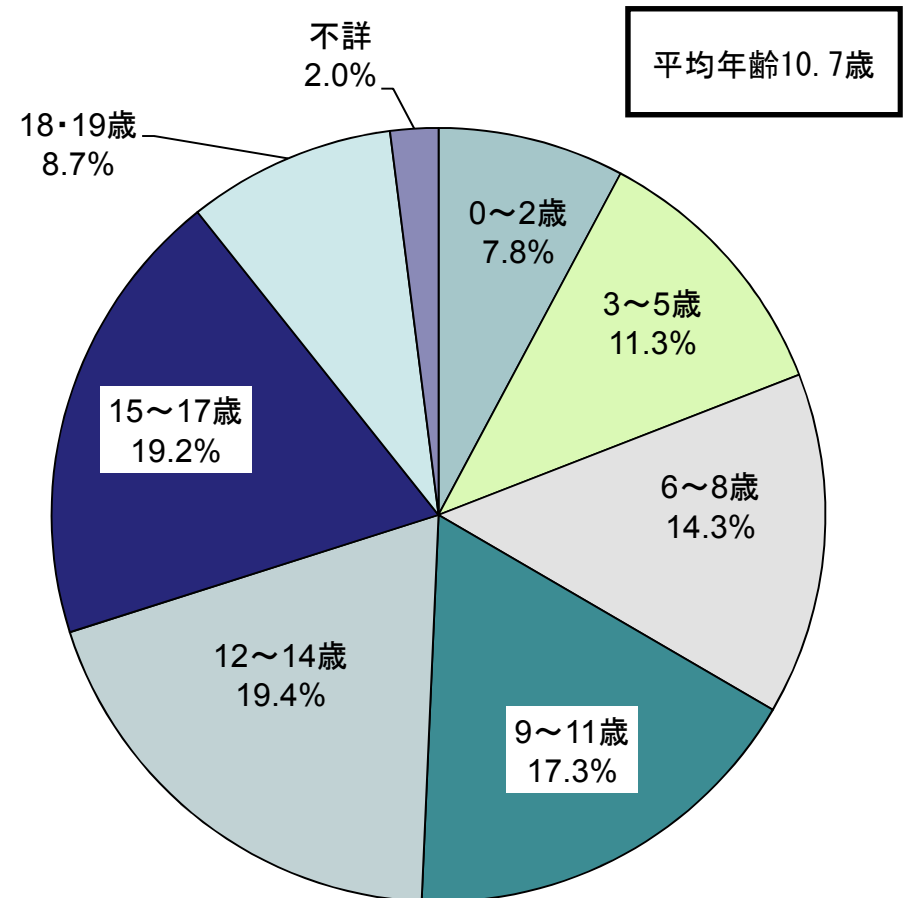
1(1) 母子世帯の母及び末子の年齢階級別の構成割合(再掲)

- 母子世帯の母の平均年齢は39.7歳であり、年齢階級別で見ると「40～49歳」が41.7%と最も多く、「30～39歳」が35.4%とこれに次いでいる。
- 末子の平均年齢は10.7歳であり、年齢階級別で見ると「12～14歳」が19.4%と最も多く、「15～17歳」が19.2%とこれに次いでいる。

母の年齢階級別 (N=1,648)



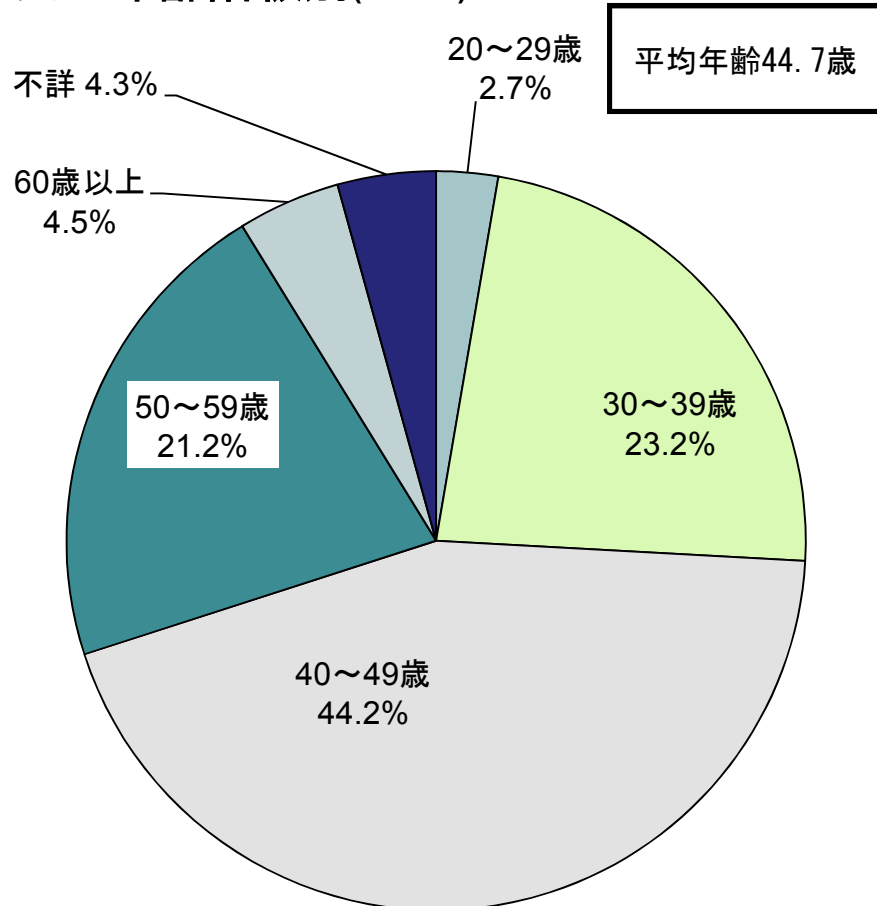
末子の年齢階級別状況 (N=1,648)



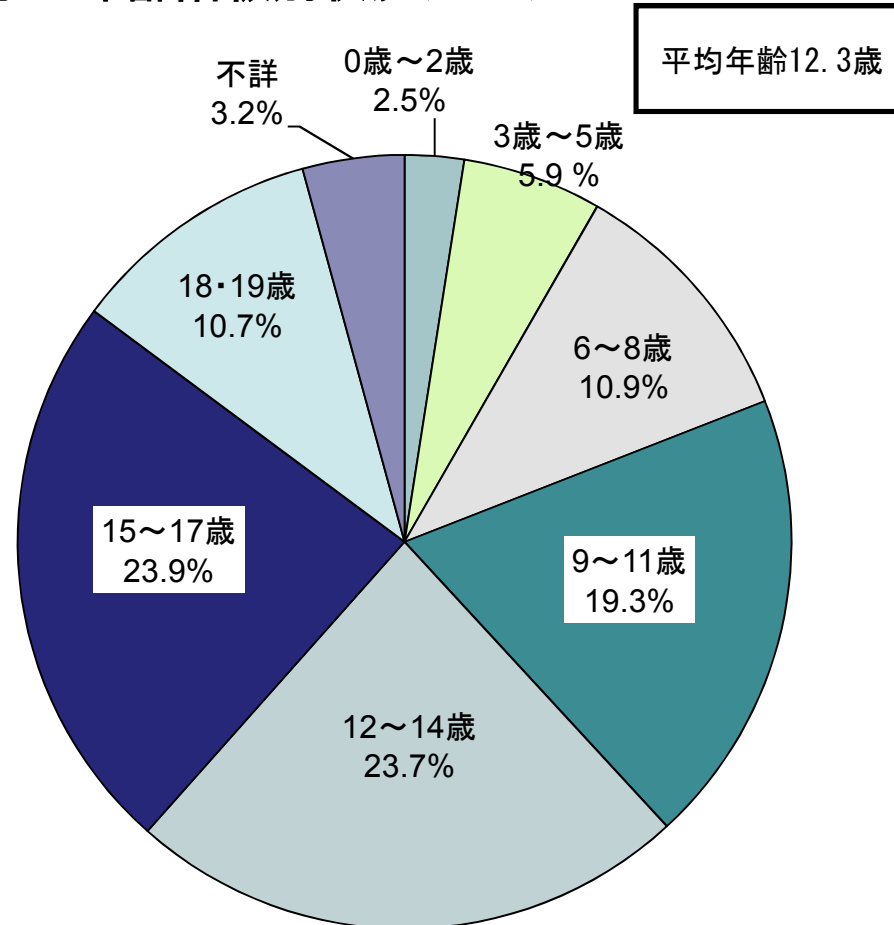
1(2) 父子世帯の父及び末子の年齢階級別の構成割合(再掲)

- 父の平均年齢は44.7歳であり、年齢階級別で見ると「40～49歳」が44.2%と最も多く、「30～39歳」が23.2%とこれに次いでいる。
- 末子の平均年齢は12.3歳であり、年齢階級別で見ると「15～17歳」が23.9%と最も多く、「12～14歳」が23.7%とこれに次いでいる。

父の年齢階級別(N=561)



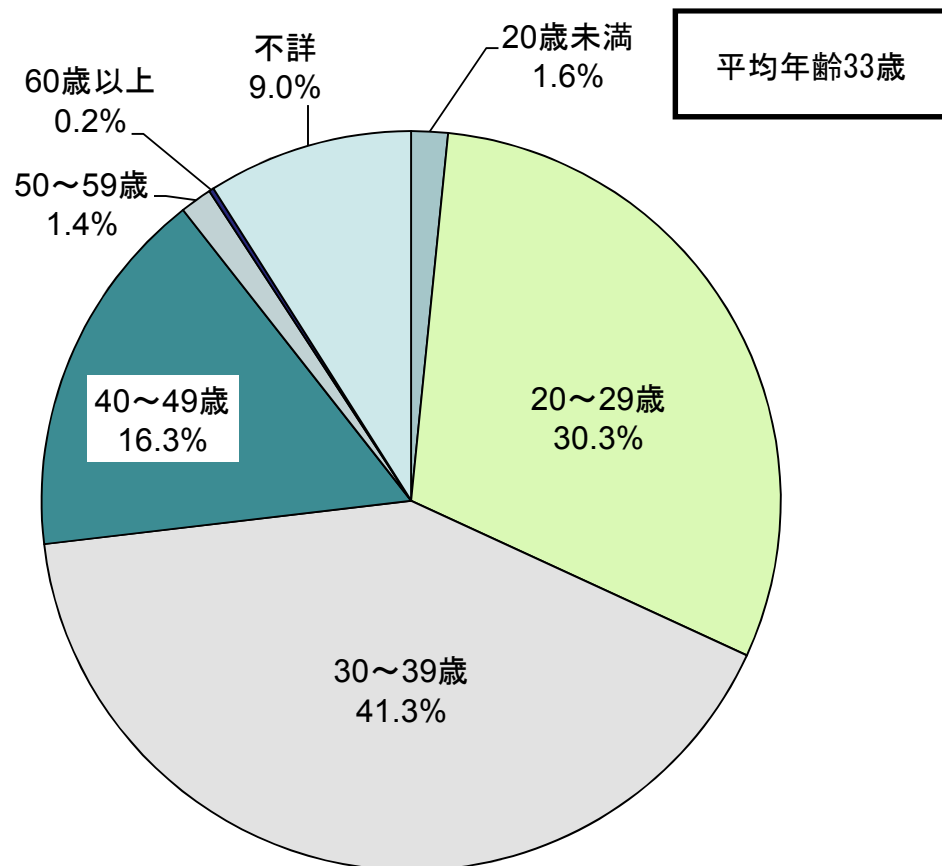
末子の年齢階級別状況(N=561)



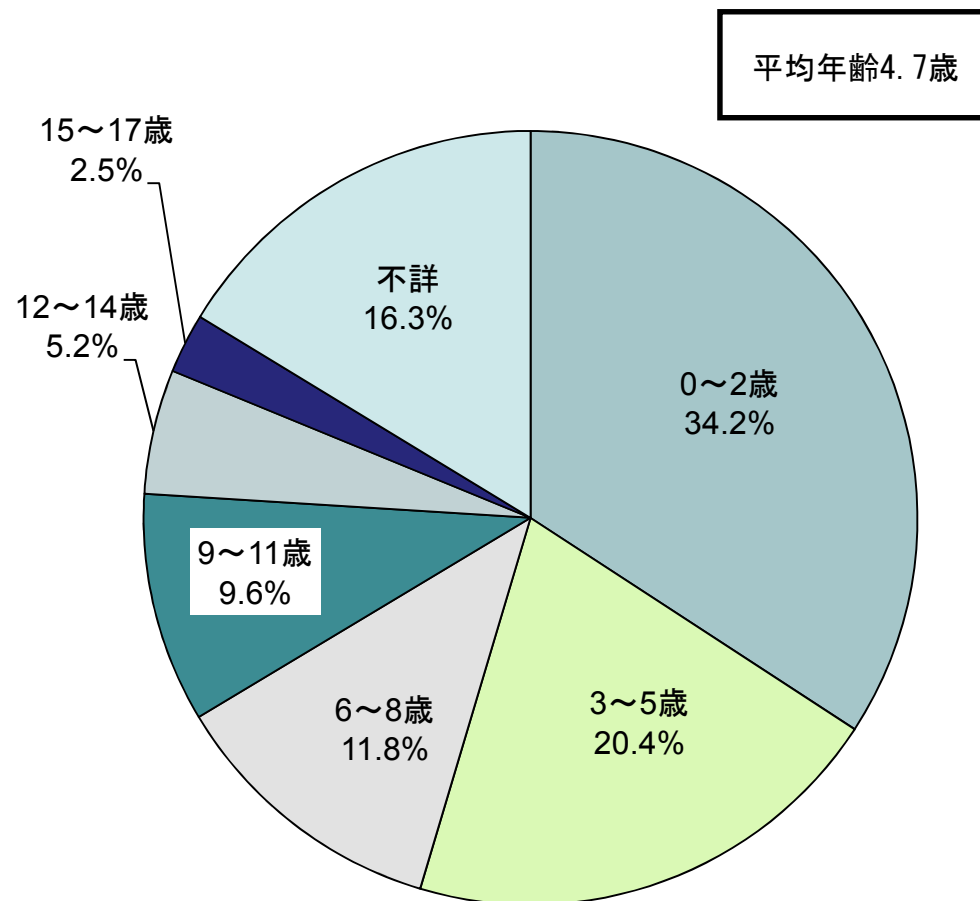
2(1) 母子世帯になった時の母及び末子の年齢階級別の構成割合

- 母子世帯になったときの母の平均年齢は33.0歳であり、年齢階級別で見ると「30～39歳」が41.3%と最も多く、「20～29歳」が30.3%とこれに次いでいる。
- 母子世帯になったときの末子の平均年齢は4.7歳であり、年齢階級別で見ると「0～2歳」が34.2%と最も多く、「3～5歳」の20.4%がこれに次いでおり、5歳以下で54.6%を占める。

母の年齢階級別(N=1,648)



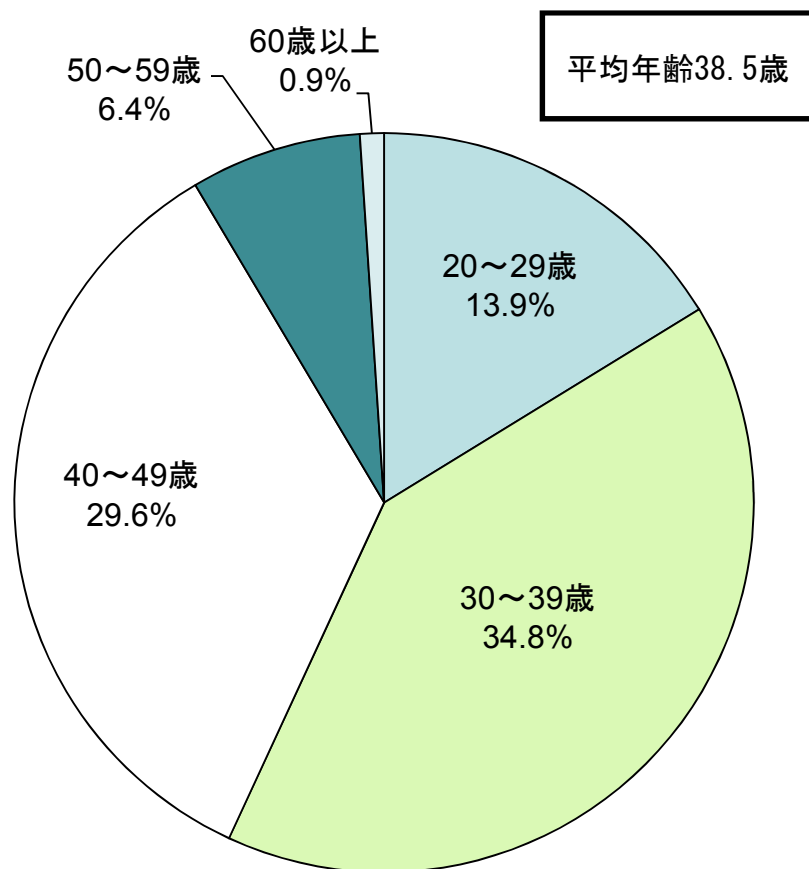
末子の年齢階級別状況(N=1,648)



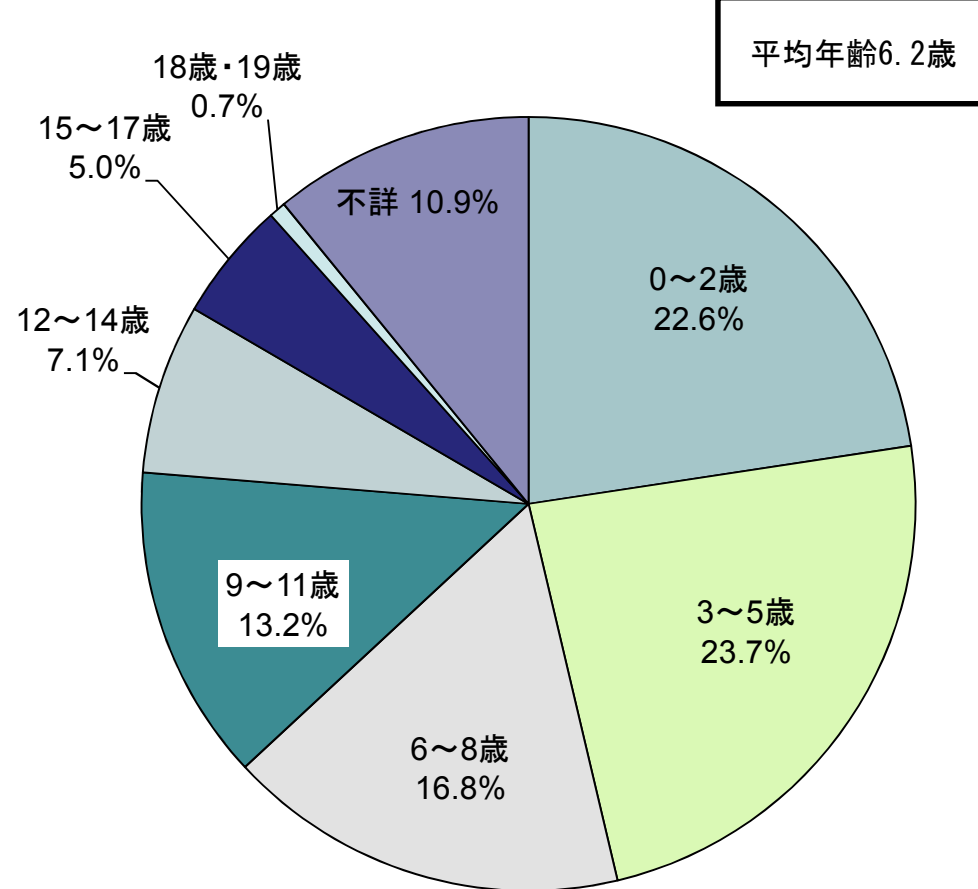
2(2) 父子世帯になった時の父及び末子の年齢階級別の構成割合

- 父子世帯になった時の父の平均年齢は38.5歳であり、年齢階級別で見ると「30～39歳」が34.8%と最も多く、「40～49歳」が29.6%とこれに次いでいる。
- 父子世帯になった時の末子の平均年齢は6.2歳であり、年齢階級別で見ると「3～5歳」が23.7%と最も多く、「0～2歳」が22.6%とこれに次いでおり、5歳以下で46.3%を占める。

父の年齢階級別(N=561)



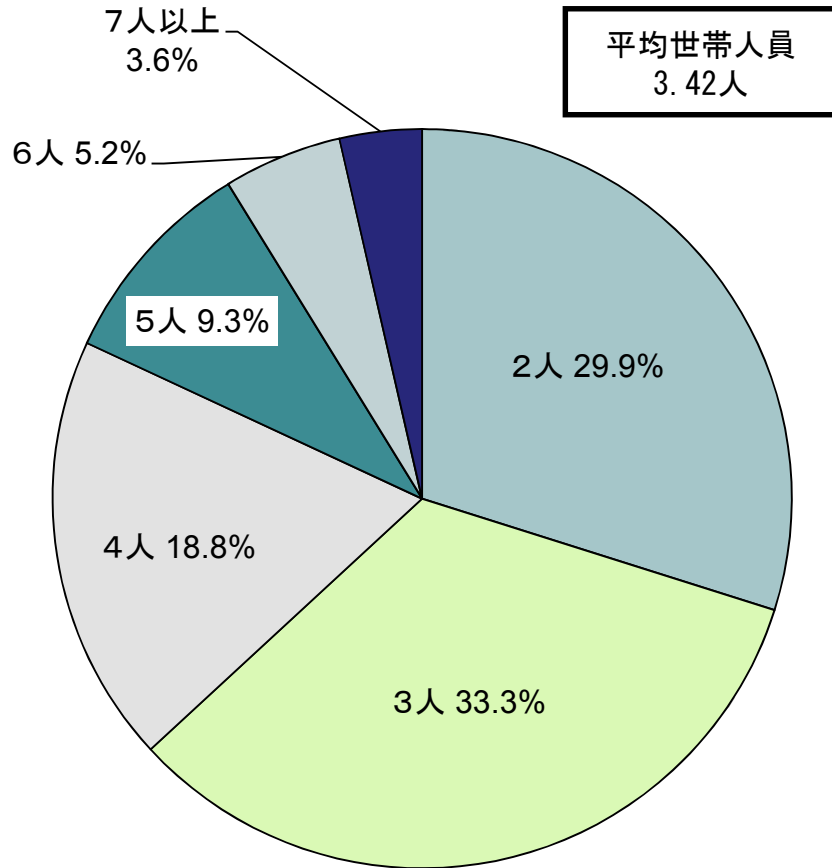
末子の年齢階級別状況(N=561)



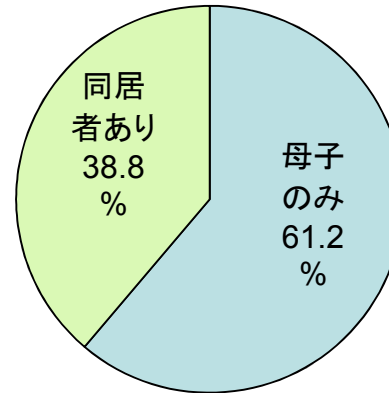
3(1) 母子世帯の世帯の状況(再掲)

- 母子世帯の平均世帯人員は3.42人となっている。
- 子ども以外の同居者がいる母子世帯は38.8%となっており、「親と同居」が51.8%と最も多い。

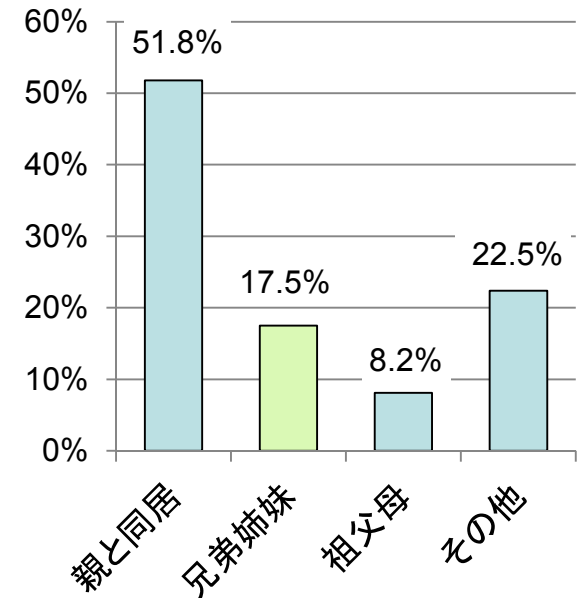
母子世帯の世帯人員(N=1,648)



世帯構成(N=1,648)



同居者の種別

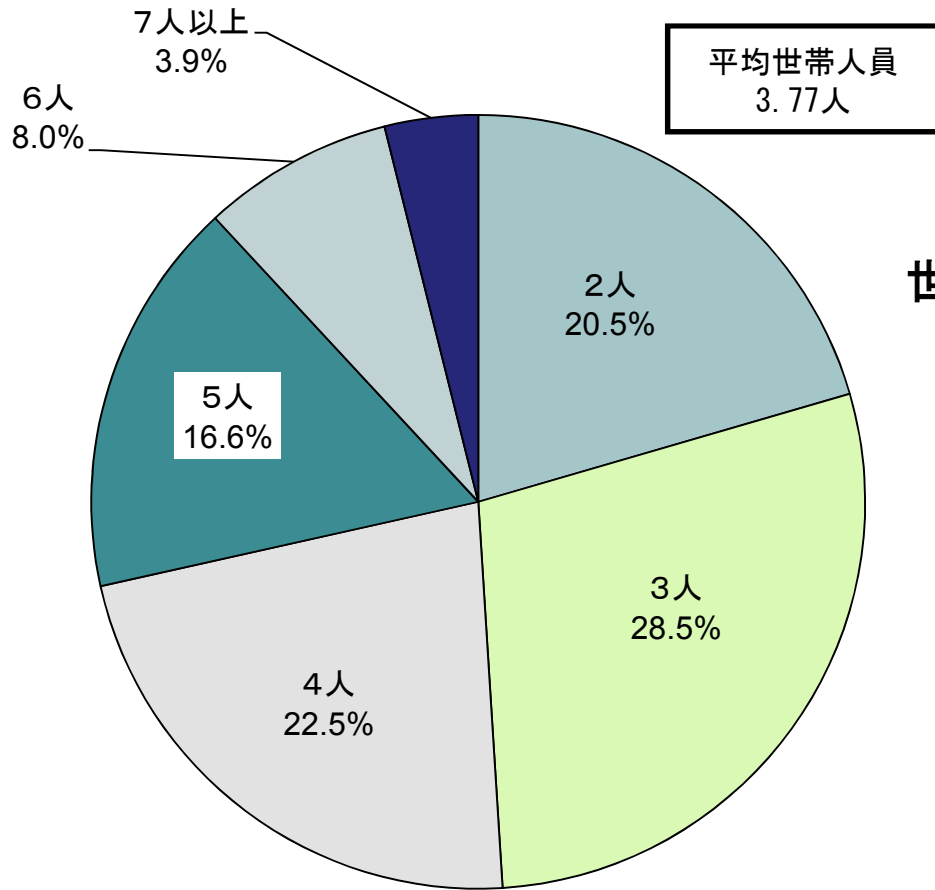


※同居者の種別については複数回答

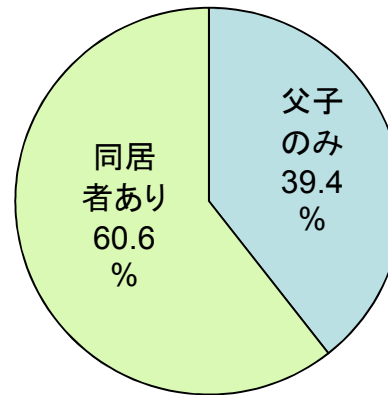
3(2) 父子世帯の世帯の状況(再掲)

- 父子世帯の平均世帯人員は3.77人となっている。
- 子ども以外の同居者がいる父子世帯は60.6%となっており、「親と同居」が60.5%と最も多い。

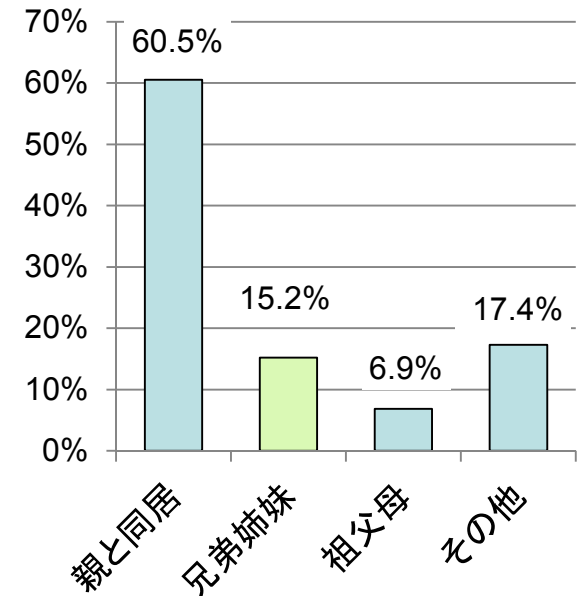
父子世帯の世帯人員(N=561)



世帯構成(N=561)



同居者の種別

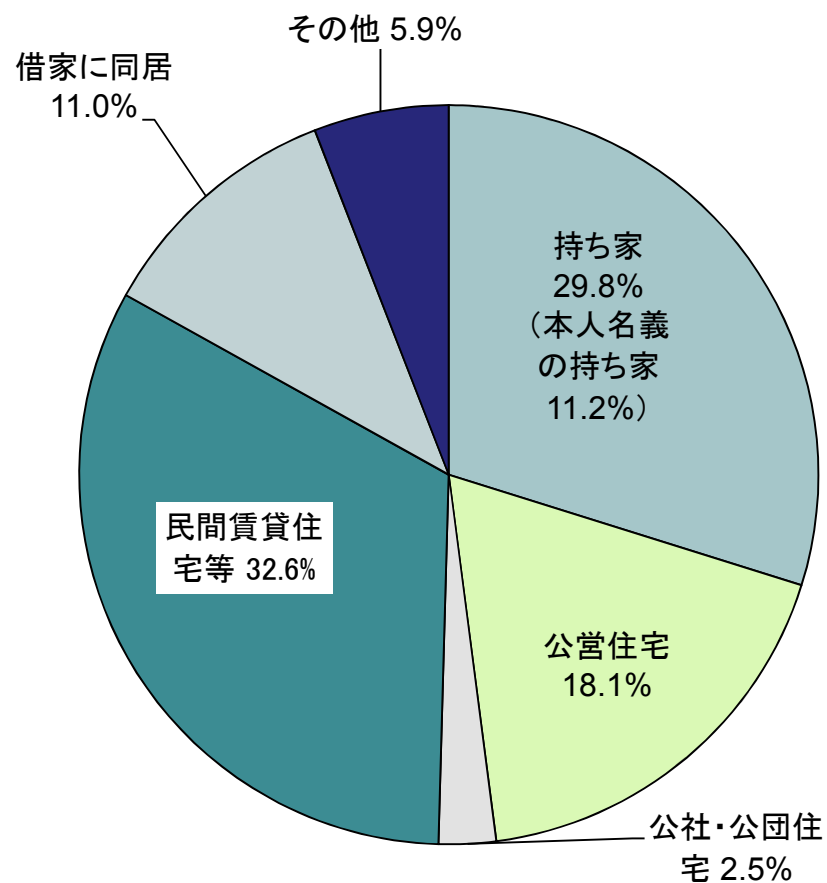


※同居者の種別については複数回答

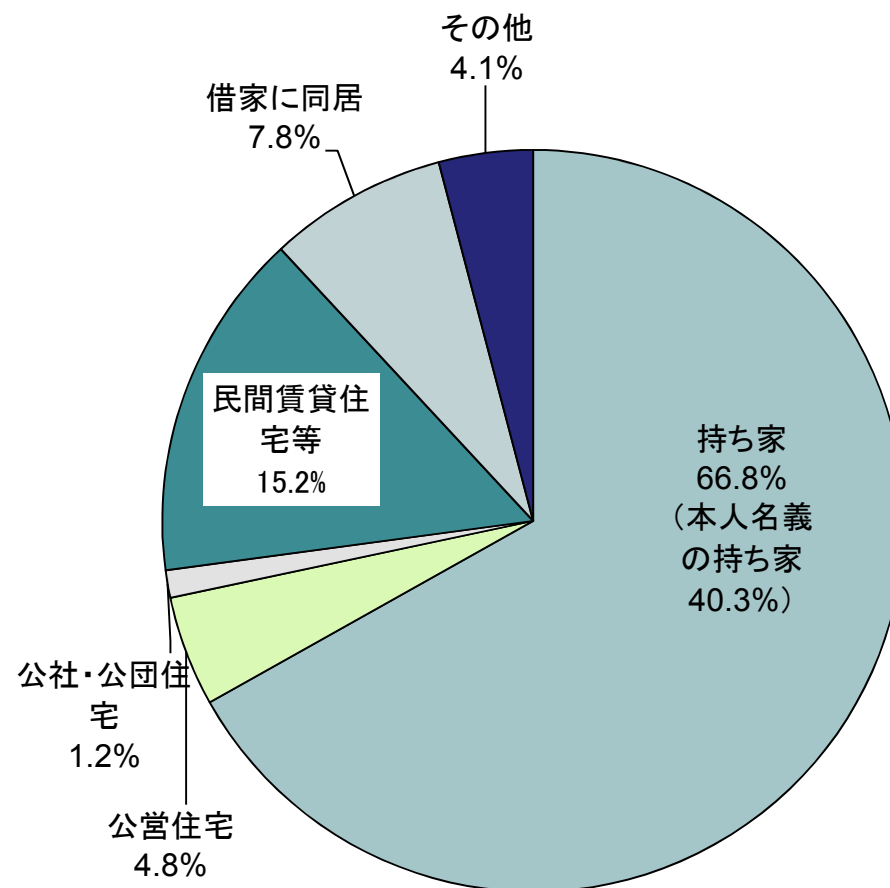
4 住居の状況(再掲)

- 母子世帯では、「民間賃貸住宅等」が32.6%と最も多く、次いで「持ち家」が29.8%、「公営住宅」が18.1%となっている。
- 父子世帯では、「持ち家」が66.8%と最も多く、次いで「民間賃貸住宅等」が15.2%となっている。

母子世帯(N=1,648)



父子世帯(N=561)

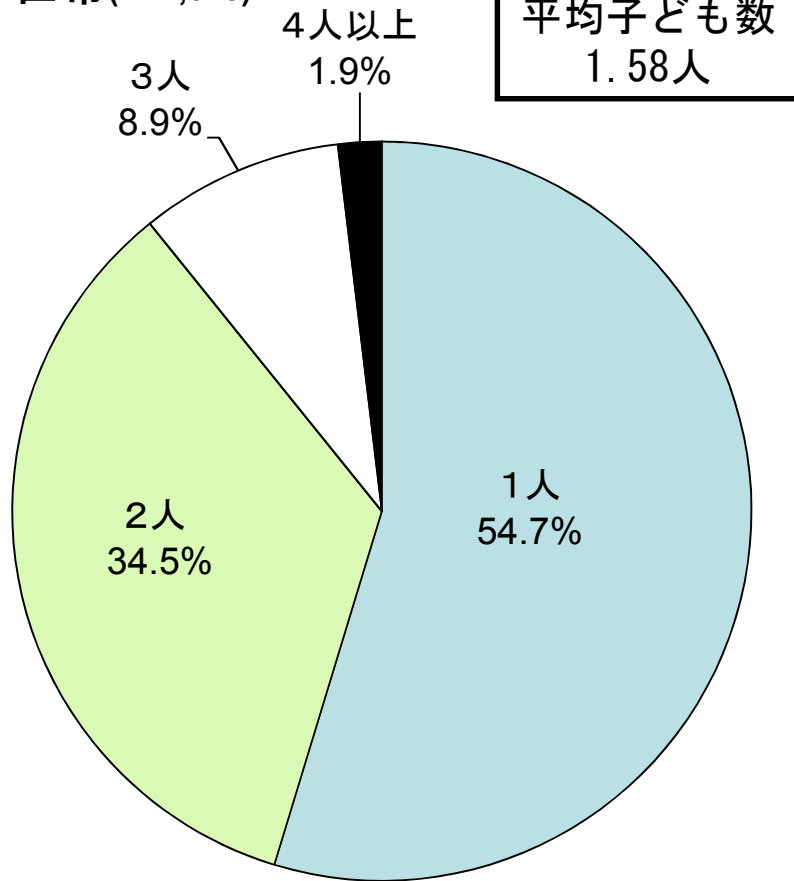


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

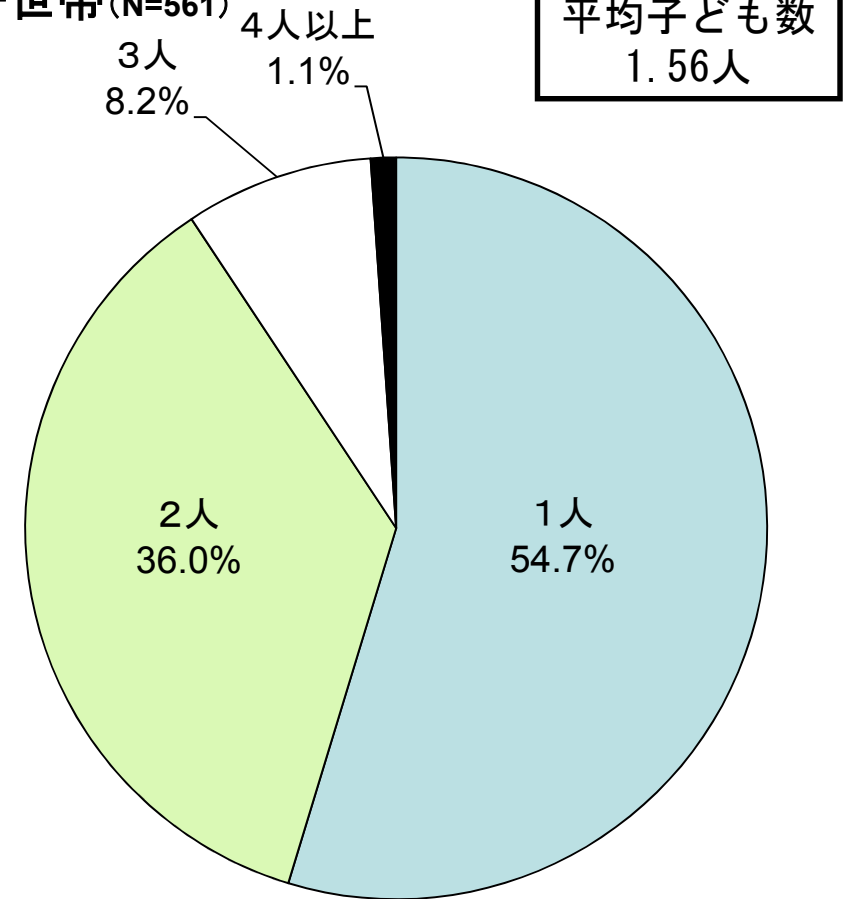
5 ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況

- 母子世帯の子どもの数は、「1人」が54.7%であり、「2人」が34.5%となっている。
- 父子世帯の子どもの数は、「1人」が54.7%であり、「2人」が36.0%となっている。

母子世帯(N=1,648)



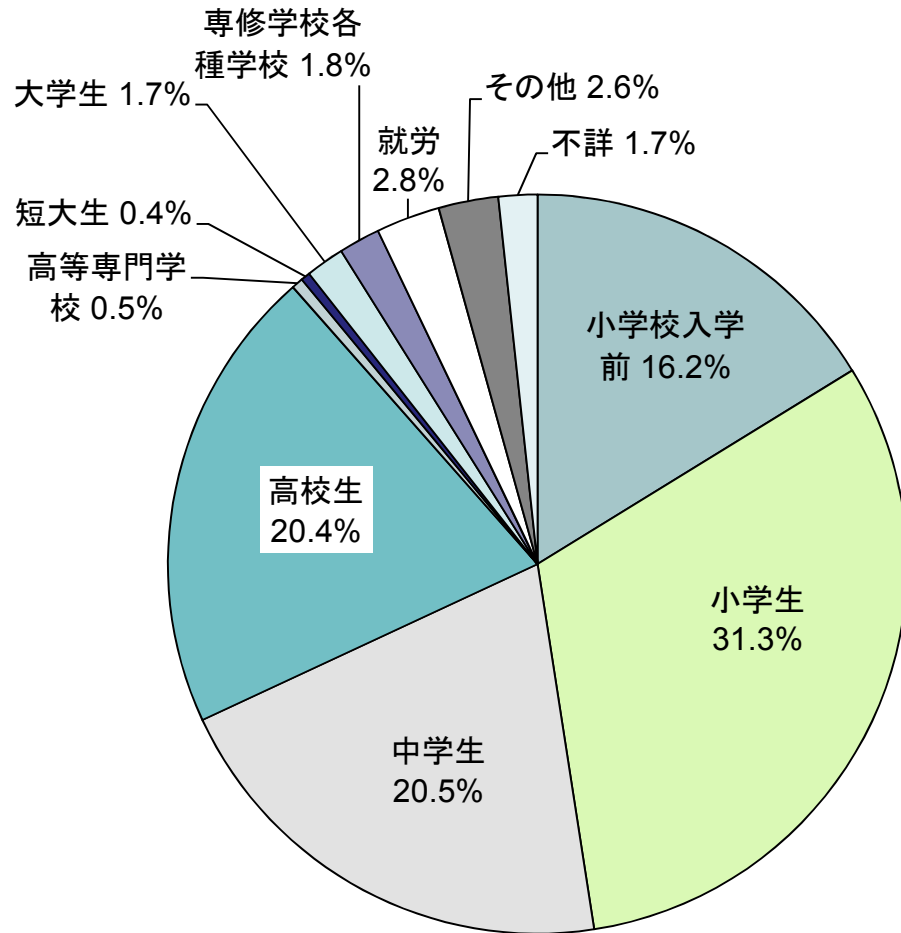
父子世帯(N=561)



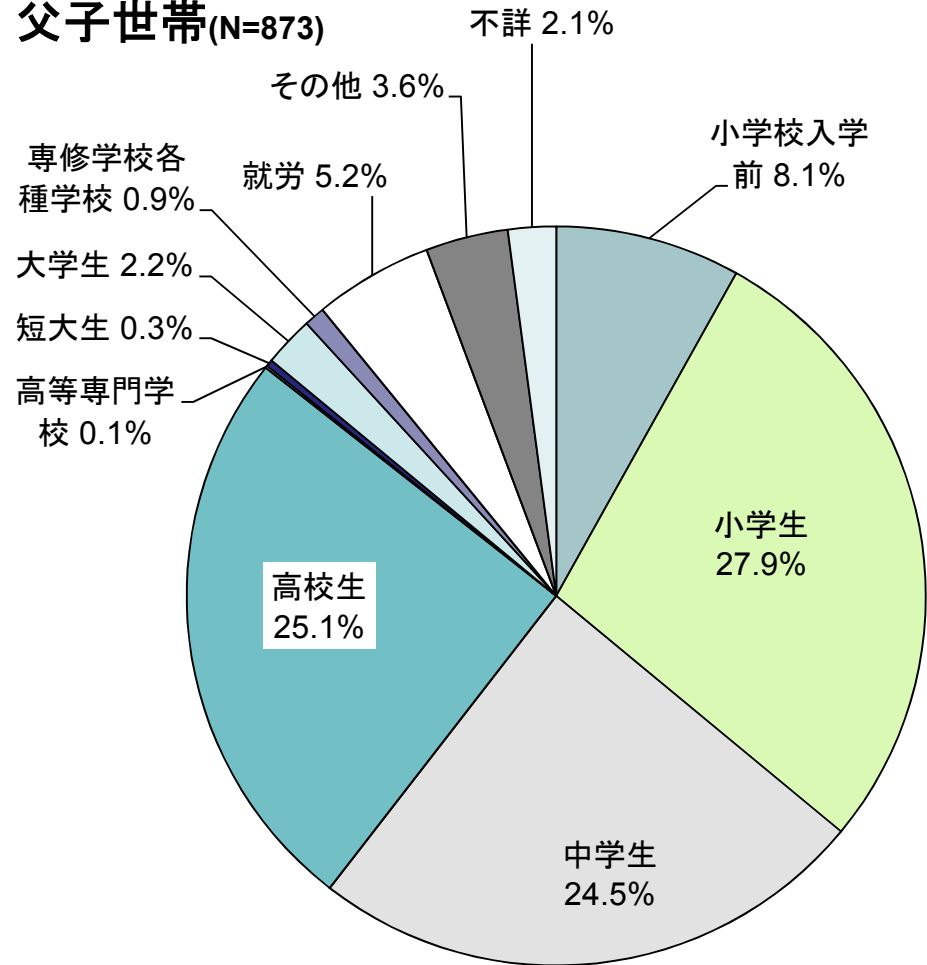
6 就学状況別にみた子どもの状況

- 母子世帯では、「小学生」が31.3%と最も多く、次いで「中学生」が20.5%となっている。
- 父子世帯では、「小学生」が27.9%と最も多く、次いで「高校生」が25.1%となっている。

母子世帯(N=2,609)



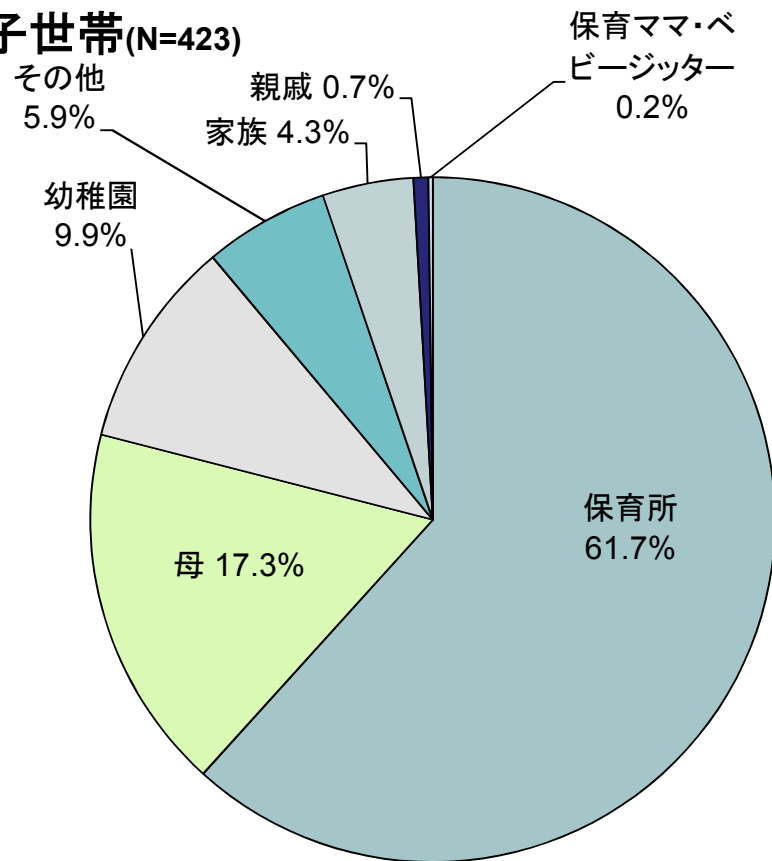
父子世帯(N=873)



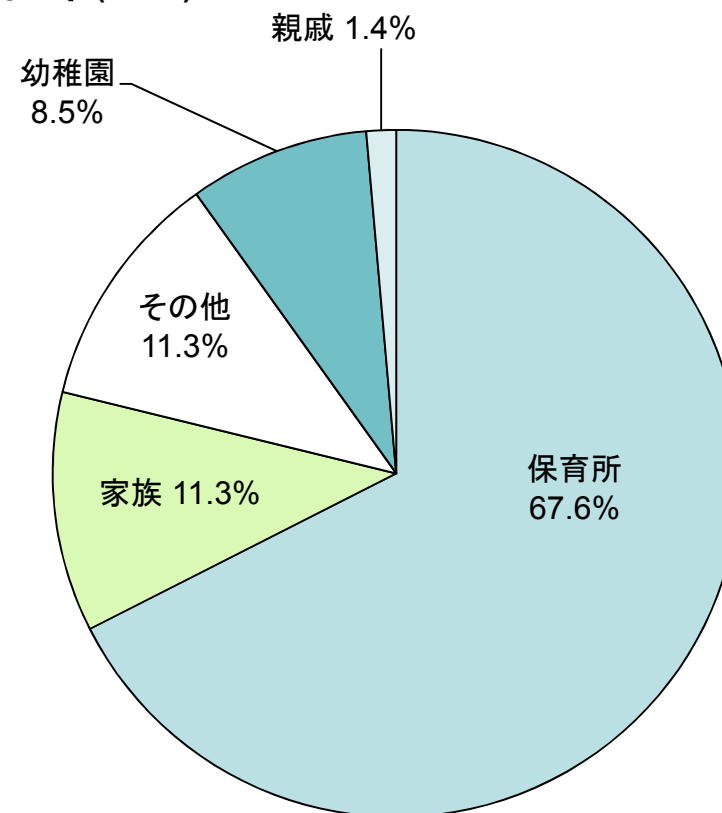
7 小学校入学前児童の保育の状況(調査時点)

○ 就学前の児童の現在の保育状況については、母子世帯、父子世帯ともに、「保育所」の割合が最も高く、一般の保育利用児童の割合よりも高い。

母子世帯(N=423)



父子世帯(N=71)

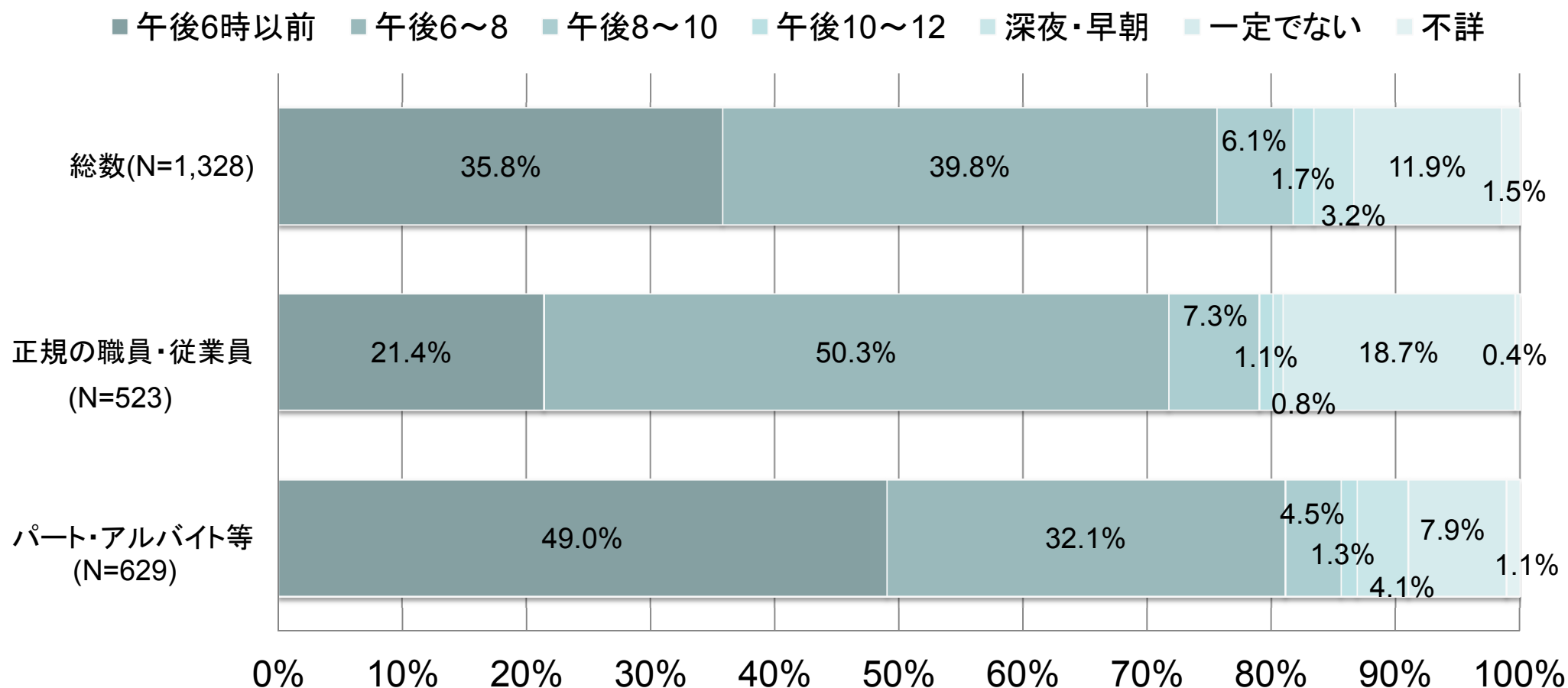


一般の保育所利用児童の割合は33.1%

※保育所利用児童の割合: 当該年齢の保育所利用児童数 ÷ 当該年齢の就学前児童数
(出典)『保育所関連状況取りまとめ(平成23年4月1日)』

8(1) 就業している母の地位別帰宅時間(再掲)

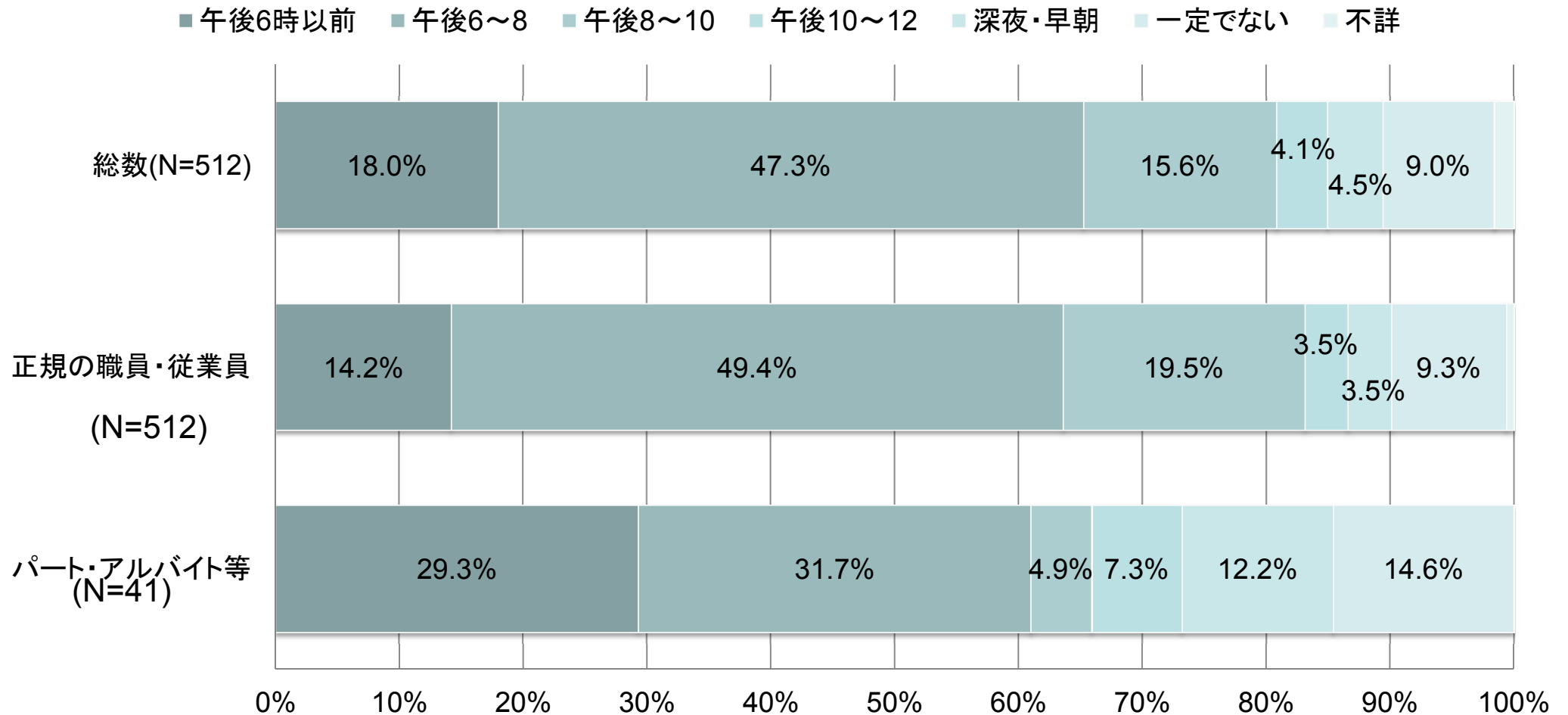
- 就業している母子世帯の母の帰宅時間は、「パート・アルバイト等」では「午後6時以前」が49.0%と多い一方、「正規の職員・従業員」では「午後6～8時」が50.3%、「一定でない」が18.7%と多くなっている。
- 「正規の職員・従業員」は、帰宅時間が遅い又は不定であり、正規でも帰宅時間が早い職場を開拓する必要がある。また、子どもの成長につれ、正規化に対応しやすくなることも考えられる。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

8(2) 就業している父の地位別帰宅時間(再掲)

○ 就業している父子世帯の父の帰宅時間は、「午後6～8時」が47.3%と多く、「パート・アルバイト等」で31.7%、「正規の職員・従業員」で49.4%。

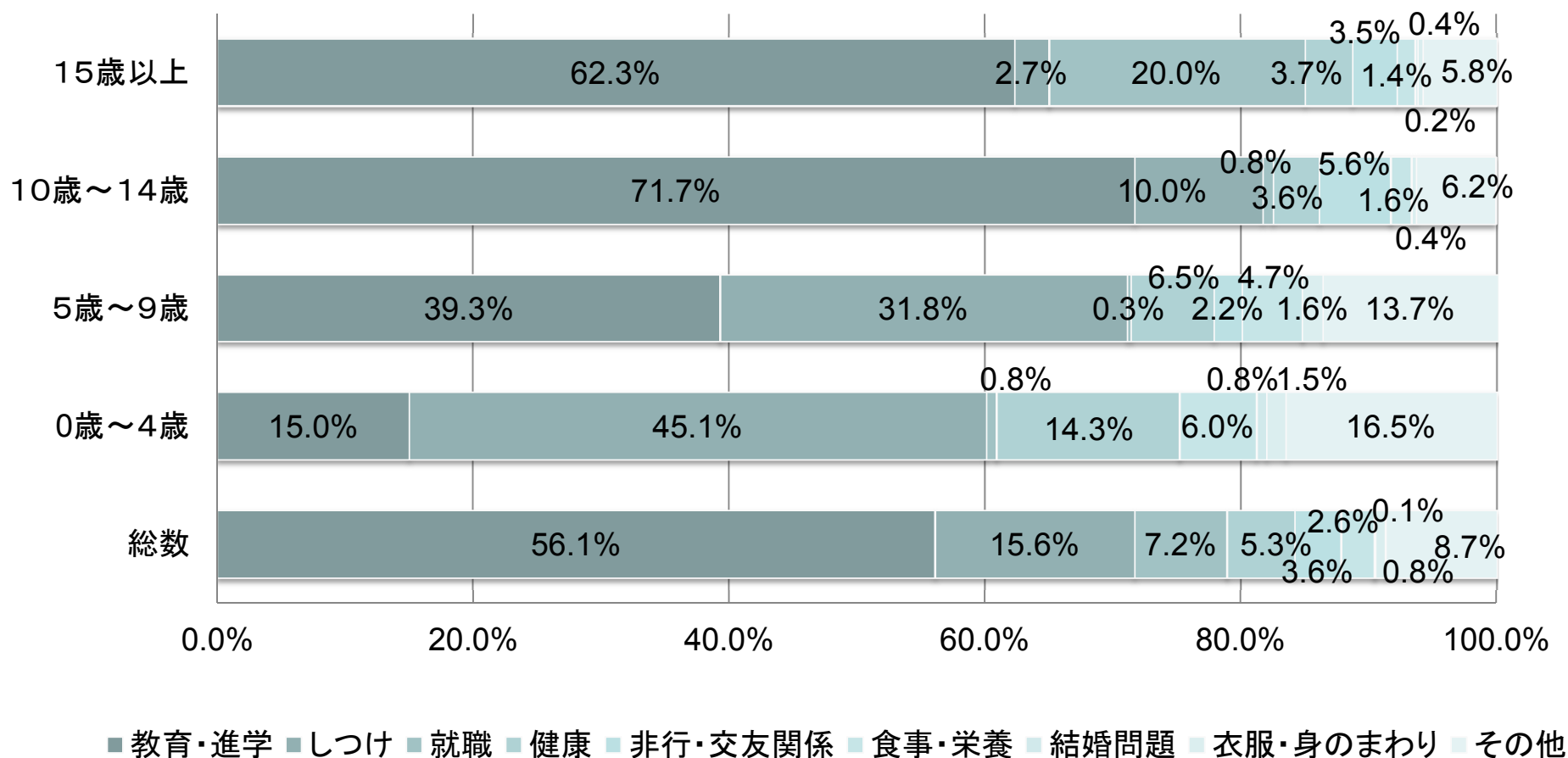


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

9(1) ひとり親世帯の悩み等(子どもについての悩み(母子世帯))

- 悩みの内容について、母子世帯では「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。
- 子どもの年齢別にみると、「0歳～4歳」では「しつけ」、「5歳～9歳」、「10歳～14歳」、「15歳以上」では「教育、進学」が最も多い。

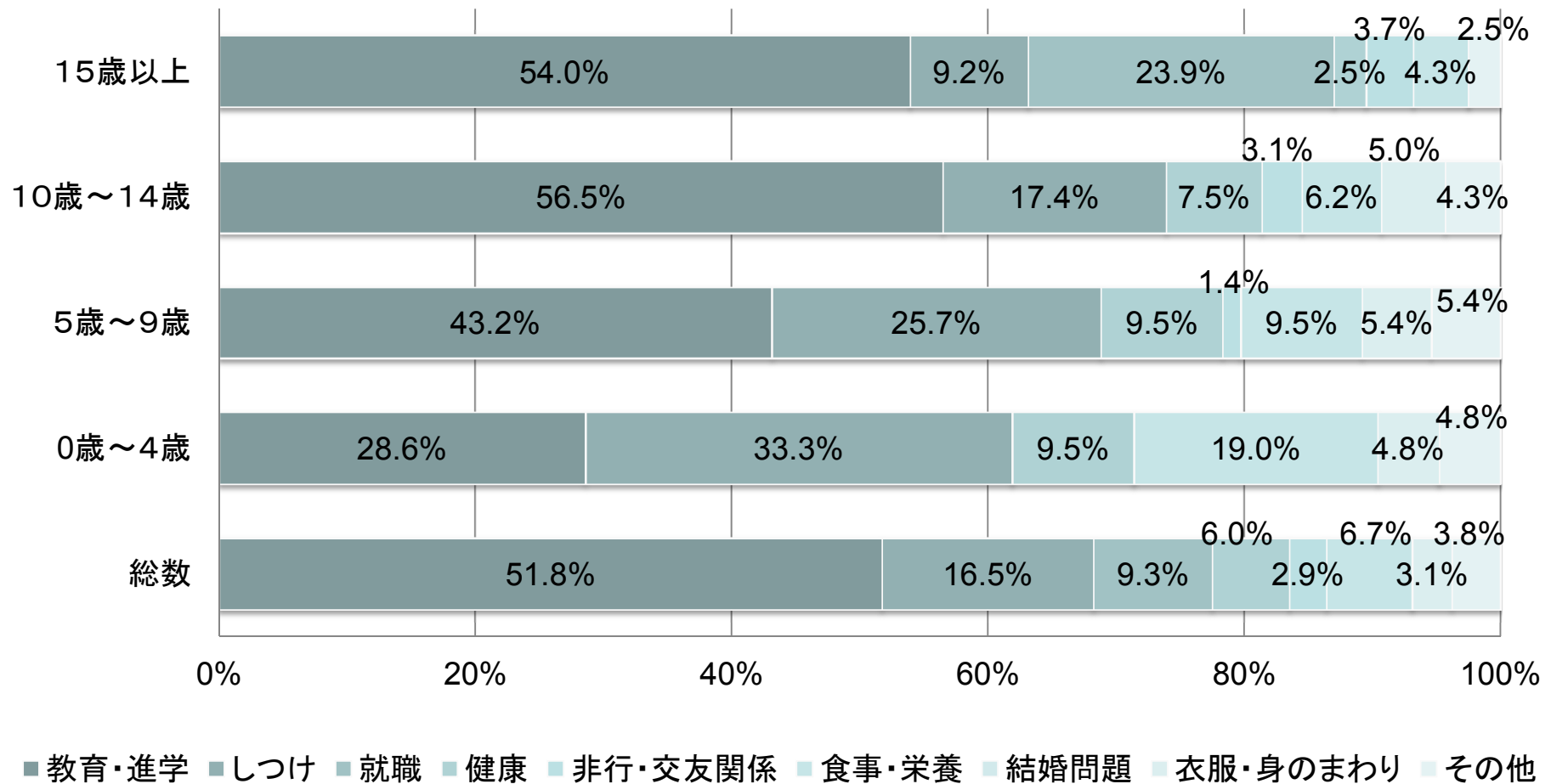
母子世帯の母が抱える子どもについての悩みの内訳(N=2,570)



9(2) ひとり親世帯の悩み等(子どもについての悩み(父子世帯))

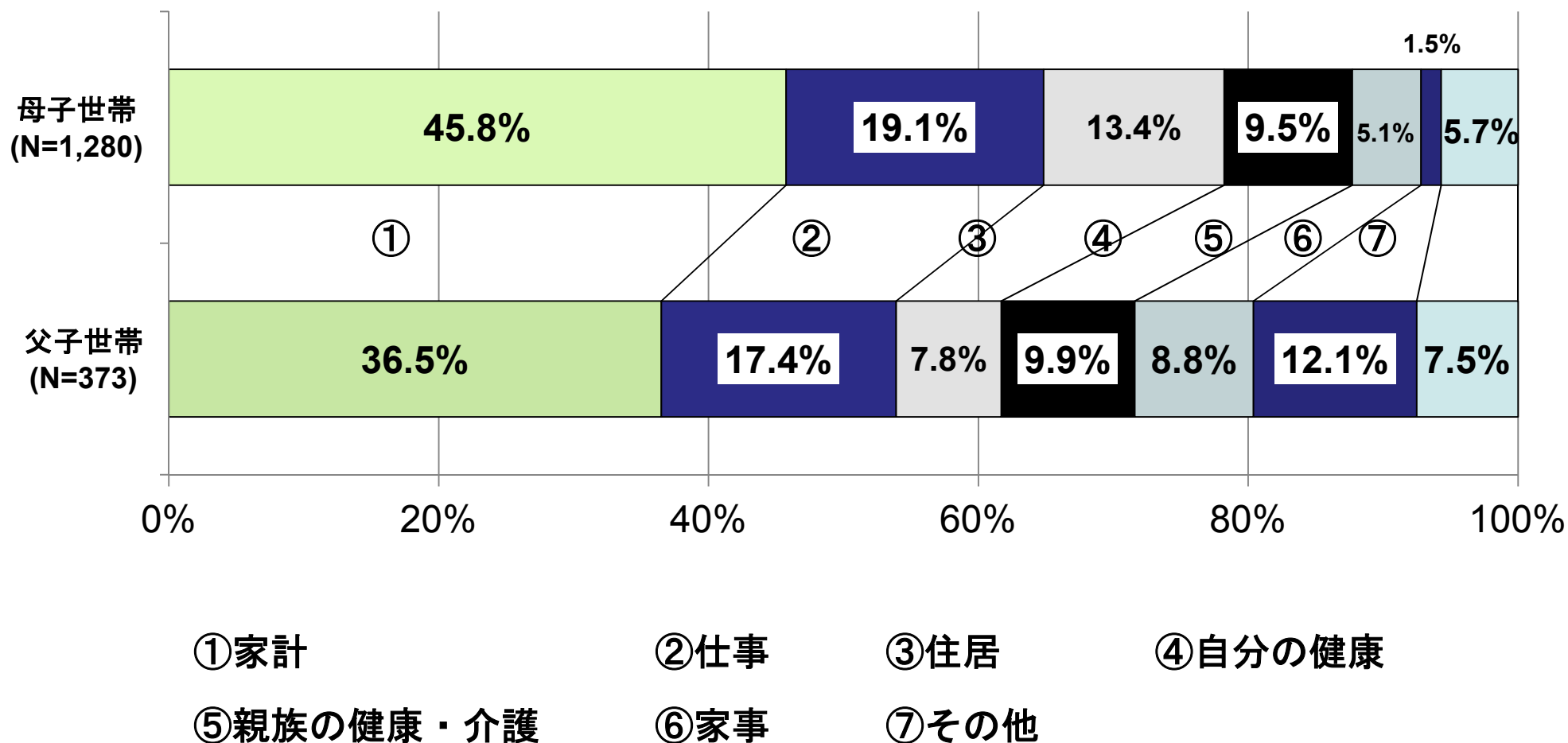
- 悩みの内容について、父子世帯では「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。
- 子どもの年齢別にみると、「0歳～4歳」では「しつけ」、「5歳～9歳」、「10歳～14歳」、「15歳以上」では「教育、進学」が最も多い。

父子世帯の父が抱える子どもについての悩みの内訳(N=844)



10 ひとり親世帯の悩み等(ひとり親本人が困っていることの内訳)

- 母子世帯の場合、「家計」が45.8%、「仕事」が19.1%、「住居」が13.4%となっている。
- 父子世帯の場合、「家計」が36.5%、「仕事」が17.4%、「家事」が12.1%となっている。



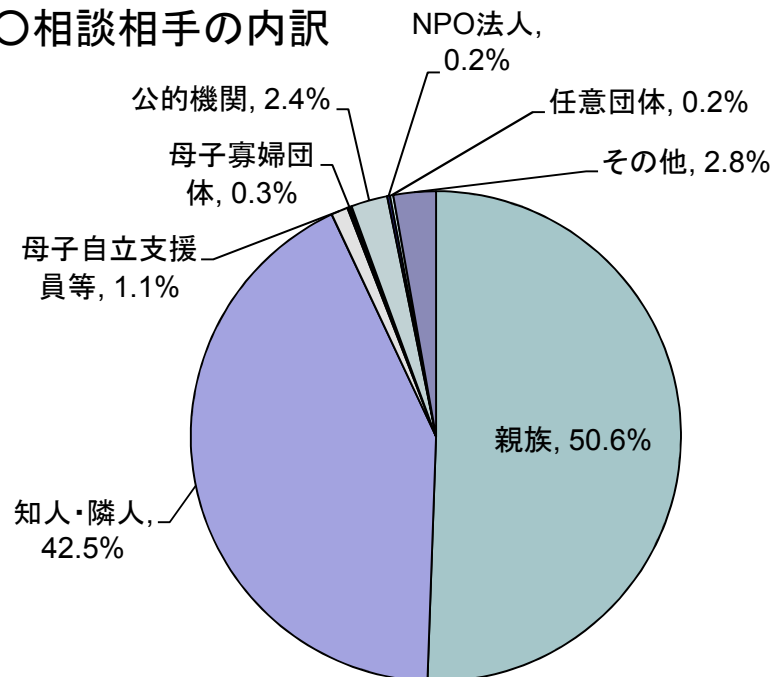
11(1) ひとり親世帯の悩み等(相談相手について(母子世帯))

- 「相談相手あり」と回答した割合は、80.4%であり、相談相手は「親族」が最も多い。
- 「相談相手なし」のうち、61.8%が相談相手がほしいとしている。
- 相談相手がほしい者の困っていることの内訳では「家計」が最も多い。

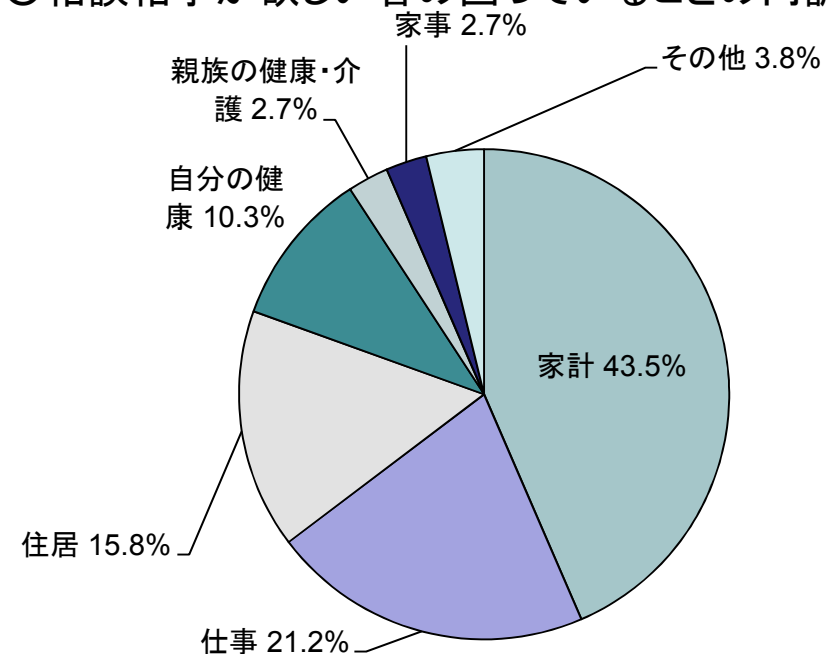
○相談相手の有無

総数	相談相手あり	相談相手なし	相談相手がほしい	相談相手は必要ない
1,617 (100%)	1,300 (80.4)	317 (19.6)	196 (61.8)	121 (38.2)

○相談相手の内訳



○相談相手が欲しい者の困っていることの内訳



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

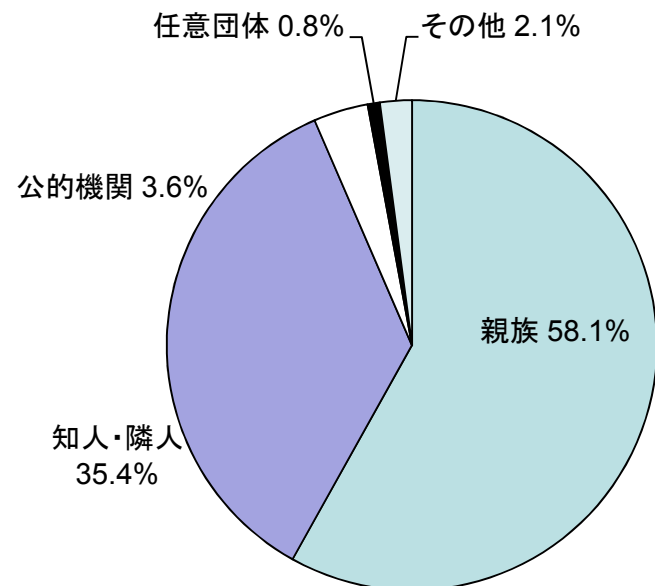
11(2) ひとり親世帯の悩み等(相談相手について(父子世帯))

- 「相談相手あり」と回答した割合は、56.3%であり、相談相手は「親族」が最も多い。
- 「相談相手なし」のうち、50.4%が相談相手がほしいとしている。
- 相談相手がほしい者の困っていることの内訳では「家計」が最も多い。

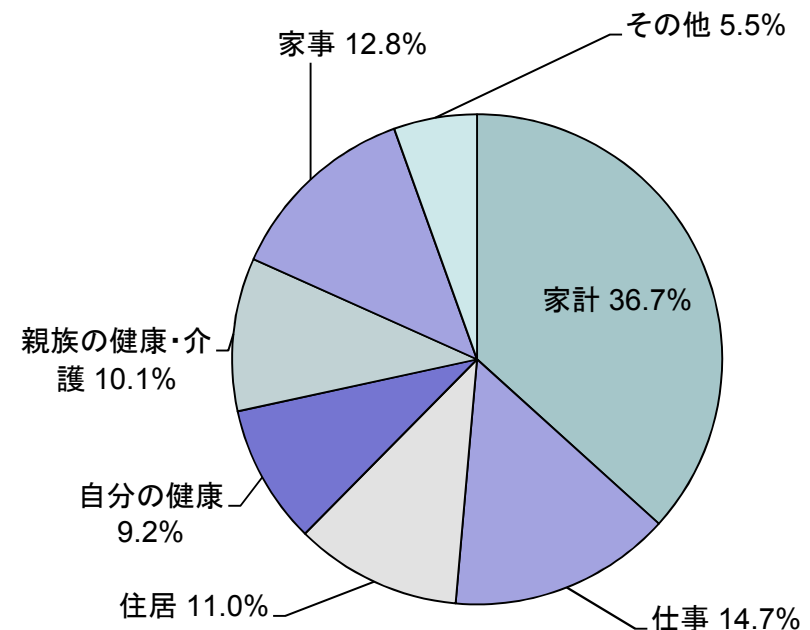
○相談相手の有無

総数	相談相手あり	相談相手なし	相談相手がほしい	相談相手は必要ない
545 (100%)	307 (56.3)	238 (43.7)	120 (50.4)	118 (49.6)
		(100%)	(100%)	(100%)

○相談相手の内訳



○相談相手が欲しい者の困っていることの内訳

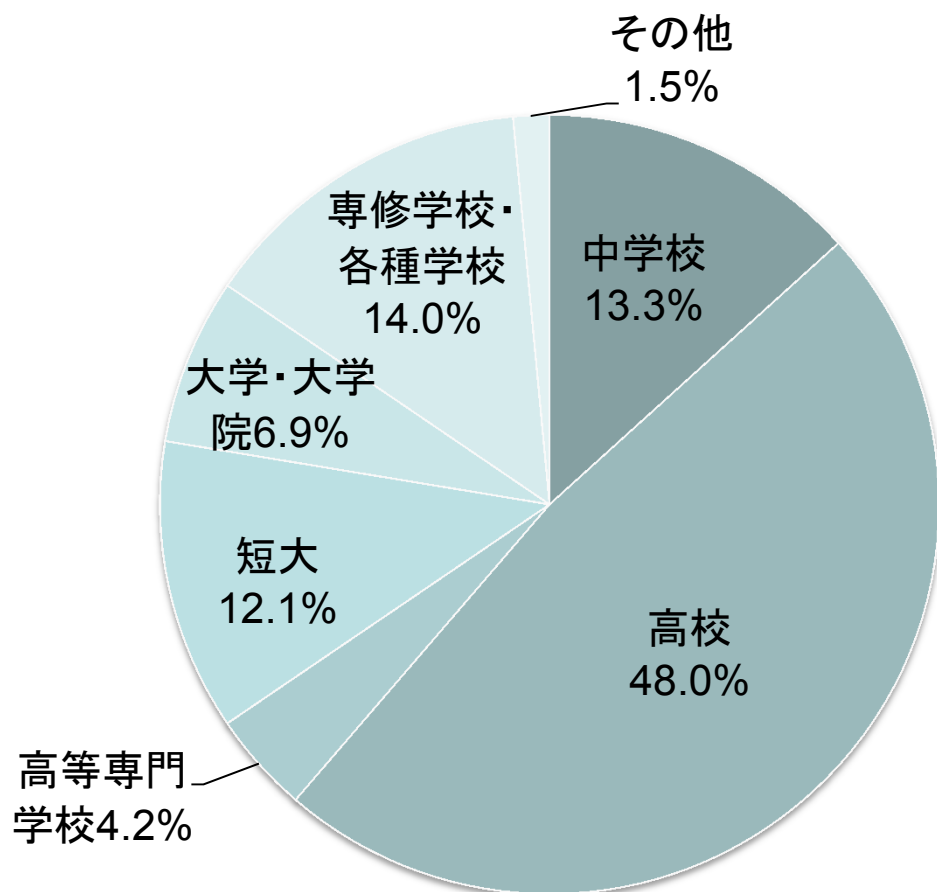


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

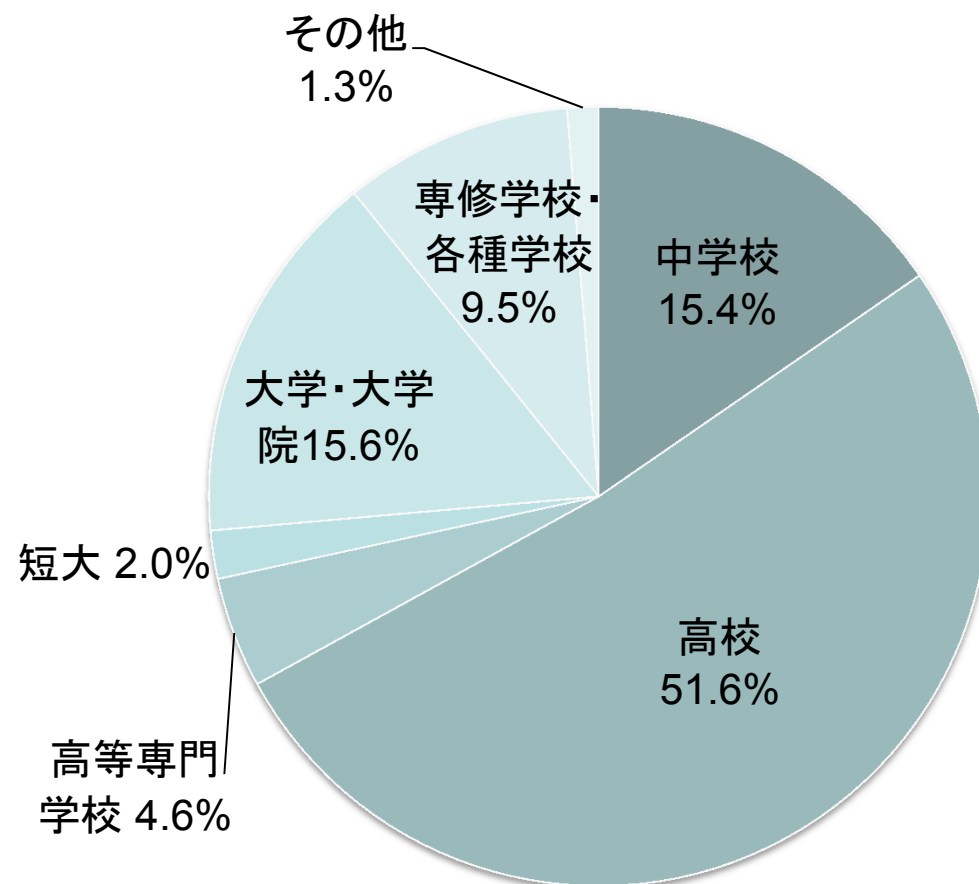
12(1) ひとり親世帯の親の最終学歴

○ ひとり親世帯の親の最終学歴は、母子世帯の母、父子世帯の父ともに高校が最も多くなっている。

母子世帯(N=1,617)



父子世帯(N=524)

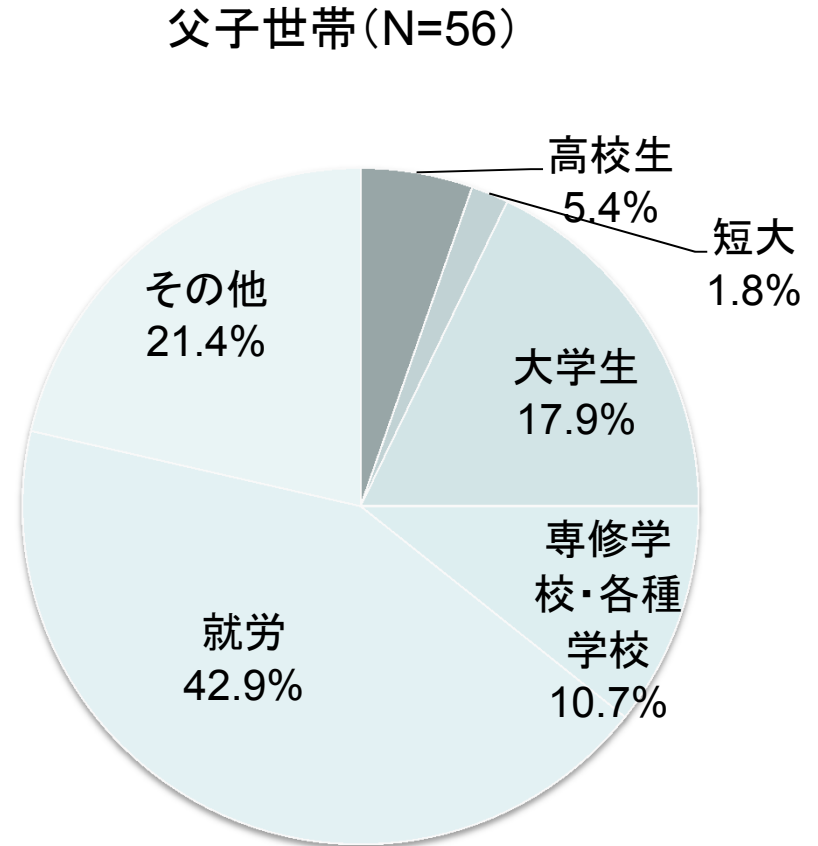
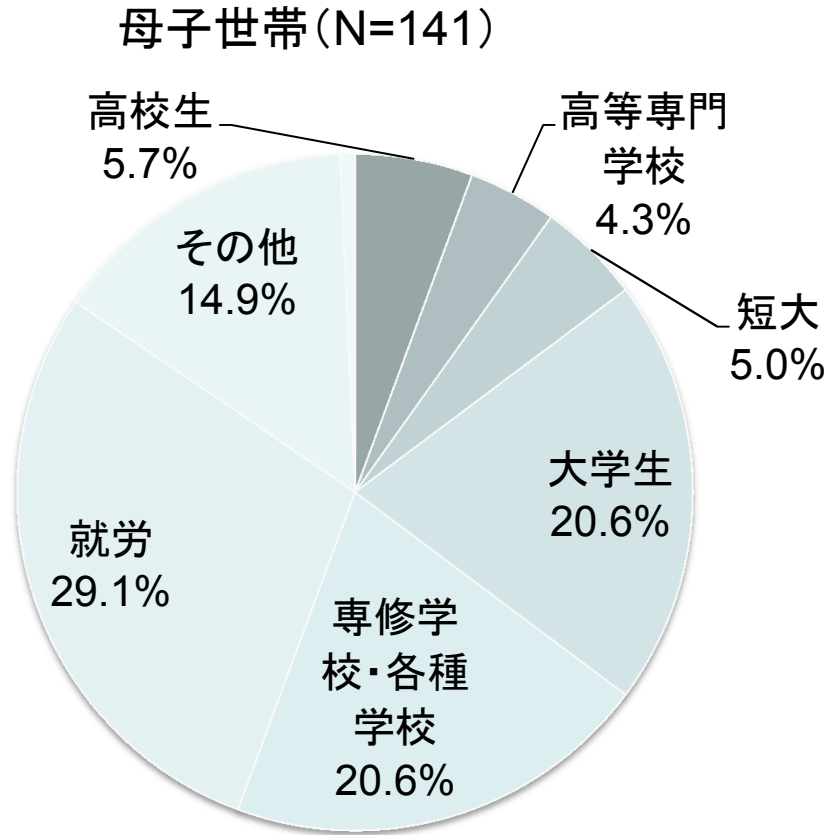


注: 総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

12(2) ひとり親世帯の19歳の子の就学・就労状況

○母子世帯の19歳の子どもの状況は、就学が56.2%、就労が29.1%、その他が14.9%となっている。
 ○父子世帯の19歳の子どもの状況は、就学が35.8%、就労が42.9%、その他が21.4%となっている。



注: 1) 平成23年11月1日現在で19歳の子の就学状況である。
 (出典) 平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)

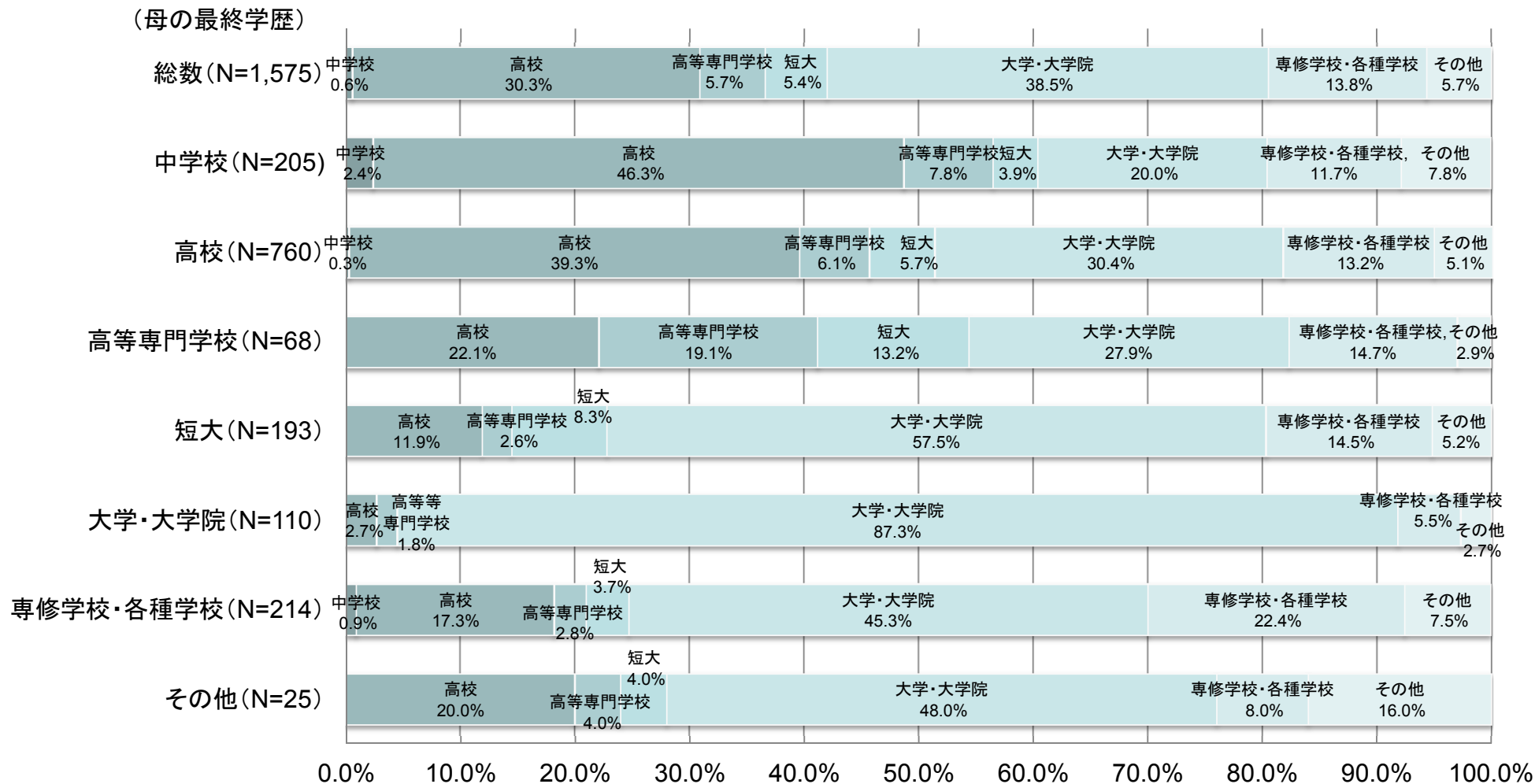
(参考: 平成24年度学校基本調査)

- ・ 大学・短大進学率(現役) 53.6%
- ・ 専門学校進学率(現役) 16.8%
- ・ 高卒就職率 16.7%

13(1) 母子世帯の子どもに関する最終進学目標(母の最終学歴別)

○ 子どもに関する最終進学目標は「大学・大学院」が最も多く、38.5%となっている。

母子世帯の子どもに関する最終進学目標(母の最終学歴別)

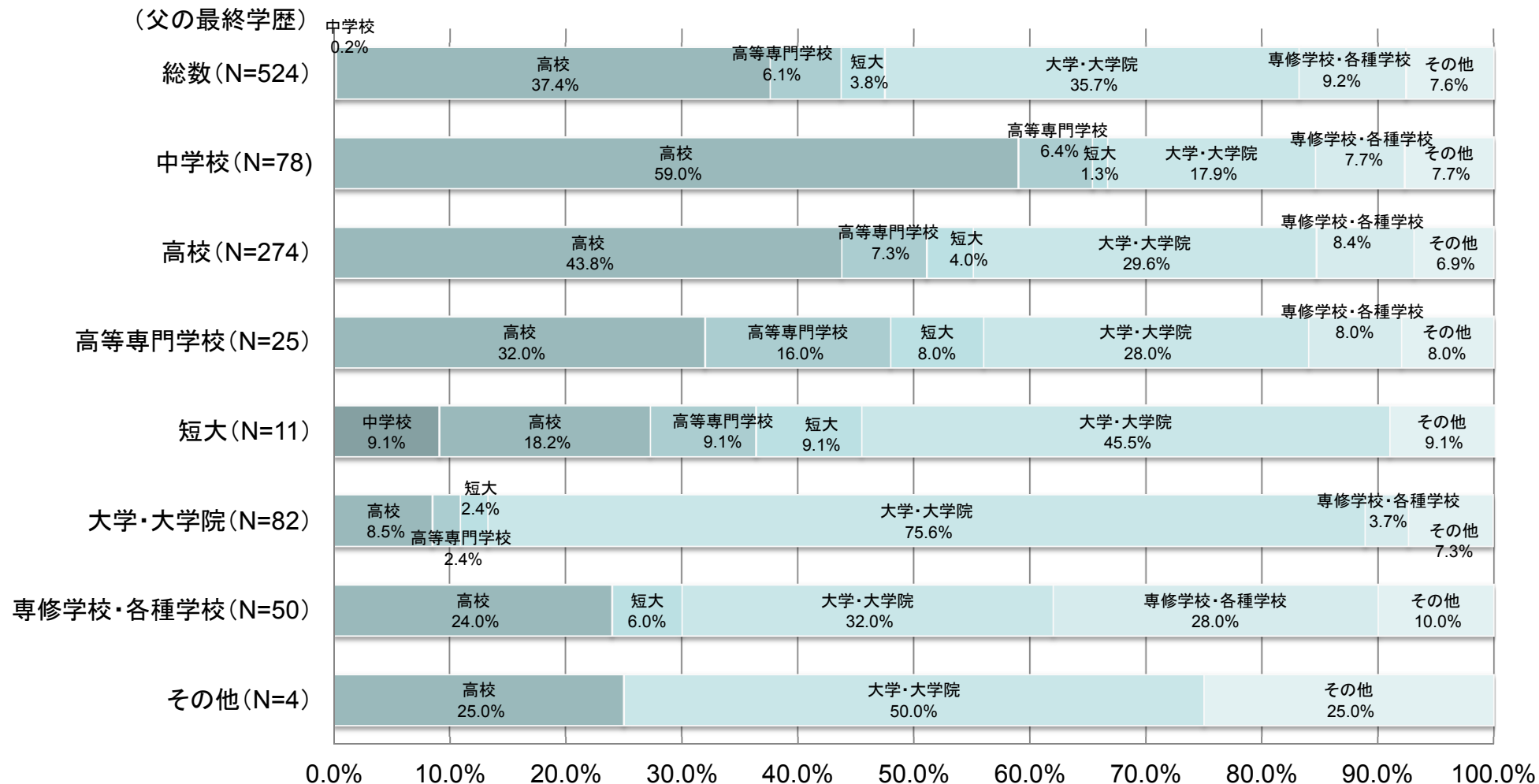


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

13(2) 父子世帯の子どもに関する最終進学目標(父の最終学歴別)

○ 子どもに関する最終進学目標は「高校」が最も多く、37.4%となっている。

父子世帯の子どもに関する最終進学目標(父の最終学歴別)



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

Ⅲ. 子育て・生活支援

②施策編

1 母子自立支援員（再掲）

施策概要

- 母子自立支援員は、母子家庭又は父子家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関することを職務として設置。
- 都道府県知事、市長又は及び福祉事務所設置町村長の委嘱を受け、主に福祉事務所に配置。

実施状況

※複数の相談種別に該当する場合は、複数計上している。

平成23年度 相談件数		生活 一般	再掲			児童	経済的支援・ 生活援護	再掲		その他	合計
			うち 就労	うち配偶者等 の暴力	うち 養育費			うち母子寡婦 福祉資金	うち児童 扶養手当		
母子・ 寡婦	件数	219,536	82,043	14,449	7,663	70,298	465,233	310,019	96,722	25,193	780,260
	割合	28.1%	10.5%	1.9%	1.0%	9.0%	59.6%	39.7%	12.4%	3.2%	100.0%
父子	件数	3,410	503	73	133	2,321	6,922	—	4,977	227	12,880
	割合	26.5%	3.9%	0.6%	1.0%	18.0%	53.7%	—	38.6%	1.8%	100.0%
合計	件数	222,946	82,546	14,522	7,796	72,619	472,155	310,019	101,699	25,420	793,140
	割合	28.1%	10.4%	1.8%	1.0%	9.2%	59.5%	39.1%	12.8%	3.2%	100.0%

母子自立支援員の配置状況

	常勤	非常勤	計
平成19年度	432名	1,026名	1,458名
平成20年度	444名	1,109名	1,553名
平成21年度	435名	1,122名	1,557名
平成22年度	437名	1,137名	1,574名
平成23年度	419名	1,182名	1,601名

現状

- 母子自立支援員は、ひとり親支援の実施に関して重要な役割を果たしているが、未設置の一般市等も見られることから、配置の促進が必要ではないか。
- 相談件数等からも、母子寡婦福祉資金に関する業務が多く、一般の生活相談や就労や養育費相談等に十分に対応できていない可能性があるのではないか。
- 非常勤の比率が高く、勤続年数が平均5年（自治体によりバラツキあり）であり、業務を遂行するための専門性が十分に確保されていない可能性があるのではないか。
- 今後の就業支援の一層の促進のためにも十分な配置を図ることが必要ではないか。

(注)各年度末現在。

2 ひとり親家庭生活支援事業

施策概要

- 生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、ひとり親家庭の地域での生活について総合的に支援を行う事業。

ひとり親家庭生活支援事業 (実施主体 都道府県、市町村)

支援メニュー

1 ひとり親家庭相談支援事業

- ・生活一般に関する相談支援
- ・各種の行政支援策等の情報提供

2 生活支援講習会等事業

- ・生活支援に関する講習会の開催

3 ひとり親家庭情報交換事業

- ・ひとり親家庭の定期的な集い、相談し合う場の提供

4 児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）

- ・「児童訪問援助員（ホームフレンド）」による児童に対する相談支援

5 学習支援ボランティア事業（平成24年度新規事業）

- ・児童等の学習支援

※ 直接実施のほか、母子福祉団体やNPO法人への委託可。

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計	カバー率※
平成21年度	24か所 (51.1%)	11か所 (57.9%)	17か所 (41.5%)	39か所 (2.3%)	91か所 (5.1%)	809/1,781か所 (45.4%)
平成22年度	24か所 (51.1%)	13か所 (68.4%)	15か所 (37.5%)	36か所 (2.3%)	88か所 (4.9%)	798/1,756か所 (45.4%)
平成23年度	25か所 (53.2%)	13か所 (68.4%)	14か所 (34.1%)	33か所 (2.0%)	85か所 (4.7%)	792/1,747か所 (45.3%)

※ カバー率とは、県が管内市町村を含めて実施している場合、管内市町村数を実施力所数に計上し、全市町村数における実施率を算出したもの。

現状

- 未実施の自治体も多数存在。これは、各地域の実情に応じ、実施の有無を判断しているためと考えられる。
- 平成24年度から学習支援ボランティア事業を実施。
- ひとり親家庭が抱える問題に対応するためには、生活支援や学習支援等が重要であり、今後も地域のニーズを踏まえた事業の推進が必要ではないか。

2-1 ひとり親家庭相談支援事業（ひとり親家庭生活支援事業のメニュー）

施策概要

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は自身や児童の健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。
そのような困難を解決し、ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報の提供等を実施するもの。
- 実施主体 都道府県・市町村

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計	カバー率※
平成23年度	6か所 (12.8%)	9か所 (47.4%)	1か所 (2.4%)	6か所 (0.4%)	22か所 (1.2%)	236/1,747か所 (13.5%)

※カバー率とは、県が管内市町村を含めて実施している場合、管内市町村数を実施力所数に計上し、全市町村数における実施率を算出したもの。

【相談延べ件数の推移】

	母子	父子	合計
平成19年度	3,517件	62件	3,579件
平成20年度	4,501件	31件	4,532件
平成21年度	4,127件	25件	4,152件
平成22年度	9,056件	136件	9,192件
平成23年度	11,548件	142件	11,690件

※平成22年度から「健康支援事業」と「土日・夜間電話相談事業」を組み替え、「ひとり親家庭相談支援事業」として実施。

現状

- 未実施の自治体も多数存在。これは、各地域の実情に応じ、実施の有無を判断しているためと考えられる。
- 相談延べ件数は、増加傾向。
- ひとり親家庭が抱える問題へ対応するためには、生活一般の相談支援は重要であり、今後も地域のニーズを踏まえた事業の推進が必要ではないか。

2-2 生活支援講習会等事業(ひとり親家庭生活支援事業のメニュー)

施策概要

○ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するもの。

○ 実施主体 都道府県・市町村

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計	カバー率※
平成23年度	15か所 (31.9%)	6か所 (31.6%)	6か所 (14.6%)	7か所 (0.4%)	34か所 (1.9%)	537/1,747か所 (30.7%)

※ カバー率とは、県が管内市町村を含めて実施している場合、管内市町村数を実施力所数に計上し、全市町村数における実施率を算出したもの。

【受講人数の推移】

	母子	父子	合計
平成19年度	15,359人	74人	15,433人
平成20年度	14,943人	40人	14,983人
平成21年度	13,020人	64人	13,084人
平成22年度	14,758人	94人	14,852人
平成23年度	19,278人	61人	19,339人

(参考)【平成23年度講座実施回数】 813回

実施内容(講習会の内容)

生活支援講習会の講習種目は、ひとり親家庭等の生活指導を行うために必要な下記の講習。

- (ア) 児童のしつけ・育児に関する講習
- (イ) 養育費の取得手続に関する講習
- (ウ) 健康づくりに関する講習
- (エ) その他、地域において必要と認める講習

現状

- 未実施の自治体も多数存在。これは、各地域の実情に応じ、実施の有無を判断しているためと考えられる。
- 受講人数は年度により変動。
- ひとり親家庭が抱える問題へ対応するためには、生活支援講習会により生活指導を行うことは重要であり、今後も地域のニーズを踏まえた事業の推進が必要ではないか。

2-3 ひとり親家庭情報交換事業（ひとり親家庭生活支援事業のメニュー）

施策概要

- ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図るもの。
- 実施主体 都道府県・市町村

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計	カバー率※
平成23年度	7か所 (14.9%)	5か所 (26.3%)	5か所 (12.2%)	22か所 (1.3%)	39か所 (2.3%)	248/1,747か所 (14.2%)

※ カバー率とは、県が管内市町村を含めて実施している場合、管内市町村数を実施力所数に計上し、全市町村数における実施率を算出したもの。

	開催件数
平成19年度	515件
平成20年度	443件
平成21年度	503件
平成22年度	441件
平成23年度	495件

現状

- 未実施の自治体も多数存在。これは、各地域の実情に応じ、実の有無を判断しているためと考えられる。
- 開催件数はほぼ横ばい。
- ひとり親家庭が抱える問題へ対応するためには、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場が有効であると考えられることから、今後も継続的な実施が必要ではないか。

2-4 児童訪問援助事業（ホームフレンド）（ひとり親家庭生活支援事業のメニュー）

施策概要

○ひとり親家庭の児童は、親との死別・離別等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。

そこで、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる大学生等（「児童訪問援助員（ホームフレンド）」）を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う。

○ 実施主体 都道府県・市町村

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計	カバー率※
平成23年度	5か所 (10.6%)	1か所 (5.3%)	2か所 (4.9%)	4か所 (0.2%)	12か所 (0.7%)	138/1,747か所 (7.9%)

※ カバー率とは、県が管内市町村を含めて実施している場合、管内市町村数を実施力所数に計上し、全市町村数における実施率を算出したもの。

【訪問延べ件数の推移】

	母子	父子	合計
平成19年度	889件	106件	995件
平成20年度	804件	209件	1,013件
平成21年度	981件	95件	1,076件
平成22年度	867件	87件	954件
平成23年度	821件	79件	900件

（参考）【平成23年度利用実人数】 359人

現状

- 未実施の自治体も多数存在。これは、各地域の実情に応じ、実施の有無を判断しているためと考えられる。
- 相談延べ件数は横ばい。
- 不安定な状況にあるひとり親家庭の児童には、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぐことが重要であり、今後も地域のニーズを踏まえた事業の推進が必要ではないか。

2-5 学習支援ボランティア事業（ひとり親家庭生活支援事業のメニュー）

施策概要

- ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学の見込みが低下したり、十分な教育が受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねない。
このため、ひとり親家庭の児童等の学習を支援したり、児童等から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童等の家庭に派遣する。
- 平成24年度新規事業
- 実施主体 都道府県・市町村

現状

- 平成24年度実施は、交付申請ベースで3自治体。（平成25年度実施予定19自治体。）
- ひとり親家庭の子どもが将来的に自立するためには、学習の機会を確保し、希望に沿った進学を達成することが有効であり、そのためには学習支援が重要であると考えられるため、今後も地域のニーズを踏まえた事業の推進が必要ではないか。

3 母子家庭等日常生活支援事業

施策概要

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣、家庭生活支援員の居宅等における児童の世話などを行うもの。
- 実施主体 都道府県・市町村

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計	カバー率※
平成23年度	28か所 (59.6%)	18か所 (94.7%)	25か所 (61.0%)	190か所 (11.3%)	261か所 (14.5%)	971/1,747か所 (55.6%)

※ カバー率とは、県が管内市町村を含めて実施している場合、管内市町村数を実施力所数に計上し、全市町村数における実施率を算出したもの。

【派遣実件数の推移】

	母子家庭 寡婦	父子家庭	合計
平成21年度			
実件数	4,523件	279件	4,820件
延べ件数	42,004件	10,077件	52,081件
平成22年度			
実件数	5,143件	465件	5,608件
延べ件数	34,315件	7,495件	41,810件
平成23年度			
実件数	4,511件	316件	4,827件
延べ件数	37,141件	7,832件	44,973件

支援の対象、内容

- 支援の対象
 - ・ 一時的に家事援助、保育のサービスが必要な場合
 - ・ 技能習得のための通学や就職活動
 - ・ 病気や事故、冠婚葬祭や出張 など
- 支援の内容
 - ・ 乳幼児の保育
 - ・ 食事の世話
 - ・ 身の回りの世話
 - ・ 生活必需品等の買物 など

現状

- 未実施の自治体も多数存在する。
- 派遣実件数、延べ件数ともに年度により変動。
- 地域のニーズを把握するとともに、保育所の一時預かりやファミリーサポートなどの一般施策も活用してニーズに対応する必要があるのではないかな。
- サービス提供体制が不十分なため、利用したいときにできないという指摘がある。供給体制の確保が必要ではないかな。

4 母子生活支援施設

施策概要

- 母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設」（児童福祉法第38条）である。
- 児童（18歳未満）及びその保護者（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子）が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。
- 実施主体 都道府県・市・福祉事務所設置町村

実施状況

○施設数及び入所世帯（平成24年10月1日現在）

施設数	定員	現員
263か所	5,265世帯	母親：3,714人 児童：6,028人

公立：137か所
私立：126か所

※ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

○職員配置等

母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほかに集会・学習室等があり、母子支援員、保育士（保育所に準ずる設備のある場合）、少年指導員兼事務員、調理員等、嘱託医を配置。

○新規入所世帯の状況（平成23年度）

入所理由	入所世帯数 (前年度)		理由別割合 (前年度)	
	数	割合	割合	数
総数	2,589	(2,353)	100.0%	(100.0%)
夫等の暴力	1,452	(1,263)	56.1%	(53.7%)
住宅事情	454	(454)	17.6%	(19.3%)
経済的理由	373	(347)	14.4%	(14.7%)
入所前の家庭内環境の不適切	182	(159)	7.0%	(6.8%)
母親の心身の不安定	55	(79)	2.1%	(3.4%)
職業上の理由	0	(10)	0.0%	(0.4%)
その他	73	(41)	2.8%	(1.7%)

現状

- 施設による取組の差が大きいので、すべての施設で入所者支援の充実等が必要ではないか。
- 入所者支援の充実を図るためには、職員配置の充実と支援技術の普及向上が必要ではないか。
- 自治体ごとに取組の差があるため、円滑な広域利用が行われることが必要ではないか。
- 貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要ではないか。
- 施設に偏在が見られるため、バランスの取れた施設の配置が必要ではないか。

5 保育所の優先入所等について

- 保育所や放課後児童クラブの優先入所等については、母子及び寡婦福祉法や同法に定める基本方針等において、地方自治体に対して母子家庭の福祉が増進されるよう特別の配慮を行うよう求めている。

○母子及び寡婦福祉法(抄)

(公営住宅の供給に関する特別の配慮)

第二十七条 地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による公営住宅の供給を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

(保育所への入所に関する特別の配慮)

第二十八条 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

○母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(抄)

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(2) 都道府県及び市町村が講ずべき措置に対する支援

都道府県及び市町村が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受けられることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする(実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。)

① 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所優先入所の推進等(実施主体:市町村 対象:母子家庭等)

- (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭等の優先的取扱いなど、母子家庭等の児童が保育所に優先的に入所することができるような取組を推進
- (b) 延長、休日、夜間、病児・病後児保育や一時預かりを実施
- (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、家庭的保育事業やファミリー・サポート・センター事業を活用

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進(実施主体:市町村 対象:母子家庭等)

放課後児童クラブについても、その設置を推進するとともに、母子家庭等の児童が優先的に利用できるような取組を推進

6 子育て短期支援事業

施策概要

- 母子家庭等を含む子育て家庭において、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。
- 子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業の1事業となる。
- 実施主体 市町村

実施状況(短期入所生活援助(ショートステイ)事業)

○概要

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	592か所	610か所	614か所	656か所	672か所

- ※ 平成23・24年度については交付決定ベース
- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

(参考)【1人あたりの預かり日数(18市町村の状況(平成23年度))】

- ・母子家庭 6日(延べ日数4,033/実人数701)
- ・父子家庭 8.6日(延べ日数95/実人数11)
- ・両親のいる世帯 3日(延べ日数1,458/実人数493)

現状

- 実施力所数は増加傾向。
- ひとり親家庭は、養育が一時的に困難となる場合も多いものと想定され、新制度移行後も含め、ひとり親家庭が引き続き利用できるような配慮が必要ではないか。

実施状況(短期入所生活援助(トワイライトステイ)事業)

○概要

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	311か所	327か所	329か所	361か所	363か所

- ※ 平成23・24年度については交付決定ベース
- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

(参考)【1人あたりの預かり日数(15市町村の状況(平成23年度))】

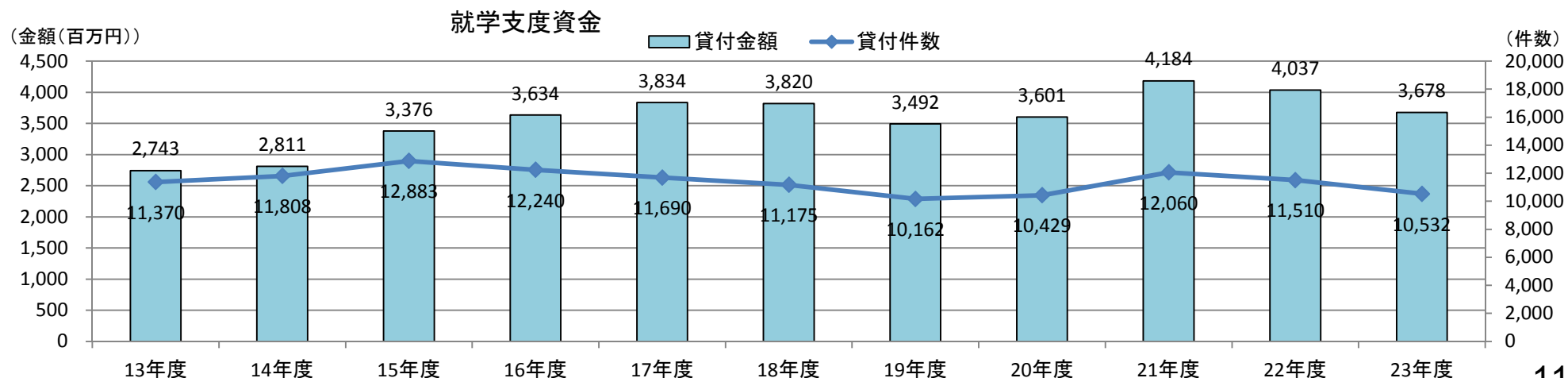
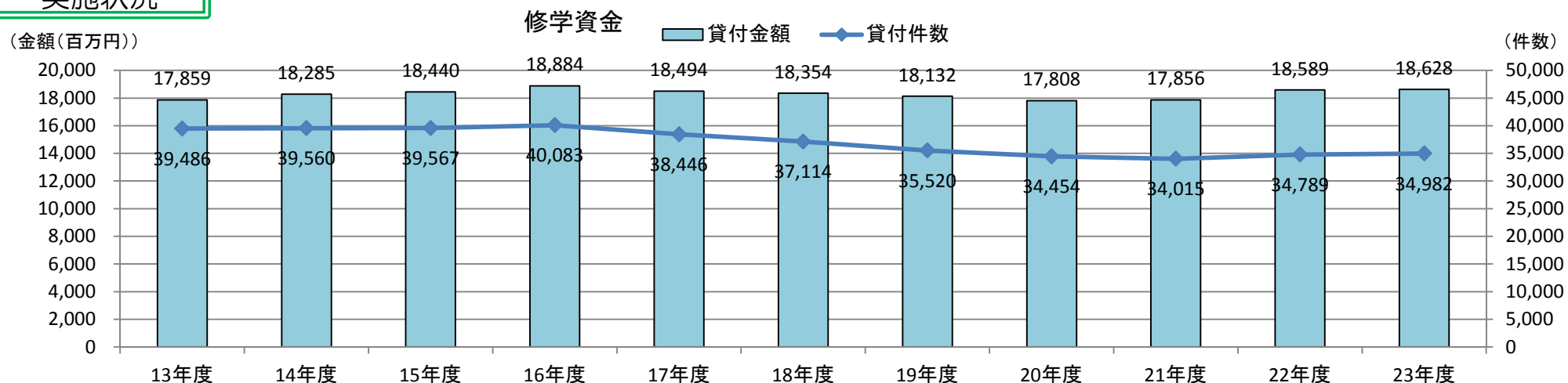
- ・母子家庭 21.4日(延べ日数4,409/実人数206)
- ・父子家庭 43.4日(延べ日数347/実人数8)
- ・両親のいる世帯 33.2日(延べ日数8,327/実人数251)

7 修学資金等の貸付（母子寡婦福祉資金貸付金）

施策概要

- 母子家庭の母が扶養する児童（父母がいない児童、寡婦が扶養する子を含む。）が、高等学校、大学、高等専門学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金（修学資金）や、就学に必要な被服等の購入に必要な資金（就学支度資金）の貸付が母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

実施状況



修学資金、就学支度資金の概要

(平成25年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	※私立の限度額を例示、()内の数値は、一般分限度額 高校、専修学校(高等課程) (自 宅)月額(30,000)45,000円 (自宅外)月額(35,000)52,500円 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) (自 宅)月額(54,000)81,000円 (自宅外)月額(64,000)96,000円 専修学校(一般課程) 月額(31,000)46,500円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内	無利子 ※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。 (連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。
	専修学校(一般課程)						
就学支度資金	父母のない児童	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 160,000円 修業施設等 100,000円 私立高校 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円		6ヶ月	5年以内	※修学資金と同様
	寡婦が扶養する子						

(参考) 子どもの貧困連鎖の防止に向けた取組について (社会的な居場所づくり支援事業の強化)

【現状】

- ・中学3年生を中心に、高校受験のための学習支援
- ・引きこもりや不登校の子どもに対する支援
- ・高校中退防止のための生活相談、居場所の提供
- ・家庭訪問を通じた生活習慣や養育相談等の実施

【支援内容の充実】

○進路相談・学習支援の充実(対本人)

- ・学習支援の対象学年の拡大
⇒中学3年生を中心に実施 → 中学1年生まで拡充
- ・高校中退防止のため、進路相談等の取組強化
⇒居場所の提供 → 家庭訪問を通じた個別相談の取組強化

○家庭訪問・養育相談・日常生活支援の充実(対保護者)

- ・養育に関する個別相談や講習の実施
⇒新たに、夜間、休日等の相談時間帯を拡充 等



生活習慣の改善

学習意欲
・学力の向上

将来に対する意識改革

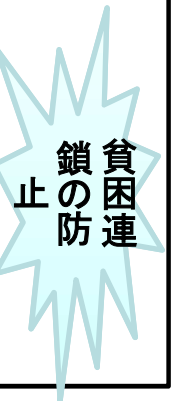
高校進学率の向上
中退防止の強化

生活保護世帯
89.6%

全国
98.3%

高校進学率(23年度)

学習教室参加者
94.2%



【新たな支援活動】

○ 就業前・放課後の居場所機能の充実

子どもが規則正しく学校に登校し、社会性をつけるための全般的な日常生活支援を行う居場所の提供
⇒学校の就業前や終業後も通える居場所を強化

○ 実体験の場の提供

「働く大人」像の実体験のため、合宿や就労体験の場を提供
⇒高校生や長期休暇中の中学生に日常生活習慣を身につけ、就労活動の基礎となるよう、合宿や農作業等の機会を提供

保護受給世帯の子ども



居場所確保

就労体験



居場所、日常生活支援



農作業等



学校

子育て・生活支援策の総括表

事業名	事業の概要	実施主体	平成23年度実施状況	平成23年度実績
1 母子自立支援員	母子自立支援員は、母子家庭又は父子家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関することを職務として設置。	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村	常勤 419人 非常勤 1,182人 合計 1,601人	相談件数 793,140件 うち母子寡婦 780,260件 うち父子 12,880件
2 ひとり親家庭生活支援事業	生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、ひとり親家庭の地域での生活について総合的に支援を行う事業。	都道府県、市町村	都道府県 25か所 指定都市 13か所 中核市 14か所 一般市等 33か所	
2-1 ひとり親家庭相談支援事業 (ひとり親家庭生活支援事業のメニュー)	ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は自身や児童の健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。そのような困難を解決し、ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報の提供等を実施。	都道府県、市町村	都道府県 6か所 指定都市 9か所 中核市 1か所 一般市等 6か所	相談件数 11,690件 うち母子 11,548件 うち父子 142件
2-2 生活支援講習会等事業 (ひとり親家庭生活支援事業のメニュー)	ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催。	都道府県、市町村	都道府県 15か所 指定都市 6か所 中核市 6か所 一般市等 7か所	受講者数 19,339人 うち母子 19,278人 うち父子 61人 (参考)講座実施回数813回

事業名	事業の概要	実施主体	平成23年度実施状況	平成23年度実績
2-3 ひとり親家庭 情報交換事業 (ひとり親家庭生活 支援事業のメニュー)	ひとり親家庭になって間もない家庭は、 生活環境の変化が著しく、親自身が生活 の中で直面する問題にひとりで悩み、精 神面でも不安定な状況にある。 こうしたひとり親家庭が定期的に集い、お 互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場 を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換 を行うとともに、共助の精神を養い、早期 自立のための意欲の形成と家庭生活の 安定を図る。	都道府県、市町村	都道府県 7か所 指定都市 5か所 中核市 5か所 一般市等 22か所	開催件数 495件
2-4 児童訪問援助 事業(ホームフレ ンド) (ひとり親家庭生活 支援事業のメニュー)	ひとり親家庭の児童は、親との死別・離 別等により心のバランスを崩し、不安定 な状況にあることから、心の葛藤を緩和し、 地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係 を築くなどの援助を必要としている。 そこで、ひとり親家庭の児童が気軽に相 談することのできる大学生等(「児童訪問 援助員(ホームフレンド)」)を児童の家庭 に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支え となるとともに、生活面の指導を行う。	都道府県、市町村	都道府県 5か所 指定都市 1か所 中核市 2か所 一般市等 4か所	訪問件数 900件 うち母子 821件 うち父子 79件 ※利用実人数359人
2-5 学習支援ボラ ンティア事業 (ひとり親家庭生活 支援事業のメニュー)	ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済 面で不安定な状況におかれることにより、 学習や進学在意欲が低下したり、十分な 教育が受けられず、児童等の将来に不利 な影響を与えかねない。 このため、ひとり親家庭の児童等の学習 を支援したり、児童等から気軽に進学相 談等を受けることができる大学生等のボ ランティアを児童等の家庭に派遣する。 ※平成24年度新規事業	都道府県、市町村	※平成24年度新規事業 ※交付ベースで3自治体	同左

事業名	事業の概要	実施主体	平成23年度実施状況	平成23年度実績
3 母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣、家庭生活支援員の居宅等における児童の世話などを行うもの。	都道府県、市町村	都道府県 28か所 指定都市 18か所 中核市 25か所 一般市等 190か所	実件数 4,827件 うち母子寡婦 4,511件 うち父子 316件 のべ件数 44,973件 うち母子寡婦 37,141件 うち父子 7,832件
4 母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設(児童福祉法第38条)	都道府県、市	施設数 263か所 定員 5,265世帯 現員 2,589世帯 (前年度 2,353世帯) 母親 3,712人 児童 6,028人	参考:入所理由 夫等の暴力 56% 住宅事情 17% 経済的理由 14% その他
5 保育所の優先入所等	保育所や放課後児童クラブの優先入所等については、母子及び寡婦福祉法や同法に定める基本方針等において、地方自治体に対して母子家庭の福祉が増進されるよう特別の配慮を行うよう求めている。	市町村		(参考) 母子家庭の小学校入学前児童のうち保育所で保育されている割合 61.7% (一般の保育所利用児童の割合 33.1%)
6 子育て短期支援事業	母子家庭等を含む子育て家庭において、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施。 ※子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業の1事業となる。 ※母子家庭以外の利用者也利用可能。	市町村	実施か所数 ○ショートステイ 656か所 ○トワイライトステイ 361か所 ※交付決定ベース	

事業名	事業の概要	実施主体	平成23年度実施状況	平成23年度実績
7 修学資金等の貸付(母子寡婦福祉資金貸付金)	母子家庭の母が扶養する児童(父母がいない児童、寡婦が扶養する子を含む。)が、高等学校、大学、高等専門学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金(修学資金)や、就学に必要な被服等の購入に必要な資金(就学支度資金)の貸付が母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。	都道府県、指定都市、中核市		平成23年度貸付実績 修学資金 34,982件 約186億円 就学支度資金 10,532件 約37億円

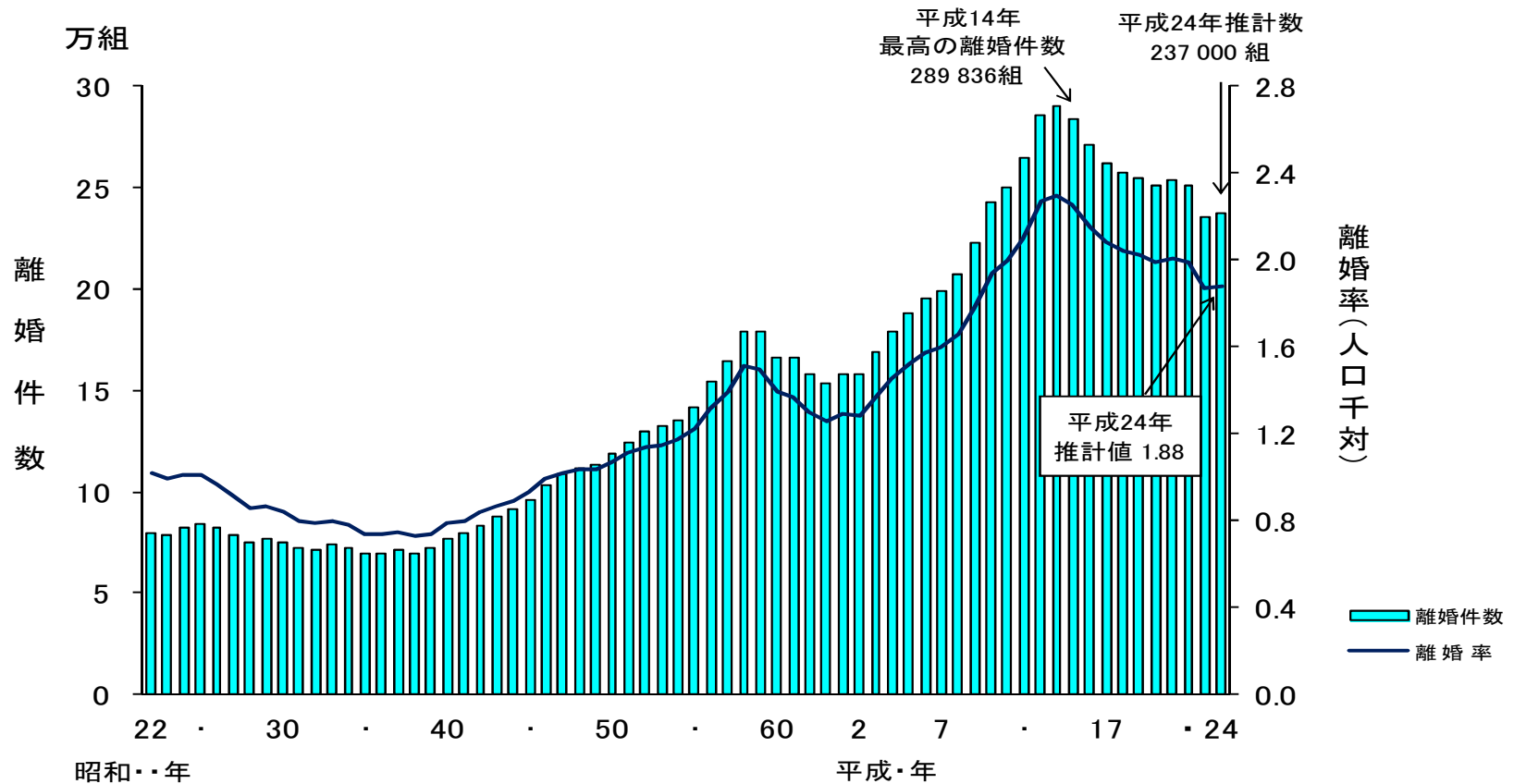
IV. 養育費確保支援

①データ編

1(1) 離婚件数の年次推移(再掲)

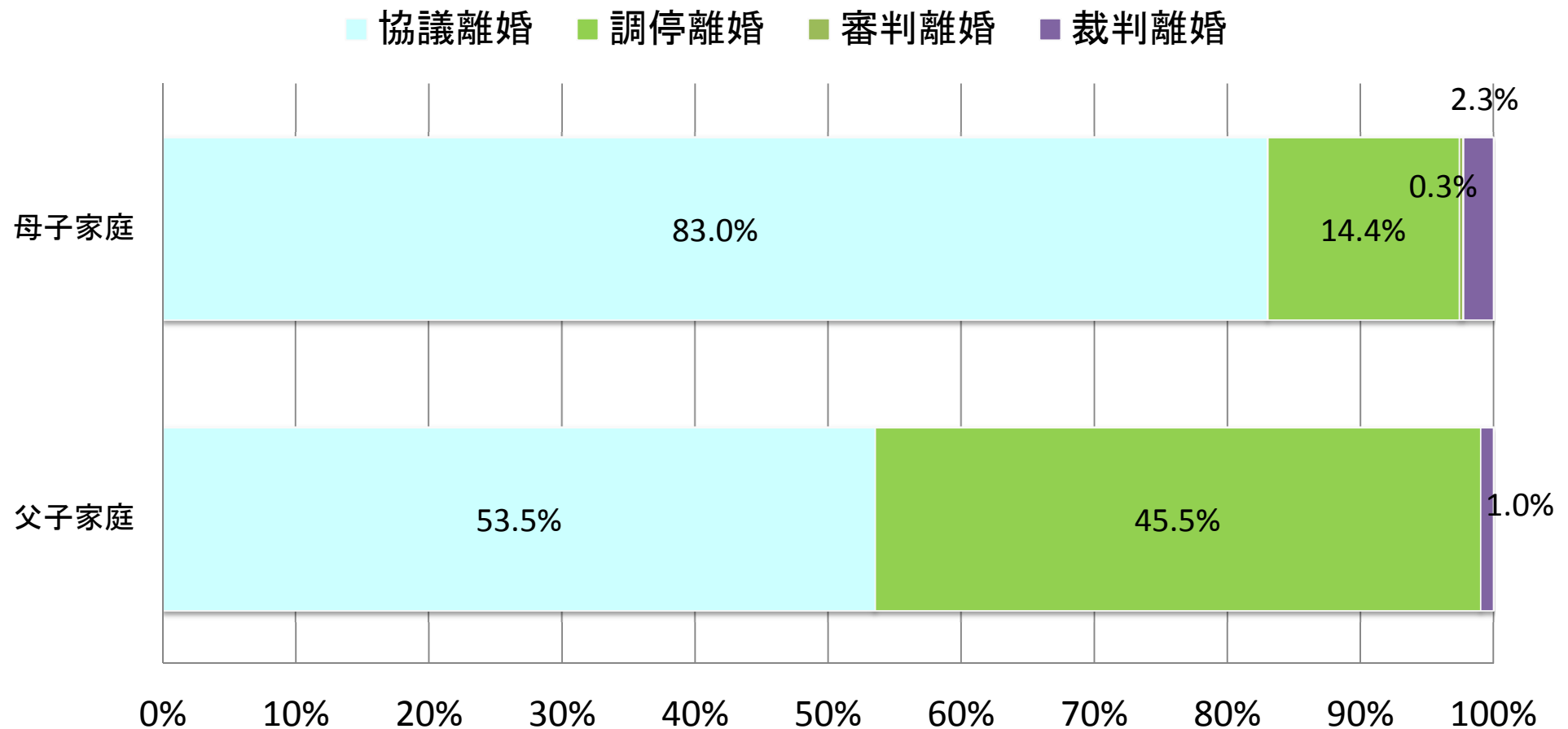
- 平成24年の離婚件数(推計数)は23万7000組で、前年の23万5734組(確定値)より増加。
離婚件数は昭和39年以降毎年増加し、昭和46年には10万組を超え、その後も増加を続けたが、昭和58年をピークに減少に転じ、平成3年から再び増加した。平成15年以降、平成21年を除き、減少している。
離婚率(人口千対)(推計値)は1.88で、前年(確定値)の1.87とほぼ横ばい。

離婚件数及び離婚率の年次推移



1(2) 離婚の種別

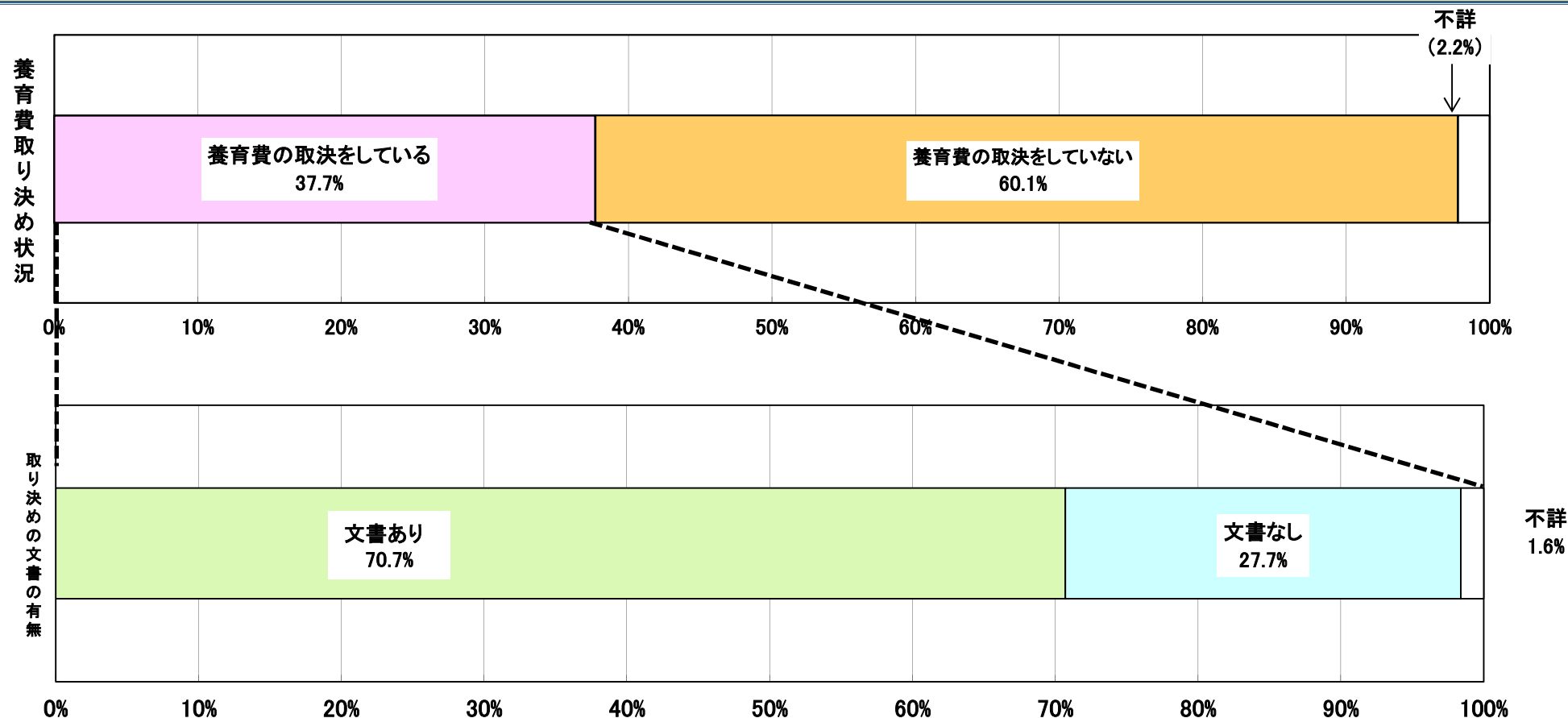
- 母子家庭では協議離婚が83.0%と最も多く、次いで調停離婚が14.4%となっている。
- 父子家庭では協議離婚が53.5%と最も多く、次いで調停離婚が45.5%となっている。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

2(1) 母子家庭の養育費の取り決め状況

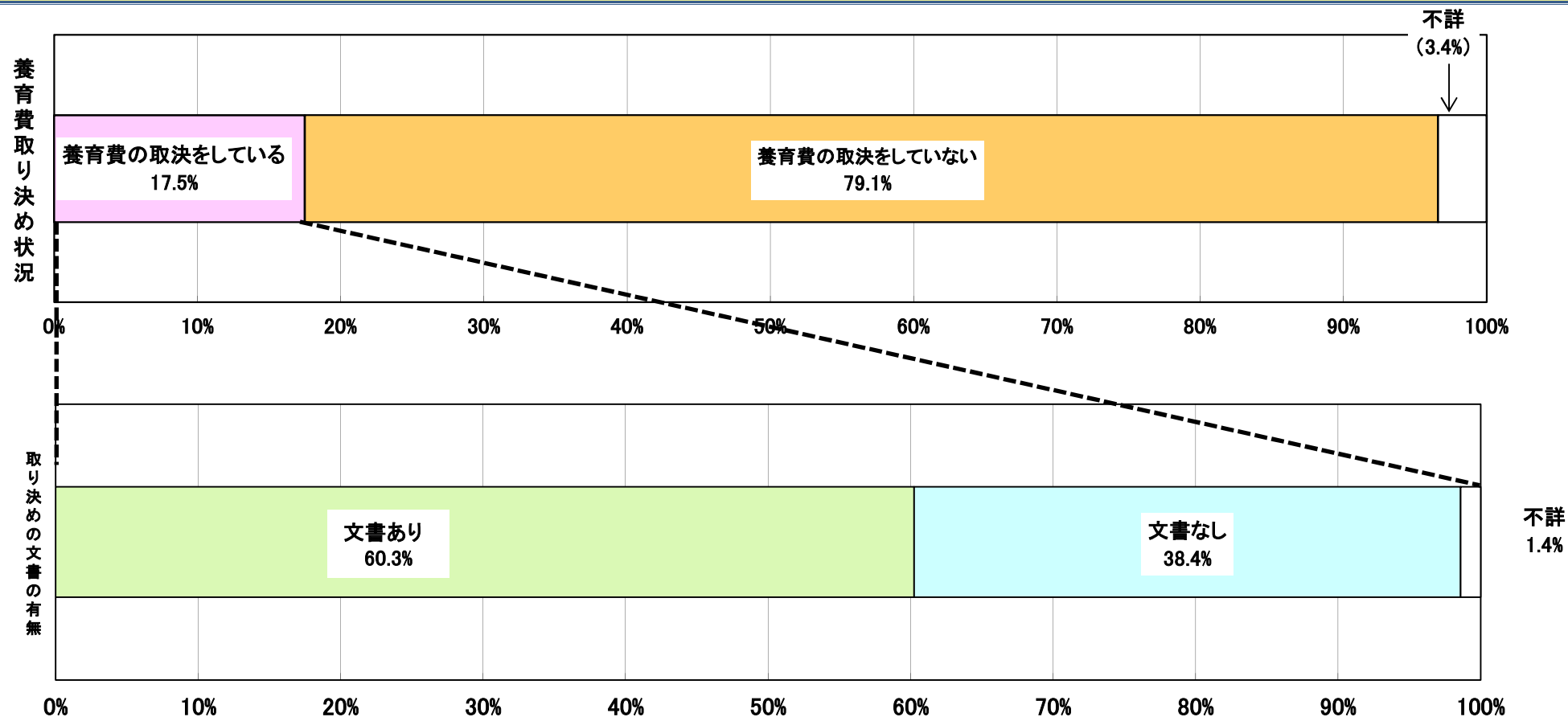
- 養育費の取り決め状況は、母子家庭の母では、「取り決めをしている」が37.7%となっている。
- 養育費の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは70.7%となっている。



(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

2(2) 父子家庭の養育費の取り決め状況

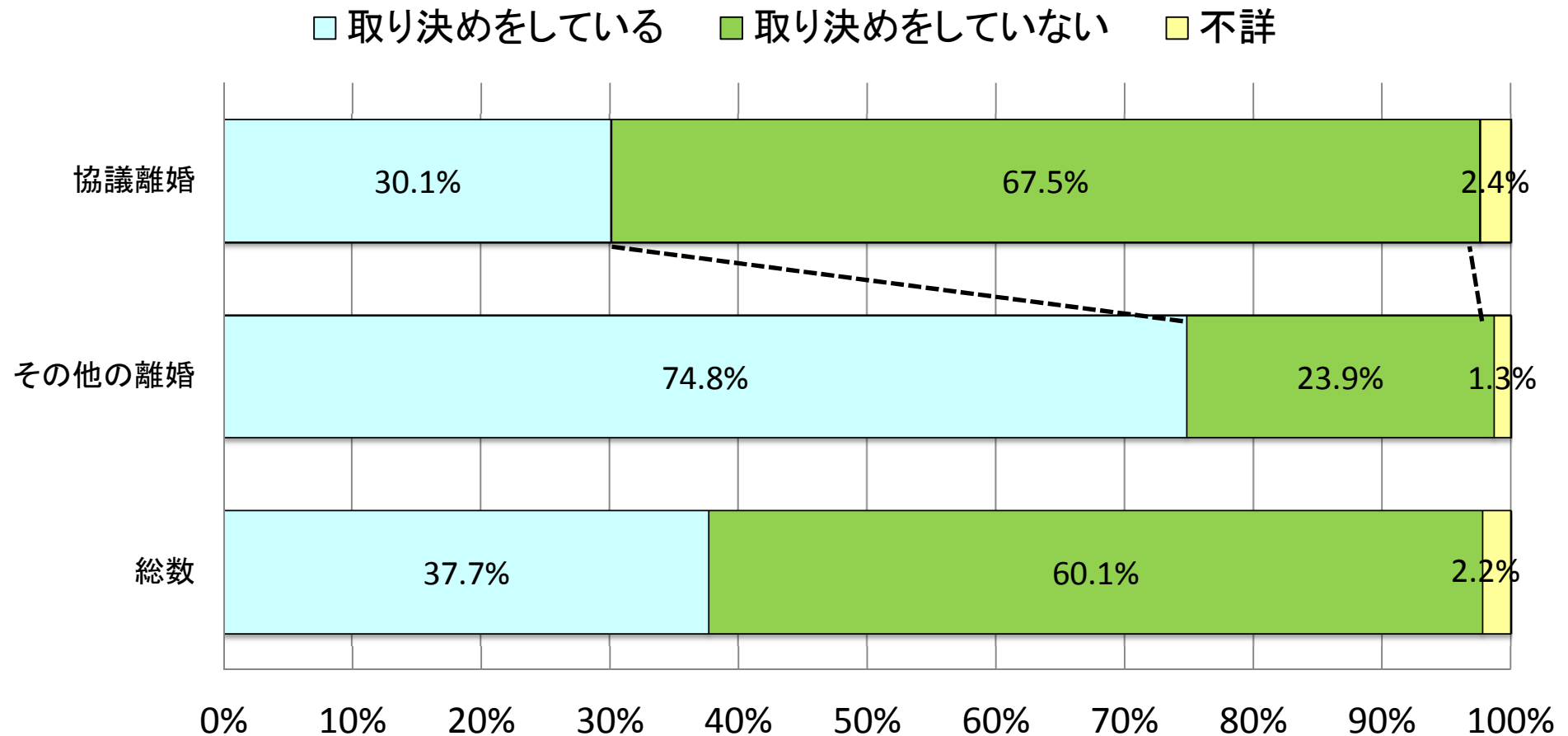
- 養育費の取り決め状況は、父子家庭の父では、「取り決めをしている」が17.5%となっている。
- 養育費の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは60.3%となっている。



(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

3(1) 母子家庭の養育費の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めをしている」が30.1%、「取り決めをしていない」が67.5%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めをしている」が74.8%、「取り決めをしていない」が23.9%となっている。

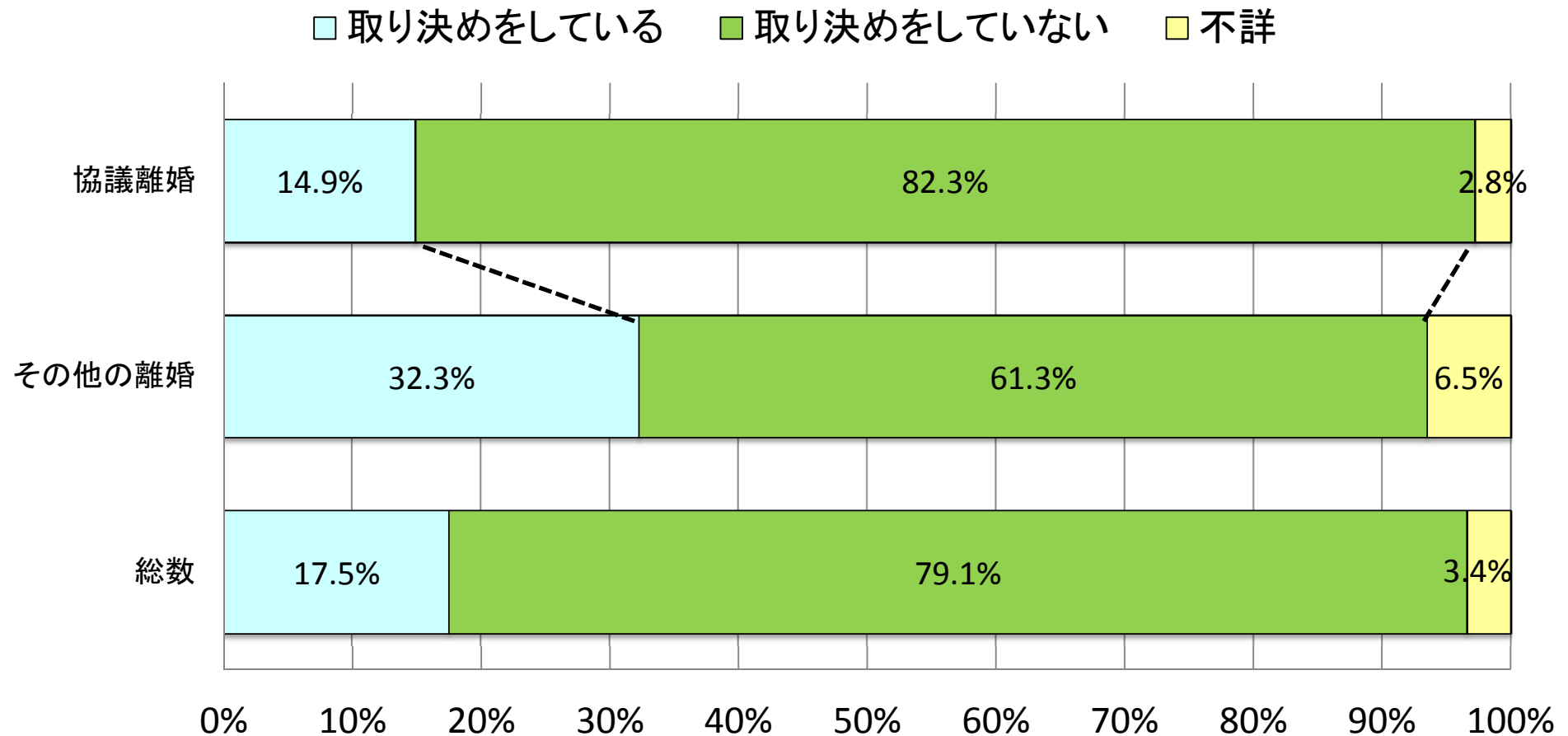


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

3(2) 父子家庭の養育費の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めをしている」が14.9%、「取り決めをしていない」が82.3%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、養育費の「取り決めをしている」が32.3%、「取り決めをしていない」が61.3%となっている。



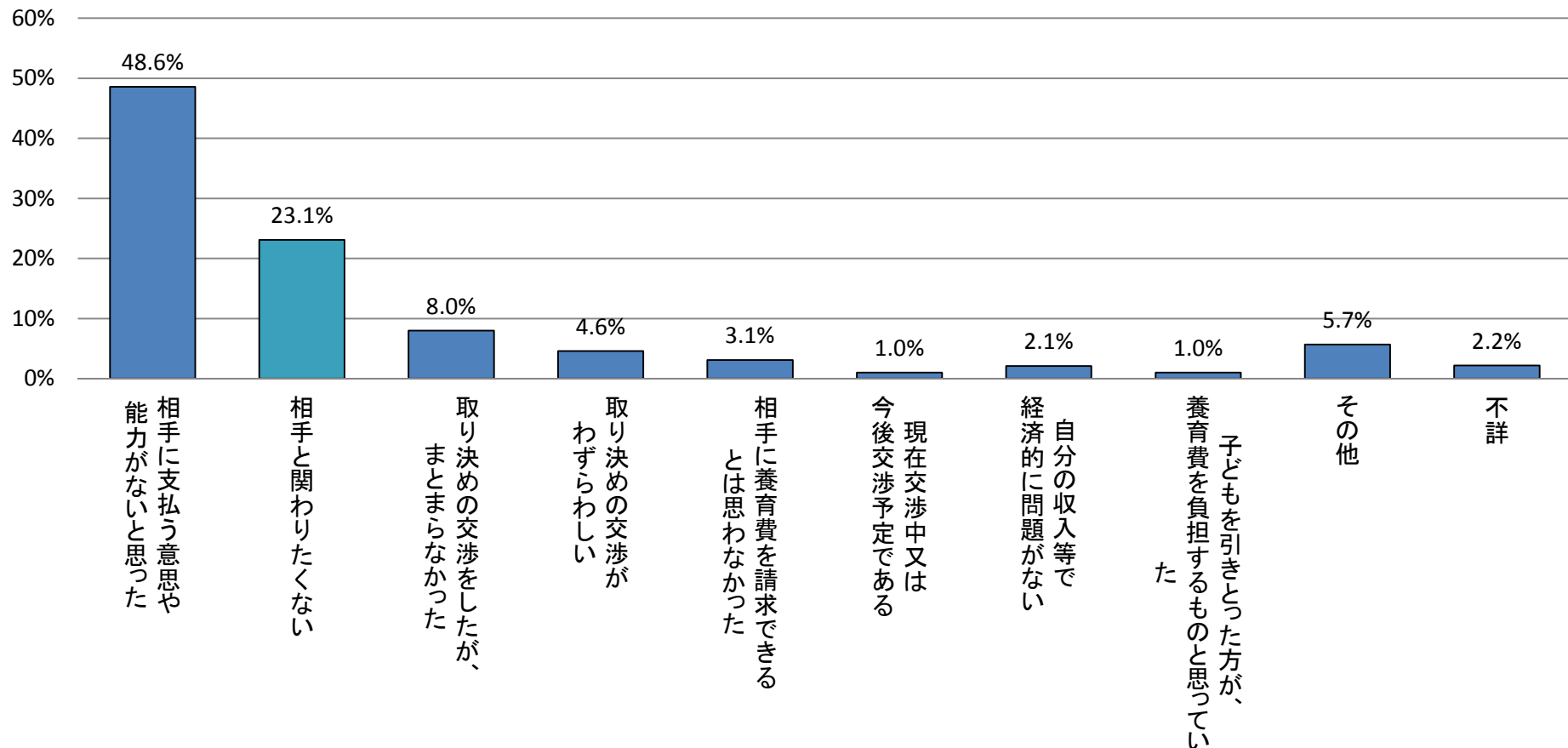
(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

4(1) 母子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

○ 母子世帯の母が養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が48.6%、「相手と関わりたくない」が23.1%となっている。

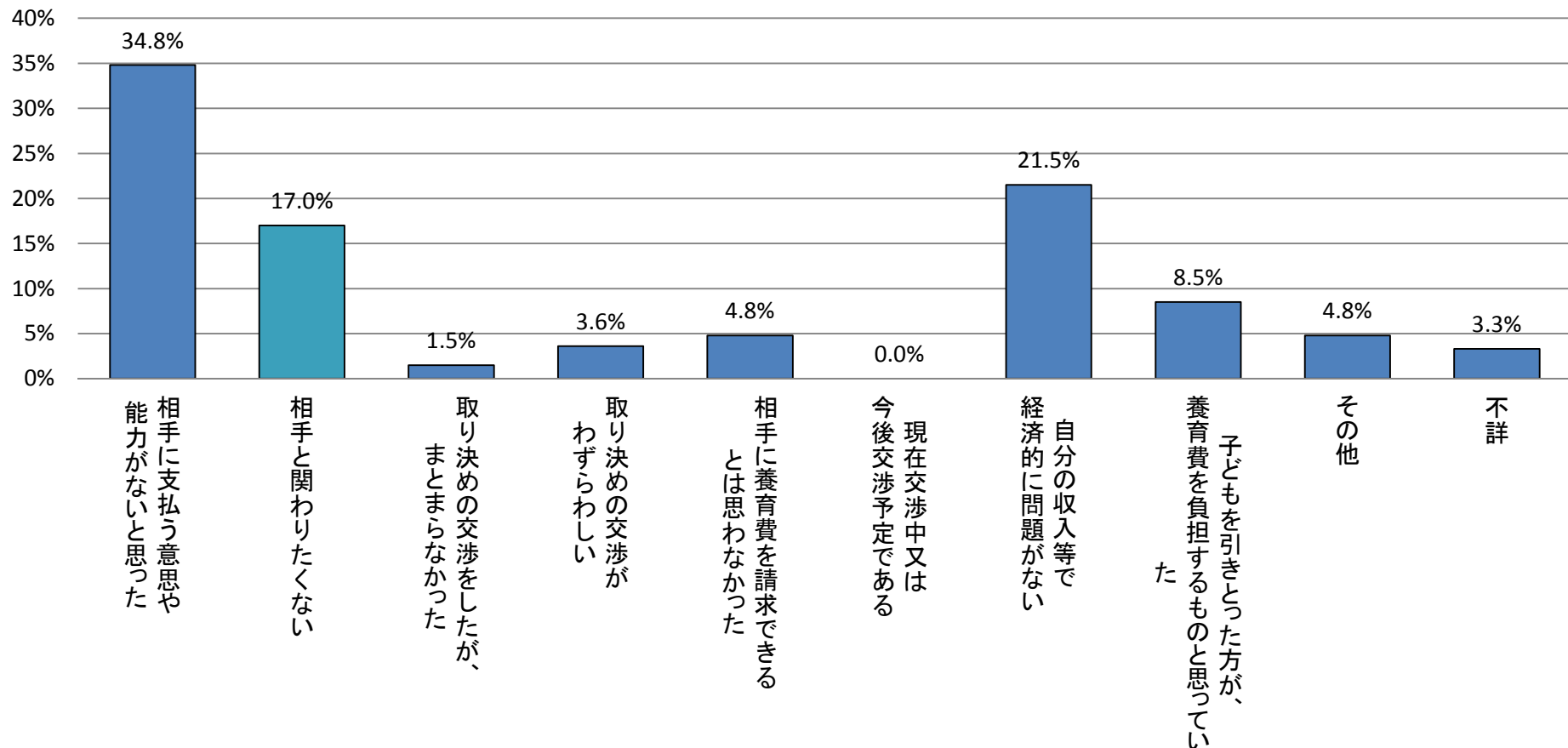
母子家庭の母の養育費の取り決めをしていない理由



4(2) 父子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

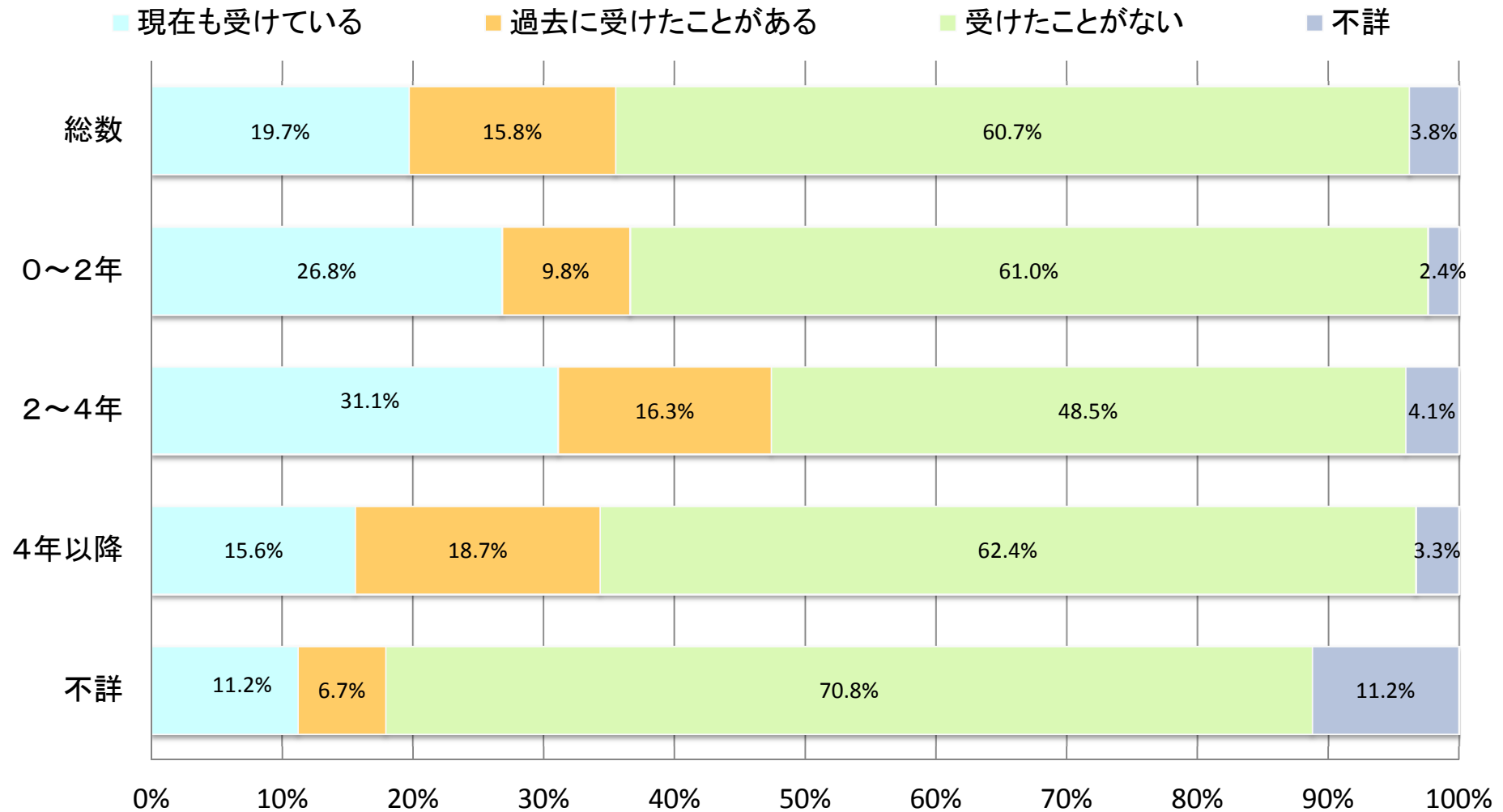
○ 父子世帯の父が養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が34.8%、「自分の収入等で経済的に問題がない」が21.5%となっている。

父子家庭の父の養育費の取り決めをしていない理由



5(1) 母子家庭の母の養育費の受給状況(再掲)

○ 母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が19.7%、「過去に受けたことがある」が15.8%、「受けたことがない」が60.7%となっている。

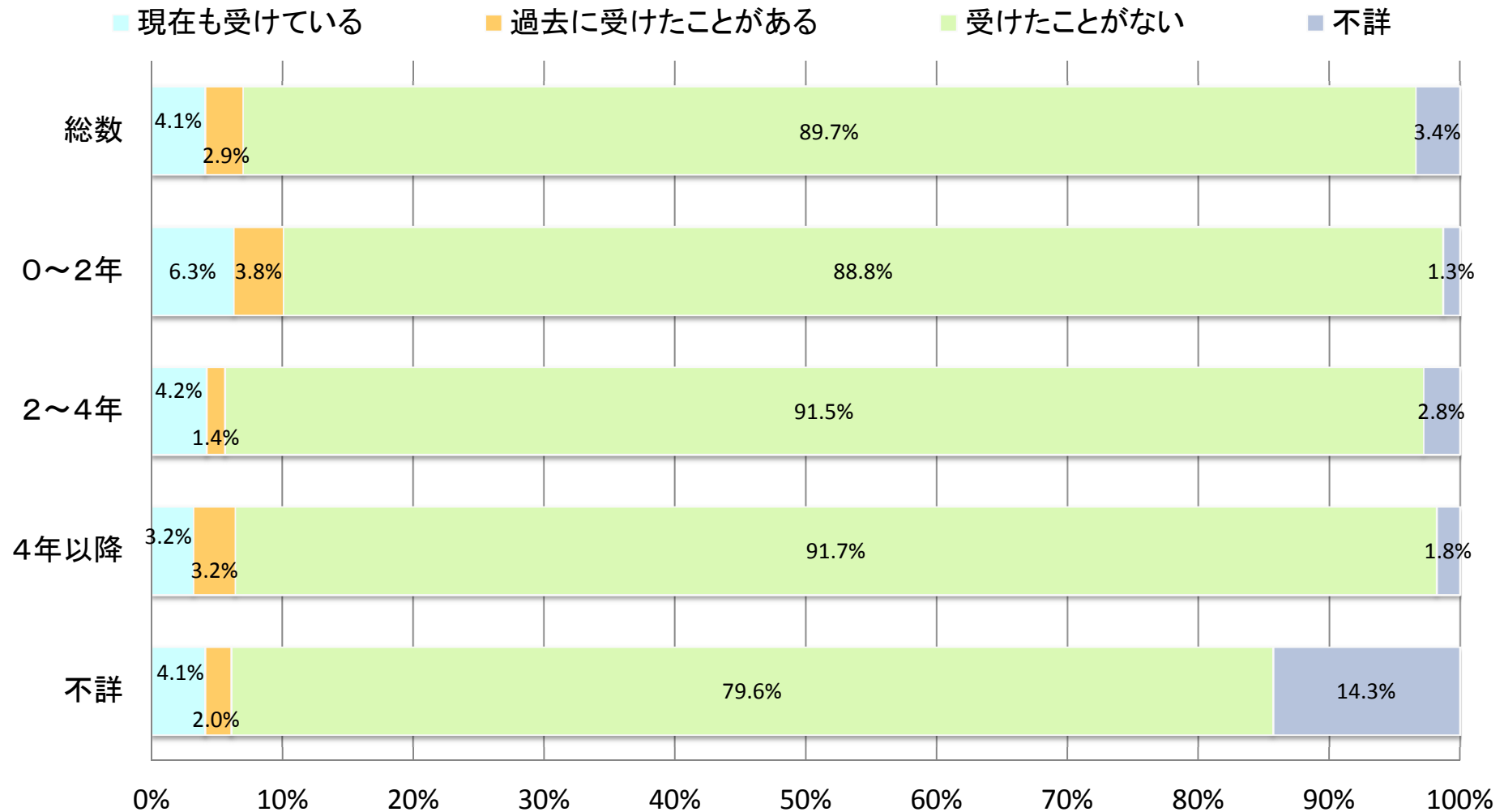


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※取り決めの有る場合、ない場合とも含む。

5(2) 父子家庭の父の養育費の受給状況(再掲)

○ 父子世帯の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が4.1%、「過去に受けたことがある」が2.9%、「受けたことがない」が89.7%となっている。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※取り決めの有る場合、ない場合とも含む。

6 子どもの数別養育費(1世帯平均月額)の状況

- 母子世帯が受けている養育費の1世帯平均月額は、43,482円となっている。
- 父子世帯が受けている養育費の1世帯平均月額は、32,238円となっている。

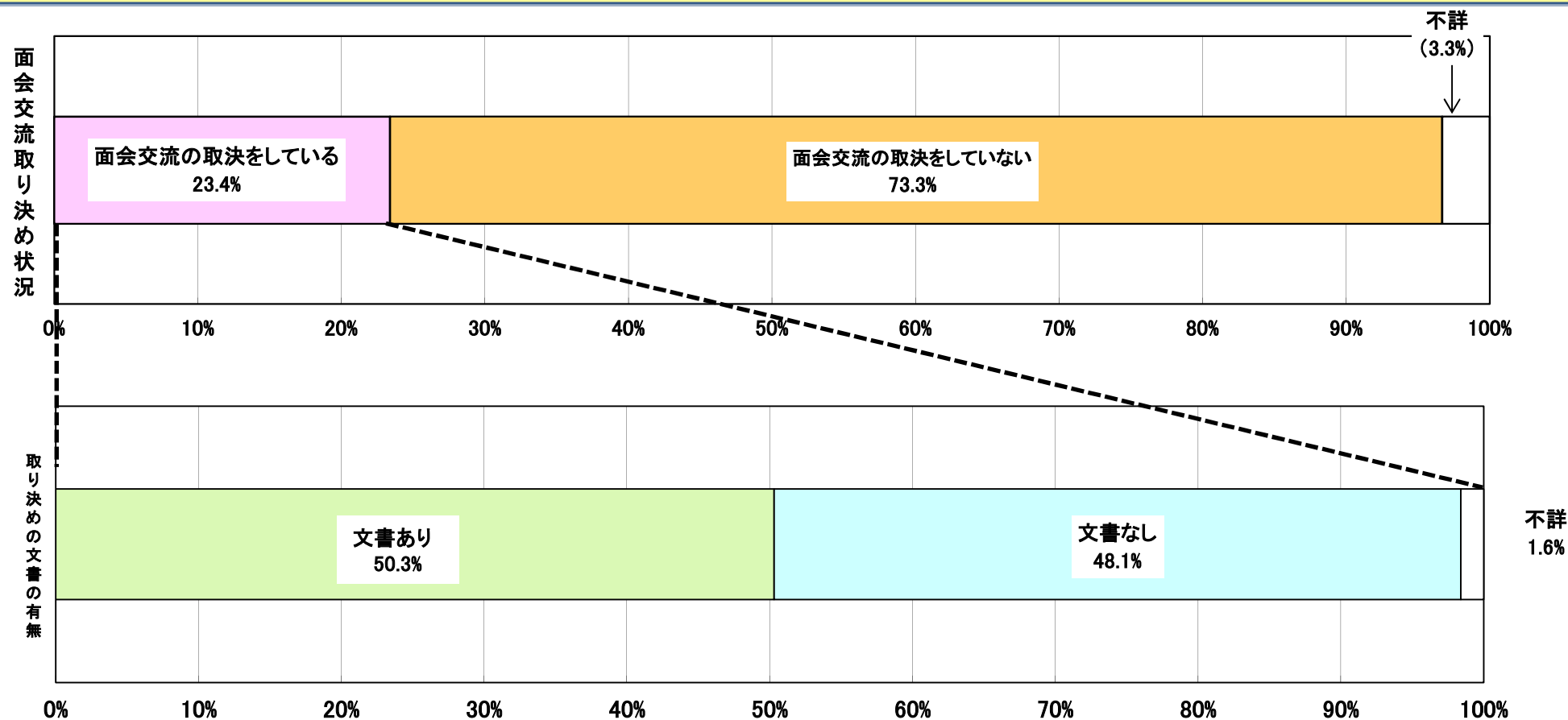
	平均	(参考)		
		1人	2人	3人
母子世帯	43,482円 (380)	35,438円 (210)	50,331円 (133)	54,357円 (28)
父子世帯	32,238円 (21)	28,125円 (8)	31,200円 (10)	46,667円 (3)

注:1)養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯で、額が決まっているものに限る。

注:2)括弧書きは集計客体数

7(1) 母子家庭の面会交流の取り決め状況

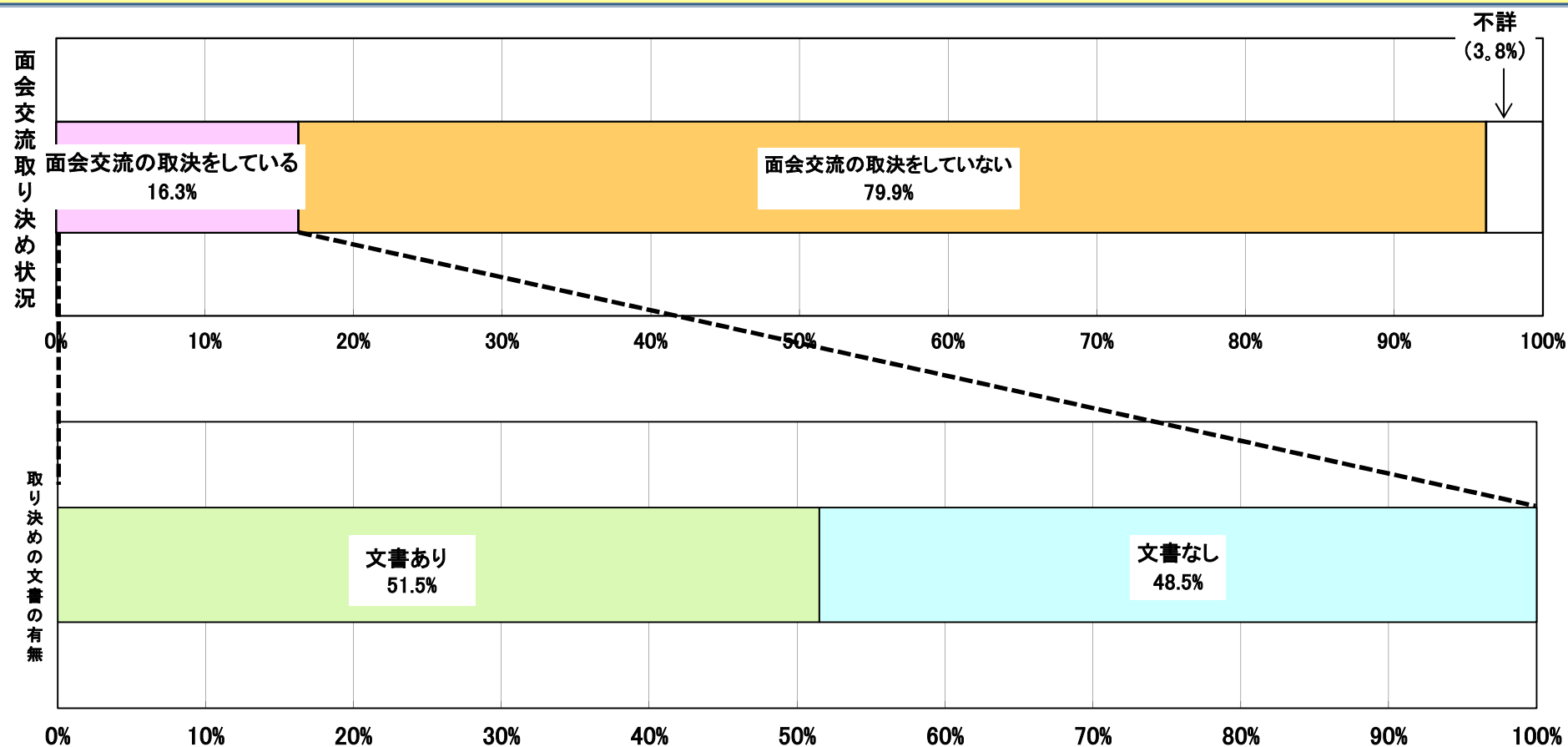
- 面会交流の取り決め状況は、母子家庭の母では、「取り決めをしている」が23.4%となっている。
- 面会交流の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは50.3%となっている。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

7(2) 父子家庭の面会交流の取り決め状況

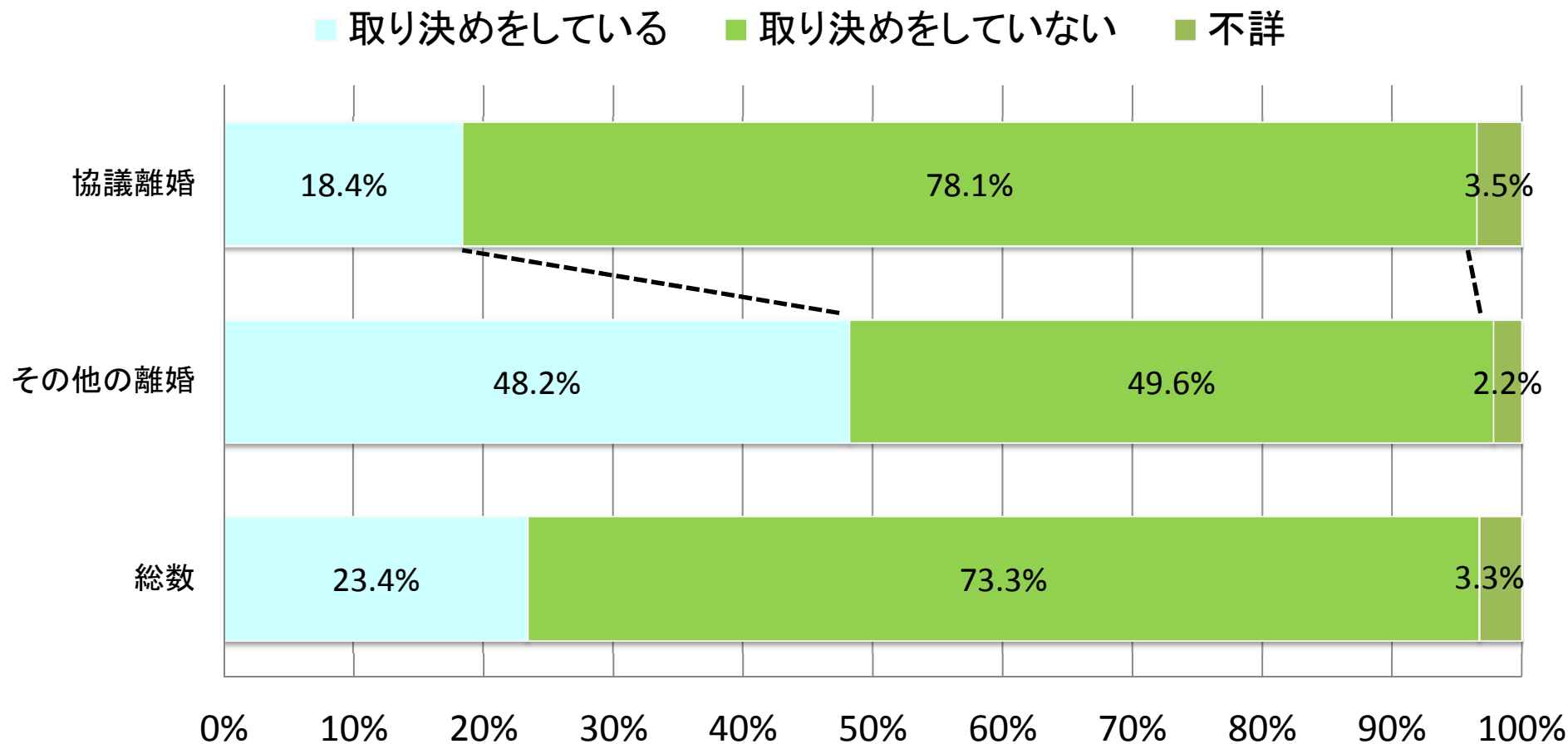
- 面会交流の取り決め状況は、父子家庭の父では、「取り決めをしている」が16.3%となっている。
- 面会交流の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは51.5%となっている。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

8(1) 母子家庭の面会交流の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が18.4%、「取り決めをしていない」が78.1%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が48.2%、「取り決めをしていない」が49.6%となっている。

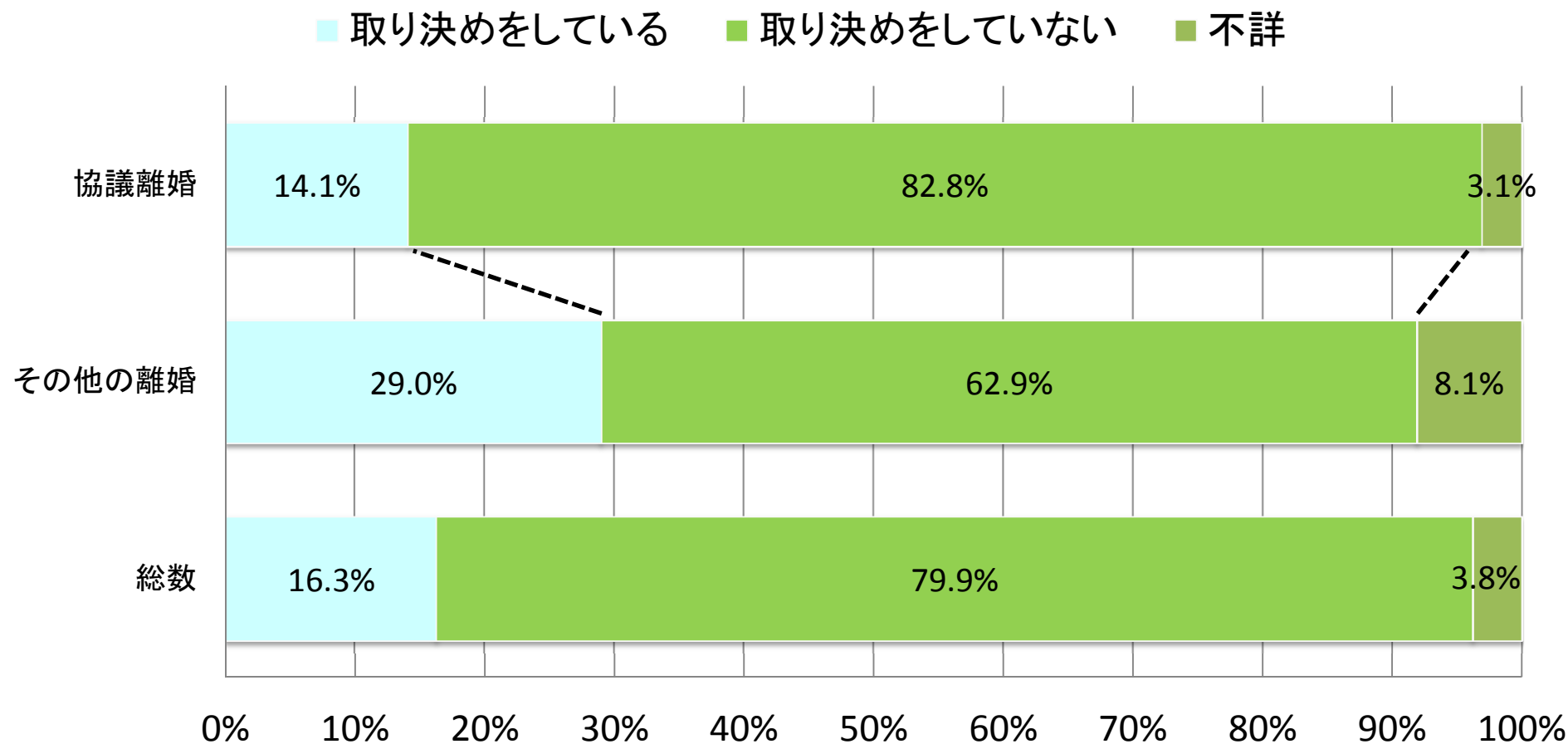


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

8(2) 父子家庭の面会交流の取り決め状況(離婚の方法別)

- 協議離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が14.1%、「取り決めをしていない」が82.8%となっている。
- その他の離婚をしている世帯では、面会交流の「取り決めをしている」が29.0%、「取り決めをしていない」が62.9%となっている。

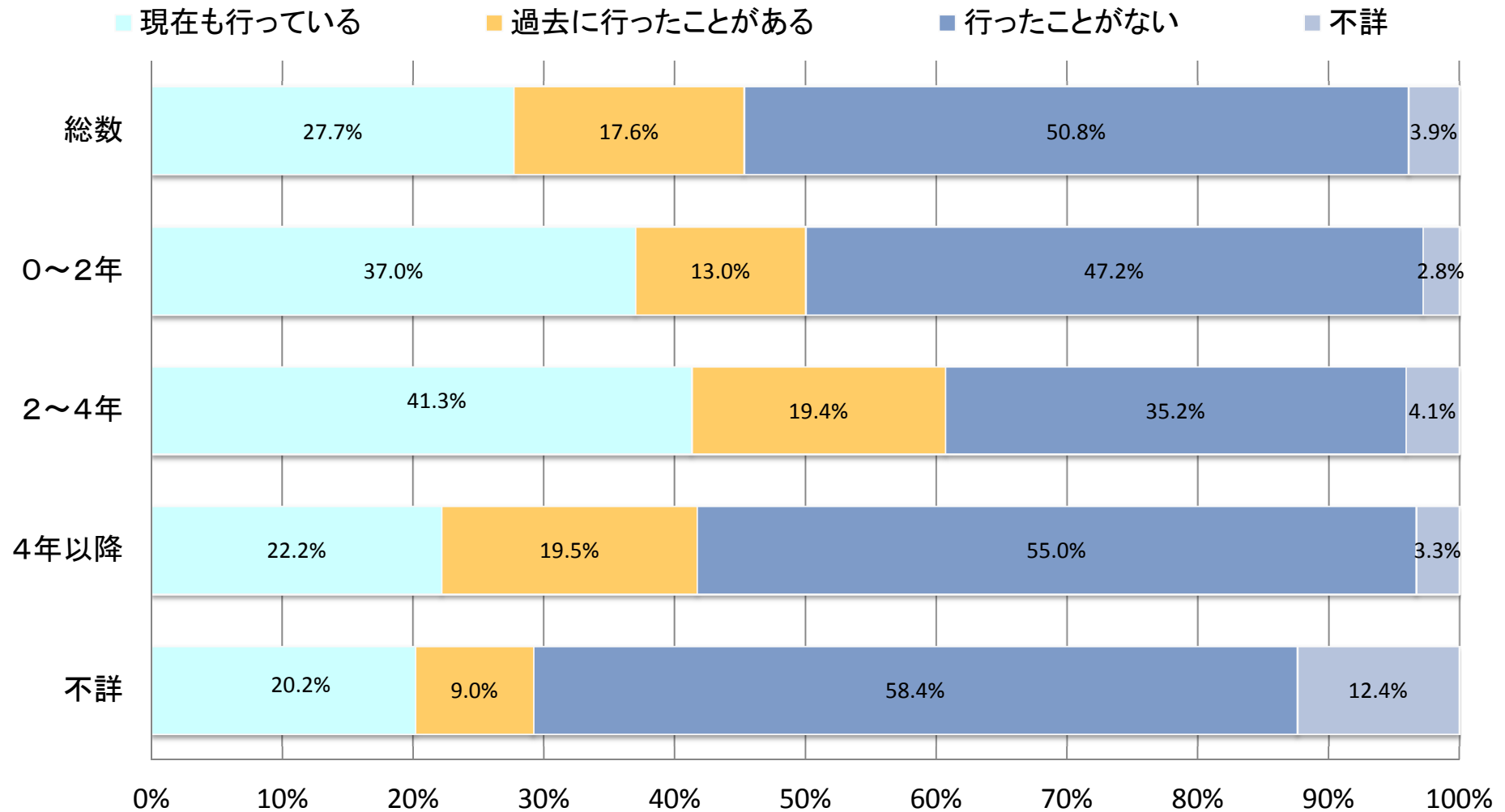


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※注 その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のこと

9(1) 母子家庭の母の面会交流の実施状況

○ 母子世帯の母の面会交流の実施状況は、「現在も行っている」が27.7%、「過去に行ったことがある」が17.6%、「行ったことがない」が50.8%となっている。

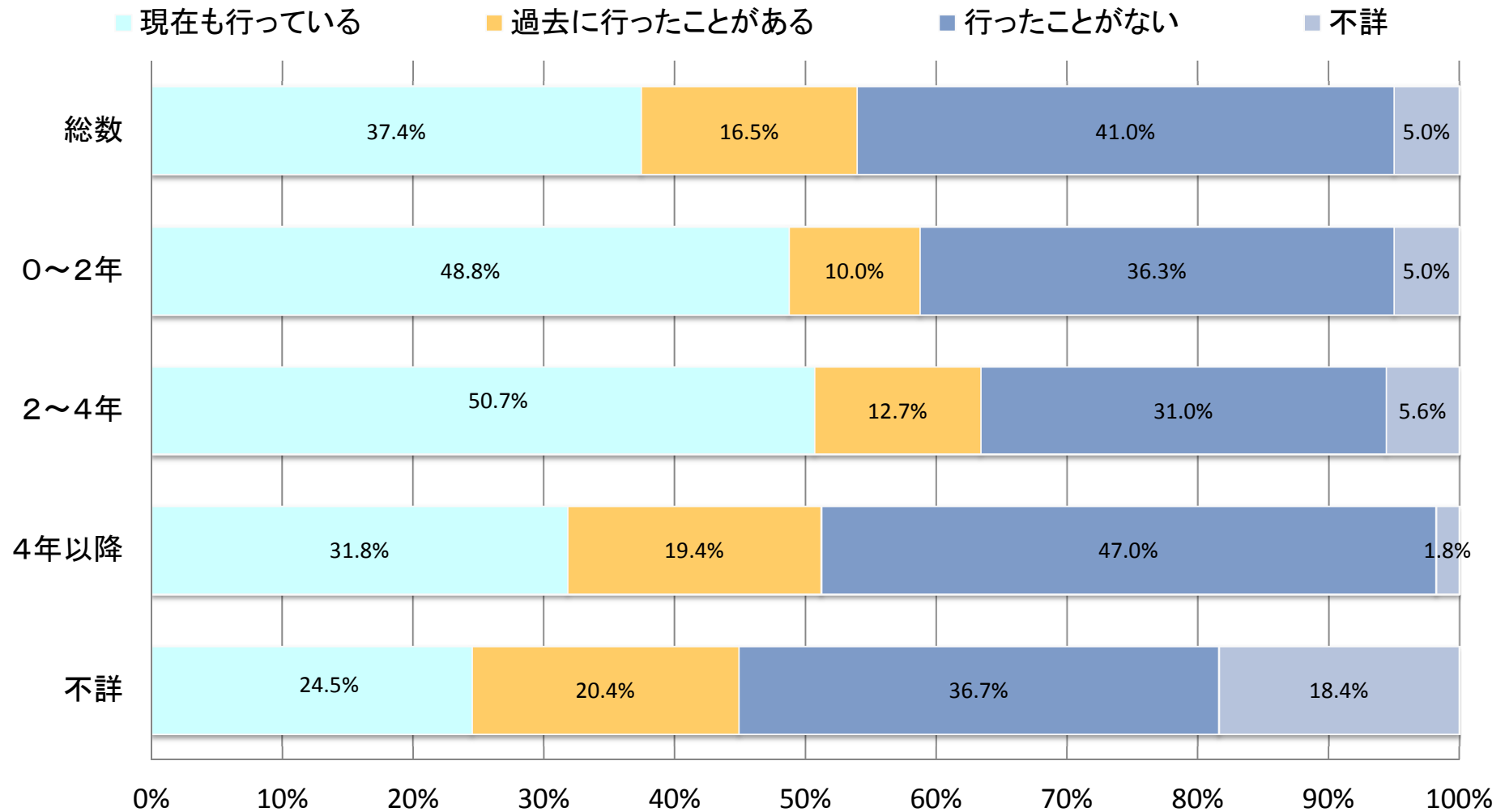


(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

※取り決めの有る場合、ない場合とも含む。

9(2) 父子家庭の父の面会交流の実施状況

○ 父子世帯の父の面会交流の実施状況は、「現在も行っている」が37.4%、「過去に行ったことがある」が16.5%、「行ったことがない」が41.0%となっている。

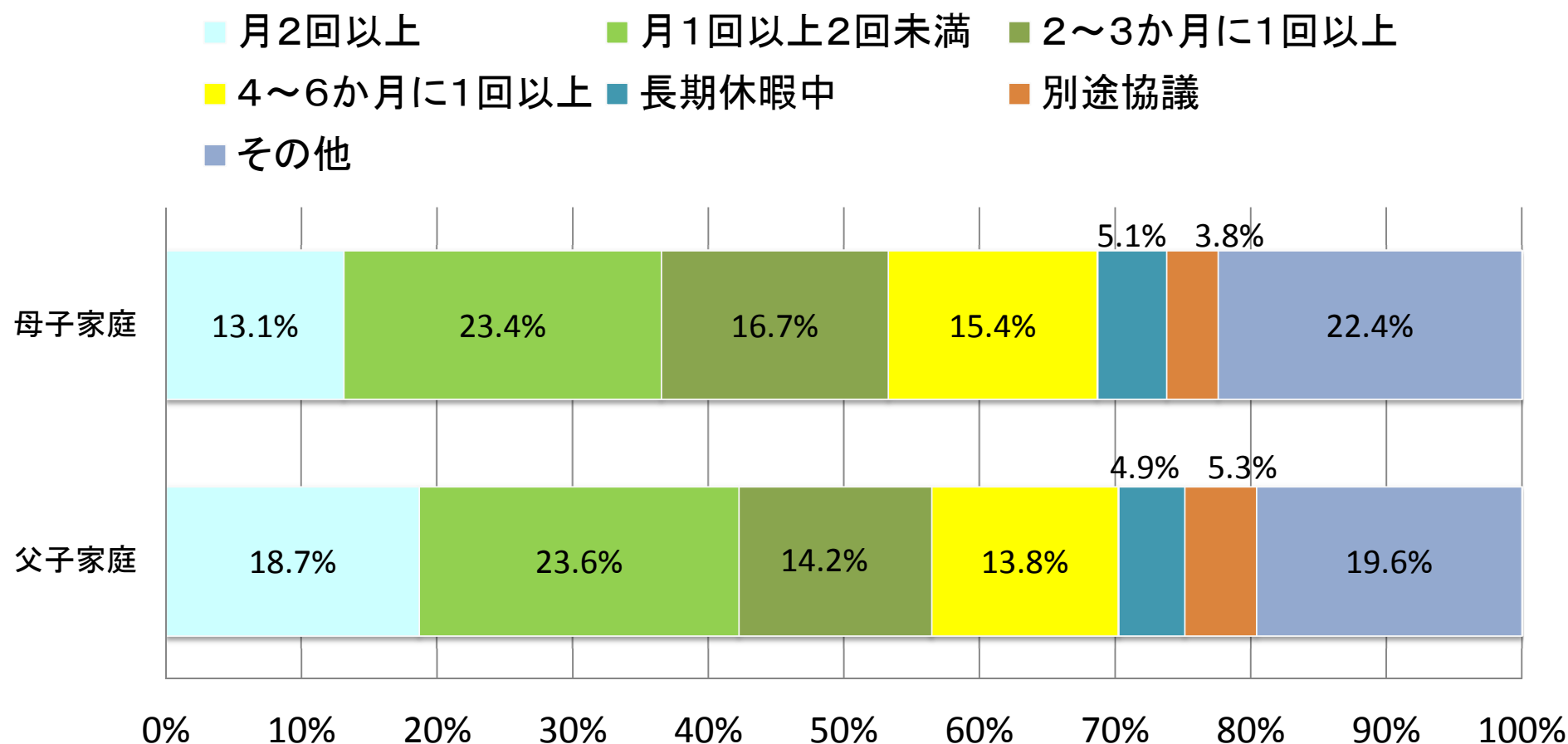


(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※取り決めの有る場合、ない場合ともに含む。

10 母子家庭及び父子家庭の面会交流の実施頻度

- 母子家庭では、月1回以上2回未満の面会交流を行っている場合が最も多く、23.4%となっている。
- 父子家庭では、月1回以上2回未満の面会交流を行っている場合が最も多く、23.6%となっている。



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

IV. 養育費確保支援

②施策編

1 母子家庭等の養育費確保に関する取組

1. 養育費に関する規定の創設（15年4月施行）

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

2. 強制執行手続の改善

(1)平成15年の民事執行法改正（16年4月施行）

養育費等の強制執行について、より利用しやすくした（一度の申し立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした。）。

(2)平成16年の民事執行法改正（17年4月施行）

養育費等の強制執行について、直接強制（債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には上乗せ的に金銭を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。

3. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（15年4月）

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12か月分（約123万円）を一括して貸付けできるようにした。

4. 養育費算定基準の周知等（16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成(8千部)。母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

5. 離婚届出時等における養育費取り決めの促進策の実施（17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効であると考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成（40万部）し、市町村へ配布。

（活用方法）

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

6. 養育費相談機関の創設・拡充

(1) 「養育費相談支援センター」の創設（19年度）

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設。
- ・養育費の意義や取り決め方法、養育費の支払いの確保の手続き、養育費相談支援センターの業務内容をまとめたパンフレットを作成し（21万部）、地方自治体に配布。

(2) 養育費専門相談員を設置

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を新たに設置。（平成19年10月）
- ・養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加。

（平成22年度）

7. 民法等の一部改正（平成24年4月1日施行）

- ・改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示。
- ・離婚届に取り決めの有無のチェック欄を設ける。
- ・法務省、最高裁判所と連携して、養育費の取り決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口、裁判所などで配付。

（参考）

○母子及び寡婦福祉法

（扶養義務の履行）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

○民法

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2・3 （略）

(参考) 民法における養育費等の取決めの明確化に係る新旧対象条文
 (「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号))

改正前	改正後
<p>(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)</p> <p>第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者<u>その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p>3 <u>前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。</u></p>	<p>(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)</p> <p>第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担<u>その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。</u></p> <p>3 <u>家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができる。</u></p> <p>4 <u>前三項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。</u></p>

施行時期：平成24年4月1日

(参考) 離婚届の様式(記載例)

離婚届

平成24年4月10日届出

東京都千代田区長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 平成 年 月 日	長印					
第 号						
告知調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) 氏名	夫 氏名 氏 太郎	妻 氏名 氏 花子
生年月日	昭和54年1月1日	昭和55年2月3日
住所	東京都千代田区霞が関 1丁目1番1号 世帯主の氏名 氏 太郎	千葉県那覇市樋川 1丁目1番1号 世帯主の氏名 氏 花子
(2) 本籍	東京都千代田区丸の内1丁目1番地	東京都千代田区永田町1丁目1番地
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
(4) 婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 氏 洋	妻が親権を行う子
(6) 同居の期間	平成19年1月から平成24年2月まで (同居を始めたとき)	平成24年2月まで (別居したとき)
(7) 別居する前の住所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者いない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名押印	夫 氏 太郎 印	妻 氏 花子 印
事件番号		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 本籍地でない役場に出すときは、2通または3通出して下さい(役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。)。また、そのさい戸籍謄本も必要です。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名印	甲 山 孝 助 印
生年月日	昭和13年6月10日
住所	東京都中野区野方 1丁目34番1号
本籍	東京都杉並区今川 2丁目1番
署名印	乙 川 竹 子 印
生年月日	昭和15年8月30日
住所	東京都世田谷区若林 4丁目31番18号
本籍	東京都千代田区永田町 1丁目1番

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
 義父母についても同じように書いてください。
には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

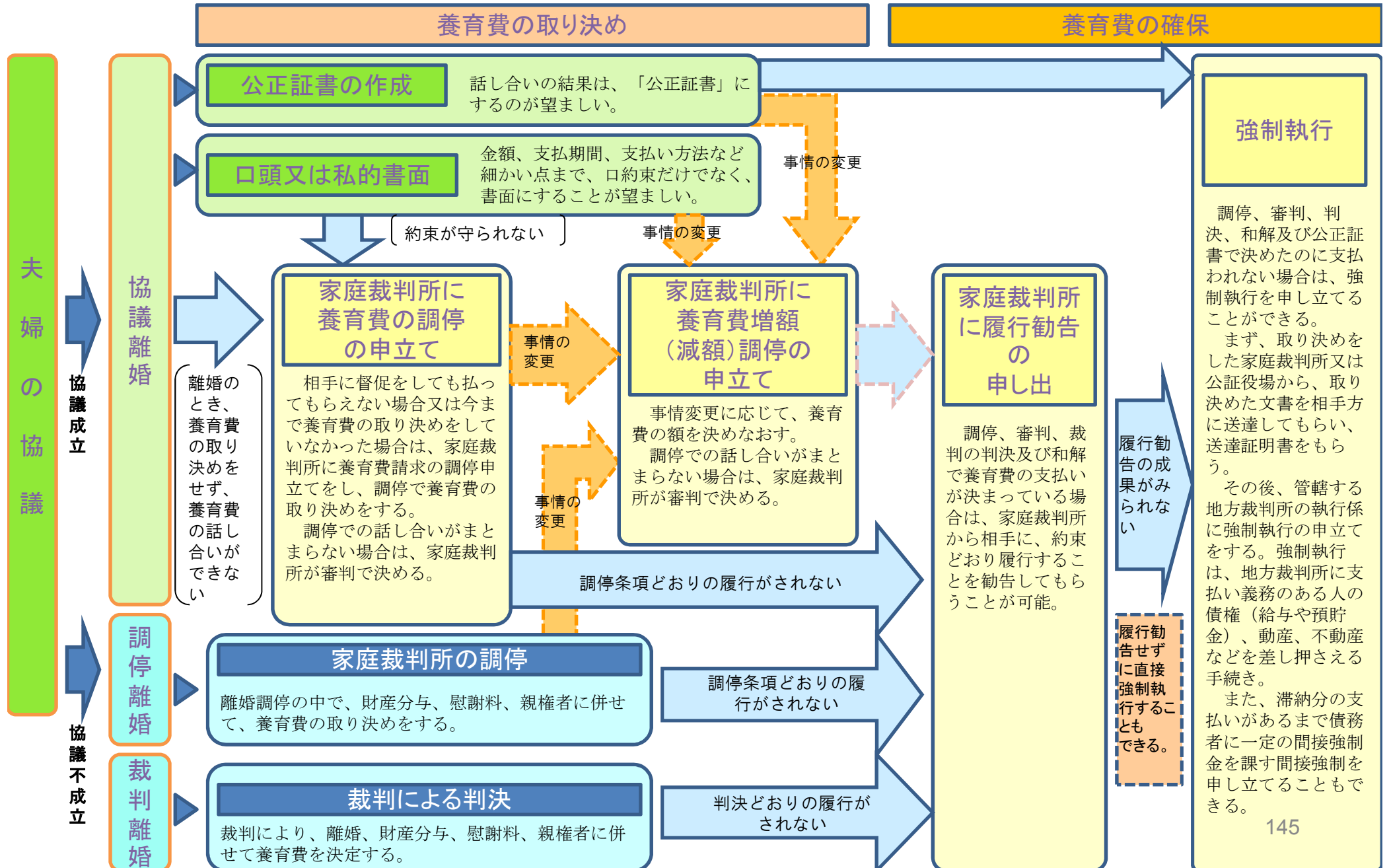
→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の○のあてはまるものにしるしをつけてください。
 (面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。

(未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。)

(参考) 養育費の取り決めと確保に関する司法手続



2 養育費相談支援センター事業

施策概要

- 母子家庭等の養育費確保を支援することにより母子家庭等の自立を図ることを目的として「養育費相談支援センター」を設置。養育費の取り決め等に関する困難事例への対応、養育費相談に当たる人材養成のための研修を実施。
- 実施主体 国（事業委託先 公益社団法人家庭問題情報センター）

実施状況

【相談延べ件数の推移】

	総数	(内訳)								
		請求手続き	養育費算定	減額請求	増額請求	養育費不履行	強制執行	面会交流	婚姻費用	その他
平成22年度	8,519 (100.0%)	2,925 (34.3%)	1,707 (20.0%)	566 (6.6%)	165 (1.9%)	1,268 (14.9%)	525 (6.2%)	226 (2.7%)	236 (2.8%)	901 (10.6%)
平成23年度	6,729 (100.0%)	2,290 (34.0%)	1,463 (22.0%)	467 (7.0%)	93 (1.4%)	1,014 (15.0%)	366 (5.4%)	220 (3.2%)	184 (2.7%)	632 (9.3%)
平成24年度	8,199 (100.0%)	2,386 (29.1%)	1,857 (22.6%)	695 (8.5%)	143 (1.7%)	982 (12.0%)	396 (4.8%)	761 (9.3%)	255 (3.1%)	724 (8.8%)

【研修、講師派遣等の回数の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
研修等回数(受講人数)	72回(2,372人)	89回(2,816人)	84回(2,448人)

現状

- 相談延べ件数は年度により変動(平成23年度の相談件数が減少した要因は、東日本大震災の影響と考えられる。)
- 相談内容の内訳をみると、面会交流の相談件数が増加(平成23年改正民法の施行に伴う増加と考えられる。)。また、委託先からの報告によると、養育費に関する周知が進むにつれ、手続き案内だけでなく、増減額など事情変更に関する問題や履行確保の方策など、相談内容が難しくなっている。
- このため、面会交流に関する相談事例や、複雑かつ難しい養育費の相談事例に対する養育費専門相談員等の対応能力の向上を図るため、研修の充実が必要ではないか。

3 母子家庭等地域生活支援事業（母子家庭等就業・自立支援事業のメニュー）

施策概要

- 母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律・経済的問題等について、外部から弁護士等の専門家を招いて特別相談事業を実施。
また、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決めや支払履行・強制執行に関する相談や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施。
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成23年度	43か所 (91.5%)	16か所 (84.2%)	28か所 (68.3%)	87か所 (81.3%)

	相談延べ 件数総数	相談内容					
		離婚前の 相談	養育費関 係の 相談	法律問題		子育て・ 生活 支援	その他
				経済的相 談	その他		
平成19年度	4,493件	972件	1,222件	660件	873件	687件	397件
平成20年度	4,596件	959件	1,051件	796件	831件	872件	295件
平成21年度	4,235件	1,058件	1,161件	702件	960件	668件	446件
平成22年度	4,381件	1,187件	1,279件	643件	792件	719件	333件
平成23年度	4,481件	1,163件	1,433件	813件	960件	670件	472件

※同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、相談延べ件数総数欄に1件、該当するそれぞれの区分に1件を計上している。

現状

- 8割の自治体で行われているが、未実施の自治体も存在。
- 相談延べ件数はほぼ横ばい。そのうち養育費問題の相談は増加傾向。
- 養育費確保を進めるため、引き続き、身近で養育費相談が受けられる体制の積極的な整備を自治体に促すことが必要ではないか。

4 面会交流支援事業（母子家庭等就業・自立支援事業のメニュー）

施策概要

- 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。具体的には、面会交流支援員を配置し、両親に事前相談を行い、実施計画を作成した上で同計画に基づき、面会当日の子どもの引き取り、引き渡し、付き添いなどを行う。
- 平成24年度新規事業
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

現 状

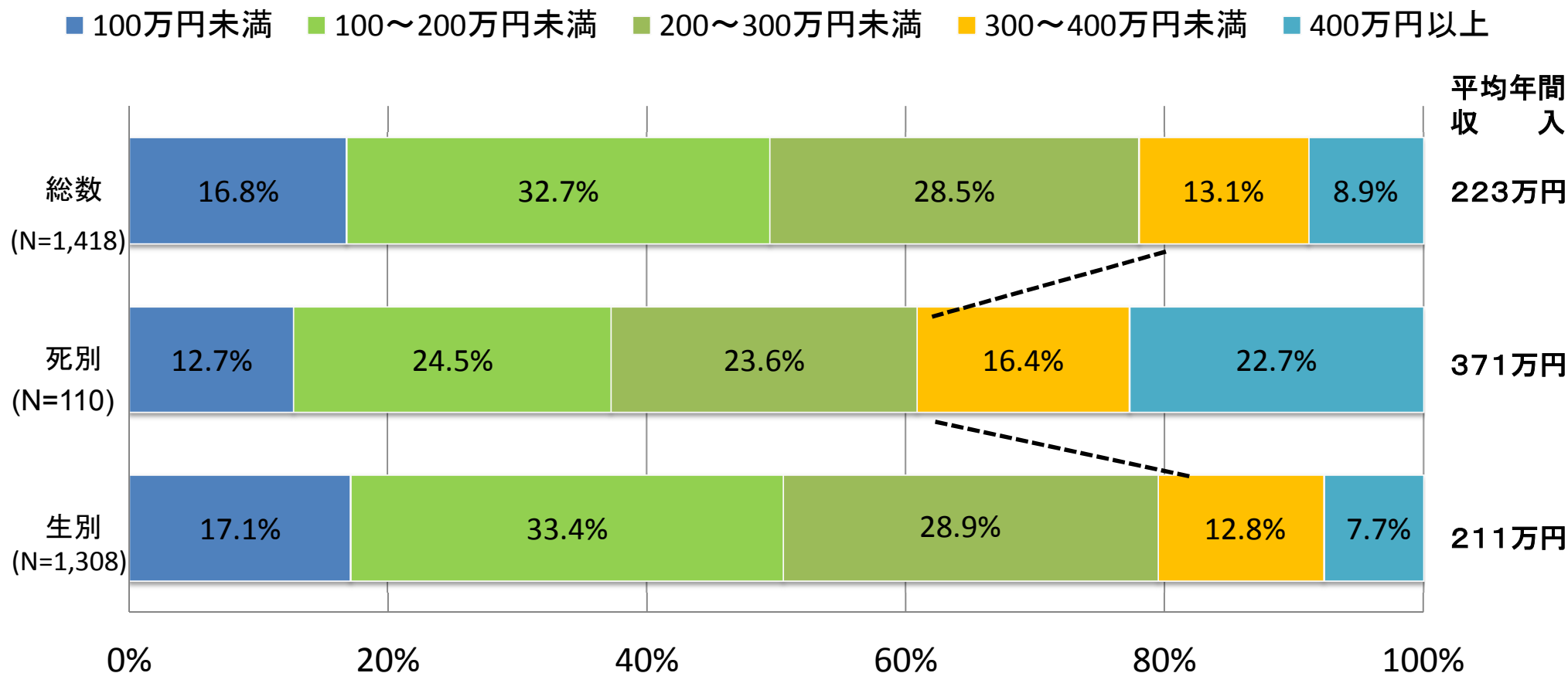
- 平成24年度は初年度であり、1か所で実施。
- 面会交流支援事業を広げるため、事業の積極的な実施を自治体に促すことが必要ではないか。

V. 経済的支援

① データ編

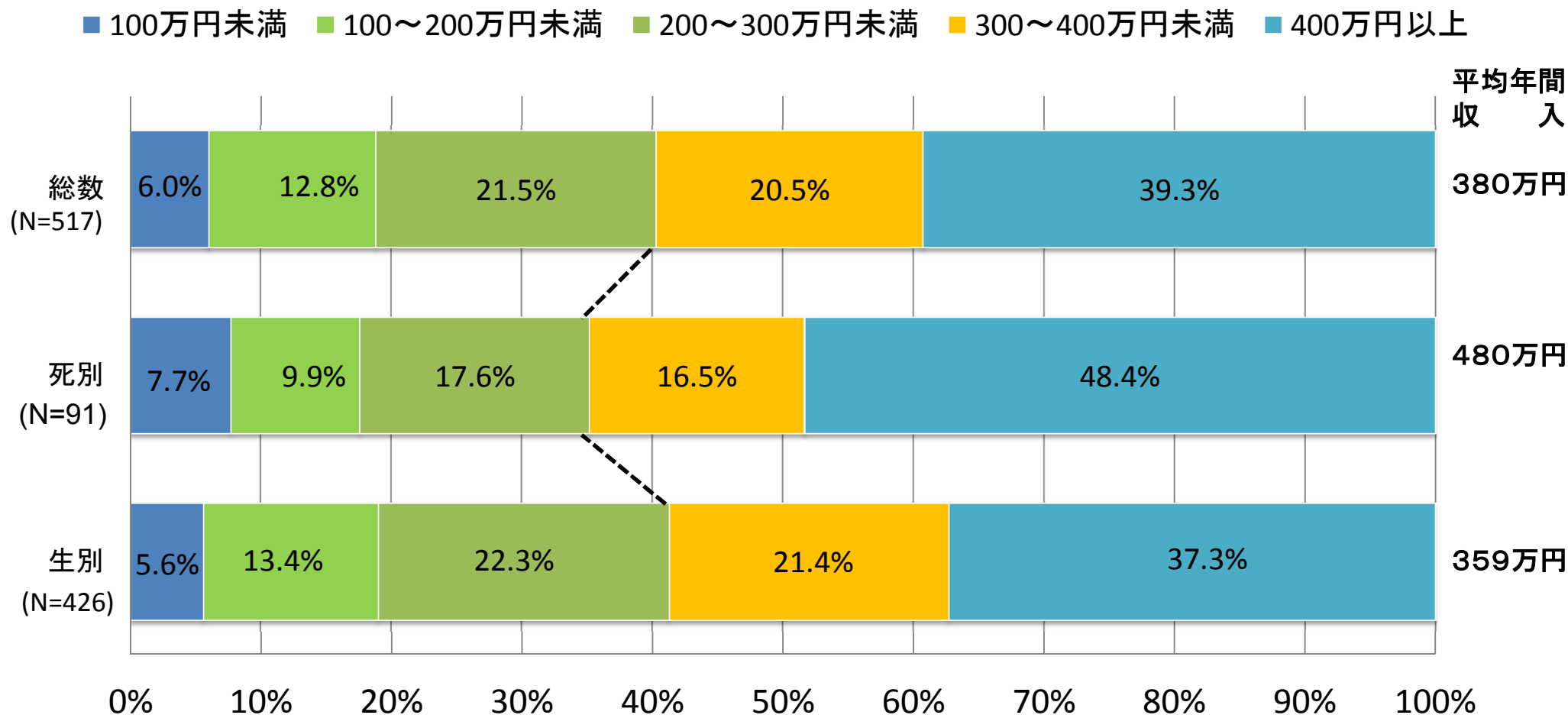
1(1) 年間収入の状況(母子家庭)(再掲)

- 母子世帯の母自身の平均年間収入は223万円。母子世帯の世帯全員(同居親族の収入を含む)の平均年間収入は291万円。
- 生別母子世帯と死別母子世帯とでは、死別母子世帯では、300万円未満が60.8%である一方、生別母子世帯では、300万円未満が79.4%を占める。



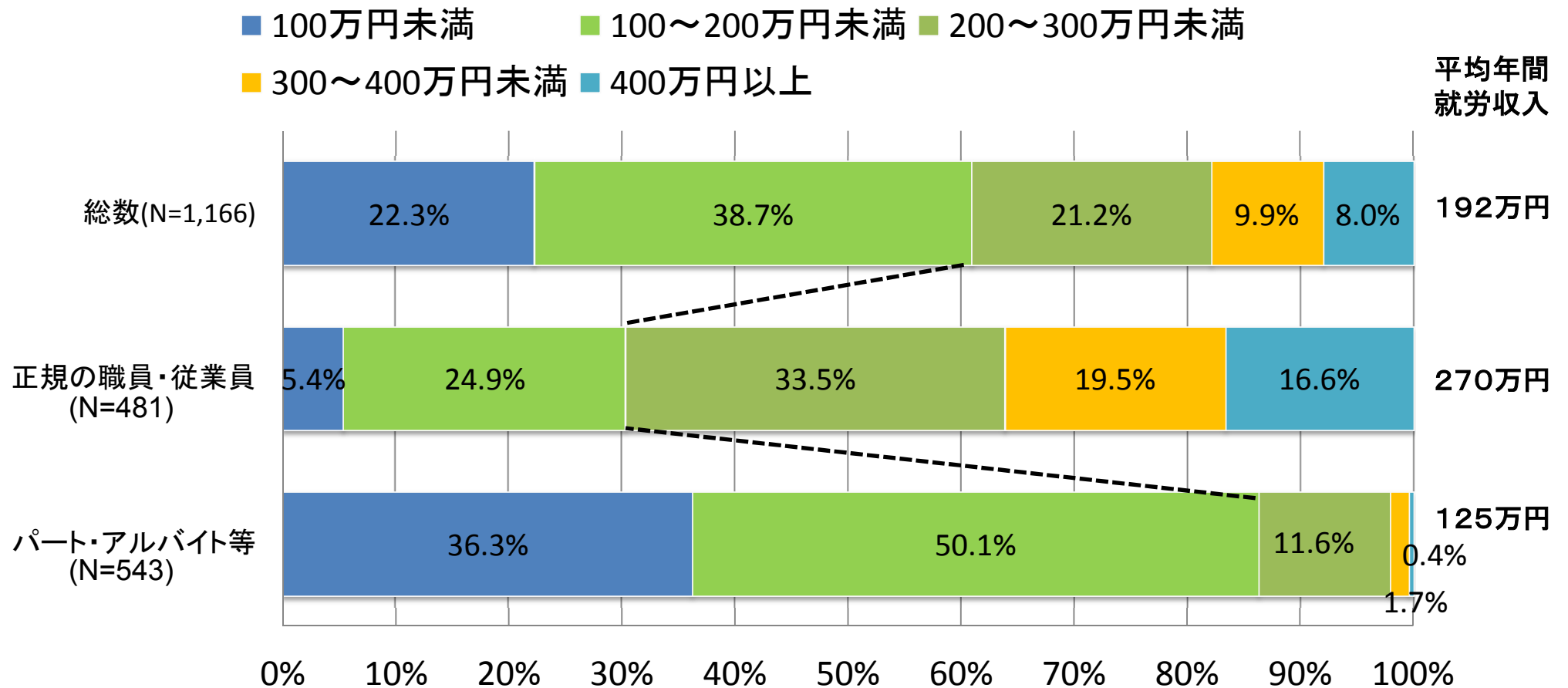
1(2) 年間収入の状況(父子家庭)(再掲)

- 父子世帯の父自身の平均年間収入は380万円。父子世帯の世帯全員(同居親族の収入を含む)の平均年間収入は455万円。
- 生別父子世帯と死別父子世帯とでは、死別父子世帯では、300万円未満が35.2%である一方、生別父子世帯では、300万円未満が41.3%となっている。



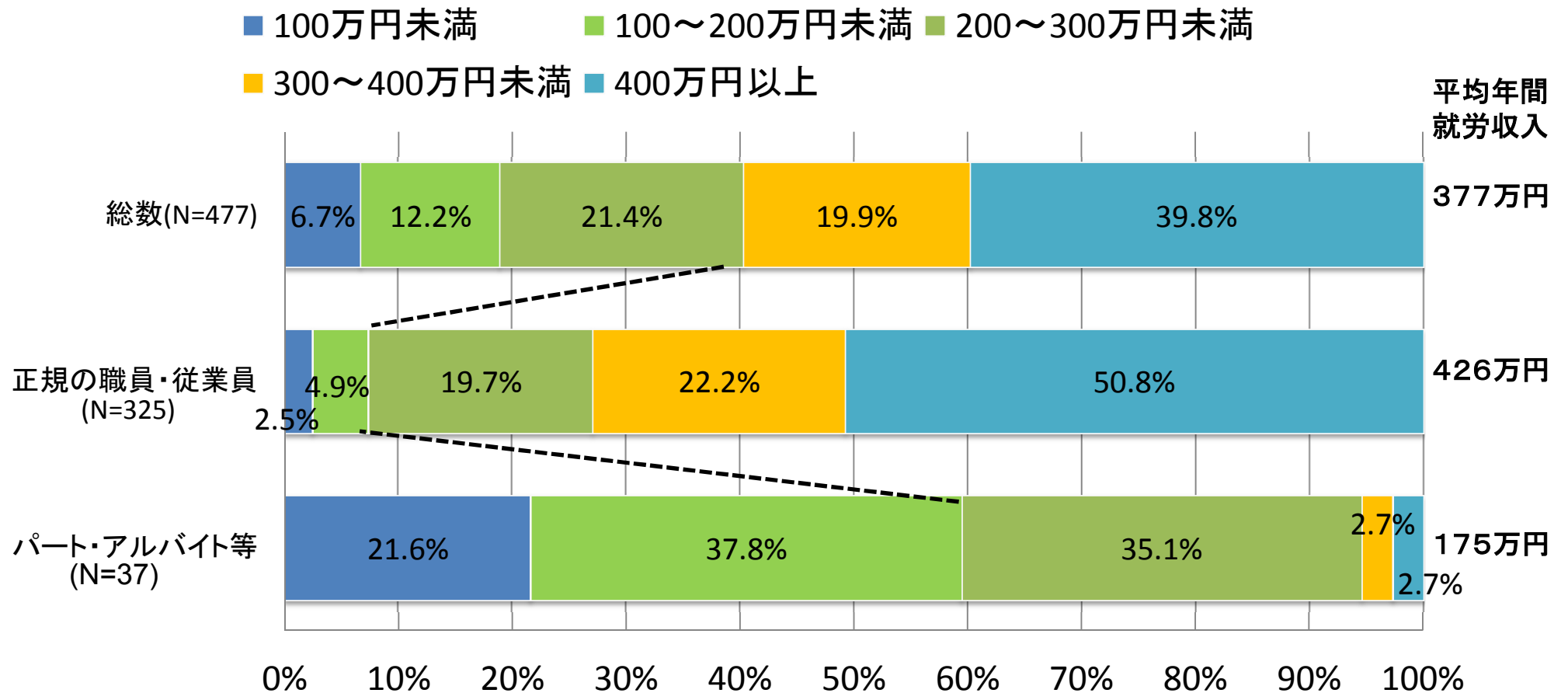
2(1) 就労収入の状況(母子家庭)(再掲)

- 現在、就業している母子世帯の母の平均年間就労収入は「正規の職員・従業員」では270万円、「パート・アルバイト等」では125万円。
- 地位別の収入分布では、正規の職員・従業員では、200万円未満が30.3%である一方、パート・アルバイト等では、200万円未満が86.4%を占める。



2(2) 就労収入の状況(父子家庭)(再掲)

- 現在、就業している父子世帯の父の平均年間就労収入は「正規の職員・従業員」では426万円、「パート・アルバイト等」では175万円。
- 地位別の収入分布では、正規の職員・従業員では、「400万円以上」が50.8%である一方、パート・アルバイト等では、200万円未満が59.4%を占める。



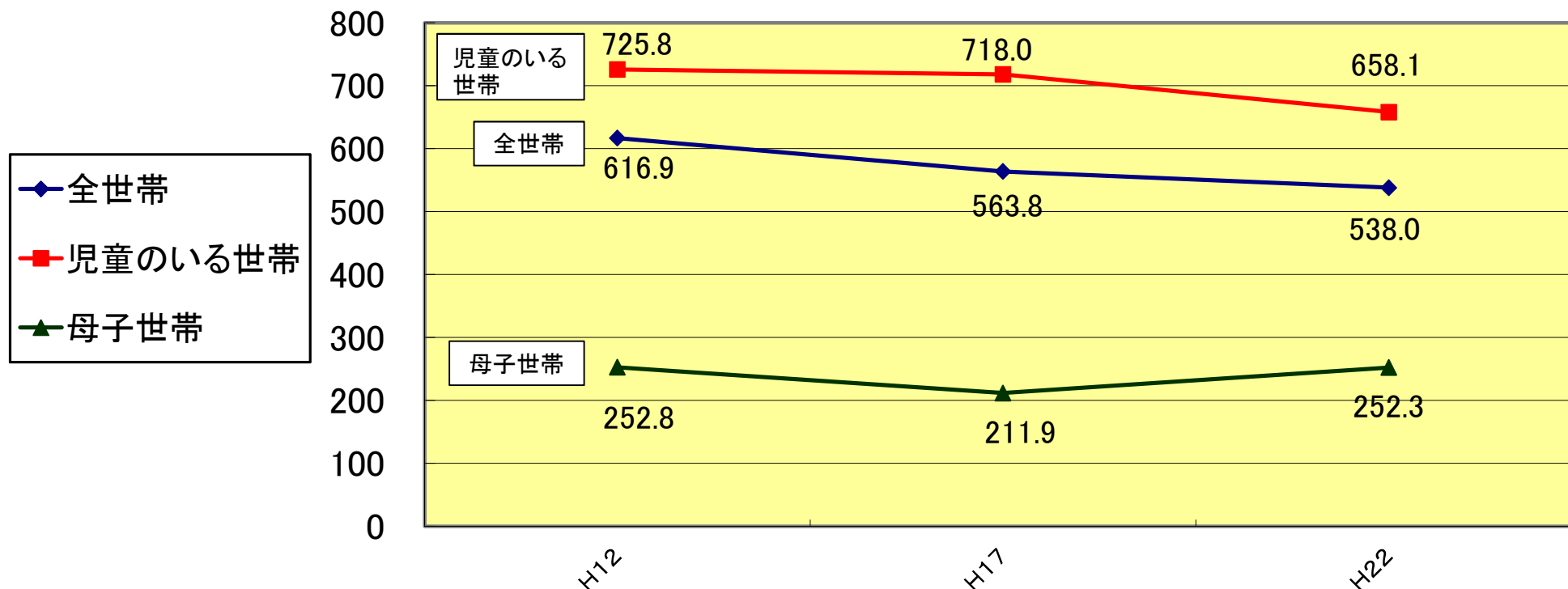
(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

3 世帯類型別の平均所得額の年次推移(再掲)

- 全世帯及び児童のいる世帯は、平成12年度から平成22年度にかけて下降。
- 母子世帯は、平成12年度から17年度にかけて下降、平成17年度から22年度にかけて上昇。

世帯類型別の平均所得額の年次推移(平成12年度～平成22年度)

単位:万円



注) 所得は、稼働所得、財産所得、社会保障給付金等の総額。

母子世帯は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子のみで構成している世帯。

(国民生活基礎調査を出典とするデータについて、以降の資料において同じ。)

(出典)国民生活基礎調査(平成13年度、平成18年度、平成23年度)

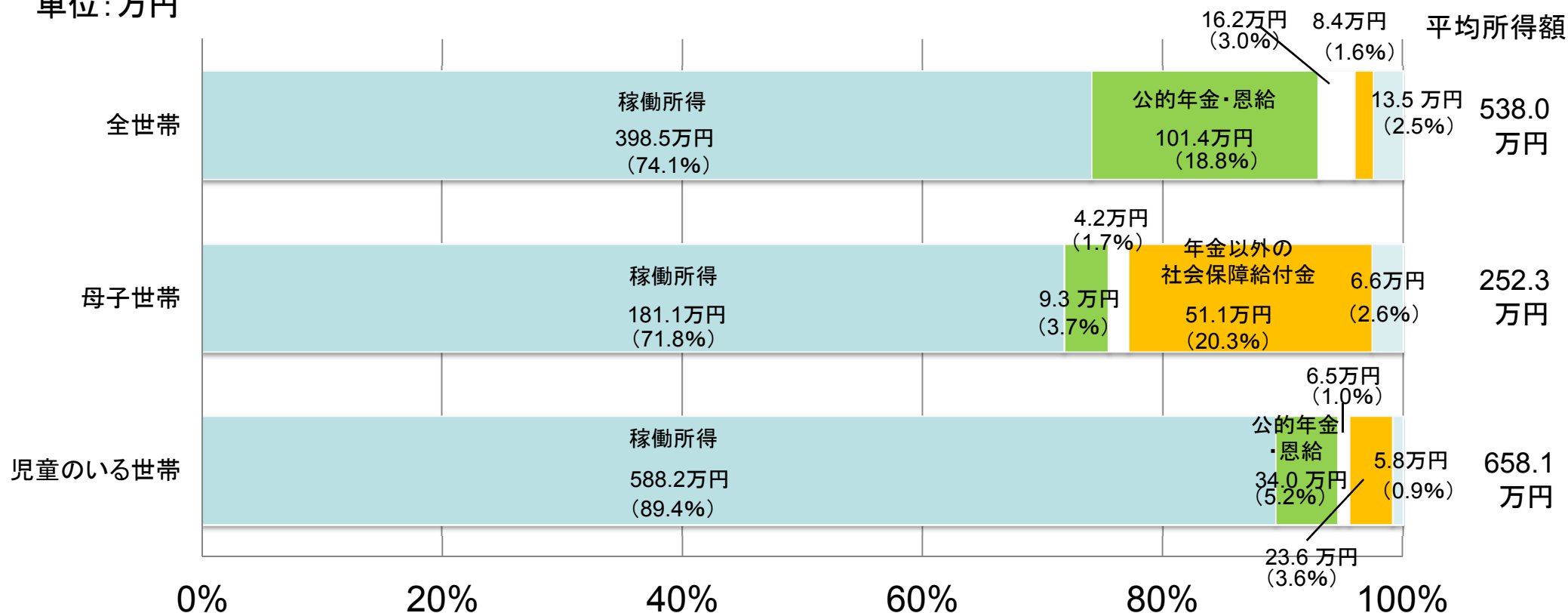
4 世帯類型別の所得の種類別平均所得額の状況(再掲)

○母子世帯の総所得は年間252.3万円。「全世帯」の47%、「児童のいる世帯」の38%に過ぎない
(平成23年国民生活基礎調査)

○その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。「児童のいる世帯」の31%に過ぎない。
※ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%と、高い水準になっている。

■ 稼働所得 ■ 公的年金・恩給 □ 財産所得 ■ 年金以外の社会保障給付金 ■ 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得

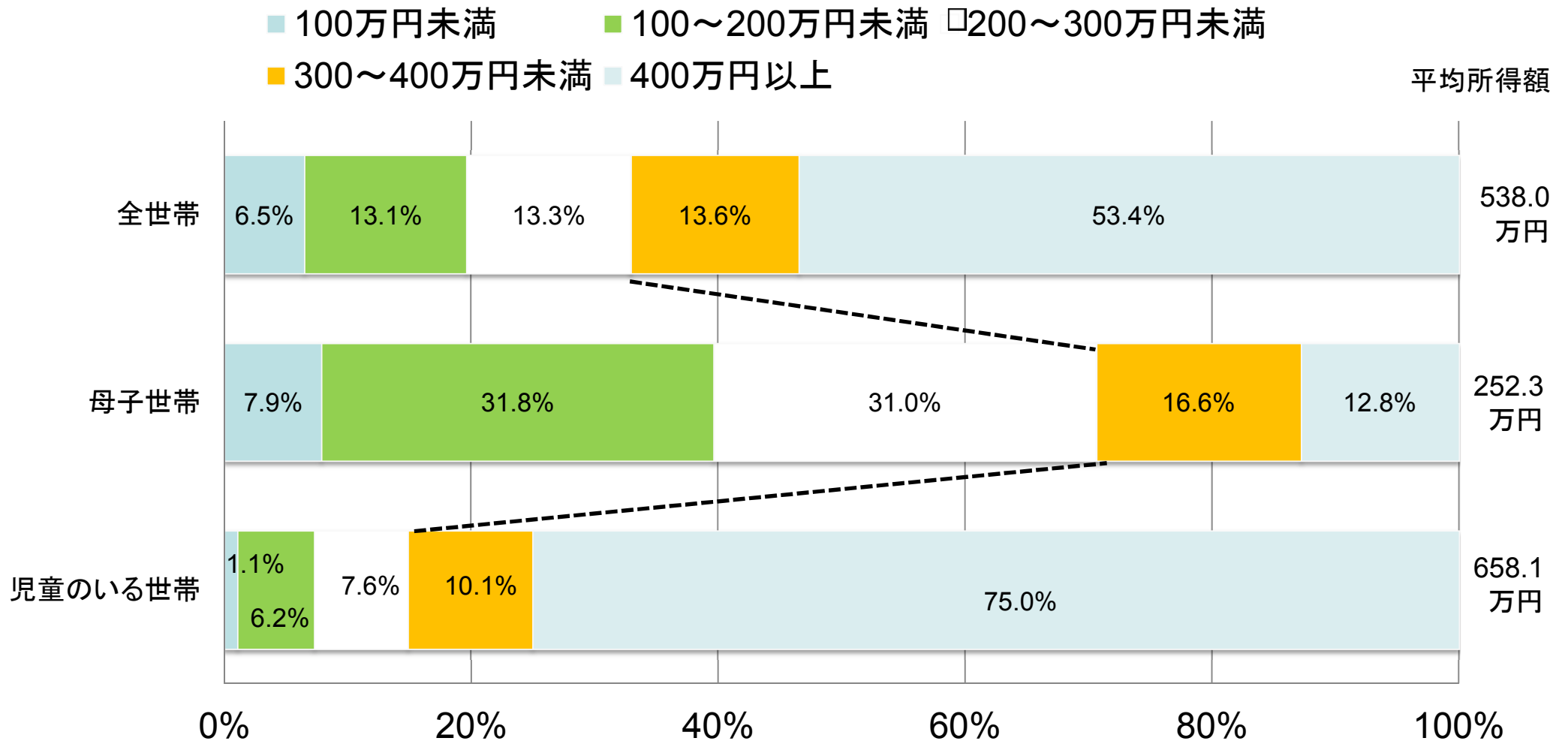
単位:万円



(出典)平成23年度国民生活基礎調査

5 世帯類型別の平均所得の分布状況

○母子世帯の平均所得額は、300万円未満が70.7%以上である一方、全世帯では300万円未満の世帯が32.9%、児童のいる世帯では300万円未満の世帯が14.9%となっている。



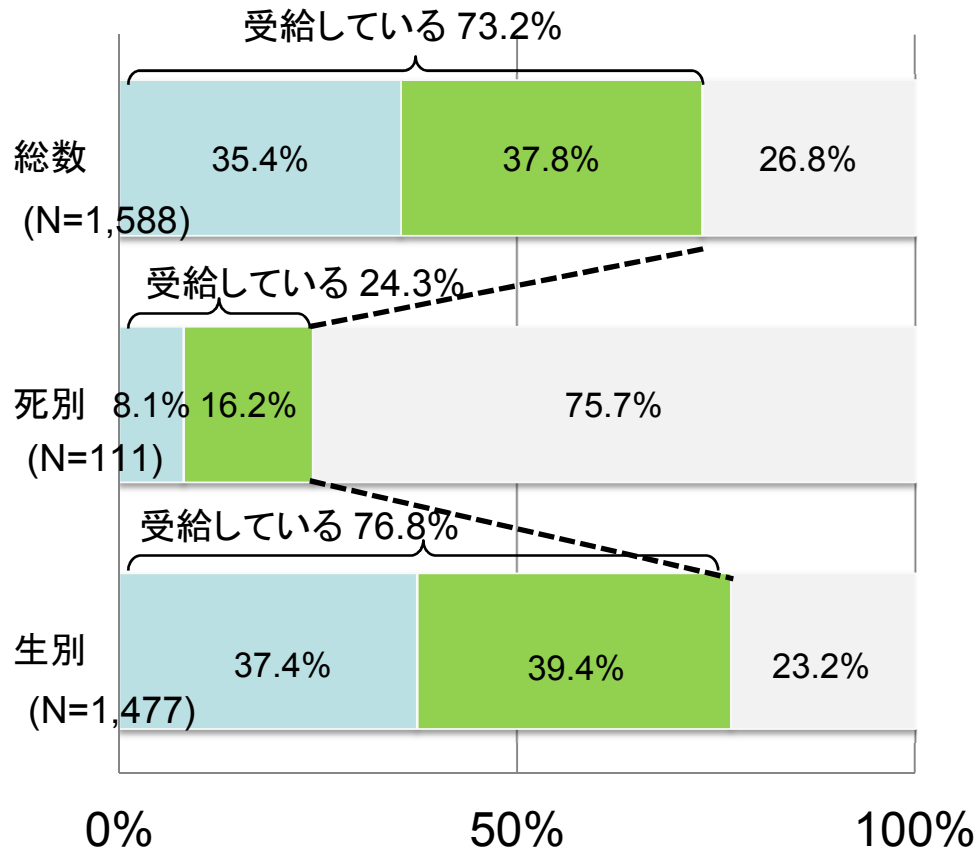
(出典)平成23年度国民生活基礎調査

6 ひとり親世帯の児童扶養手当の受給状況(再掲)

○母子世帯では、母が児童扶養手当を受給している割合が73.2%であるのに対して、父子世帯では、父が児童扶養手当を受給している割合は45.9%である。

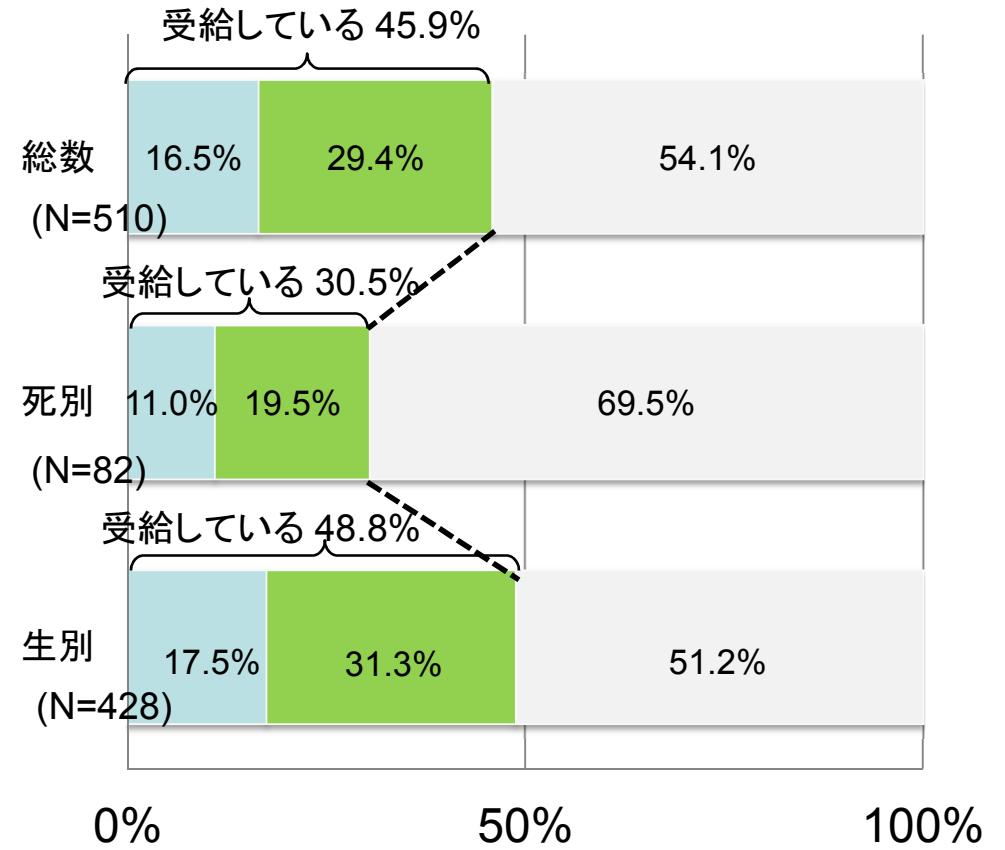
母子世帯

■ 全部支給 ■ 一部支給 □ 受給していない



父子世帯

■ 全部支給 ■ 一部支給 □ 受給していない



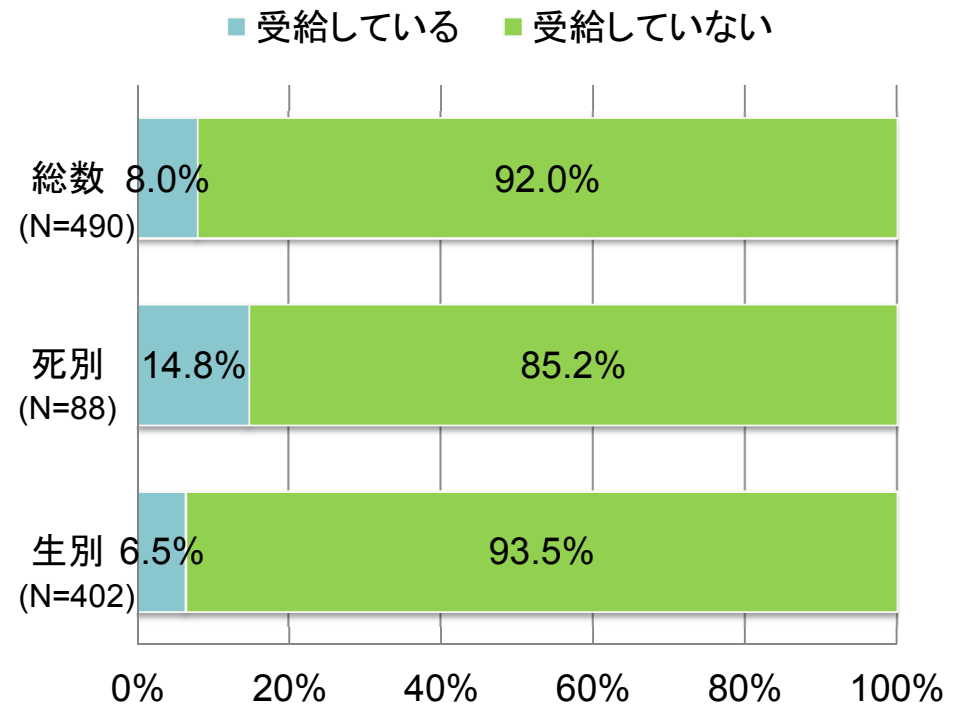
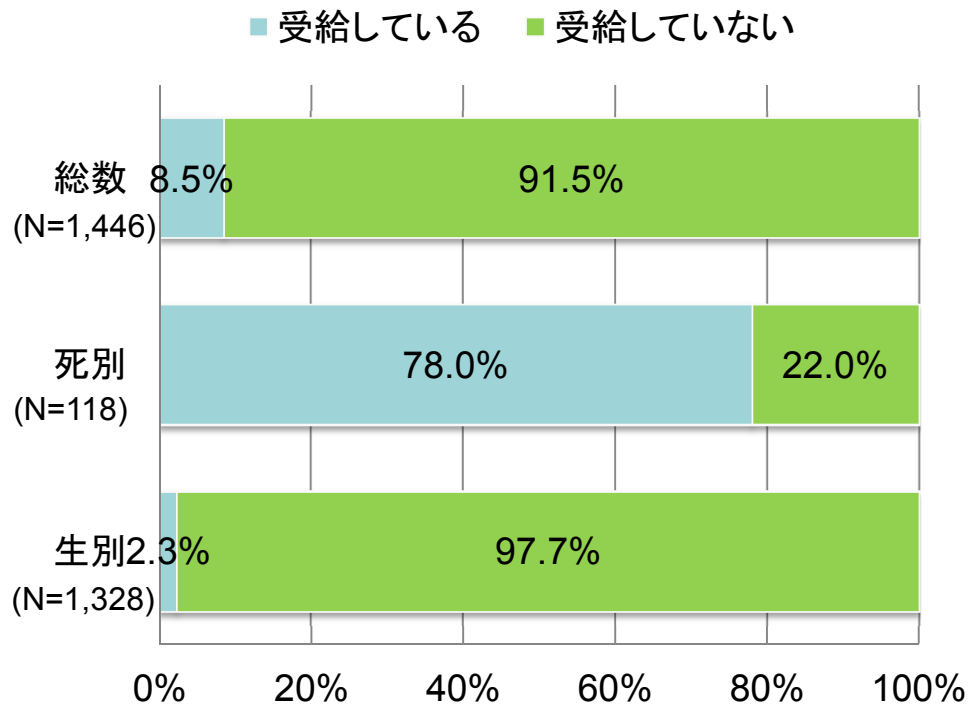
(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査

7 ひとり親世帯の公的年金の受給状況

○母子世帯の母は、公的年金を受給している割合が8.5%。父子世帯の父は、公的年金を受給している割合は8.0%である。

母子世帯

父子世帯



注) 受給している公的年金の種類は、母子世帯の母で、遺族年金が75.6%、障害年金が17.1%、老齢年金が0.8%、その他不詳が6.5%。父子世帯の父で、遺族年金が17.9%、障害年金が33.3%、老齢年金が38.5%、その他不詳が10.3%。

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

8 ひとり親世帯の生活保護の受給状況

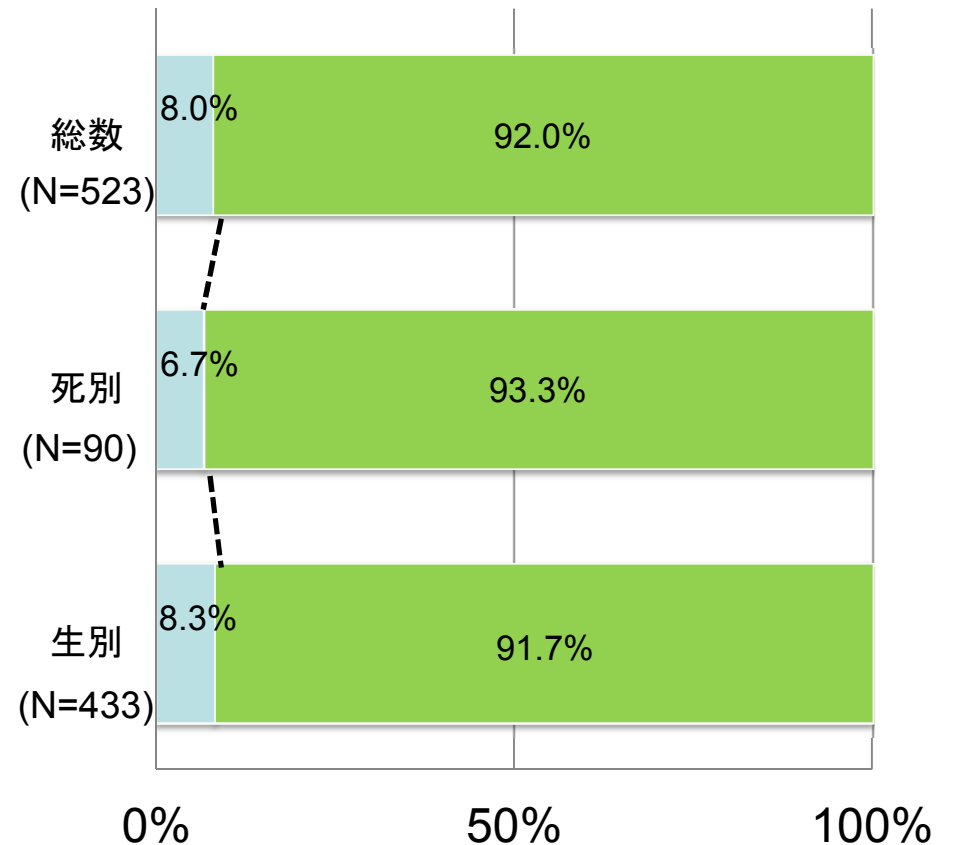
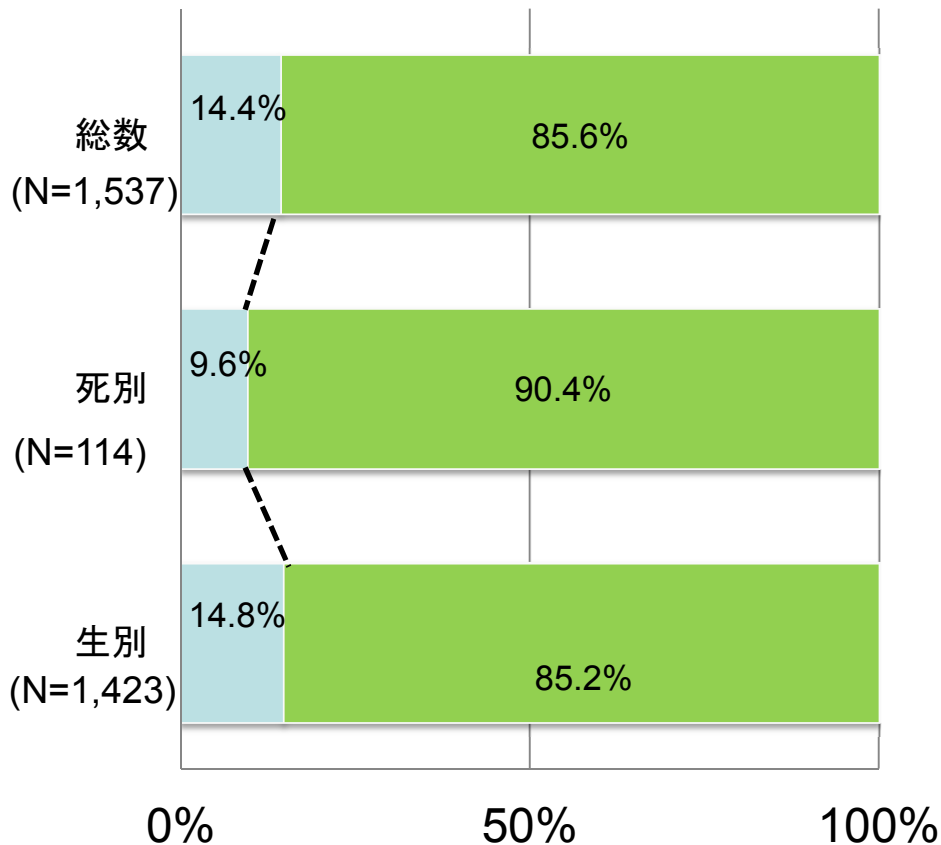
○母子世帯では、生活保護を受給している割合が14.4%であるのに対して、父子世帯では、生活保護を受給している割合は8.0%である。

母子世帯

父子世帯

■ 受給している ■ 受給していない

■ 受給している ■ 受給していない



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

V. 經濟的支援

② 施策編

1. 児童扶養手当制度

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、父又は母の配偶者に養育されるとき、公的年金等の給付を受けることができるとき等は支給されない。

4. 手当月額（平成25年4月）

・児童1人の場合 全部支給：41,430円 一部支給：41,420円から9,780円まで

・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

※ 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)により、手当月額に係る特例水準の解消(1.7%)を図る。(平成25年10月0.7%、平成26年4月0.7%、平成27年4月0.3%)

5. 所得制限限度額(収入ベース)

・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円

・扶養義務者(6人世帯) : 610.0万円

6. 受給状況 ※東日本大震災の影響により郡山市及びいわき市以外の福島県を除く。

・平成24年3月末現在の受給者数 1,070,211人 (母:1,002,986人、父:61,792人、養育者:5,433人)

7. 予算額(国庫負担分) [25年度予算案] 1,772.5億円 [24年度予算額] 1,768.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村

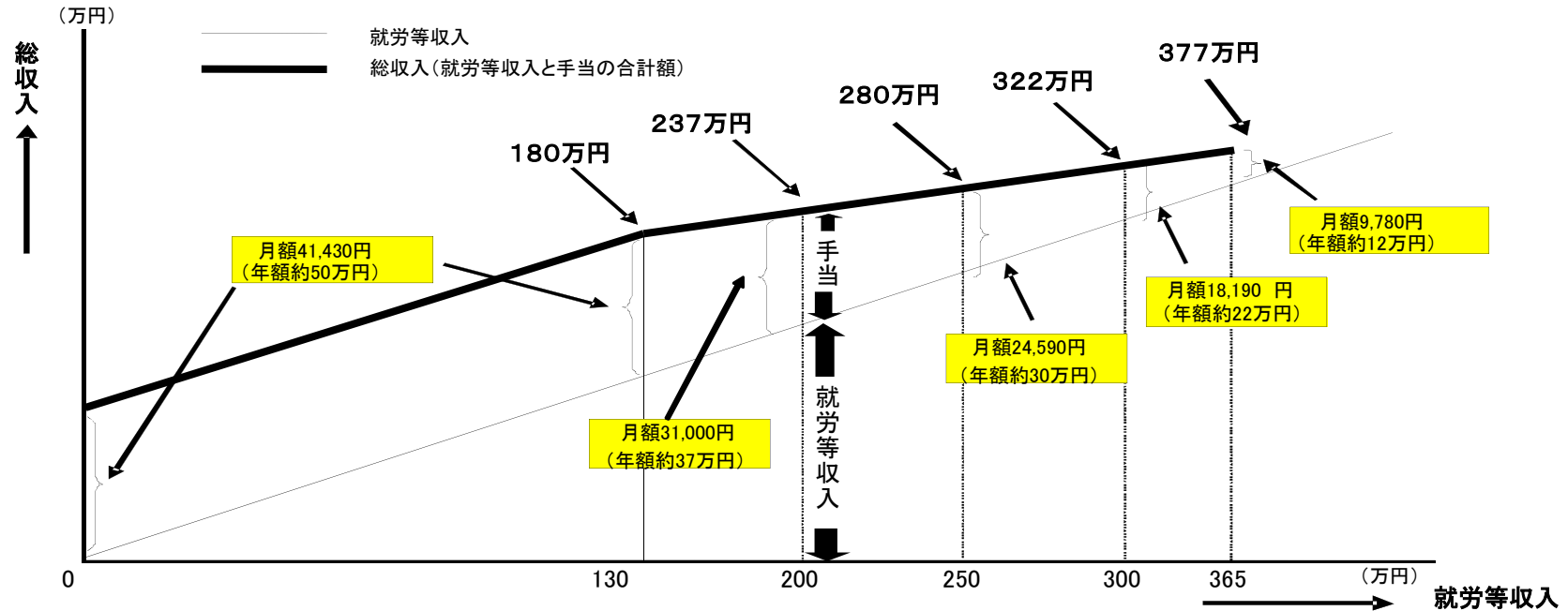
・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

※昭和60年7月以前の既認定者(経過措置対象者：平成24年3月末現在183人)の支給主体は国(費用負担:国 10/10)となっている。

(参考) 児童扶養手当の所得制限について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定。また、就労意欲に配慮して就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

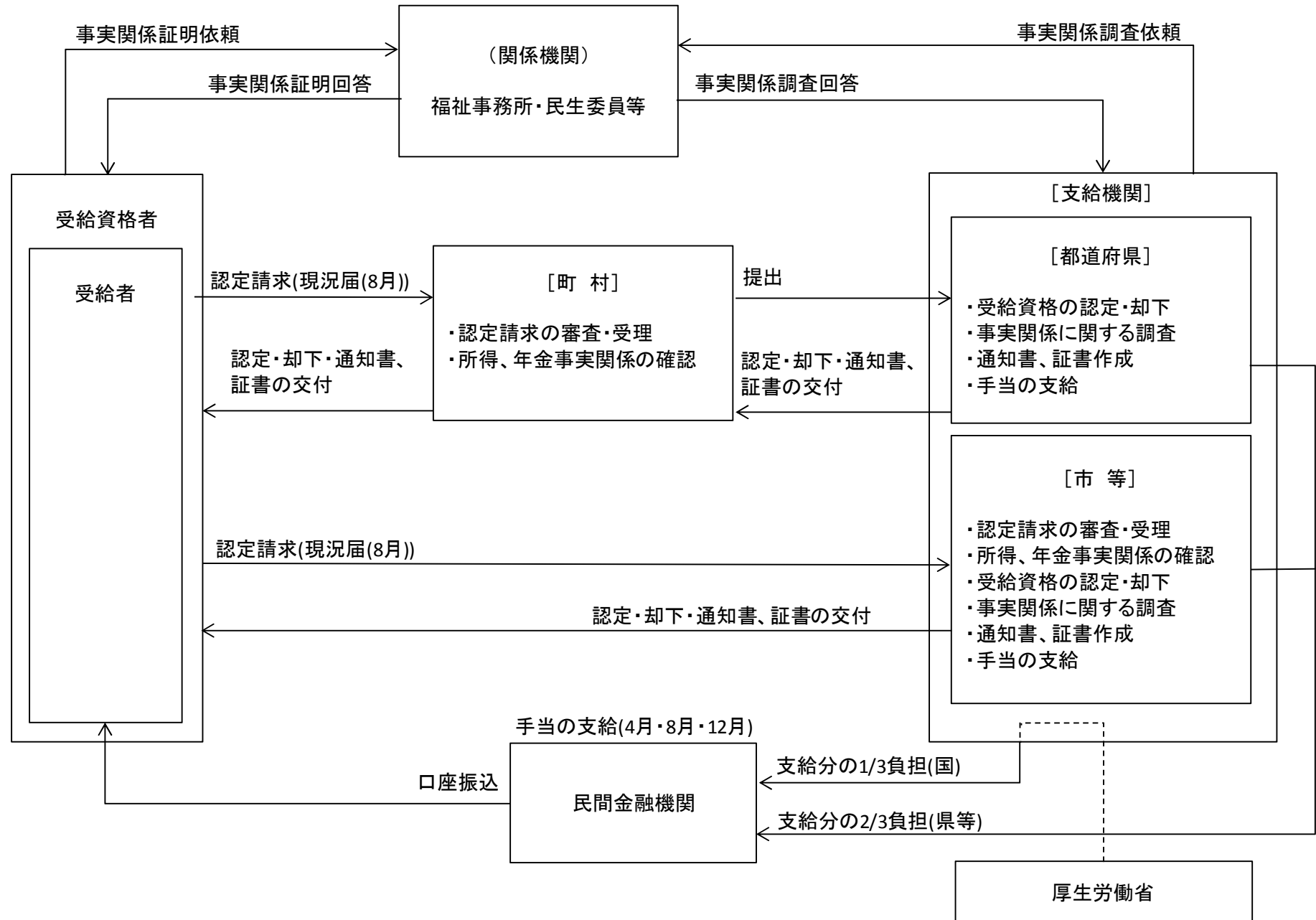
○平成25年4月 手当額の例 (手当受給者と子1人の家庭の場合)



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円 (92 万円)	192万円 (311.4万円)
1人	57万円 (130 万円)	230万円 (365 万円)
2人	95万円 (171.7万円)	268万円 (412.5万円)
3人	133万円 (227.1万円)	306万円 (460 万円)
4人	171万円 (281.4万円)	344万円 (507.5万円)
5人	209万円 (335.7万円)	382万円 (555 万円)

※ ()内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

(参考) 児童扶養手当支給認定事務の流れ



1-1 児童扶養手当受給者数の推移(再掲)

○平成23年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯
		離婚	その他				
母子世帯	977,578 (100.0%)	871,781 (89.2%)	1,423 (0.2%)	8,135 (0.8%)	88,625 (9.1%)	4,281 (0.4%)	3,333 (0.3%)
父子世帯	61,594 (100.0%)	53,829 (87.4%)	40 (0.0%)	5,788 (9.4%)	570 (1.0%)	1,128 (1.8%)	239 (0.4%)
その他の世帯※	31,039						
計	1,070,211						

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成13年度末は759,194人、平成23年度末は1,070,211人となっている。

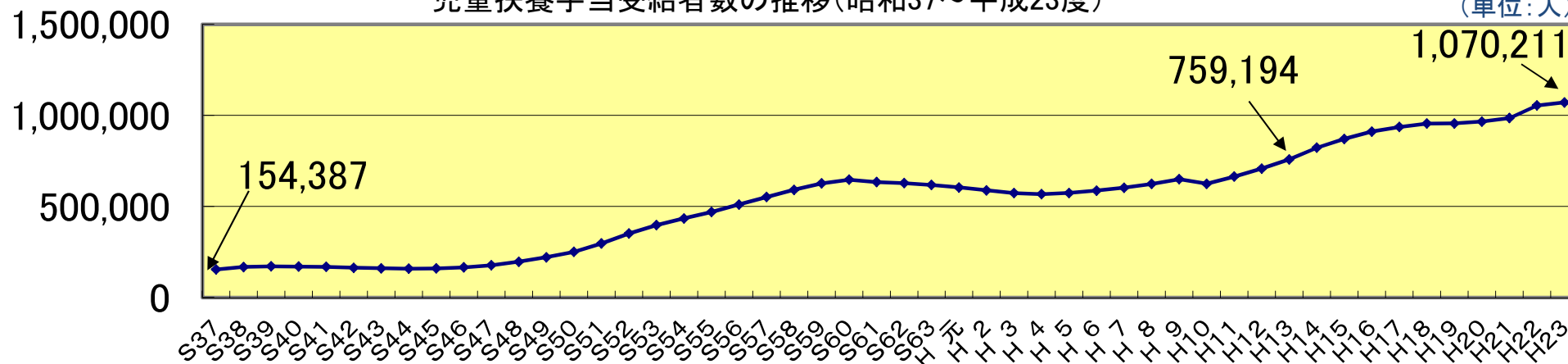
(平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大)

(東日本大震災の影響により、郡山市及びいわき市以外の福島県を除いて集計)

○平成23年度末において、全部支給者は613,237人(57.3%)、一部支給者は456,974人(42.7%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37~平成23度)

(単位:人)



(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例(確定値)」)

1-2 児童扶養手当に関して検討課題とされている事項について

○ 平成21年通常国会において、母子家庭と同様に、父子家庭にも児童扶養手当を支給することを内容とした、児童扶養手当法の一部を改正する法律(平成22年法律第40号)が成立。その際、同法附則第5条に、検討規定が設けられ、施行後3年を目途として、児童扶養手当制度を含め、ひとり親家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。

【参考】改正児童扶養手当法の検討規定の制定経緯

- 改正児童扶養手当法は、民主党のマニフェストを踏まえて閣法として提出されたものであるが、修正もなく全会一致で可決。
- 同マニフェストには、「5年以上の受給者等を対象に行っている児童扶養手当の減額制度を廃止する」ことについても盛り込まれていたが、予算編成過程の中で、政府部内での十分な議論が尽くせなかったために盛り込まれず、民主党政権の1期4年の中で措置することとされ、これを踏まえ、法案制定段階から、同法附則に施行後3年後を目途とした検討規定が盛り込まれた。
- ※ 但し、このときの附帯決議において、児童扶養手当の「5年以上受給者の一部支給停止措置」については、法律改正ではなく、政省令の運用改善により対応することとなっている。

○ 国会審議における附帯決議において、児童扶養手当については、以下の事項について適切な措置を講ずるべきとされ、今後の検討課題とされた。

- ①DV被害等により事実上離婚状態にある世帯に対し児童扶養手当が支給されるよう制度運営の在り方の検討
- ②公的年金等の受給者に対する児童扶養手当の支給制限措置の在り方の検討
- ③児童扶養手当の5年経過後の一部支給停止措置の運用の改善等の検討
- ④養育費確保の取組の効果等を踏まえた離婚した父の所得による支給制限措置の規定(未施行)の在り方の検討
- ⑤児童扶養手当制度について、父子家庭への支給拡大、ひとり親世帯の所得状況、生活実態、社会経済状況の変化及び他の所得保障制度との関係等を踏まえた在り方の検討

○ また、平成24年には、総務省行政評価局から、児童扶養手当と公的年金との併給制限の在り方について、児童扶養手当法改正法の施行後3年(平成25年)を目途とした検討・見直しが求められた。

1-3 DV被害者に対する児童扶養手当の支給について

改正の概要

- 配偶者からの暴力(DV)の被害者については、これまで父又は母に1年以上遺棄されていることを要件としていた。しかしながら、平成22年の児童扶養手当法の一部を改正する法律の附帯決議において、手当が適切に支給されるよう、制度の運営の在り方について検討するよう求められていた。これを踏まえ、1年以上遺棄されている場合に加え、裁判所の保護命令が発令された場合には、直ちに支給対象とすることとした。(政令改正(平成24年8月施行))

【児童扶養手当法】

- ① 父母が婚姻を解消
- ② 父又は母が死亡
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障害
- ④ 父又は母の生死が明らかでない
- ⑤ その他①から④に準ずる状態で政令に定めるもの

【児童扶養手当法施行令(改正後)】

- ⑥ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑦ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- ⑧ 父又は母が1年以上拘禁
- ⑨ 母が婚姻によらないで懐胎(未婚)
- ⑩ ⑨に該当するか明らかでない(棄児)

(参考:改正前)

- 児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給するものであり、法律において「父母の婚姻解消」等、ひとり親家庭状態と認められる要件を規定するとともに、それに準ずる状態として政令に規定したのも支給対象として認めている。
- DV被害者については、「遺棄」の枠組みで、1年の観察期間を置いて支給していたところ。

【児童扶養手当法】

- ① 父母が婚姻を解消
- ② 父又は母が死亡
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障害
- ④ 父又は母の生死が明らかでない
- ⑤ その他①から④に準ずる状態で政令に定めるもの

【児童扶養手当法施行令(改正前)】

- ⑥ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎(未婚)
- ⑨ ⑧に該当するか明らかでない(棄児)

1-4 児童扶養手当の公的年金給付との併給調整について

- 現在、児童扶養手当は、公的年金給付を受けられることができる場合等には支給されない。このため、児童扶養手当よりも低額の年金を受給している場合にも、手当が全額支給されない。このような状況を踏まえ、平成22年の児童扶養手当法の一部を改正する法律の附帯決議では、その在り方を検討することとされている。また、従来より国会質問での指摘や訴訟の提起等もされており、平成24年2月には総務省行政評価局長から改正を検討すべきとの通知※もなされている。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正により、父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったが、父子家庭は遺族基礎年金を受給できないため、低額の遺族厚生年金のみを受給している父子家庭に、手当が支給されないケースが発生。このようなケースについては是正を求めるもの。

現行制度

- 児童扶養手当は、次の場合には支給されない。
 - (1) 受給資格者が公的年金給付(老齢福祉年金を除く)を受けられることができる場合
(ただし、その全額が支給停止されている場合を除く)
 - ・障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等)
 - ・老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金、老齢共済年金等)
 - ・遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金等)
 - (2) 対象児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けられることができる場合
(ただし、その全額が支給停止されている場合を除く)
 - ・父又は母が死亡したことによる遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金等)
 - (3) 子が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき

現行の併給調整の考え方

- 児童扶養手当と年金は稼働能力の低下に対する所得保障という同一の性格を有する給付。両方を受けられることができる場合には、公的な所得保障を二重に行うことを避けるため、併給調整を実施。
 - 調整の方法としては、年金は保険料の拠出に基づく給付であり、権利性が強いと考えられる年金を優先して支給。(児童扶養手当を支給しない)
 - 児童扶養手当と年金を併給することについては、以下のような論点がある。
 - ① 稼働能力の低下に伴う所得保障の給付を二重に行うこととなること
 - ② 他の所得保障制度における併給調整の取扱いに与える影響を考慮する必要があること
- [併給調整している他の制度の例]
- ・雇用保険(失業給付)と老齢厚生年金
 - ・労働基準法による遺族補償と遺族基礎年金
 - ・障害基礎年金と遺族基礎年金

1-5 児童扶養手当の一部支給停止及びその適用除外について

概要

- 児童扶養手当については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から受給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた。(平成20年8月の定時払が最初の適用)

- ・児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年(又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年)を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。
- ・3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。

- ただし、平成20年2月に政令を制定し、一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外している。

具体的な内容

(1) 手当の一部支給停止の適用除外となる事由

- ① 就業している。
- ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上的の障害がある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

(2) 一部支給停止の適用除外となるための手続

- 手当の支給開始後5年等を経過する月(以下「5年等満了月」という。)の直前の時期の現況届(8月)と併せて、(1)①~⑤のいずれかに該当する旨を明らかにできる書類を自治体に提出。

※平成22年の児童扶養手当法の一部を改正する法律の附帯決議を踏まえ、24年6月に省令を改正し、本手続を現況届の手続と同時に行うことで一体化させる運用改善を実施

一部支給停止者の状況(平成24年3月末現在)

・5年等満了月を迎えた受給者に占める割合:0.8%

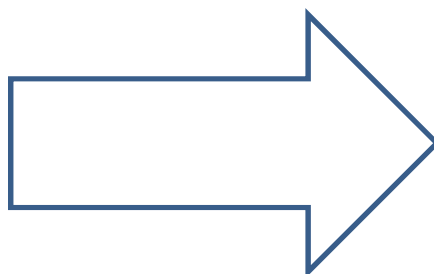
・全受給者に占める割合:0.4%

(参考) 一部支給停止適用除外手続の見直しについて

- 5年等満了時の一部支給停止の適用除外手続については、これまで、5年等満了月以前3ヶ月間に届出を行うこととされていたため、現況届と同じ届出期間に届出を行うことができるのは、5年等満了月が8月である場合に限られていた。
- 今回の見直しでは、5年等満了月が8月以外の月である場合にも、全ての月について、適用除外届の2回目以降提出者と同じ届出期間で届出を行うことができるよう省令を改正し、現況届との同時提出を可能とした。
- 24年8月の現況届から実施。ただし、24年8月の現況届から実施できないやむを得ない理由があるときは、25年6月までの5年等満了月に限り、改正前と同じ届出期間による取扱いも可能としている。

<改正前>

- ① 5年等満了月以前3ヶ月間に届出。
- ② 適用除外事由がない場合、5年等満了月の翌月に、自治体の相談指導を受けて求職活動を行い、適用除外の届出。
- ③ 届出をした場合、5年等満了月の翌月から、7月まで、一部支給停止を適用除外。



<改正の考え方>

- これまでも、2回目以降提出者の届出期間は8月であり、現況届と同時提出が可能。
- これを踏まえ、5年等満了時の届出も、2回目以降提出者と同じ届出期間で届出を行うことも可能とし、現況届と同時提出を可能とする。
- 具体的には、届出期間に8月が含まれるように、届出期間の始期を8月まで前倒しする。

<改正後>

- ① 5年等満了月以前3ヶ月間及びその翌月のいずれにも8月が含まれていない場合について、届出期間の始期を8月まで前倒しし、現況届と併せて適用除外の届出。
(例)
 - ・ 24年11月に5年等満了の場合→24年8月から届出可能に。
- ② 適用除外事由がない場合、8月の現況届又は5年等満了月の翌月に、自治体の相談指導を受けて求職活動を行い、適用除外の届出。
- ③ 届出をした場合、5年等満了月の翌月から、7月まで、一部支給停止を適用除外。

1-6 離婚した父の所得による所得制限(未施行)について

1. 概要

- 昭和60年の児童扶養手当法改正の際に、離婚による母子家庭について、離婚した年の前年の父の所得が一定額以上である場合に、支給制限を行う旨の改正規定が盛り込まれた。
- この規定は、扶養義務を果たすべき親に高額な所得がある場合には、まず親による扶養を期待することが適当ではないかとの考えの下に設けられたもの。
- しかしながら、改正当時、養育費の取得状況が十分でないこと等を踏まえ、養育費の支払いの履行が進んだ後に施行することとし、同改正規定については、父親からの養育費の取得状況等を勘案しながら政令で施行日を定めることとされた。
- 現時点でも未施行となっている。

(参考)児童扶養手当法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第48号)

附則第1条第2項 政府は、前項のただし書に規定する政令※を定めるに当たっては、婚姻を解消した父の児童に対する扶養義務の履行の状況、当該父の所得の把握方法の状況等を勘案しなければならない。

※ 離婚した年の前年の父の所得が一定額以上である場合に、支給制限をかける改正規定の施行日を定める政令

2. 施行時期等の検討について

- これまでも養育費確保のための取組を進めてきたところであるが、現在のところ養育費の支払いを受ける家庭は、母子家庭の約2割程度。養育費の支払いの履行状況をどう考えるか。

(参考)これまでの養育費確保の取組

養育費相談支援センター等における相談事業や、「養育費の手引き」やリーフレットの配布、民法改正による離婚届に取り決めの有無欄を設ける等の養育費等の取り決めの明確化 等

2 母子寡婦福祉資金貸付金

施策概要

- 母子寡婦福祉資金貸付金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。
- 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

実施状況

○ 貸付実績の推移

	件数	金額(百万円)
平成19年度	49,912	23,517
平成20年度	49,025	23,316
平成21年度	51,170	24,264
平成22年度	51,106	24,747
平成23年度	49,745	24,255

○ 資金別貸付実績(平成23年度)

	件数	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
事業開始資金	39	0.1	79	0.3
事業継続資金	17	0.0	17	0.1
修学資金	34,982	70.3	18,628	76.8
技能取得資金	1,152	2.3	616	2.5
修業資金	861	1.7	399	1.6
就職支度資金	104	0.2	20	0.1
医療介護資金	19	0.0	5	0.0
生活資金	1,207	2.4	578	2.4
住宅資金	68	0.1	70	0.3
転宅資金	757	1.5	163	0.7
就学支度資金	10,532	21.2	3,678	15.2
結婚資金	7	0.0	2	0.0
合計	49,745	100.0	24,255	100.0

現状

- 貸付実績(金額)は、直近5年では230~240億円で推移。貸付実績(金額)の約8割が修学資金。
- 母子寡婦福祉資金貸付金は、父子家庭は対象としていない。
- 国の地方自治体に対する貸付債権額が増加する中で、自治体によって償還率にばらつきがある。
- 地域主権戦略大綱(平成22年6月22日)において、母子寡婦福祉資金の貸付の権限について都道府県から市へ移譲することについて、検討対象とされているため、検討が必要。

2-1 母子寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

(平成25年4月1日現在)

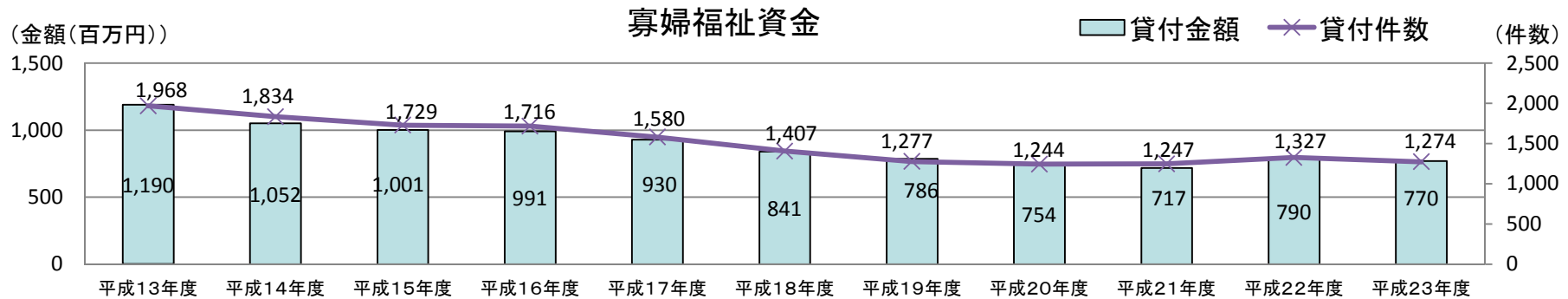
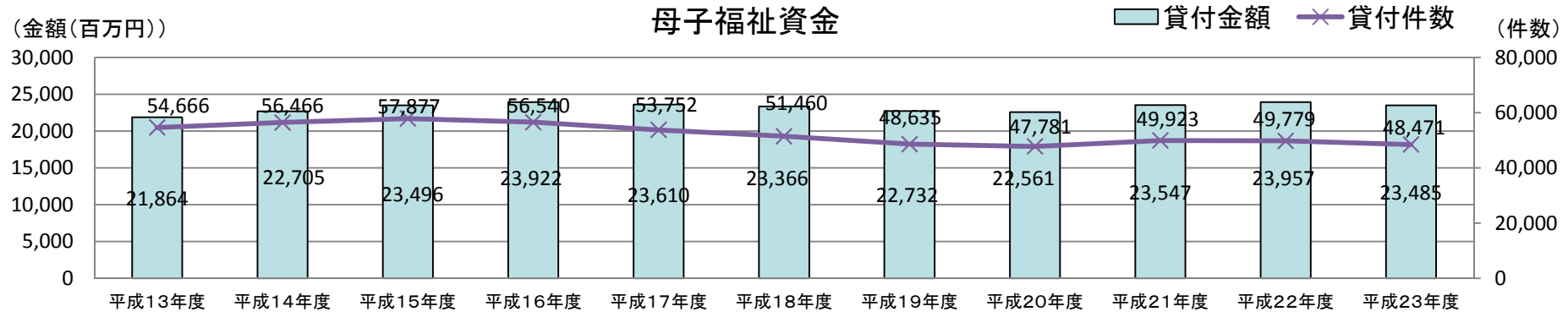
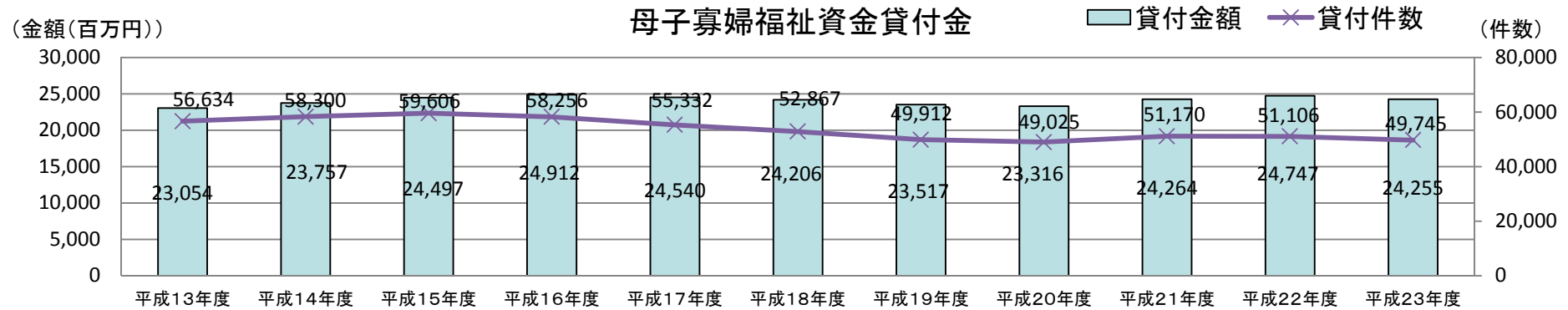
資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000円 団体 4,260,000円 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。		1年	7年以内	<母子・寡婦> (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% <母子福祉団体> 無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000円 団体 1,420,000円		6ヶ月	7年以内	<母子・寡婦> (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% <母子福祉団体> 無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	※私立の限度額を例示、()内の数値は、一般分限度額 高校、専修学校(高等課程) (自宅)月額(30,000)45,000円 (自宅外)月額(35,000)52,500円 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) (自宅)月額(54,000)81,000円 (自宅外)月額(64,000)96,000円 専修学校(一般課程) 月額(31,000)46,500円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。 (連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円(12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 320,000円		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合(保証人有) 無利子(保証人無) 年1.5% ※児童に係る貸付けの場合 修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く)寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
生活資金	母子家庭の母 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない(7年未満)母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)物価の影響を受けている母子家庭の安定した生活を支える観点から、当面、3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内 (医療又は介護)5年以内 (生活安定貸付)8年以内 (失業)5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 160,000円 修業施設等 100,000円 私立高校 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.5%

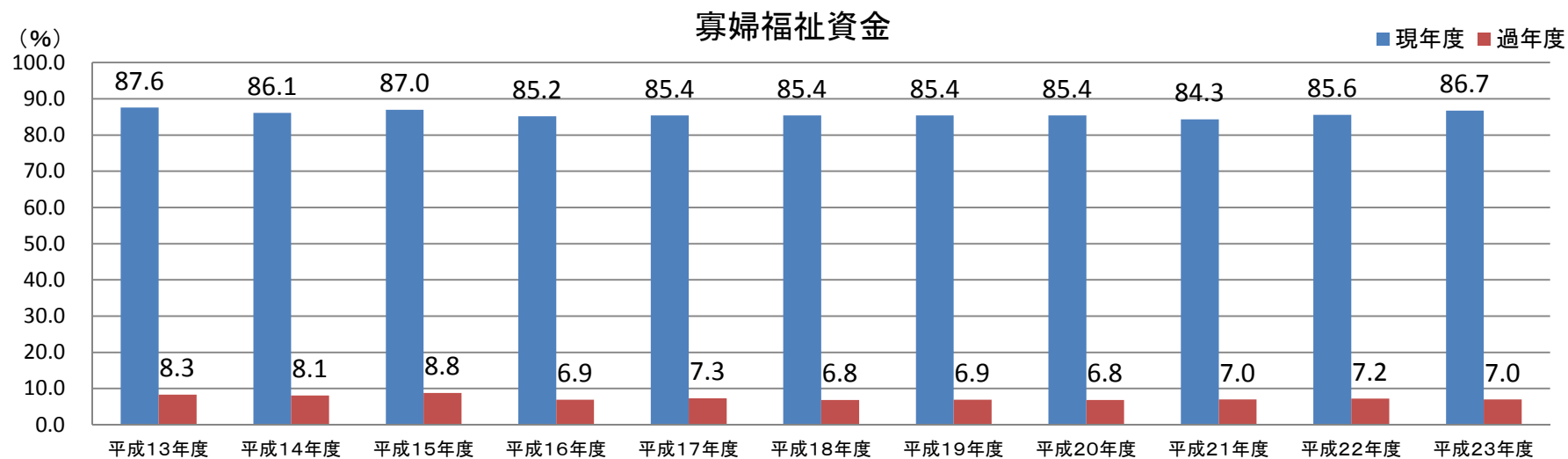
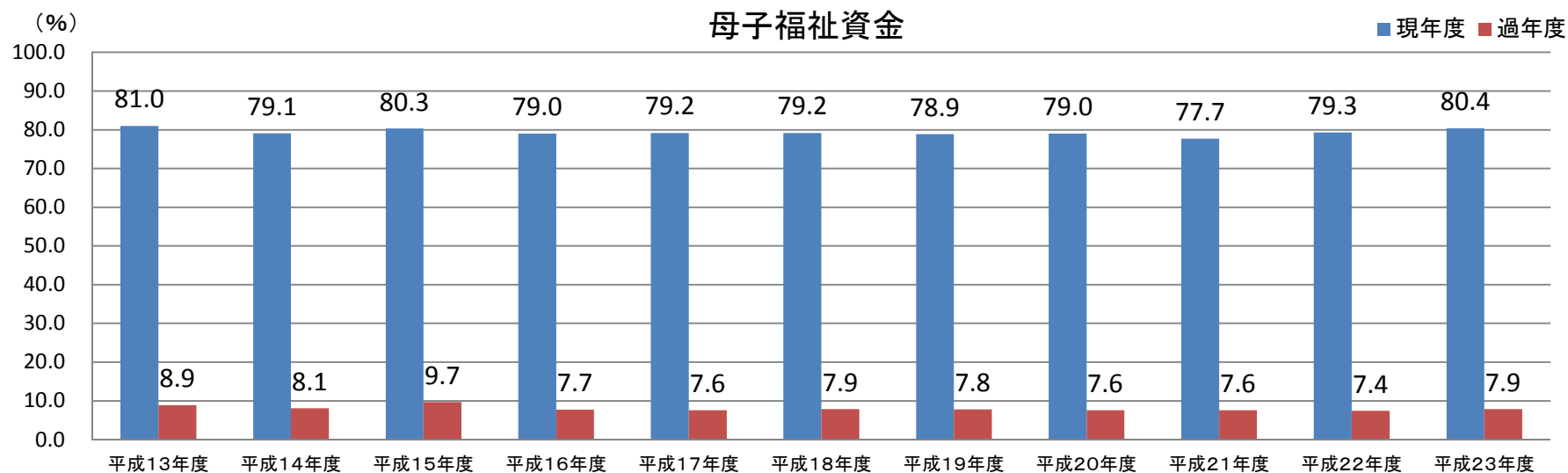
2-2 母子寡婦福祉資金貸付金の貸付実績

- 貸付金額は、230～250億円で推移している。
- 貸付件数は、減少傾向にある。



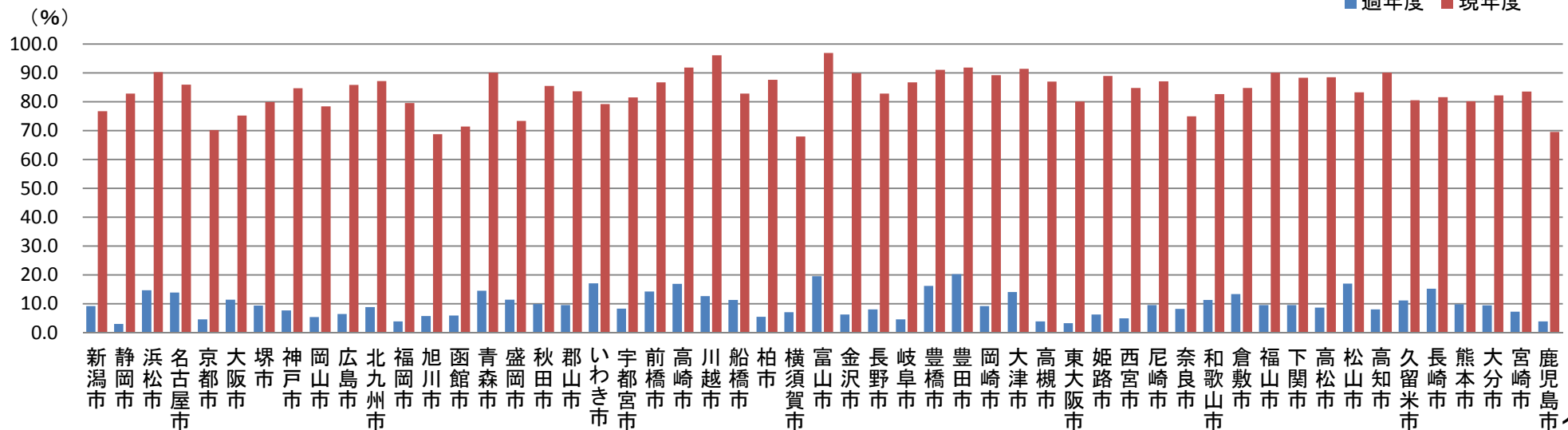
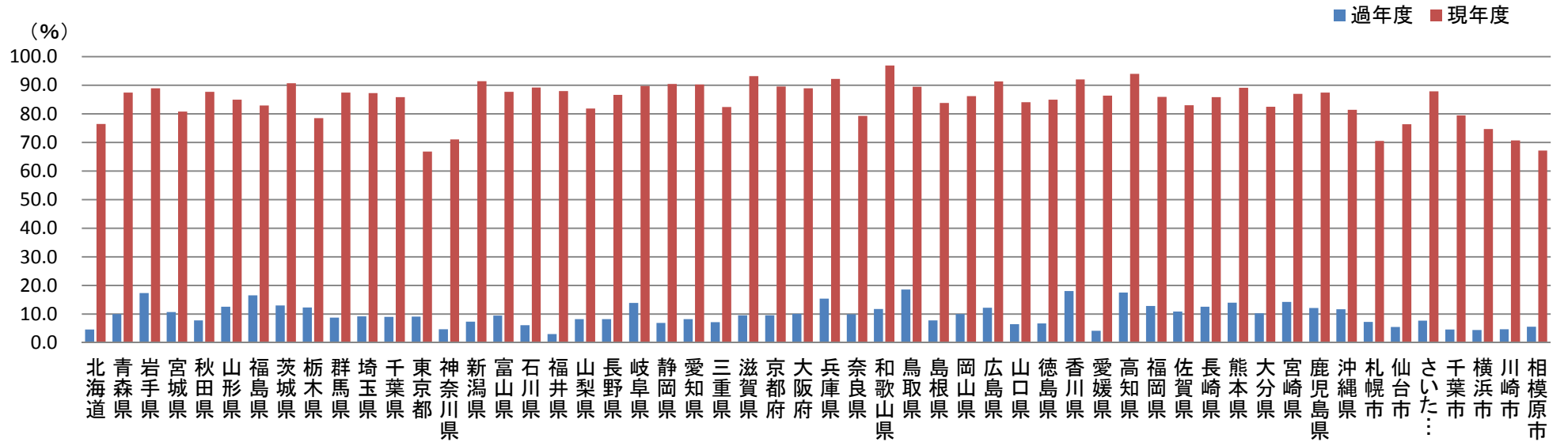
2-3 母子寡婦福祉資金貸付金償還率の推移

- 母子福祉資金では、現年度は約8割、過年度は約1割で推移している。
- 寡婦福祉資金では、現年度は約9割、過年度は約1割で推移している。



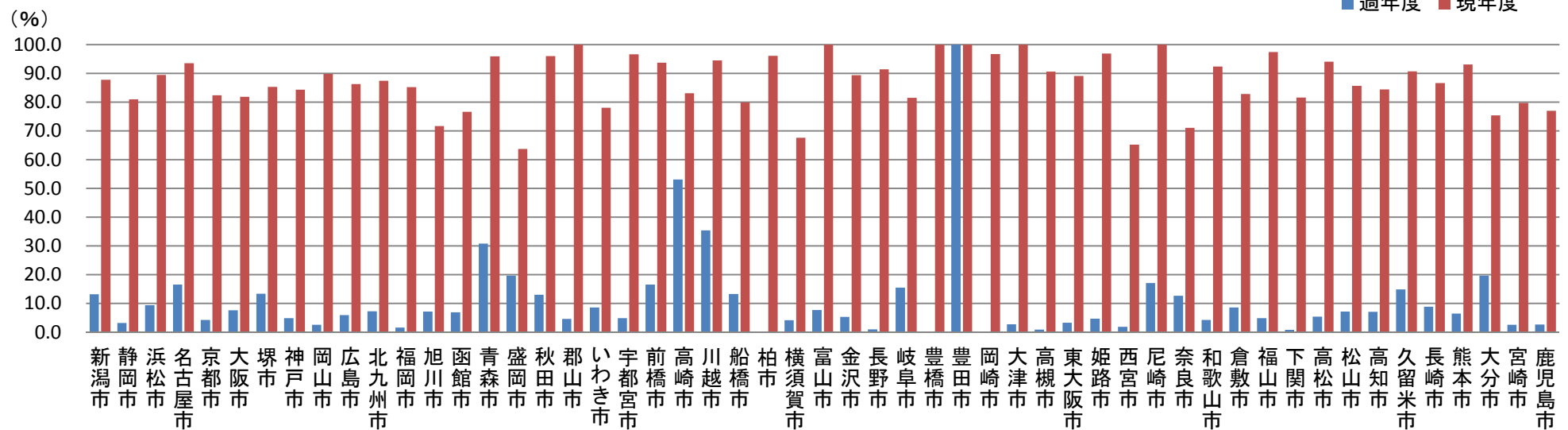
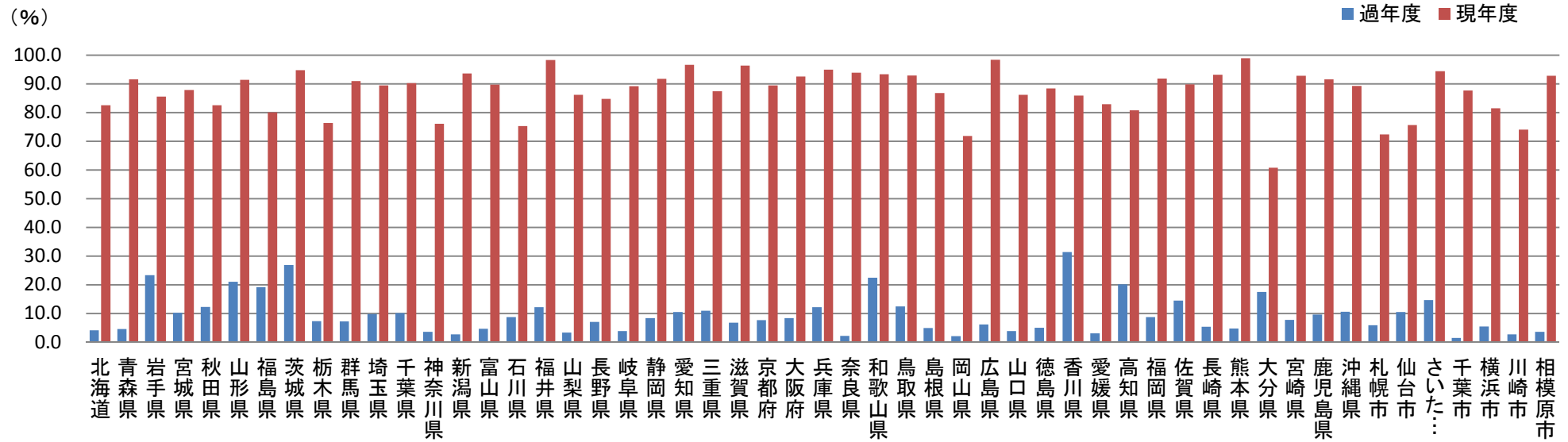
2-4(1) 平成23年度母子福祉資金貸付金償還率((実施主体別)過年度・現年度)

- 自治体によって償還率にばらつきがある。
- 現年度の償還率は8割程度であるが、過年度は1割に満たない。



2-4(2) 平成23年度寡婦福祉資金貸付金償還率((実施主体別)過年度・現年度)

- 自治体によって償還率にばらつきがある。
- 現年度の償還率は9割程度であるが、過年度は1割に満たない。



※豊橋市及び岡崎市は過年度分はない。

ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する論点(案)

1. 支援全体(実施体制)

- 支援施策の周知
- 支援の実施体制
- 父子家庭への支援

2. 就業支援

- ニーズに応じた支援
- 関係機関との連携(ハローワーク等)

3. 子育て・生活支援

- ニーズに応じた支援
- 関係機関との連携

4. 養育費確保支援

- 養育費、面会交流の取り決め・履行

5. 経済的支援

- 児童扶養手当制度、母子福祉資金貸付金の課題